会　議　録　目　次

平成30年第４回曽於市議会定例会

会期日程 …… 1

○11月30日（金）

議事日程第１号 …… 3

開　　会 …… 6

開　　議 …… 6

会議録署名議員の指名 …… 6

会期の決定 …… 6

議長諸般の報告 …… 6

市長の一般行政報告 …… 6

議会広報等調査特別委員会の事務調査報告 …… 7

承認案第５号 …… 9

議案第77号 …… 14

議案第69号～議案第76号、議案第78号～議案第87号 …… 15

散　　会 …… 21

○12月４日（火）

議事日程第２号 …… 23

開　　議 …… 25

一般質問

渡辺　利治　議員 …… 25

迫　　杉雄　議員 …… 49

徳峰　一成　議員 …… 67

散　　会 …… 88

○12月５日（水）

議事日程第３号 …… 89

開　　議 …… 91

一般質問

重久　昌樹　議員 …… 91

鈴木　栄一　議員 …… 106

九日　克典　議員 …… 121

散　　会 …… 135

○12月６日（木）

議事日程第４号 …… 137
開　　議 …… 139
一般質問
今鶴　治信　議員 …… 139
宮迫　　勝　議員 …… 163
岩水　　豊　議員 …… 179
散　　会 …… 197

○12月７日（金）

議事日程第５号 …… 199
開　　議 …… 202
議案第69号、議案第70号 …… 202
議案第71号、議案第72号 …… 211
議案第77号 …… 215
議案第73号～議案第76号、議案第78号、議案第79号 …… 221
議案第80号 …… 234
議案第81号～議案第83号 …… 255
議案第84号～議案第87号 …… 256
陳情第６号 …… 259
散　　会 …… 260

○12月21日（金）

議事日程第６号 …… 261
開　　議 …… 264
発言の訂正について …… 264
認定案第２号 …… 264
議案第69号、議案第70号 …… 295
議案第71号、議案第72号 …… 298
議案第77号 …… 300
議案第73号～議案第76号、議案第78号、議案第79号 …… 302
議案第80号 …… 309
議案第81号～議案第83号 …… 317
議案第84号～議案第87号 …… 320
議案第88号、議案第89号 …… 324
議案第90号 …… 331
議案第91号～議案第97号 …… 339

閉会中の継続審査申出について …… 345
閉会中の継続調査申出について …… 346
議員派遣の件 …… 346
閉　　会 …… 347

平成30年第４回曽於市議会定例会

会　期　日　程

平成30年第４回曽於市議会定例会会期日程

会期22日間

月	日	曜	会　　議	摘　　要
１１	３０	金	本　会　議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉会中の事務調査報告 ○議案等の上程・提案理由の説明
１２	１	土	休　　日	
	２	日	休　　日	
	３	月	休　　会	
	４	火	本　会　議	○一般質問
	５	水	本　会　議	○一般質問
	６	木	本　会　議	○一般質問
	７	金	本　会　議	○議案等の審議・委員会付託
	８	土	休　　日	
	９	日	休　　日	
	１０	月	休　　会	委員会
	１１	火	休　　会	委員会
	１２	水	休　　会	委員会
	１３	木	休　　会	
	１４	金	休　　会	
	１５	土	休　　日	
	１６	日	休　　日	
	１７	月	休　　会	

月	日	曜	会　　議	摘　　要
１２	１８	火	休　　会	
	１９	水	休　　会	
	２０	木	休　　会	
	２１	金	本　会　議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

平成30年第４回曽於市議会定例会

平成30年11月30日

（第１日目）

平成30年第４回曽於市議会定例会会議録（第１号）

平成30年11月30日（金曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第１号）

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議長諸般の報告

第４　市長の一般行政報告

第５　議会広報等調査特別委員会の事務調査報告
（議会広報等調査特別委員長報告）

第６　承認案第５号　専決処分の承認を求めることについて

第７　議案第77号　指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）

（以下18件一括提案）
第８　議案第69号　曽於市税条例の一部改正について
第９　議案第70号　曽於市有住宅条例の一部改正について
第10　議案第71号　字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）
第11　議案第72号　字の区域変更について（立馬地区）
第12　議案第73号　指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）
第13　議案第74号　指定管理者の指定について（曽於市立恒吉地区診療所）
第14　議案第75号　指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）
第15　議案第76号　指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）
第16　議案第78号　指定管理者の指定について（曽於市立図書館、曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館）
第17　議案第79号　指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）
第18　議案第80号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について
第19　議案第81号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
第20　議案第82号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）に

ついて
第21　議案第83号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第３号）について
第22　議案第84号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について
第23　議案第85号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について
第24　議案第86号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について
第25　議案第87号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　重久昌樹	２番　松ノ下いずみ	３番　鈴木栄一
４番　岩水豊	５番　渕合昌昭	６番　上村龍生
７番　宮迫勝	８番　今鶴治信	９番　九日克典
10番　伊地知厚仁	11番　土屋健一	12番　山田義盛
13番　大川内冨男	14番　渡辺利治	15番　海野隆平
16番　久長登良男	17番　谷口義則	18番　迫杉雄
19番　徳峰一成	20番　原田賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持留光一　次長兼議事係長　森岡雄三　総務係長　吉田宏明
専門員　津曲克彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	五位塚剛	教育長	瀬下浩
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	外山直英
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文
総務課長	今村浩次	社会教育課長	岩元浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田政継	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野実	商工観光課長	荒武圭一
企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩

保健課長	桐野重仁	監査委員事務局長	吉元　剛
介護福祉課長	小園正幸	農業委員会事務局長	中山純一
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一		
財部支所建設水道課長	上集基志		

開会　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより会議を開きます。

平成30年第４回曽於市議会定例会を開会いたします。

○議長（原田賢一郎）

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（原田賢一郎）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、渡辺利治議員及び海野隆平議員を指名いたします。

―――――――・――・―――――――

日程第２　会期の決定

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

―――――――・――・―――――――

日程第３　議長諸般の報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第３、議長諸般の報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

―――――――・――・―――――――

日程第４　市長の一般行政報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第４、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので、御了承願います。

―――――――・――・―――――――

日程第５　議会広報等調査特別委員会の事務調査報告

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第５、議会広報等調査特別委員会の調査報告であります。

議会広報等調査特別委員長の報告を求めます。

○議会広報等調査特別委員長（岩水　豊）

おはようございます。議会広報等調査特別委員会事務調査報告。

議会広報等調査特別委員会の事務調査を下記のとおり実施しましたので、報告いたします。

１、調査地及び調査事項。（１）調査地、福岡県大刀洗町、佐賀県多久市、福岡県古賀市。（２）調査内容。議会広報等に関する調査及び編集から発行までの手順等。

２、調査期間。平成30年11月12日月曜日から11月14日水曜日、３日間。

３、調査委員。岩水豊、松ノ下いずみ、重久昌樹、鈴木栄一、今鶴治信、伊地知厚仁。

４、調査内容。

（１）福岡県大刀洗町。

大刀洗町は、久留米市、鳥栖市に近く、面積は22.8km^2、人口は１万5,500人、高齢化率26％であり、人口は現状を維持しています。人口密度は、１km^{2}当たり670人で、曽於市の１km^{2}当たり93人と比較すれば格段に高い町であります。

議会広報委員会は、議会基本条例を平成26年４月に施行し、委員会条例を平成27年度に改正、常任委員会に変更。議会だより編集要綱を平成28年度施行、編集方針は「議事公開の原則に基づき、公平で正確な編集、平易で読みやすい紙面づくりに努める」であります。賛否の公表、迅速な発行、多様な広報手段を基本とし、広報委員は議員定数12名のうち５名で構成、任期は４年であります。

議会だよりの形式は、Ａ４版フルカラー、12ページから26ページ、5,000部発行。特徴的な記載内容として、「質疑・討論は要旨」、「議事の項目ごとに各議員の賛否」、答弁事項調査制度（「検討する」との答弁を追跡する制度）に基づき「質問の追跡」であります。また、議会モニターを公募し意見交換を行い、議会だよりに反映しています。

紙面の構成は見やすく、議会用語が少なく、読みやすいと感じました。

次に、一般質問関連の原稿、掲載写真は、質問者本人が全て提出することを基本とし、予算や決算の記載は円グラフで説明をつけてわかりやすい編集でありました。

当町議会は、全国町村議会広報コンクールにおいて平成27年より３年連続で入選されており、広報委員の努力の跡が見受けられました。また、議会公開の原則に基づく広報の重要性を感じました。

（２）佐賀県多久市。

多久市は、佐賀県の中央に位置し、九州横断自動車道のインターチェンジを有し、県都佐賀市と唐津市、伊万里市などをつなぐ交通の要衝地となっています。面積は96.96km^2、人口は１万9,401人であり、石炭産業の衰退とともに人口が急激に減少しています。

議会広報委員会は、創刊の平成21年９月より常任委員会になっており、議員定数16名のうち６名で構成、任期は２年であります。賛否の公表、記事の正確性を担保し、一般質問や議案質疑などの原稿は全て広報委員で執筆。また、一般質問は質問者の意図を尊重するとともに、専門用語だけでなく、わかりやすい表現を心がけているとのことでありました。

議会だよりの形式は、Ａ４版２色刷り（表紙カラー）、12ページ、7,300部発行。特徴としては、印刷会社に原稿、画像、イラスト等のデータを入稿すると印刷会社が校正するとのことであり、印刷会社の能力がすぐれているところです。そのため、議会終了後30日以内に発行されていました。

今後は、全ページフルカラー印刷を検討しており、フルカラー印刷である本市の議会だよりを参考にしたいとのことでありました。

（３）福岡県古賀市。

古賀市は、面積42.07km^2、人口５万9,022人で、人口密度が１km^{2}当たり1,400人と高く、第３次産業就業者が多く、人口は毎年微増であります。

議会広報委員会は、常任委員会になっており、各委員会より１名ずつの３名、会派より３名を選出、６名の委員で構成され、任期は４年であります。

編集の基本的方針は、「議会における審議内容をできるだけわかりやすく市民に伝えること」です。議会だよりの形式はＡ４版２色刷り（表紙カラー）20ページ、２万2,500部発行。フルカラー印刷を検討中とのことでありました。

３月議会は、予算、施政方針への質疑特集、９月議会は決算、６月、12月議会は視察研修報告、毎年６月は会派議員の政務活動費の金額だけでなく、活動の内容を記載するなど、それぞれテーマを持って取り組まれていました。各委員会報告は編集委員で原稿を作成、一般質問の原稿及び写真掲載は質問議員の責任で作成されています。議員別賛否一覧の掲載など、議会広報の命は編集の自主性、議事の完全公開、「ありのままに、わかりやすく、市民の目線で」を心がけているとのことでした。

各議員からの原稿は全てデータ提出とされています。レイアウトと原稿、写真を印刷会社にデータで入稿、１週間後、印刷会社からの初稿ができ上がり、読み合わせ校正し、再校正した原稿と指示書を印刷会社に再入稿、これを再度繰り返した上で完成とのことです。

今回視察した３市町は、全て常任委員会になっており、所管事務を議会だよりの編集及び発行に関する事項、議会のホームページの運用等に関する事項、その他議会の広報に関する事項など議会広報全般に拡大し、活動がなされています。

議事公開の原則、議員の賛否の公開、政務活動費の活動報告の記載、所属会派の記載等議会の透明性を重要としており、市民が何を知りたいか意識した紙面になっていました。

今回の議会広報誌発行先進地の研修を機に、今後、曽於市議会だよりの編集の中に生かしてまいります。また、印刷会社との契約は、校正などの業務を追加する必要があり、あわせて、３月議会の発行をスムーズにするため、市報「そお」と同じく、製本印刷費を債務負担行為で早目に契約することが望まれます。

なお、今回の事務調査についての詳しい資料等は事務局に保管しておりますので、御参照願います。終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、議会広報等調査特別委員会の報告を終わります。

―――――・――・―――――

日程第６　承認案第５号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第６、承認案第５号、専決処分の承認を求めることについて、平成30年度曽於市一般会計予算の補正（第５号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第６、承認案第５号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

平成30年度曽於市一般会計予算の補正予算（第５号）を、地方自治法第179条第１項の規定により、平成30年10月15日付で専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

今回の専決処分でありますが、台風24号による災害発生によるもので、歳入については繰越金を4,554万1,000円追加し、歳出については災害復旧費の現年発生農地農業用施設災害復旧費を1,922万4,000円、現年発生公共土木施設災害復旧費を2,486万6,000円それぞれ追加するものが主なものです。

この結果、歳入歳出予算の補正額は、4,554万1,000円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ247億4,914万6,000円となりました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

ただいまの提案説明にもありましたけれども、台風24号によります災害関連がほとんどでございますが、質問は、農林災害と土木災害について質問をいたします。

改めて専決処分された日と、あとそれぞれの災害復旧費についての何月何日から何月までの災害復旧費であるのか、主な内容を含めてそれぞれ答弁してください。

特に、農林関係は６月議会でも確認を本会議でしたんですけど、一応この専決処分をもってもう基本的には全て台風関連の災害は終わったということで理解していいのかどうかの確認です。

一方、土木災害は議案の一般会計の６号補正でも新たに出ておりますけれども、農林はもう見当たりませんので、これで全部であるかという確認かたがたの質問です。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、お答えします。

耕地課関係の災害については、今回で全てでございます。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○耕地課長（小松勇二）

専決処分はと言われますと……。

（何ごとか言う者あり）

○耕地課長（小松勇二）

もう既に執行はしております。

（何ごとか言う者あり）

○耕地課長（小松勇二）

詳細についてはちょっと、もう既に執行はしておりますけれども、全て執行したのがいつからいつまではというのはちょっと今手元に資料を持ってきておりませんので。

（何ごとか言う者あり）

○耕地課長（小松勇二）

ちょっと済みません。資料を持ってまいりますので、少々お待ちいただきたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午前１０時１６分

再開　午前１０時１９分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、お答えします。

耕地課関係の分につきましては、災害の応急委託の分につきましては、10月16日から執行しまして、ほとんど終わっておりますが、まだ未執行分が若干ございます。それについては12月までには全て執行予定でございます。

それから、市単独の農地災害復旧事業の補助金のほうにつきましては、これも10月16日以降に、事務手続のほうはもう実施しております、補助金交付申請を交付決定まではしておりますけれども、農地災のほうは４件でございましたけれども、もう既に執行している分とまだ未執行の分がございます。これも12月中には全て執行の予定でございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分の報告をいたします。

耕地課分とほぼ一緒でございますが、10月15日にお願いしまして、10月16日から執行しているところでございます。今回のお願いした中で、測量設計業務委託についてはもう既に発注し完了しているところでございます。また、応急作業の委託料につきましては、３月末まで一部かかる予定でございますので、まだ完全に終わっている状態ではないところでございます。

また、市単独災害復旧工事につきましては、一部は発注していますが、大部分につきましては今発注並びに発注の準備または入札を準備している状況であります。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

これにつきましては、３月末の予定でございます。

○１９番（徳峰一成議員）

基本的な件でありますので、数千万円の合わせて予算だから、難しい質問でもないし、特に専決のための提案でありますので、すぐ答弁ができるように、今後は準備していただきたいと考えております。これは教育委員会関係もそうであります。

市長か副市長に、どちらでもいいんですが、質問いたしますが、災害関係は本年度の台風を含めてこれまでも、また今後ともあり得ると思います。金額的には、専決を含めて、本予算を含めて数億円規模になるのが多いことではないかと思います。その点で、流れとして、市の考え方を、今回の場合はどうであったのかを確認かたがたの質問でございます。

台風関連あるいは大雨の災害に伴う災害関連の予算は、まず６月議会で出されました。可能な限り、もちろん市としても早目に対応に努力されたと思います。そして、次はもう12月議会ということで、どうしてもやむを得ない場合は今回提案された専決ということであります。

そして、６月議会の答弁の質疑でもありましたけれども、特に土木関連は一応６号補正、12月の今回提案されております。そうした中で、特に市トップの市長並びに副市長、あるいは課長の議会との関連で、どの段階でこの予算を提案するか、やむなく、やはり緊急性の高いものは途上におきまして専決で対応するかというのが、協議と見きわめがあったかと思っております。

今回のこの台風関連について、６月、今回の専決、そして12月の補正予算に提案されるこの見きわめ、流れの中でどういった、協議を含めて見きわめがなされたのか。いろいろ経過があったと思いますので、簡単に、一応流れを含めて、市長の判断をお聞きしたいと考えております。これが第１点。

それから、第２点目は、市長と教育長に質問いたしますが、いずれにいたしましても経験的に見ましても、災害関係が今まで予期しなかった災害が、異常気象を含めての関連で出ているのではないかと思います。曽於市だけではないと思うんです。そうした点で、これまで以上にこれまでの結果、経験を踏まえて、当初予算で一定以上の予算を確保する必要があるんじゃないかと考えられます。それは教育委員会関係もそうだと思うんです。わずかな金額でわざわざ専決、あるいは補正で頼らざるを得ない。これはもう見込んだ上で、財政的に可能な限り、プラスアルファの当初予算での予算計上が必要じゃないかと思っております。

今回の専決を含めた教訓に照らして、今後、31年度以降、一応問題提起として質問いたしますが、市長と教育長の考え等を聞かせてください。

わずかな簡易の予算額は、もう当初予算で可能な限り予算計上を行っていくというか、そうしたのがこれまで以上に大事じゃないかと思っております。そういった

点からの質問であります。

○市長（五位塚剛）

今回の専決処分につきましては、９月の29、30日の台風24号による専決処分が主なものでございます。その時期というのは、農家にとってはまだ米づくりをしておりまして、水路が決壊をしたとか、また水田に行く農道が崩土によって通れないとか、そういうものがありました。当然ながら、本来ならば議会に提案して、議会に審議してもらって予算を組むべきものでありますけど、そのような状況の中で、農家の要望に沿って、また、市民の生活道路の確保という立場から、今回もこのような専決処分のお願いをいたしました。

基本的には、予算の中では市道、農道についても応急・復旧予算というのを持っております。どうしてもその予算の枠内では対応できないという部分も発生いたしましたのでこのような提案をいたしました。

それと、市道・農道のあり方については、今までも災害が、２次災害が発生することのないようにということで、場合によっては市道の縁石のかさ上げというのも随時指導もしておりまして、２次災害が発生しないように、基本的には、予防を含めたそういう指導をしておりまして、そのような対応をしているところでございます。

今後、予算がまだふやせるのであれば、そういうことも含めて検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○教育長（瀬下　浩）

今もありましたように、予算の状況にもよるわけでございますが、確かに少しぐらいのものはすぐ対応できるような、そういうゆとりある予算を組めればいいかなというふうに思っております。

○１９番（徳峰一成議員）

教育長は初めてでありますが、特に教育委員会関係の専決処分を見ても、わずかな専決処分額なんです。ですから、全部なくすることは難しいですけれども、これまでの経験を踏まえて、可能な限り、大きな財源を伴わない、特に市長部局の耕地土木災害の場合は大きな予算額でありますけれども、よっぽどのことがない限り、教育委員会関係は、そうあったりはほとんど少ないですので、十分研究した上で、31年度以降は予算に可能な限り生かしていただきたいと思っております。

確認かたがた、再度答弁お願いいたします。

○教育長（瀬下　浩）

その方向で考えていきたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認案第５号については、会議規則第37条第３項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、承認案第５号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認案第５号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、承認案第５号は承認することに決しました。

――――――・――・――――――

日程第７　議案第77号　指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第７、議案第77号、指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）を議題といたします。

ここで、議長席を副議長と交代いたします。

（議長交代）

○副議長（山田義盛）

地方自治法第117条の規定により、原田賢一郎議員及び渡辺利治議員の退席を求めます。

（原田賢一郎議員、渡辺利治議員　退場）

○副議長（山田義盛）

本案について提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第７、議案第77号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の２第３項及び曽於市ゆず冷凍保管庫の設置及び管理に関する条例第４条第１項の規定により、曽於市ゆず冷凍保管庫の管理を平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間、指定管理者を指定して行わせるため、提案するものです。

指定の相手方は、鹿児島県曽於市末吉町二之方371番地３、株式会社メセナ食彩センターであります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○副議長（山田義盛）

原田議員及び渡辺議員の入場を許可します。

（原田賢一郎議員、渡辺利治議員　入場）

○副議長（山田義盛）

ここで、議長と交代いたします。

（議長交代）

―――――・――・―――――

日程第８　議案第69号　曽於市税条例の一部改正について

日程第９　議案第70号　曽於市有住宅条例の一部改正について

日程第10　議案第71号　字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）

日程第11　議案第72号　字の区域変更について（立馬地区）

日程第12　議案第73号　指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）

日程第13　議案第74号　指定管理者の指定について（曽於市立恒吉地区診療所）

日程第14　議案第75号　指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）

日程第15　議案第76号　指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）

日程第16　議案第78号　指定管理者の指定について（曽於市立図書館、曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館）

日程第17　議案第79号　指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）

日程第18　議案第80号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について

日程第19　議案第81号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第20　議案第82号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

日程第21　議案第83号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第22　議案第84号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第23　議案第85号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第24　議案第86号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第25　議案第87号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第８、議案第69号、曽於市税条例の一部改正についてから、日程第25、議案第87号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）についてまでの以上18件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第８、議案第69号から日程第25、議案第87号までを一括して説明をいたします。

日程第８、議案第69号、曽於市税条例の一部改正について説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布により、障がい者、未成年者、寡婦等に対する市民税の非課税措置に係る所得要件が引き上げられたこと、均等割非課税限度額及び所得割非課税限度額が引き上げられたこと等に伴い、関連する規定を改正するため提案するものです。

次に、日程第９、議案第70号、曽於市有住宅条例の一部改正について説明をいたします。

昭和41年に建設された岩北第２団地の住宅譲渡に伴う用途廃止により、曽於市有住宅条例別表を改めるため、提案するものです。

次に、日程第10、議案第71号、字の区域変更について説明をいたします。

県営農村地域防災減災事業梶ヶ野東迫地区圃場整備の梶ヶ野団地の完成に伴い、従前の字界が原形をとどめなくなったことにより新字界を定めるため、地方自治法第260条第１項の規定に基づき提案するものです。

事業内容は、事業面積50.1ha、事業費は８億8,094万円となり、受益農家72戸で負担率は農業用用排水施設整備においては国が55％、県が29％、市と地元が16％で

あります。区画整理においては国が45％、県が39％、市と地元が16％であります。

次に、日程第11、議案第72号、字の区域変更について説明をいたします。

団体営基盤整備促進事業立馬地区圃場整備の完成に伴い、従前の字界が原形をとどめなくなったことにより、新字界を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき提案するものです。事業内容は、事業面積11.4ha、事業費２億3,140万円、受益農家36戸、負担率は国が55％、県が15％、市と地元が30％であります。

次に、日程第12、議案第73号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の２第３項及び曽於市大隅弥五郎伝説の里の設置及び管理に関する条例第５条第１項の規定により、大隅弥五郎伝説の里の管理を平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間、指定管理者を指定して行わせるため提案するものであります。

指定の相手方は、鹿児島県曽於市財部町南俣504番地の１、社会福祉法人曽於市社会福祉協議会であります。

次に、日程第13、議案第74号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の２第３項及び曽於市立診療所の設置及び管理に関する条例第４条第１項の規定により、曽於市立恒吉地区診療所の管理を平成31年４月１日から平成34年３月31日までの３年間、指定管理者を指定して行わせるため提案するものです。

指定の相手方は、鹿児島県曽於市大隅町月野894番地、公益社団法人曽於医師会立病院であります。

次に、日程第14、議案第75号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の２第３項及び曽於市財部保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第４条第１項の規定により、財部保健福祉センターの管理を平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間、指定管理者を指定して行わせるため提案するものです。

指定の相手方は、鹿児島県曽於市財部町南俣504番地の１、社会福祉法人曽於市社会福祉協議会であります。

次に、日程第15、議案第76号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の２第３項及び曽於市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例第４条第１項の規定により大隅デイサービスセンターの管理を平成31年４月１日から平成36年３月31日まで５年間、指定管理者を指定して行わせるため提案するものです。

指定の相手方は、鹿児島県曽於市財部町南俣504番地の１、社会福祉法人曽於市社会福祉協議会であります。

次に、日程第16、議案第78号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の２第３項及び曽於市立図書館の設置及び管理に関する条例第４条第１項の規定により、曽於市立図書館、曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館の管理を、平成31年４月１日から平成34年３月31日までの３年間、指定管理者を指定して行わせるため提案するものです。

指定の相手方は、東京都調布市調布ヶ丘三丁目６番地３、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社であります。

次に、日程第17、議案第79号、指定管理者の指定について説明をいたします。

地方自治法第244条の２第３項及び曽於市歴史民俗資料館及び郷土館の設置及び管理に関する条例第３条第１項の規定により、末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館の管理を平成31年４月１日から平成34年３月31日までの３年間、指定管理者を指定して行わせるため提案するものです。

指定の相手方は、東京都調布市調布ヶ丘三丁目６番地３、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社であります。

次に、日程第18、議案第80号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に２億6,471万円を追加し、総額を250億1,385万6,000円とするものです。

第２条は、繰越明許費の補正であり、５ページの第２表のとおり、宅地分譲整備事業ほか４件について、翌年度に繰り越しして使用することができる経費を定めております。

第３条は、債務負担行為の補正であり、６ページの第３表のとおり、広報紙市報「そお」印刷製本費ほか５件について、期間及び限度額を定めております。

第４条は、地方債の補正であり、７ページの第４表のとおり、県営シラス対策事業負担金ほか１件について、限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、１ページをお開きください。

今回の補正予算については、歳入から説明いたしますと、国庫支出金は、過年度民生費負担金の過年度施設型給付費負担金を1,062万8,000円、公共土木施設災害復旧費負担金の現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金を5,131万1,000円、県支出金は農地費補助金の農地耕作条件改善事業費補助金を770万円、それぞれ追加するものが主なものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金を3,547万8,000円、後期高齢者医療特別会計繰入

金を322万5,000円、繰越金は前年度繰越金を１億747万円それぞれ追加し、市債は、公共土木施設災害復旧事業債の現年発生公共土木施設災害復旧費を2,560万円追加するものが主なものです。

歳出については、社会福祉費の国庫支出金還付金及び県支出金還付金の追加により社会福祉事務費を2,919万9,000円、生活保護費の国庫支出金還付金の追加により生活保護総務費を6,146万7,000円、大隅荒神田地区用水路工事費等の追加により農地耕作条件改善事業を1,400万円、市立学校の空調設備設置工事実施設計業務委託料の追加により小学校施設整備事業を1,543万9,000円、中学校施設整備事業を386万7,000円、台風24号及び10月の豪雨による災害発生により現年発生公共土木施設災害復旧費を7,908万円、それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第19、議案第81号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に１億8,756万1,000円を追加し、総額を56億8,731万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、５ページをお開きください。

今回の補正は、療養給付費等負担金償還金の追加等によるもので、歳入については、繰越金を１億8,756万1,000円追加し、歳出については、諸支出金の療養給付費等負担金償還金を１億2,287万6,000円、予備費を6,468万5,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第20、議案第82号、平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の５ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に391万8,000円を追加し、総額を５億7,130万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、６ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計繰出金等の追加によるもので、歳入については繰越金を391万8,000円追加し、歳出については諸支出金の他会計繰出金を322万6,000円追加するものが主なものです。

次に、日程第21、議案第83号、平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第３号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の９ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に5,406万円を追加し、総額を56億8,047万円とするものです。

それでは、予算の概要については、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、７ページをお開きください。

今回の補正は、施設介護サービス給付費等の追加によるもので、歳入については現年度分の介護給付費交付金を1,485万円、繰越金を１億2,191万6,000円、それぞれ追加するものが主なものであります。歳出については、給付費の歳出見込みによる居宅介護サービス給付費を5,280万円、施設介護サービス給付費を7,200万円、それぞれ追加するものが主なものです。

次に、日程第22、議案第84号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、総額を１億9,795万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、９ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計繰入金の減額及び繰越金の追加によるもので、歳入については繰入金を584万円減額し、繰越金を584万円追加しております。

次に、日程第23、議案第85号、平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に54万5,000円を追加し、総額を１億1,303万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、10ページをお開きください。

今回の補正は、浄化槽施設修繕費の追加によるもので、歳入については、繰越金を54万5,000円追加し、歳出については施設管理費用を54万5,000円追加しております。

次に、日程第24、議案第86号、平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算の総額に3,060万6,000円を追加し、総額を4,884万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますの

で、11ページをお開きください。

今回の補正は、予備費の追加によるもので、歳入については繰越金を3,060万6,000円追加し、歳出については予備費を3,060万6,000円追加しております。

次に、日程第25、議案第87号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の23ページをお開きください。

第２条は、予算第３条に定めて収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に３万3,000円を追加し、予定額を５億3,459万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、12ページをお開きください。

今回の補正予算の収益支出は、賃金の通勤手当分の追加により賃金を３万3,000円追加しております。

以上で、日程第８、議案第69号から日程第25、議案第87号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（原田賢一郎）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月４日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午前１０時５３分

平成30年第４回曽於市議会定例会

平成30年12月４日

（第２日目）

平成30年第４回曽於市議会定例会会議録（第２号）

平成30年12月４日（火曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第２号）

第１　一般質問
通告第１　渡辺　利治　議員
通告第２　迫　　杉雄　議員
通告第３　徳峰　一成　議員

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　重久　昌樹	２番　松ノ下　いずみ	３番　鈴木　栄一
４番　岩水　　豊	５番　渕合　昌昭	６番　上村　龍生
７番　宮迫　　勝	８番　今鶴　治信	９番　九日　克典
10番　伊地知　厚仁	11番　土屋　健一	12番　山田　義盛
13番　大川内　冨男	14番　渡辺　利治	15番　海野　隆平
16番　久長　登良男	17番　谷口　義則	18番　迫　　杉雄
19番　徳峰　一成	20番　原田　賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持留　光一　　次長兼議事係長　森岡　雄三　　総務係長　吉田　宏明

専門員　　津曲　克彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市長	五位塚　剛	教育長	瀬下　浩
副市長	八木　達範	教育委員会総務課長	外山　直英
副市長	大休寺　拓夫	学校教育課長	川路　道文
総務課長	今村　浩次	社会教育課長	岩元　浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田　政継	農林振興課長	竹田　正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野　実	商工観光課長	荒武　圭一
企画課長	橋口　真人	畜産課長	野村　伸一

財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	小園正幸	代表監査委員	野村行雄
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一	監査委員事務局長	吉元剛
		農業委員会長	森岡俊弘
		農業委員会事務局長	中山純一

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第１、渡辺利治議員の発言を許可いたします。

○１４番（渡辺利治議員）

14番、創政会所属の渡辺です。通告書に基づき、１から４まで執行部に一般質問いたします。

まず１、決算認定の制度についてを伺います。

30年度定例議会に29年度の決算審査が議会に付されました。執行部としては、早期の認定をもらい、次年度へ生かさなければなりませんが、特別会計は10月９日認定されましたが、一般会計におきましては、継続審査のため、現在審議中であり、結論に至っておりませんが、市長の決算の意義と考え方をどのように思われているのかを伺います。

②の質問です。市長に就任してから、今年度を除く28年度までにおいて、何か反省点がなかったかを伺います。

③で、今、継続審議中であります29年度の件につきまして、市長はどう考えておられますか。並びに監査委員の所見も求めたいと思っております。

④です。地方自治法233条により、決算の認定制度については決められておりますが、曽於市はこれまでどおりの形で議会へ付するのか。また、変更すべき点はないのか、市長並びに監査委員へ伺います。

２番目です。有害鳥獣駆除対策について。

年々増え続ける農作物への被害、それに相反して、捕獲する人は減少の一途をたどっている現状でありますが、このままの状況が続けば、耕作不適地となり、優良農地の荒れ放題は免れません。この対応策に一向に最善策は示されておりません。駆除した鳥獣にしても、その場しのぎでしかできないような現実であります。ジビエを提案しても、そのときだけの答えでしか返ってこないありさまではないでしょ

うか。

そこで、有害鳥獣の駆除も、とれたものも、広域的な組織をつくり販売まで手がける対応をとるべきと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか見解を求めます。

②です。駆除した際、申請内容を確認しますと、とても文章であらわしてみると、むごいと思われる点もあります。早急にこれらは改善すべきであります。何か方法があると思われますが、どうお考えでしょうか伺います。

３番目、公道における樹木伐採について。

この件についても、本市だけではなく、全国共通の課題であると思います。特に山間地区を多く抱える本市では深刻な問題であります。

手の届く範囲での枝打ちはできても、幾ら邪魔だとしても、法律により勝手に切れないというジレンマがあります。放っておくと、ますます道幅は狭くあり、見通しもきかなくなります。①の危険箇所が多すぎる現状をどのように受けとめているのか伺います。

②です。県道においては、県の対応で、満足とまではいかなくてもパトロールや定期的に除草・間伐が行われておりますが、市道におきましては、なかなか追いつかない状況となっておると思われます。町中心は別として、自治会に清掃を任せている部分においては、もう限界です。事故が起きております。これ以上ふやさないためにも、市の管理下である以上、早急な抜本対策を打つべきであると思いますが、市長としての見解を求めます。

４番目、農業用廃プラスチック類適正処理について伺います。

この件については、平成29年12月26日付をもって、農林水産省の生産局園芸作物課長より、県の農政部長への管内市町村へ対する園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針が届いておると思われます。この指導の通知があったと思われます。また、中国政府からも、固体廃棄物輸入制限、これを制限でなく、輸入禁止に改めて通知されております。これにより日本では加工せざるを得なくなり、今回の価格改定となりました。その結果、搬入量に変化が起きたと推定いたしますが、前年度の比較をお示しください。

②です。指定法人以外への搬入、排出の現状をどう捉えているのか伺います。

これは、環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室長から各市町村へ中国政府の輸入禁止の公告により、価格等を含め何らかの影響のおそれがあるので、これまでどおり各市町村は指定法人への引き渡しを安定確実なリサイクルを促進するよう通知があったと思っております。私なりに疑問点がありましたので質問いたします。

以上で、１回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、渡辺議員の一般質問にお答えしたいと思います。

私が最初に答弁いたしますが、質問事項の１の③と④については、監査委員にも後から答弁をさせます。

１、決算認定制度についての①決算の意義と考え方について、お答えをいたします。

地方自治体は、地方自治法第233条に基づき、毎会計年度、決算を調整し、監査委員の審査に付し、監査委員の審査に付した決算と監査委員の意見をつけて、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとなっております。

本市も、この地方自治法に基づき、毎会計年度ごと、会計認定を議会に提案しているところであります。

地方自治体における決算とは、一会計年度の歳入歳出予算の執行の結果と実績をあらわすものであり、決算に対する監査委員の意見及び議会の審査結果を真摯に受けとめ、翌年度以降の予算執行に生かしているところであります。

１の②就任してから28年度までにおいての反省点について、お答えいたします。

本市の決算については、平成17年度から平成28年度まで、議会から認定をされております。

また、私が就任してこれまでは特に問題はなかったところであります。

１の③の29年度の継続審査についてお答えいたします。

平成29年度一般会計予算の決算については、９月7日に議会の認定に付しましたが、10月９日に閉会中の継続審査となりました。継続審査を招く事態が発生したことは非常に遺憾であると考えております。

１の④今後もこのような形態を続行するのか、変えるのか所見を求めますについてお答えいたします。

決算認定については、先ほども述べましたとおり、監査委員の審査に付し、監査委員の審査に付した決算と監査委員の意見書をつけて議会の認定に付さなければならないとなっておりますので、今後も地方自治法に基づき決算認定案の提案を行っていくこととなります。

２、有害鳥獣駆除対策についての①駆除と処理の広域的な対応についてお答えをいたします。

現在、有害鳥獣駆除については、駆除の要請があった地域の猟友会の駆除隊に依頼しております。広域的な取り組みをすることで、効率よく駆除できると考えます。市内の猟友会は、広域的な連携の理解を得られると思いますが、隣接市町村との連

携については、有害駆除補助金の取り扱いを統一することが必要かなと考えております。処理については、広域的に取り組むためには、処理施設が必要かと思いますが、食肉用は刺しとめから１時間以内に処理しなければならないため、その圏内での取り組みは検討ができると思います。

２の②駆除申請内容を改めるべきではないかということでございます。

駆除の報告申請には、各鳥獣ごとに体の一部を提出することが義務づけられております。これは、農林水産省の有害鳥獣捕獲に関する確認マニュアルで義務づけられていますので、現況での変更はできないところでございます。

３、公道における樹木伐採についての①危険箇所が多すぎる現状についてお答えいたします。

道路に隣接する宅地や山林から張り出している樹木や庭木については、歩行者や車両の通行に支障を来し、交通事故の原因になります。また、台風襲来時は、適正に管理されていないために倒木による通行どめが発生したり、標識やカーブミラー等の確認に支障を来して交通事故の原因にもなります。

市道につきましては、日常的なパトロールや地元からの情報提供による早急な対応にも心がけておりますが、自治会や通行者からの伐採作業に対する要望が年々増加している状況であります。

また、農道については、交通量の多い広域農道、農免農道、過疎基幹農道などの基幹農道は定期的に伐採し、その他の農道については、原則として日常的に利用される地元の皆様に管理をお願いしております。

３の②自治会等での対応できない分の早急な対策についてお答えいたします。

市道・農道については、歩行者や車両の通行の安全を図るために現地を確認し、特に要望の多い自治会等で作業できない危険を伴う高いのり面などの伐採を優先して対応しているところでございます。

しかしながら、土地の所有者に所有権があり、市は所有者の承諾なしで直接伐採・剪定することはできません。

市は、所有者に作業をお願いし、所有者が高齢や遠距離等の理由で作業ができない場合は、所有者の承諾の上で市が伐採・剪定しているところです。

４、農業用廃プラスチック類適正処理についての①処理料金改定後の搬入の前年度対比の変化についてお答えいたします。

平成29年度と平成30年度の10月末現在での搬入量では、比較いたしますと、平成29年度が400トンで、平成30年度が198トンとなり、202トン搬入が少なくなっております。

４の②指定法人以外の搬入、排出の現況についてお答えいたします。

今年度の７月回収時点までは、昨年とほぼ変わらない状況でありましたが、９月の回収以降は減少しております。

要因として、個別に回収事業者が訪問し、圃場で回収されている状況であります。

あとは監査委員のほうで答弁いたします。

○代表監査委員（野村行雄）

１の③29年度の継続審査についてお答えいたします。

監査委員といたしましては、平成29年度の一般会計決算審査を実施いたしまして、意見書を提出いたしたところでございます。認定議案上程後に継続審査を招く事態が発生いたしましたことは、まことに遺憾であります。

次に、１の④今後もこのような形態を続行するのか、変えるのかについてお答えいたします。

監査委員といたしましては、地方自治法第233条、曽於市監査委員条例第６条及び曽於市監査基準第19条に基づいた審査を決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼に、今後とも実施してまいりたいと考えております。

○１４番（渡辺利治議員）

２回目の質問に入ります。

決算認定制度につきましては、ただいまそれぞれの方々より答えが出されましたけど、市長にお伺いします。

地方自治法第233条でちゃんと明記されておりますが、これは監査委員より付されて市のほうに出されておりますが、８月30日ですね、その後９月４日に出されておりますが、それももともとなんでしょうけど、この決算認定制度のこれを読んだことはありますか。議員必携に載っております。

○市長（五位塚剛）

私も長いこと議員をしておりましたので、読んだことはあります。

○１４番（渡辺利治議員）

③の（３）で熟読し、議会の認定に付さなければならないとなっておりますよね。熟読されましたか。

○市長（五位塚剛）

今回は熟読はしておりません。

○１４番（渡辺利治議員）

当然熟読する暇はなかったと思われます。30日に監査委員のほうから出され、そして９月４日に我々議会のほうへ配付されておりますので、その間、共進会等があり、多分無理だったと思われますが、この中に28年度の分が含まれております。御

存じですか。

○市長（五位塚剛）

28年度の分は、29年度で繰り越し事業をした場合は、当然ながらその状況の中で入ってくるんじゃないかなと思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

済まない場合は29年度に上がると。しかし、決算審査の委員会の中では、済んだものが入っております。そして、議事録を見ますと、昨年の９月29日の中で、28年度分については認定された分に対してありがとうございましたってちゃんと載っています。その中にも前年度分が含まれております。今回も28年度分が含まれています。私は去年の９月はいませんけど、28年分に対して、27年度分も入っております。なぜでしょうか。

○市長（五位塚剛）

それは先ほど答弁いたしましたように、事業は１年度、単年度の収入、歳出の事業をしていますけど、事業によっては、単年度で終了しなかった場合、議会の承認を受けて繰り越し事業をすることがあります。当然ながら、そういうことについては前年度では決算ができていないわけですので、繰り越した事業の中で決算認定を受けるというのは、これは当たり前のことであります。

○１４番（渡辺利治議員）

当然大まかに考えますと、できなかったものは当然延ばすべきであります。しかし今回私が指摘しているのは、29年度にやったものは済んでいる。でも、28年度に上がってきたものが済んでいるのに、会計も終わっております。全部済んでおります。それが新たに出ております。なぜそれがわかったかというと、委員会の中で私が指摘したところ、これ明らかに28年度分です。それをしましたと。そしてそれが事実載っているんです。それがありますから、それ気づかなかったら、この問題発生しなかったわけですよ。ですから、なぜ29年度の中に28年度がしたか。既に済んでおるのに。なぜしなければならないんでしょうか、済んだものを。

○市長（五位塚剛）

今のことについては、初めてお聞きいたしました。当然ながら、そういう事実があれば、監査委員会の審議の中で明確にするべきだと思うんですけど、監査委員のほうで、そのことがあったのかどうかを含めて答弁をさせます。

○監査委員事務局長（吉元　剛）

お答えいたします。

確かに今回の総務委員会の折に、29年度の実績に対して29年度を監査した種類、それから場所、それ等について、今回の決算審査の資料には載せておりました。実

績としては28年度の事業について、29年度中に定期監査や――失礼いたしました。ほかの財政援助団体の監査とか、そういうものをずっと実施した結果が、29年度の実績書として上がってきたところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

ちょっとおかしいですよね、これは。だって、そのとき正確な答えも出なかったし。でしょう。29年度を審査するに当たって、28年度分は終わっている。終わっているんですよ、これ。完全に終わっているんです。それをなぜ出したのか。

たとえ出しましょうか、たとえを。畜産課に係る問題で、パドックを調べたところ、29年度にした事業は成果報告に載っていました。でも28年度のやつが報告書に別に載っていました。だから、そこを28年度は気づかずに委員会でしたところ、これは違っていますね、これは28年度分でした。そうなったから、何で29年度の審査に28年度の分が出てくるのよと。後から出てくる、今後もこの形態を続けるか続けないか、それにも係ってくるんですよ。なぜ出した。出す意味があったんですか。私じゃない、後ろに控えている議員の皆さんは、28年度に対しては、去年９月にちゃんと出しておりますから、認定しております、29日に。だから、私はそれに関与しておりませんから、調べたところ、こういうのがありました。何でです。

○代表監査委員（野村行雄）

財政援助団体がさまざまあります。その財政援助の団体の実情と申しますか、それは決算とはまた違った意味で、各団体を抽出して、事業は補助金が適正に使われているかとか、さまざまな観点から、一応財政援助団体にも提出を求めているところです。その監査というのは、決算とは直接関係ございません。それで時期的には大体９月ごろに毎年実施いたしております。年の途中でございますので、前年度にかわる決算と、それから例えば30年度の財政援助団体にするとすれば、29年度はもう終わっておりますので、その書類と、それから30年の途中経過ですかね、９月時点までのどういう実状かというのを提出してもらって、財政援助団体を監査いたしております。これは決算とは直接結びつかないと。決算は確かに書類としては終わっておりますけど、財政援助団体の中身というのを審査するために抽出して、指定管理団体もですけど、そういう形で実施いたしております。ここは決算審査じゃなくて、随時監査と申しますか、その一つとして財政援助団体も、あるいは指定管理ですかね、毎年抽出して現場にも出向いたりして監査いたしているところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

市長は、今の監査委員のそれをおわかりの上で渡しておりますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、このような決算書を提案する場合は、各担当課が職員を含めて精査した上で最終的には議会にお願いをいたしますけど、当然ながら、それを監査の中で審査した上でやりますけど、詳しいところまでは私自身は精査しておりません。

○１４番（渡辺利治議員）

30年度に28年度が出てきたということは、今監査委員の方から説明がありましたけど、30年度に出された29年度分の決算審査内容を見ても、各団体等はちゃんと見てますよね。ただ机上――机の上であって、外は見てないんだけど、我々は29年度の支出したお金がどんだけ効果があったか、しっかりなされているかを審査するわけでしょう。その中に29年度分も含まれておりました。28年度もちゃんと、28年中は29年にしたはずなんだけど、そのときにちゃんと認めたわけだから、当然今回のこのパドックに限らず、ほかの点もしっかりと見ているはずですよ。だから監査委員としては異常ありませんでしたということで出すわけでしょう。現場も見なくて、ただ書類だけで間違いありませんでしたと議会に提出するんですか。我々はどこを審査すればいいんですか。お答えください。

○市長（五位塚剛）

基本的な考えというのは、先ほども答弁いたしましたが、28年度事業を予算もらって、28年度中に事業が完了せずに29年度までに事業として、それでした場合に、当然ながらそういうことはあり得ます。基本的には補助金を出した場合、全て状況を確認というのは基本でありますけど、できない現場を全部全て確認をできなかった部分もあるかもしれませんけど、基本的な考え方としてはそうであります。

○１４番（渡辺利治議員）

水掛け論ではないんですよ、これは。監査委員の意見も当然です、それは。でも、29年度は30年で審査するわけですよ。ですから、29年度に対して我々は間違いなかったことと見るわけなんだけど、その分には触れてない――触れてないというか、実態をちゃんと把握されてない。把握されてなくて、我々議会へ出すんですか。28年度分はちゃんと審査しましたよね、随時監査という形で。どうなんですか、これ。

○市長（五位塚剛）

そのことが委員会審議の中で問題が出たのであれば、当然委員会審議の中で議論をしていただければありがたかったというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

限られた委員会の中で、そこまで私はもう遠慮しました。深く問題があると思いましたので。だから委員長報告にも、そのときには付さなくていいよということで、私の考えでやめました。ただ委員の中には、おかしいわいなと、皆さんそう思われました。ほかの議員に聞かれても、やはりやっぱおかしいわいなと言われています

ので。しかしこれ以上、もう答えが出ないんだったら、次年度からの監査の決算意見書、そしてまた市長が議会に付するその内容につきましては、当然29年度も31年度ですると思われますが、またこのような形をとられるんですか。

○市長（五位塚剛）

１回目で答弁いたしましたように、本市の場合の決算認定の提案の仕方は変わらないというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

29年度出された件について、今回は今監査委員が言われましたように、29年度分に関してはしましたけど、28年度分については参考意見として出しますというんだったら議会は飲み込めます。そうでしょう。28年度はちゃんと29年度終わっているんだから。それを新たに出すんだったら、それは議会に付するときに、これは28年度は終わっているんだけど、28年度分は参考として出しますというんだったら、我々は何も別に追求することはないんですよ。私の解釈でよろしいですか。よろしかったら、それでもう何か一言言ってください。そのほうが早く終わるんですよ。

○市長（五位塚剛）

決算書の提案の仕方については、今言われるようなことが多分あったんだろうというふうに思います。そのことが予算上の関係で影響が出てくるのであれば、これは問題であるというふうに思います。そのことについては、当然ながら私たち監査委員事務局も含めて、財政課も含めて検討して、今後そういうことがないようにしたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

やはり議会に付する場合は、もう来年は30年度をするわけですよね、市長。そのときに29年度分については今回決まるわけですから、12月21日の最終日で、どっちかに出るわけですから。それについて、今度はまた次の年度のときに出す必要はないから、もし出すんだったら、参考資料としてなら認めますよ。そうですよね。一旦認めているんだから、議会が、今までは。だからこの次からは、これを28年度分を前々年度分を出すんだったら、参考資料として出していただけるようにお願いいたしますが、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

事業によって、前年度、その前の分のこういう事業でこのような成果があったという形で出したんだろうと思いますけど、参考意見として、議員の方々が理解してもらえばありがたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

ダブって審査するわけにいきませんので、一旦認定したものを。ですから、その

ような簡素な方向でお願いいたします。

次の質問に入ります。

議会に付されている議案配付の監査委員における意見書、今付されているこの中身はこのままで21日を迎えてよろしいんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回の皆さんに提案している決算認定については、問題がないというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

今出されておる、我々が手にしておる９月４日に配付されたものについて審査しておるんですが、今回、先ほど遺憾に思うとお二方から述べられましたけど、実際審査の結果、違った内容になってきたと思うんですよね、今出されている意見書と。現状は違うんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、渡辺議員が指摘をされることは、曽於市のＳＯＯＧｏｏｄＦＭ放送に関する問題で、決算を提案し、審査した途中の中でこの問題が発生いたしました。市は、このＳＯＯＧｏｏｄＦＭ放送を１年間運営するに当たり、市の負担金を支払っております。当然ながら、その負担金の違いが今回発生いたしました。そのことだというふうに思っておりますので、そのことについては、負担金が返金してもらいましたので、その差異が当然ながら出てきているというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

確かにおっしゃるとおり、そのような形での質問になっておりますけど、やはり１回、今持っている我々の資料としては、それに基づいて審査しているわけですから、それに変化があった場合には、新たなものを出すべきなんですよね。でないと我々はそれを審査するもともとがないわけですよ、変わっているわけだから。今までの報告の中の文言のとおりで我々に審査せよということですか。

○市長（五位塚剛）

予算の提案、また執行した後の決算の認定のための提案は、基本的には今までのようなやり方でございます。今回提案した後に不正が発生いたしましたので、当然ながらその団体が不正を認めましたので、それについて市が出すべき負担金を返還すべきであるという状況が出てきましたので、それは監査委員の中からも指摘もあり、いたしました。そのことが今回の認定の提案の関係でどうなるかということについて、代表監査委員のほうで考えがあったら答えさせたいと思います。

○代表監査委員（野村行雄）

御承知のとおり、決算と申しますのは、出納閉鎖というのが５月末日で一応締め

るということになります。そうすると、それを会計のほうから調整されて私たちのほうへ資料が上がってくるわけです。ですので、もう時計の針は巻き戻せませんので、もう決算の額というのはさかのぼることはできないわけです。そしてその後に、私たちのほうはもう決算の審査も終わっておりましたけど、その後にいろいろ事情がありまして、中身がいろいろ出てきたわけですけれども、それを市としてはどうやって受け入れるかというのは、これはもう次年度で30年度で雑入で受けるしかないということですので、恐らくもうＦＭのほうとしては、市のほうにその額は返納されているということかと思います。それしか受け入れる道はないんです。29年度をさかのぼって、もう時は過ぎていますので、その決算の額を変更するという、これはもうできないものと考えます。

○１４番（渡辺利治議員）

決算書の額を変えようとか、そういうのはだれも言っていませんよ。意見を変えなければならないはずなんですよ。でしょう。それはちゃんと雑入で出てるのは、それはわかりますよ、当然。そしてさかのぼれない、それはわかります。でも31年度の決算においては29年度の分も多分出すんでしょう、参考として。でもそれを今後は我々そう出した場合は審査せななら ない。またこれも矛盾点が出てきましたね。私が言うのは、決算審査が答えが出ているんだけど、その答えと、今度こういうことがあったから、同じであってはならないのでしょう。それを文言としてちゃんと提出するべきですよ。それが当たり前じゃないですか。

○市長（五位塚剛）

議会の流れとして、決算書を各担当課が精査して、収入と歳出を計算して、それで監査委員に付して審査をして監査委員の意見書、市の政策的なものを含めて全部提案いたしました。一旦提案をしてあります。一旦それを提案したものを取り下げたのでできるのであれば、そういう可能性はありますけど、取り下げはしてありませんので、それには残念ながらそのことについては触れられないことでございます。

当然ながら、全協の中でも、これまでの経過についても詳しく説明をいたしました。それについての流れとして、やはり29年度で支払った市の負担金は返還すべきであるということで、30年度に雑入という形で受け入れておりますけど、30年度の決算の審査の中でそのことがどうだったのかということがまたあれば、当然ながらそのことも含めてその収入のもとをちゃんと説明するべきかというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

数的なものじゃないですよ。雑入わかりますよ、それ当然せななら んわけです。見過ごすわけにいきませんし。私が言うのは、普通は出したものは引っ込めないで

すよ。ただし、正誤表という形でいつも出しているわけじゃないですか。正式なものを配らんことには、全協は全協ですよ、あれは。あくまでも全協ですよ。当たり前の提出する必要はないんですか。すべきだと思うんです、あれは。

○市長（五位塚剛）

先ほど代表監査委員からもありましたように、出納閉鎖をもう締めた後の問題ですので、その経過を先ほど説明されたと思うんです。そのことについて、文書で新たに出しなさいというのであれば、それは文書で相談して出すことも可能ですけど、そういうことでよろしいんでしょうか。

○１４番（渡辺利治議員）

議会としては、正式な資料のもとにのっとって審査するわけですから、ぜひそのようにしてもらいたいわけですよ。で、それをなされますか。

○市長（五位塚剛）

出納閉鎖をしておりますので、数字は変わらないと思うんですよ。だから文書として、その経過のことを求められるんであれば、監査委員と相談してお願いしたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

じゃあ監査委員としっかり相談して出すことを約束できますか。監査代表だけでいいんですか。議選もいますよ。そこで今答え出ますか。日にちがないんですよ。

○市長（五位塚剛）

まだこの12月議会中でありますので、監査委員、これはまた議会の監査委員の方もいらっしゃいますので、両監査委員、また監査事務局含めて、そのことが可能であれば十分相談をしたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

可能な限りじゃなくて、すべきなんですから、ぜひそのようにするように強く求めます。いいですね。

次の質問に入ります。

やはり地方自治法の233条の第６項、これに、住民に公表しなければならないとなっております。なっておりますよね。だからいつも公表していますね。公表の手段は多分市報だと思いますが、それに間違いありませんか。

○市長（五位塚剛）

決算の認定、また不認定の結果は当然ながら市報には出したいというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

今回の出されているこの件につきましては、いつ公表されますか、市報において。

○市長（五位塚剛）

これで決算の認定を受けた後に、当然ながら市報については１月か２月の市報になるんじゃないかと思いますけど、市報の担当、企画かな。認定を受けた後、１カ月後に、市報には今までも載せているようでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

12月21日に終わりますよね。その後、編集して１月か２月。１月といったら年末配付ですか。

○企画課長（橋口真人）

広報誌の発行につきましては、前月の20日で締め切って印刷に出しておりますので、例えば21日になりますと、１月号には間に合いませんですので２月となります。

○１４番（渡辺利治議員）

では、２月号に、２月１日の使送便ですね。それで各戸配布という形になりますね。

ちょっと疑問があるんですが、今回のやつは認定を受けた後、20日の締め切り、当然間に合わない。だから２月に出すと言われましたけど、昨年の認定に付されたもの、それが承認されていますね。それが９月29日の議事録見ればわかります。０時23分に本日の議会を散会しますとちゃんと議長が言われて、議事録載っておりますが、そのときの市民への公表というのは10月号に出ていますよ。何かおかしくありませんか。

○企画課長（橋口真人）

昨年は10月号に掲載しておりました。

○１４番（渡辺利治議員）

10月号に掲載するということは、９月29日に認定されております。当然これは出せません。出せない状況なんですよ。だって30日は土曜日でしょう。29日金曜日。使送便はその前に配られ、家庭には早ければ30日に配布されている。その中には認定されましたと、ちゃんとうたってあるんです。何でこうなるんですか。市長に伺います。認定後に出すと言われたんだから。

○市長（五位塚剛）

基本的には認定前には出せません。ですから、議会で認定した後に出したと思いますけど、その時間の短縮については、そのときのいろんな問題があるんでしょうけど、今何でそうだったのかということは、今答弁できないとこでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

認定後でないとできないとはっきりとうたっております。それが当たり前なんですよ。それをなぜ認定もされていない。なぜ出すんですか。ちゃんと載ってますよ。

○議長（原田賢一郎）

ここで、渡辺議員の一般質問を一時中止して10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１０時４９分

再開　午前１１時００分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、渡辺議員の一般質問を続行いたします。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほどの質問に関してお答えいたします。

確認をしましたところ、平成29年度は確かに10月号に載せております。これにつきましては、議会の選挙の関係で、議会の開会が昨年は早かったところでございます。

決算の関係も早かったところでございますが、財政課といたしましては、決算の数字を決算の委員会があった後、すぐに企画課のほうに投げておりましたが、その関係で、先ほど言われましたとおり９月29日発送で、議会の議決も29日と同日付になっておりましたけども、これをこちらのほうでとめることができなかったために、こういう事態が起きたとこでございます。まことに申し訳ございませんでした。

○１４番（渡辺利治議員）

確かにそうなってましたね。気づきました、私も。おかしいと思いました。認定もされてないのに、今、市長が言われたように、認定後に出す。議会だよりは、これ議長の発行責任者となっておりますね。市報の発行責任者、誰ですか。これ、書いてないんですけど。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市が文書を出す以上は、市長が最終責任者だというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

いい部下を持ちましたね。これ市長が代表ということで、責任。それを財政課長が間違いでしたと一言お詫びを入れてました。ありがたいですね、いい部下持って。本当ならば、このことについては、市長みずから本当に謝らなきゃならない事態なんですよ。そう思われませんか。

○市長（五位塚剛）

先ほど担当課長が答弁いたしましたように、昨年は議会議員選挙もあるということで、決算を早く審査していただきました。

各委員会、常任委員会で決算が認定されておりましたので、それ前提として早く準備をしたようでございます。そういう意味では、全ての決算が終わった後にちゃんと潔くということは、やはりもうちょっと反省すべきだったというふうに思っております。申しわけありませんでした。

○１４番（渡辺利治議員）

選挙があったからといって、どうこうありますけども、これ以上追及しません。時間がありませんので。

ただ、この件について認め、再度、このようなことはしないということで解釈してよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

今後、このようなことがないように、職員と再度協議をしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○１４番（渡辺利治議員）

１点だけ漏れておりました。まだ、この決算については付されただけで、結果出ておりませんけど、もしこれが不認定になった場合は、地方公共団体の長等は、決算不認定の場合は必要な措置措置を講じた時、その内容を議会等に報告、公表するようになっております。

これは、ことし30年の4月１日より施行されておりますが、これについてもこのような形をとられますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、認定をしていただきたいというのが我々市の職員の要望でもあります。

もし万が一に不認定となれば、当然ながらそのような方法で、これは法律上決まっておりますので、そういう手続きは取りたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

当然、そのような、もしまかり間違ってあった場合は、あってはならないことであるかわかりませんけど、その場合はそのような手続きをちゃんと踏んでいただくようお願いします。

続きまして、有害鳥獣の件です。被害を防ぐ観点からちょっと述べますと、昨年の、私は12月の一般質問の中でもありましたように、電気牧柵を広い範囲で設置を進めると答弁しておりますよね。

30年度はどれだけの広範囲に電牧を設置されたんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間の市民からの要望がありまして、予算もふやしながらやっております。

経過について農林振興課長から答弁させます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

電気柵につきましては、当初予算で１ha以下で50基計上させていただいております。それから、１ha以上、四、五人でまとめてという電柵ですけども、これを５基ですけれども、今年度は、進捗状況は若干少ない状況でして、はっきりとした数字は、今、持ち合わせておりませんが、今の時点で20基前後の申請だというふうに把握しているとこです。

○１４番（渡辺利治議員）

29年に比べ30年度これだけ設置していると答弁ありましたが、この効果というのはどのように受けとめますか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、効果というのは農作物の被害を防止をするということが第一条件です。第二条件は、イノシシなんかの大量発生と言いますか、生産を食いとめることもなっていくというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

人間社会と動物社会の共存、共栄を図るということもちゃんと答弁されておりますけど、防ぐほうがまず大事なんですよね。動物は、自分が悪いことしたと思っておりませんから。だから人間が防がなければならない状況になっておるんですよ。

なぜふえたかというと、動物の勝手じゃなくして、人間社会の勝手であんなふうにふえたということは御存じですよね。ですから、この電牧をどんどん広めるためにどのような手立てをしますか。

○市長（五位塚剛）

非常に難しい部分があるというふうに思っております。曽於市内で全て解決できるものではありませんので、イノシシが大量にふえないような広域的な考え方等も大事だというふうになってくると思います。

私たちは、曽於市の農産物が被害に遭うことが少なくなるように、いろんな方法で農家支援ということを努力していきたいというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

電牧をふやそうたって予算が伴いますよね。ですから、それをどのようにしてふやして、いかに農地を守るか、農作物を守るか、それが原点なんで、基本なんですよ。だから、どの段階で、市はこれを早急に講じるんですか。

○市長（五位塚剛）

先ほど担当課長も予算の問題ありましたが、当然ながら農家の方も自分の畑を守るためにやるんですけど、まだ申し込みも残っているみたいですけど、まだまだどういう形が一番農家にとって安心したところの被害防止になるかということも含めて、もうちょっと検討さしていただきたいと思います。

○１４番（渡辺利治議員）

農家の方は１カ所に、でかい国みたいに１カ所に圃場持っているわけじゃないんですよ。１カ所、２カ所、３カ所、数十カ所ありますよね。もちろん農地を借りてする人もいますから。

そんときに、全ての圃場にこれは補助は与えられないんでしょう。１回きりでしょう。農林振興課長、１回きりですよね。ですから、この考えを変えないことには被害防止はできませんよ。

だから、どの段階で広域的な。よそにあるんですよ。１つの町、１つの山、１つの谷を柵をしてますよ。それ御存じでしょう。そのような大きな、大々的なメスを入れるために、いつから、どのような段階で、手法でやるんですか。

○市長（五位塚剛）

市のほうも、モデル的に、広域的に設置した所もあります。今、言われるように全て曽於市内の農地をそのような形、本当に財政上も厳しいものがありますので、部分的な分と言えばモデルでやっております。

農林振興課長が非常に頑張っておりますので、今後の考え方を答弁をさせたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

先般の議員の質問の中でもありましたとおり、南之郷地区にモデル的に設置をしているとこでございます。

確かに国の事業の中で、その事業がございますので、後はその地区をどこをくくるかというところでもございますし、後は、そこを囲ってしまうという部分の景観の部分もございます。

要望がありましたら、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

要望があればと、今の状況では要望をしても１カ所しかできないわけですから。だから、農家は出し惜しみというか、出し渋っているんですよ。

モデル地区って、それ１カ所、面積どれだけなんでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

モデル地区になっているのは、末吉町南之郷の石之脇の地区に設置しておりますが、これは耕地サイドの事業で設置されているようであります。

面積については、私のほうは把握してないところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

モデル地区だから、余計面積も知ってなければならないし、その効果に対しても答えがある程度は出て来なければいけませんよね。ただ、さっき漫然とした答えで、出てこないということは言われましたけど、昨年と比べて。

しかし、それを早急に把握して、それをいかに生かすかが、次年度生かす、次の年の問題でしょう。だから、こういう問題は遅いんですよ、対応が。この問題、去年からじゃないでしょう。その前からもきてるわけです。

だから、早くしなきゃあ農家はだめになるんですよ。そこを早くしてくださいということを言うんだけど、いつからとも言わない。財政がある、それはわかりますよ。だから、そこを具体的に示してくださいよ。

○市長（五位塚剛）

わなの利用される方々のわなの取得とか、また、鉄柵をふやすとか、また、自分で電柵する人の予算をふやすとか、いろいろこの間やってきております。

だけど、現状としては、農家の状況からしたら、まだまだイノシシに田畑を本当に現況としてはやられてる状況がありますので、総合的にどうすればいいのかということを、この間相当検討はしてるんですけど、再度、今後、検討してまいりますので、時間をいただきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

再度検討ということで落ちがつきましたけど、ぜひそのようにしなければ、１日でも早い対策を講じなければ一番困るのは人間だけじゃないんですよね。農家だけじゃないんですよ。それを十分承知の上で進めてください。

次に、②のほうですが申請。有害鳥獣を駆除して、捕獲して、そしてそれを市のほうへ申請する。その段階を国のほうの決まりにのっとってやってるから変えれないということでありますが、市長は、この申請する時の要綱を見ておりますか。

○市長（五位塚剛）

詳しくは見ておりませんけど、イノシシをとった時に、これは国の補助金、また、県の補助金、市の補助金入りますので、不正が起きないようにそのような措置をしております。

ですから、これはやむを得ないかなというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

不正が起きないようにするのが当たり前でしょう。不正をしないのが当たり前で

あって、そうでしょう。不正をしたらおかしいんですよ。今回も不正があったんだけど。それもちゃんと措置をとらなければいけないと思いますけど。

この文言を御存じですか。知らないと言われたんだけど、実際、知ってるはずですよ。９月議会の岩水議員の質問の中に、ちゃんと１回目の答弁で書いてありますよ。覚えてる。ちゃんと書いてるんですよ。議員の皆さん、これを知っておりますか。どういう形で申請するというのを、執行部の中で知っておられますか。むごい文言ですよ。タブレットで配信してもらっていいですか、議長、文言を。よろしいですか。

○議長（原田賢一郎）

どうぞ。

○１４番（渡辺利治議員）

よろしくお願いします。

今、皆さん方のタブレットのほうに、この文言が出されます。私は、ちょっと口であらわせなかったので、こういう方法取りましたけど、今、皆さん見てください。

右下を押せば見れますよ。

皆さん方、これを読まれましたか。時間的には、ちょっと短かったようですけど、本当にこの文言、むごいと思われませんか。国からの統一された規格だからできません。そうじゃなくして変えようという気はないんですか。

○市長（五位塚剛）

イノシシ、ウサギとか、タヌキとか、カラスとか、当然、有害鳥獣を捕獲した時は、それなりのやり方で提出をしてくださいというふうに書かれております。

その文言がふさわしくないというふうに言われているんだろうと思うんですけど、担当課長のほうが国、県からの指導があると思いますけど、基本的な考え方を述べさせたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

先般の議会でも答弁をさせていただいたところですけれども、御承知のとおり平成29年中に不正事項が発生いたしまして、国の農政部の環境課のほうから、このマニュアルが改正になったところでございまして、その中には証拠物としてこういったものを提出しなさいということで明記をしてございます。

従いまして、私どもとしましては、国の補助金の申請の際に、その証拠物の確認ということで提出をしなければならないので、義務づけられている状況でございますので、いわゆる国の補助金の対象になる部分、いわゆるイノシシ、シカの補助金がつくわけですけども、それについては、これに沿っていかなければならないとい

うことで、今のところ、市のほうでこれを改正するということはできない状況だというふうに判断しているところです。

○１４番（渡辺利治議員）

市長もこのような考えをお持ちですね、変えられないということで。それで解釈していいんですか。

○市長（五位塚剛）

鳥獣保護で申請をして、その捕獲賃をいただくという方については、どうしても確認の上で、このような方法しか今のところはないとこでございます。

ですから、文言を変えなさいというんだったら、文言の変え方はまた工夫ができると思うんですけど、基本的には、国からのこれようで申請しなかったら、証拠の写真とか、ちゃんと１頭１頭の確認ができるものということでしておりますので、これについては、補助金をもらわないんだったら、ほかに別の方法があると思うんだけど、補助金を申請されるんだったら、これの確認の意味でですから、こういう方法しかないというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

文言の訂正。そういうのするんだったら工夫する必要があると答えておりますから、ぜひこれは考えてください。

この前、イギリスのほうで牛の除却の件が出てましたけど、あれは農家が危害を与えられない、牛から。そしてまた、牛に限らず角のある動物ですね。牛は当然だけど、あれは農家側から考えて、生産する、飼育する側からの答えであって、愛護団体の答えではないんですから。

もちろん、私も牛飼ってますから、気持ちはわかるんですけど、この有害鳥獣駆除申請については、考える意思があるんだったら、ぜひそのように変えてください。法は変えられます。曲げることはできませんけど変えられますから。ぜひそのようにしてください。よろしいですか、確認求めます。

○市長（五位塚剛）

法律をつくるのは国会議員の方々でありまして、条例は、議会に提案して変えることはできますけど、法を私が変えることはできませんけど、この文言上問題があるとなれば、いろんな県のいろんな組織含めて会合がありますので、内容的に文言変えることできないかということは、意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

あちこちの会合で、ぜひそのような問題点を捉えていけば、小さい火種から、やがて大きくなって、これも変えられます。そしてまた、とる人も素人なんですよ、

免許は持ってても。これはちょっとできませんので。銭が欲しくなかったら流す。それじゃあまたふえるわけですから、ぜひそのようにしてください。

この有害鳥獣をとった後の、今度は製品化というのも広域的にどうかということで、問題点投げたところ、血抜きか、あの観点でいろんな問題もあった。

また、広域的な問題あるんだろうと思いますけど、実際、これを四国の何という島やったかな、どっかでやってますよね。もう狩猟を目的として、それをプロとして。そしてまた、それを冷凍までして東京のあるスーパー、あるレストランとか、何ぼ星か知らんけど、そういうとこ送ってるんですよ。事例があるんですよ。そこらあたりも、更に検討する必要あると思いますけど、今のまんまの状況でいいんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

このことについては、我々当局もいろいろと阿久根のところも調査研究さしていただきました。施設をつくるにしても、運営するでも莫大な費用がかかってるのが現実でありました。

それで、市内の何人かイノシシの解体して、食肉としてされてる所もあります。そういう方々にも、私なんかもお願いして、どうしてもそういう場合は、ここに持って行ってくださいということでお話もしております。

ナンチクさんともいろいろ協議をいたしました。当初はナンチクさんでもできるんじゃないかということでありましたけど、やはり衛生上のことで何としてもできないということでありましたので、この加工施設を行政がつくるという、このことを含めて、また検討させていただきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

全て検討という形で終わりますけども、これも早く実現するような検討でないといけないと思いますので、この件については終わります。

次に、公道における樹木伐採。

これも、前はシルバー人材センター、あの方々も一生懸命、人数も多かったし。若いといってもシルバー人材センターですので、年齢的にはそうなってるんですけど、本当少なくなっております。本当限度があります。

だから、市が持っておる道路維持係ですか、方がおられますけど、あれだけでは到底追いつきませんよね。だから、何らかの形をとっていかんといけないわけですよ。

その点について、どのような考えを持っていらっしゃいますか。

○市長（五位塚剛）

１回目の答弁でいたしましたように、市といたしましては、年間予算をとりまし

て、市道、また農免道路を含めて、それは定期的に高所伐採をやっております。また、どうしても台風の後については、業者の方々に、また、予算をお願いして伐採をしております。

自治会の周りの市道については、自治会の皆さんたちに協力もいただいておりますけど、今後、言われるように、本当に高齢化によって対応ができないということも、今、要望が出てきておりますので、今後は、もうちょっと予算をふやしてやるべきかなということは考えております。

○１４番（渡辺利治議員）

確かにそのとおりでございます。自治会でもできないから市にお願いしたら、やってくれるということになっていますよね。ただし、市がするのは、せいぜい１回。地域においては２回する。また、お盆前にする。年２回する。既定なんですけど、環境保全と言われても、景観から見ても。

でも、市にお願いしたところ、なかなか長く伸び過ぎで手が回らない。が、危ない。そのイタチごっこなんですよ。だから早めにしないかん。それは何かというと、予防保全型の管理でないといけないんですよ。

今、それには到底突っ込めない状態でしょう。後手後手の対策ですから。だから、早く思い切ったことをして、予防のほうにしていけば、もっと経費は安くて済むんですよ。少し傷んだところでする。その考えなんですよ。だから、これを早く取り入れなきゃいけない。それをどのように考えておりますか。

○市長（五位塚剛）

市道につきましては、市民の皆さんたちが安心して通行できるように管理するのは、これは市の役目でありますので、基本的には、それはずっとやっていきたいと思います。

ただ、市道でも、自治会に１年間に最低１回。また、自治会よっては２回清掃してもらっております。一番心配なのが、梅雨終った後の夏場に、清掃が終わった後にぐっとまた雑草が伸びてきております。

その状況の中で、台風が来た時の後が、非常に、市民としても困っている状況でありますので、そのあたりの対応の仕方をもうちょっと工夫する必要があるのかなというふうに思っておりますので、予算も含めて進めていきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

これもまた、前のような形という形で捉えなければいたし方ないという答弁のように聞こえますけど、どうしてもこの問題につきましても、早めに取り組むべきであると思いますので、どうかそのような方向で進めてください。

次に、農業用の廃プラスチック類、この適正処理。確かにこれ多くなっております。昨年の10月までの比にすると202トン。しかし、これが11月はどうでしたか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

11月の分については、まだ数値で上げておりませんけれども、昨年より約半分ほどだったということで聞いております。

○１４番（渡辺利治議員）

生産者が搬出する量が半分になった。裏を返して、これが生産するのが半分になったわけじゃないんですよね。

大体、前年に変わらず使っております。それが搬入が少なくなったということは、何かの形で倉庫に眠っているのか、出してないのか。どのような形で、今、この状況になっているか、お考えを示してください。

○市長（五位塚剛）

曽於市は、普通作の中で唐芋をつくって、これは台風対策の営農だというふうに思っております。また、地元に霧島焼酎という大きな焼酎会社がありますので、農家にとっては安心して甘藷をつくれることができます。

数字的に、ことしは去年より半分の状況になっておりますけど、聞くところによりますと、都城の個人的にやってる人たちが、補助でこの廃ビニールを買っていくということで、当然ながら、そのことによって市のほうの持ち込みが少なくなっているというように聞いております。

そのほかの原因があるのかどうかというのはわかりませんけど、これが大きく影響しているのかなというふうに思っております。

○１４番（渡辺利治議員）

もちろん生産量は変わってない。ふえてるかもしれないけど、出すのが少ない。これを市の財政から見れば払うお金が少なくて済むわけですから助かるんですよ。

でも、環境から考えればどっかにか行ってるはずです。今、市長が申されたように、都城かな、どうかなということなんですけど、補助をもらって出してとか、補助じゃないんでしょう。これは個人の方か知らんけど、その人が農家からお金いただいて、どっかにか持っているという話は聞いております、直接農家から。

市がそれを察知しているということになりますよね、今の答えから。どうですか。

○市長（五位塚剛）

基本的にはそういうことですけど、詳しいことは、多分課長が知ってると思いますので、状況として課長から答弁をさせます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

９月の回収から減少してきたという経緯がありましたので、私も何名かの方にお聞きいたしました。２つの事業者がいらっしゃいまして、10ａ当たり1,000円支払えば取りに来るというような状況で、今、市内見渡していただければわかると思うんですが、畑に廃ビニールが積んである状況が幾らか見られます。

ちょうど先週でしたけれども、ちょうど回収のトラックが私の前を走っておりましたので、翌日その農家の方と話をさしていただきました。10ａ当たり1,000円支払って、できれば二、三人でまとめてくださいということでお願いされて、そこにお願いをしているということでありました。

また、その業者については、都城の方だということもお聞きしました。その方が、来年の予約までしてくれということも言われたらしくて、そこは、我々は適正に処理をしてくださいということしか言えませんのでということで、別れたところですが、農家の方にとっては、処理料金が上がったこと。そして、自分で持って行く手間が省ける。特に、10月から11月、12月にかけては、収穫時期で忙しいと。そういうときに、引き取りに来てくれるということで、そちらのほうへ処理をお願いしてる人たちが多いというような現状であるようでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

行政としては、指導はできませんよね、これは。どこに持って行こうが。でも、これを市としては、ちゃんと農家に対し指導すべきなんですよ、適正に、その法人は。法人化してる所に出しなさいって指導があるんですよね、これは。国からの通達であるんですよね。私、１回目の質問でちゃんとやってるんですよ。

ですから、市は適正にするよう指導することになってるんですけど、それが、今、外部に流れた。確かに安いから農家は助かる。でも、これがまかり間違って、第２の蔵之町になったら大変ですよ。

私が言いたいのは、それをなくするように、第２の蔵之町が出てくる前に、行政として何らかの手を打つべきであるということを思って提案したんですよ。提案というか、質問に上げたわけですよ。どう思われますか。

○市長（五位塚剛）

農業用の廃プラスチックは、適正に処理すべきであるというふうに思います。

まして、曽於市のものが、今、都城のほうに行ってますので、当然、都城のその事業者がどのように処理してるのかということを含めて、追跡調査といいますか、状況をちゃんと判断して、今後また、農家に対しては一定の啓発活動を進めていきたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

ぜひこの廃材につきましては、第２の蔵之町を曽於市内でなくても、どこでもつくってはならない。つくらしてはならないということをずっと肝に銘じておってください。

以上で一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１１時３６分

再開　午前１１時３８分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第２、迫杉雄議員の発言を許可いたします。

○１８番（迫　杉雄議員）

私は12月定例会一般質問としては、平成の年号は今後は変わることを意識しながら通告いたしております２項目にそれぞれ発展の要旨で市長に質問いたします。

まず、今年度は本市には大きな台風災害等に見舞われず基幹産業である農業生産では、各品目においては豊作であったというふうに思っております。また、次年度から本市が取り組む農業公社の創業等についても今後の農林振興に期待するものであります。

まず、通告の１で、平成26年度から始まって取り組まれている５年目であります農地中間管理機構について、今後の本市の農業振興に対しての対応、議論をすべきと思います。

①でありますが、今日までの本市の取り組み状況について、貸し手と借り手の面積状況並び今後の見通しについてを、伺います。

次に、②でありますが、県内、他市町村の取り組み状況をどのように把握されているのか、各市町村においてはそれぞれ温度差があると思いますが、近隣の市町村の取り組みについてどのように把握されているか、伺います。

次に、③ですが、高齢化や後継者不足で耕作放棄地等が進む中、非農地認定が年々ふえていく昨今であり、数年後の本市の農地面積の見通しについては市長はどのような見解を持っているのか、まず伺います。

次に、④ですが、本市の今後の農業振興をいろいろと議論いたしますので、中間管理機構を推進することにより、どのようなメリット並びにデメリットについて市長はどのような見解を持っているのか、伺うものであります。

次に、通告の２であります。ユズ振興についてでありますが、本市のユズ振興については、旧末吉町時代から今日まで発展してきたものであり、昭和57年ごろから現市役所、役場の建設オープンの記念樹として町民に苗木が１本ずつ配布されたものであり、当初は植えつけ面積目標が20haであったと認識しており、今日においては95haを目指しているようです。

まず、通告時でありますが、平成29年度は生産集荷量は634トンでありました。今年度は好天にも恵まれたのか、かなりの生産量になったようです。12月に入っても集荷が続いているようでありますが、今年度、現在までの分を勘案して集荷量はどれほど見込まれたのかについて、伺います。

次に、今年度も裏表作にかかわらず生産集荷量は今後もふえ続けることが考えられます。市長はユズ振興についてどのような見解を持っているのか、伺います。

次に、③でありますが、ユズ振興について面積等の全国都道府県では鹿児島県が大体６位ぐらいであるようです。当然、鹿児島県内では面積的にも並びに生産量についても県内１位と認識しています。今後は、県内、県外にユズの町曽於市をもっと売り出すべきであると思いますが、ユズの町の振興をどのように力を入れていく考えなのか、伺います。

次に、④でありますが、現在、搾汁センターは３本での搾汁ラインであります。やはり、今後ユズ振興を発展させていく上では、どのような方向づけが議論されているか、伺うものであります。

私は、やはり搾汁ラインを増設すべきと考えます。今後の取り組みの議論の入り口として、市長のユズ振興に対する見解を求めて、壇上からの１回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

迫議員にお答えしたいと思います。

質問事項の１の③以外は私が最初に答弁し、１の③については、農業委員会会長に後から答弁をさせます。

１、中間管理機構についての①現在までの貸し手と借り手の状況についてお答えいたします。

平成27年度から平成29年度までの貸し手は249人で、借り手は101人となっており、面積は111haとなっております。

１の②県内及び近隣の市町村の取り組み状況についてお答えいたします。

平成29年度末で県内の取り組み状況は6,838haとなっております。近隣では、志布志市が356ha、鹿屋市が293ha、垂水市が35haとなっております。

１の④中間管理機構を推進することのメリット・デメリットについてお答えいた

します。

メリットといたしましては、借り手の圃場の集約化が図られることと、耕作放棄地の解消や地域での農地集積に協力することが国からの協力金を受けられることです。

デメリットとしては、借り手が誰なのかわからないこと、10年間貸し出しが長過ぎること、提出書類が複雑なことなどが上げられるようでございます。

２、ユズ振興についての①平成30年度の生産出荷量について、お答えいたします。

平成30年度ユズは、黄ユズで当初950トン見込んでおりましたが、11月27日現在で1,128トン集荷しております。

そのほか、青ユズは28トン集荷しております。

２の②今後生産量がふえることが考えられるが、どのような見解かについて、お答えいたします。

今後の予想といたしましては、栽培面積の93haで平均２トンの収量を想定した場合は、約1,800トンの集荷量になると想定をいたします。

２の③今後のユズ振興の取り組みについて、お答えいたします。

今後のユズ振興については、新規植えつけについては、年次２haほどふえるものと考えておりますが、高齢化による廃園や放置園対策も講じ、ユズの改植や作業委託の充実も検討していかなければならないと思っております。

２の④今年度の搾汁状況と今後の搾汁レーンの増設の考えについて、お答えいたします。

平成29年度に搾汁レーンを１台増設し、現在４台で稼働している状況です。当初の試算では、１日で24トンの処理能力があり、約50日で1,200トンを処理する試算であります。

今後は、豊作の年になりますと処理能力が追いつかなくなることが想定されますので、搾汁施設の増設について食彩センターを交えて協議してまいりたいと思います。

あとは、農業委員会の会長が答弁をいたします。

○農業委員会長（森岡俊弘）

農業委員会の森岡です。

１の③非農地の面積がふえる状況と数年後の農地面積の見通しについて、お答えいたします。

非農地については、今までの分の耕作放棄地を平成28年度から３年かけて非農地通知の発送をしたところでございます。

平成28年度に約690ha、平成29年度に約450ha、今年度は270ha分の非農地通知を

12月から１月に発送する予定です。なお、畑かん地域や第１種農地の中の耕作放棄地については、非農地にできないところもあります。非農地通知を発送する非農地面積については、平成31年度は大幅に減少し、高齢化や労働力不足等により、本市の農地面積は、今後も年々減少する見通しでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで、昼食のため迫議員の一般質問を一時中止して、休憩いたします。午後はおおむね１時再開いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時４９分

再開　午後　１時００分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○１８番（迫　杉雄議員）

それでは、２回目の質問に入っていきます。

先ほど、通告の内容について答弁をいただきましたが、中間管理機構、曽於市において今後の対応ということを、いろいろ今日まで議論する機会もなかなかなかったと私自身思っております。

先般11月27日の新聞に記載されましたが、今後、農地の集約事業として、バンク一元化方針正式決定という方向を閣議は進めるようですが、狙いが2023年、５年先といってももう直近ですので、今日までの本市が取り組んでいる、今、答弁いただいた内容を把握しております。

一言、再度ですが、曽於市における借り手、貸し手、そして面積が111haということについて、１回目の答弁で申しましたように、各市町村、温度差はかなりあります。

ただ、国全体から言いますと、国がこの事業を進めて、まだ５割だと、５％ですから５割ですかね、それを８割に伸ばしたいというのが今後の狙いだというふうに認識しておりますので、市長が今後の取り組みについての意気込みを、再度、答弁求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今、中間管理機構の制度が提示されまして、曽於市でも農業委員会を通じてこの事業に該当する方々については、１回目に述べました、私たちの曽於市においては農業委員会でしております農地の集積事業で今までずっとやってきておりまして、

そちらのほうが農家にとっても、また農業委員会としても非常にやりやすい部分がありましたので、このような状況になっているというふうに思います。

基本的には、国も何らかの目的があって新しい事業を展開するんでしょうけど、やはり私としては、事業としてしやすい事業を、また条件的にも支援的にもわかりやすい事業を継続的にしたほうが、私はいいのではないかなと思っております。

国のこの事業がいつまで続くかという保証も全くありません。今までもそうですけど、いろんな事業をやって途中でやめて新たな事業が展開されてきておりますので、この事業にとっては大型農家が農地を大きくまとめることができるということと、また貸し手、借り手に対して一定の、10年間だったら一括で先払いでお金をもらえるという方法なんかもありますので、メリットはメリットであると思うんですけど、今後については、農業委員会の活動を見守りたいというふうに思います。

○１８番（迫　杉雄議員）

今後の日本の農業を振興するには、やはり狭い日本というよりも、耕地も段々少なくなる中、いろんな問題を抱えております。その中で目指すものは、もう国は端的、率直に大規模農家を目指していると、これはもう間違いないと私は思います。

いろいろ自治体やら都道府県もしくは市町村において、それはもう地形から自然からいろんな耕地の状況が変わりますが、曽於市をにらんだ時に、やはり今後の大規模農家を推進していくか、振興していくか、もしくは現状を維持したほうが曽於市の農業振興につながるかと、ここらあたりは入り口で議論をしなければいけないというふうに考えます。

当然、もうイの一番に大型農業を目指そうというのもいかがなものかと思いますが、やはり一方から考えますと、耕作放棄地やら、耕作しない所有者も近隣にいないというような問題はもう今まで、この事業と一緒ですので、ここらあたりを、十分、議論しないといけないという考えです。

ですから、農地中間管理機構を進めるに当たって、今、市長がメリット的な答弁をされましたが、メリット的な答弁を、再三、議論しなきゃいけないと思います。そして、この事業を市としてはどうするかと、今言いましたように、地形やら自然やら環境やら、また当然、利用する作物等もありますので、そこらあたりを議論してどっちかにやっぱり絞らないと、国からの事業だ、曽於市は曽於市のやり方があるというだけで足踏みしたら、やっぱり今後の農業振興にはつながりません。

ですから、もう１回、どういう方向を目指すべきかと、いろんな問題があります。それは田んぼと畑を分けても、畜産振興を考えても、また園芸、後ほどユズ振興について質問するつもりですが、いろんな角度からありますので、市長の考えは今の答弁のとおりですか。今、私が質問しかける内容と合致するものがあれば、再度、

今後の農地中間管理機構について答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この事業について県のほうからも出て来られて説明をされました。県のほうでも推進しているので協力してほしいということでありました。関係の農家の方々も交えて議論しましたけど、なかなかこの事業に曽於市も乗っかって手を挙げて、積極的に広げていくというところにはなっていない問題点もあるのが事実であります。

ですから、10年間農地を貸すといったときに、誰が借りるのか、誰が耕作しているのか目に見えないという状況もあるということも説明いたしました。

また、私たちの農地の場合は、今いろんな事業を取り組んできて、農地の区画整理もしております。また、２回目の区画整理も、今、始まりつつありますので、農家がやっぱり地域でまとまって、自分たちの農地はこうしていこうというところがあれば、やっぱりそういうのは推進はしていきたいと思うんですけど、農家の中に負担のないように今後も計画したいと思います。

基本的な考え方について、担当課長からちょっと答弁をさせたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

今、市長の答弁にありましたとおり、県のほうからも今後この農地中間管理事業を中心として推進をしていくということでもありますけれども、本市の中で、今、進めておりますのが、やはり地域を絞って、今、推進をお願いしているところでございまして、今年度は末吉の原村地区、それから財部の七村地区、そして末吉の深川の地域ということで、そこを中心に、いわゆる担い手が中心的な農家が数名いらっしゃるところ、そういったところで推進を図っていきたいと思っております。

一挙に大型農家へという考え方はできないと思いますので、そういった担い手の方々が農地を集積しやすい場所という形で推進をしていきたいというふうに考えております。

○１８番（迫　杉雄議員）

今、市長のほうがメリットを答弁されましたが、当然、デメリットもあります。その中でこの事業を推進していくと、肝心な耕作放棄地の所有者ですね、そして農業委員会では非農地通知を出したという答弁を先ほどもらっております。

28年度で690ha、29年度が450ha、今年度が現在で270haという非農地通知が出でいますね。そうしますと、一方、中間管理機構の角度から言うと、所有者がそのまま置いておれば固定資産税の課税対象になるわけですよね、それが1.5倍という形で課税をされるのに、自分の所有する放棄地、土地に関心がないはずじゃないですね、貸し出せば課税はされますよと1.5倍ですよというようなふうに貸し出せばい

いわけですが、それには当然、農業委員会のほうでアンケート調査等が回っているし、その意思決定も出ているはずです。

今後、アンケートはどうされるかわかりませんが。それ等も精査すれば、やはりもう都会におって、先祖代々の我が名義になっている土地をほったらかして、あとで課税されることにごうごう言うよりも、今の段階で農業委員会のアンケート調査等で貸し出す意思はあるという項目に丸をすれば進めやすいわけですね。

当然、デメリット、メリットの中で、市長が言ったのは、誰がどうやって使うのかわからないと、これはもういたし方ないと思います。そして、また借料もそう高くはないと思います。向こう10年間、自分はもう管理者じゃないわけですので、その土地には口出しができないと、このあたりが納得すれば、10年間で私はまた農業しますよというぐらいの人はほとんどいないのではないかなと思います。10年後はしますよとか、10年の間に返してくださいというような状況じゃない、そういう人だったら現状で耕作したり、農業を一生懸命する人だと思います。

そのあたりから、やはり方向づけを立てていかないことには、農業委員会ばかりではこの耕作放棄地等の調査は非認定通知等はもう持ちこたえられないんじゃないかと、それを計算して、３年後でもいいですよ、５年後でもいいですよ、耕作放棄地で農地が幾ら少なくなるかということ等も、やはり議論すべきではないかと思います。

今、農業委員会長が答弁された、足し算をすれば幾らですか、1,300haぐらいなりますね、３年間で。この農地があと３年すればどんどん減っていく、せっかくの農業振興に対してですね。また次の段階の曽於市の農業振興を語らないといけないという気になりますが、課長、この実数的な今後の見通しを、10年先じゃないですよ、どのように捉えて、力強い対応する答弁にならないんですか。何かあれば答弁をしてみてください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

耕作放棄地につきましては、年々ふえる状況ではあろうかと思います。特に今、水田の転作等の確認に行きますと、いわゆる条件の悪いところが非常に多く耕作放棄地としてなってきている状況でございます。

畑につきましては、今、畑かんの受益地になっている部分につきましては、再生作業であったりとか、そういった部分も推進はしているわけでございますが、何分にも後継者がいないというところがやはり大きいのかなというふうに思っております。

そういった意味で、貸し出せる農地があればやはり貸し出していただきたいとい

うふうに思っておりますし、農林振興課的なサイドから言わせていただければ、やはり耕作放棄地をなるべく少なくする、誰かに耕作をしていただきたいという形で推進をするしかないのかなというふうに思っております。

○１８番（迫　杉雄議員）

当然、同じような気持ちの高さだと思います。やはり今後を議論する、私が再三言う、入り口だというふうに言っておりますが、やはりここから始めるのが、先ほど言いますように、国の方向づけはもう５年のうちに下りてくると、市長が答弁されたように、今までこの５年間、手続等のいろんなややこしさがあったわけですよね、貸し手のほうの証明書、印鑑証明いるとか、そういうのももうクリアされるんじゃないですかね。

そうなると今後は所有者、貸し手ですね、貸し手も自分のことを考えれば管理してもらう、まあ少ないけど貸し賃ももらえる、10年間ですね、そこらあたりはやはり管理してくれるのが一番いいんじゃないですか。いや、私はもう貸し賃も金額が少ないし、誰が借りるか、誰が耕作するかわからないから持っておきますと、その逆を言いますと、先ほどから言うように、課税対象にははっきりしてもらわないといけない。するわけですよね、固定資産税等の課税は対象になる。だから貸せば減税、貸さなければ増税という言葉でものを考えますが、市長、再度、今からふえていくはずの所有者が耕作放棄にしている、今後、農業には手をつけられないと、まあ年齢的に見ればわかりますよね、そういう人を見越したら、今度は逆に中間管理機構に預けやんせというような言葉になれば、一挙両得になるような気がするんですね、そして我々も管理が進むわけです。

もう中間管理機構に預けてしまえば、管理はする、貸し手は自由に見つける、先ほどから言う、まちっと10年間の貸し料が多ければ越したことはないんだけど、そこらあたりをメリットとしてものを考える。もしくは、先ほど圃場整備等もまだあるということがありますが、この事業のメリットとしては、軽易な整備は管理機構がするはずですよね、それは申請の仕方だろうけど、ここは一本あるわけですので、できればその方向を、あの地域はここをちょっと圃場整備しないといけないが、取りまとめて整備やるわというぐらいの方向づけをつくる考えはないですか。

全部が全部、その圃場整備をできるわけじゃないけど、そういうのが１カ所でも２カ所でもあればそれに頼って、あと、肝心などうしても手がつけられない２次的な圃場整備をするのであれば大々的に何かの事業に乗せればいいし、そこらあたりまでは担当課なり、もしくは農業委員会もだけど、農業委員会は横から口は出せませんが、議論をするべきじゃないですか。

ところで、農業委員会長、この非農地通知、これについて中間管理機構絡みのア

ンケートはどのような状況だったんですか。その内容はまだ上がってきていないわけですか。中間管理機構に対する流れのアンケート調査というのは、振興課が出しているわけですか。農業委員会が出しているわけですか。

○農業委員会長（森岡俊弘）

今、迫議員の質問に対して申しますけれども、非農地通知につきましては、今、「１・５・一絵」という形で、全農家をアンケートを取っております。そのまだ集計はできていませんけれども、今度の会期中に２年かけてその取りまとめをしていこうという考えでおります。

○１８番（迫　杉雄議員）

難しい漢字だけど、「イチゴイチエ」というのは、私ちょっと書けないんですが、どの字を書くのでしょうか。俗にいう、一期一会じゃないはずですが、農業委員会の「イチゴイチエ」でしょ。

○農業委員会事務局長（中山純一）

サブタイトルみたいなものなんですけれども、数字の１、数字の５、それから漢字の数字の一、そして絵がありますけれども、いとへんの絵ですね、という形になって「１・５・一絵」というふうに言っております。

いきさつにつきましては、ひと月に農業委員さん５軒程度回るようにということが目的というか、目標ということで記された名称でございます。

○１８番（迫　杉雄議員）

「１・５・一絵」がやっと移りましたが、ひと月に５軒程度の活動をせよということですね。ひと月に、そりゃ19人が19人でいいんだけど、５軒ばっかいずっと回ればその中に、今さっきから私がここから質問をしている、今後はもう所有権ばっかりで農業に復帰する考えのない所有者ですね、そういうのはたくさんおると思います。逆に非農地通知に対してもわからないまま非農地ということになるわけですので、そこらあたりで、もしよければこの管理機構のほうに預けるという推進もできるのではないかと。

そこらあたりをやはり振興課と一緒に考えて進めていけば、確かにこれは全国的に見渡しても、中間管理機構の取り組みに対して、ちょっと厳しいなとかいろんな思惑もありますし、先ほど言いましたように、全国的にまだ５割台を８割台に伸ばすという意気込みは今後の政府の考え方ですので、我々もそれだけはやっぱり頭に置いて、曽於市としてはということを議論しなきゃいけないし、やはりいろんなデメリットもあるけどメリットを引き出して、次の振興策に進めるべきじゃないかと思います。

あとですね、アンケートがあれですけど、この今回までの中間管理機構に預けら

れる面積の111ha、これについてまだ見通しはないですか、現段階、31年あたりにまだふやす、32年、33年になれば一挙にふえますよと、そのような見通し、計画はないんですか。あるかないかを答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

今回、平成30年度におきまして、第１期から第５期までの申し込みがあるわけですが、第５期の申し込みで、今月の頭に申し込み期限になっております。この中で財部町と末吉町で合わせまして、約56haほどの申し込みをしたいというふうに思っているところでございまして、今、貸し出しの希望農地が約36haということで、76名の方、この方々に借り受け希望者へ、今、配分をしている状況でございまして、ここはもうほとんどまとまりつつあるところでございます。末吉町が３地区、そして財部町が１地区、その中で財部の七村地区につきましては、先ほど議員のほうからありました、圃場整備を目指していらっしゃいますので、その部分で、今回、申し込みをするということになっているところでございます。

○１８番（迫　杉雄議員）

市長、今、私の思惑、質問と、振興課長並びに農業委員会長と議論をして、いろんな現状を聞き出したところですが、端的に言って曽於市の今後の農業振興という形で、やはりここで市長の思惑、答弁が必要になってくると思います。

当然、今までやっていたとおりで31年、32年とやれば、あっという間にこのことは広がるし、一方から見れば心配する農地の放棄地やらいろんなものがふえていく、それに対する弊害がいろいろ環境的にも出てくるわけですよ。ここらあたりでやっぱり農業振興の角度から、一番手っ取り早いのは中間管理機構も一理あるなという角度で考えてもらいたいというのが私の質問です。答弁してもらうんですが。

今まで、平成19年度から曽於地区内の41カ所、42カ所の地域が多面的活動をずっと続けてきておりますが、多面的活動を続けている地域はどうにかこうにか持ちこたえているなと、もう12年目、13年目になりますね。けど逆にその活動を取り入れていない、活動をしていないところは、今、言うような角度からやっていかないといけないと思います。

やはり一番肝心なのは、ひところからすれば農地が少なくなるやら農地が荒れるやら、その角度が曽於市のやっぱり基幹産業農業振興の根本に関わることだというふうに思います。

どうですか、市長、中間管理機構で対応する、今まで、さっき言った、多面的機能活動で対応してきたのはほんの一部だというふうに捉えてもらいたいと思いますが、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

私も長いこと農業委員として活動してまいりました。非農地証明がこの間たくさん出てまいりました。長い歴史の農業委員会の中では、曽於市は非農地証明は出さないという指導のもと進めてきました。実際、農地としてされていないところについては、ちゃんと４条の手続、場合によっては５条の手続でちゃんとしてくださいということで、それについては現地調査をして、ちゃんと一筆一筆認めますよという流れできて、このところ国からの指導のもと非農地証明扱いを出しなさいということで、この間、たくさんの数字が出てまいりました。

非農地扱いになったけど、最終的には本人が登記をしない限り、あくまでもそれはそのまま残ってまいります。曽於市のこういう荒地の状況というのは、非常に条件のいい広いところがたくさんあるわけではありません。非常に条件の悪いところが非農地ということで荒れているわけでございますので、そういう中で農業委員会の方々も相当努力をされまして、それを農地として再生できるように、個別の農地のあっせん事業で取り組んできております。

今、農地中間管理機構のこの事業については、一定の地域ごとそこの地権者がちゃんと地域でまとまって、この事業に乗せたほうが有利だというところについて、今これが進んできておりますので、引き続き状況を見てまとめる物件のところがあれば、当然ながら、これはこれで基づいて推進をしてまいりたいというふうに思います。

○１８番（迫　杉雄議員）

引き続いて最大の努力をしてもらうというふうに受け取ります。

課長のほうで答えてもらいたんですが、30年度の地域集積協力金は1,050万円ですよね。それから、経営転換協力金は1,000万円、合計2,050万円ですよね。これが私はどっちみちは中間管理機構からの交付金です。市が出すわけじゃないんですよね。市の一般財源を使うわけじゃない。こういう角度があれば中間管理機構を進めるに対して、あとはちょっと予算的にはあるんだけど、協力金は交付金なわけだから、何も心配いらないと思う。早い話がですね。

そして軽易な圃場整備やらそういう角度からになると、やっぱり市としてもそれなりの熱を入れないことには、所有者もいいですよと、それはもう10年間ぐらいはいいですと、貸し出してもいいですよという言葉は出ないと思います。一方から言えばですよ。これが段々、市のほうの努力で集積的に広がっていけば、またこれも農業振興の走りになるわけですよ。

やっぱり地形から見て大規模的な集積は難しいところのほうが多いんだけど、逆に言えば、少しでも耕作しやすいように、曽於市は特に畜産振興をやっているし、

もうとにかく田畑を整備すれば、畜産振興に確実につながるんです。そこらあたりもやっぱり進めていかないことには、荒れた土地に復元を求めるということは、もうみんながみんな嫌ですもんね。そこらあたりもいろいろ議論を精査して進めてもらいたいというふうに思いますけど、市長は、今、答弁された内容、課長は当たり前の仕事として汗をかく内容ですが、どうですか。答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

今おっしゃられましたとおり、鹿児島県のほうから曽於市の目標面積というのが設定をされておりまして、今年度170haという目標設定がされております。

今回、５期でいわゆる地区をくくった面積が約56haほどございますので、まだ目標まではいっていないわけですが、今回、11地区の説明会をさせていただきました。いわゆる水土里サークルを中心としたところでございましたけれども、その推進をする中で、今回まとまったのがこの４地区ということになりますが、やはり私どものコマーシャル不足と言いますか、農地を貸し出しますとそういった協力金が入ってくるんですよという部分の、やはりＰＲも足りなかったのかなと反省はしているところでございます。

したがいまして、この集積協力金は恐らく来年度以降はあるのかないのか、ちょっと国のまだその政策の段階が出ておりませんけれども、やはりこういった有利な補助金がある間に、そしてその地域が担い手がいてまとまるのであれば、どんどん推進はしていったほうが、その地域の農業者の皆さんのためにでもあろうというふうに考えております。

○１８番（迫　杉雄議員）

あと１点、この件で、先ほどから口に出している大規模圃場集積というのは難しいというふうに考えていますし、現に曽於市内の農地作付等を見れば、もう一反歩単位とか、そういう形でやっている園芸とか、あとで言いますけどユズとかですね。こういうものもどうしようもできずに、そのまま、また振興を続けなければいけないんですよね。

ただ、大規模に集積した場所は大いにと、そこらあたりもやっぱり頭に置いて進めてもらわないといけないし、一から十も中間管理でやりましょうというのは、もうとんでもないいかがなもんかですので、料理並みでやってもらうように進めてもらいたいと、もうこれはそういうふうに今後のあれしてください。

２項目めに入りますが、ユズですね。答弁の中で今回の栽培面積と収量が出ましたが、これは1,128トンというようなことで、総計はまだされていないんですよね。まだ残があるんじゃないんですかね。そういうふうに理解しておりますので、要は、

青ユズが28トンということと、それから黄玉のＡですね。これはどっかに出たんですかね。一応、答えください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

青玉につきましては、10月の上旬に集荷を行ったところでありまして、昨年度まではメセナ食彩センターと、それから坂本香料というところに出荷をしておりました。

29年度は29トン青玉を出荷しまして、30年度は28トンを出荷をしたところでありまして、30年度につきましては、食彩センターのみということで坂本香料さんのほうは、ちょっと単価が折り合わずに辞退をされたところでございました。

それから黄色のＡ玉というのが、今、10月22日から12月７日まで集荷を予定しておりますけれども、昨日時点で、トータルでいきますと1,230トンを超えております。その中でいわゆるＡ品、きれいなユズですね、これが約11トン集荷をされているところです。

集荷方法は、通常の集荷にこれはＡ品ですということで検品をして、そのＡ品だけをはかるという形で出荷をしていただいている状況です。

以上です。

○１８番（迫　杉雄議員）

何て言われた、何トンと言われたかね、一応、目標は。ことしのＡ玉。今それ言わせんかったけ。

○農林振興課長（竹田正博）

目標と言いますか、黄ユズは目標の数量ではなくて、本人さんがこれはＡ品という形でその規格に合ったものを出荷する分になりますので、食彩センターのほうがＡ品を目標として何トンという設定はしてはいないところでございます。

○１８番（迫　杉雄議員）

ことしは。

○農林振興課長（竹田正博）

青ユズについては、食彩センターが28トンほしいということでしたので、黄ユズについては食彩センターのほうで何トンほしいという設定はないところでございます。単価的には違いますけれども。

○１８番（迫　杉雄議員）

黄ユズＡ品については、食彩センターは通じないということですね。食彩センターの……。

（何ごとか言う者あり）

○１８番（迫　杉雄議員）

出しますか。食彩センターが自由に処理するということですね。販売処理するということですね。トン数がまだわかっていないということですね。把握していないということですね。

そしたら、ユズ振興について思惑はやっぱりユズ農家を喜ばせないといけないと、これはもう一点張りなんです。そして全国的ユズ振興をやっているのは、九州内も宮崎、大分、特に四国が主だっているようですが、県内では曽於市が面積から出荷量まで飛び抜けているわけですよね。そこらあたりから考えれば、先ほど言いましたように、やっぱりユズまち曽於ぐらいは打ち出そうという考えは議論しなければいけないと思います。

それで、青玉の150円、黄玉のＢ品125円やったですかね、そうするとＡ品が185円、この185円が食彩に回ってどうのこうの言うけど、全国的に見渡すと、ひょっとしたら四国界隈ではＡ玉は、黄玉は200円やそこらじゃないし500円前後の取引をしているんじゃないかというふうにいろいろ見聞きするわけですよね。

課長は課長なりの情報を持っていらっしゃると思いますけど、そこらあたりが考えれば185円、もしくは青玉の150円、そこらあたりの値段をどう考えるのか。いろいろそれは、きょうが質問の初めてではありませんので、思惑もあると思いますが、ちょっとこの方向づけを食彩センターと坂本香料外にでも見つけていけば、活路を見開くことができるんじゃないかというふうに考えます。

まずその値段を、生産量も聞きましたので、値段について31年度以降、今後のことですね、何か方向づけの考えは出ないものか。このままであれば同好会との思惑も私は知りません。けど、やはり農家といえばそれは５円でも10円でも高いほうがいいわけですので、そこらあたりからものを考えていけば、先ほど答弁の中の廃園等の問題もある程度クリアできて、俗に言う、93町歩以上の努力ができるんじゃないかと思います。

いろんな条件を加味して、もう100町歩は越えがならんがと、どうしてもこれにはのいがならんがというような思惑を持っているんであれば、まだまだ努力が足らんなというふうに言いますけど、値段の問題やら、今後の曽於市の対応やら、課長、お願いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

価格につきましては、今年度の価格をちょっと参考にお話をさせていただきますが、先ほど言いました青玉につきましては、今年度は172円、これは全て１kg当たりの単価になりますので、１kg当たり172円でございます。それから黄色のユズに

つきましては、Ａ品が170円、それから一般の加工用Ｂ品が127円ということでございます。

価格の動向を見ますと、今年度、坂本香料さんというところに５トンから10トンほしいというオファーがあったんですけれども、食彩センターのほうは172円でとっていただくということで成立いたしました。坂本香料さんについては、ことしは非常に表年で全国、今ものがあるということで、この172円という単価では買えないということでお断りがきたところでございます。

四国の土佐の農協のほうに私どもも研修に行きましたけれども、今、議員のおっしゃる、高く売れる部分については、やはり青果での市場出荷という形で、箱詰めして10個なり12個詰めして、１箱が1,200円から2,000円の間ぐらいの単価で取引されているようでございます。加工用については、土佐のほうでも頭が200円から、そこから段々下げていくという状況でございました。

したがいまして、この価格の単価につきましては、我々もメセナ食彩センター、それからユズの栽培同好会の３役、そして市の担当者入りまして交渉を行います。その中で交渉をしながら栽培者側は上げてくれという要望で出されますので、その中で決着をした数字ということでございます。

高い、安いという判断は、我々のほうはそんなに安い値段ではないんじゃないかというふうには認識しておりますけれども、食彩センターのほうも全国の産地の動向を、情報を得ながら買われておりますので、もう少し上げられるのかどうか、その辺はまた交渉次第という考え方でいるところでございます。

○１８番（迫　杉雄議員）

いかなるものも全国的な情報は必要だし、やっぱり目先の計算よりも先を見通したり、まわりを見通して取り組むのが振興だと思っております。

市長に、今、課長が答弁された、また私がぶつけて質問をすることやら聞いているわけですが、このユズ振興について今後このまま推移していくと、先ほど言いましたように高齢化に伴う廃園等、また、これ以上の増は見込めないというふうに捉えますが、ここでやはり曽於市のユズとしても何か切りかえる、切りかえというか、もうちょっと知恵を足す考え等はないのか、議論していないのか、ただ、裏年、表年で収穫が多ければいいと、台風に見舞われなきゃいいと、そのぐらいのことは今までのことです。何かこれに、販路先を見つけるか、何か手立て、実のものの努力は考えないか、まず答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

曽於市のユズは九州全域の中で曽於市が一番の取り高、生産量を持っております。そういう意味では、ユズ振興を旧末吉町時代からやってきましたので、今は財部、

大隅の方々にも希望のある方については、ユズの植栽を一応認めております。

当然ながら、１回目の答弁で言っていましたように、今後は、栽培面積93haをまた超えてくる可能性もあります。そうなったときはもう1,800トンを超えて2,000トンに近くなるわけですね。そうなったときは、当然、ユズを果汁にする機械を含めて、問題は売り先の確保でございます。果汁のまま売るか、加工品にしていくかという問題も議論しております。私たちはできたら地元で加工に力を入れて、やっぱり付加価値を高めてやるというのを大事にしていきたいというふうに思っております。

そのことを、ユズの食彩センターの会がありますので、その中でも問題提起をして、また会社のほうにもその努力のお願いをしてありますので、今後、力を入れていきたいというふうに思います。

○１８番（迫　杉雄議員）

販路やら開発やらいろいろありますので、それに沿って質問するわけですが、角度を変えて、四国を言いますが、愛媛県等も皆さんが御存じの鬼北町もユズ振興を大いにやっておるようです。あそこには、とげなしユズ、苗木というんですかね、もうここ数年前から取り組んでやっているし、また四国の高知県あたりでは、ユズの成分を利用していろいろ健康領域の産業創出にかかっております。そこらあたりをやっぱり横にらみをしてなければ、取れたで儲かったではいけないという、今、市長が答弁されたように、製品開発もまだまだ努力しなきゃいけないという角度です。

現在、ユズ製品のあれが32種類ぐらいあるんですかね。ユズこしょうとか、ユズポレとか、そしてドレッシングとか、32あるからそれをどこの販路に乗せるかもですが、もう一歩進んせえまた開発しないといけないんじゃないかなという思惑です。

市長が、今言われたように、市長はメセナの役員ですがね、そこらあたりから、少しはやっぱり市の施設、市の直轄ですので、もうちょっと頑張るのはもう我々だと思います。そういう角度から、ぜひ、先ほどからユズまちをアドバルーンを上げんといかんということを言っておりますので、進めてもらいたいんですが、再度、思惑を聞き出したいと思います。

役員会等でももう一歩踏み込んだ力強い、市長の立場から踏み込んでもらわなければ、なかなか燃えにくいものは燃えないし、何かの風を吹かせれば一挙に燃え上がるというふうに捉えておりますので、答弁をもう１回求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

ユズの振興に当たっては、ユズを生産されている農家同好会の方々、またナンチクさんも含めて、ＪＡさん含めて協議会を持っております。やはり今の状況でいけ

ば、もう本当にユズの生産量がふえてきますので、当然ながら果汁をするこの段階でも今ラインがもういっぱいきておりますので、今後、ラインの増設、また果汁をどのようにして生かすかという問題、また皮を生かした加工品、粉末を利用した、もうちょっと取り組み、それと高知大学がユズの種から、これを搾った中にがん予防があるということも発表されました。

そういう意味では、ユズというのは非常に皮から汁から種まで全部利用できますので、もうちょっとこのあたりの開発、研究に力を入れて、当然ながら、このユズ食彩センター全体が利益が上がらないと、農家のユズの単価を上げることができません。ただ、この間、ユズ農家の生産意識、意欲を高めるために値段を上げてきておりますけれども、さらにいろんな形で努力をしたいなと思います。

○１８番（迫　杉雄議員）

あと④の通告が残っておりますが、いろいろ議論する中に、④をちょっと通告を置いて、先ほど中間管理機構で質問をしました、農園、農地ですね、成木になったユズがもうほとんどだけど、それに対して、やはりユズ振興の形から市外からユズを育てませんかというようなので、外部からＩターンを入れるような方法も１つあり、２つありでも、やっぱり町の元気につながるんじゃないかと思いますが、そういうことも１つは議論をしてもらいたい。

廃園が見越されるのであれば、ぜひ受け入れるということは、ほかの米とか唐芋とか、ほかの作物をやりませんかというと、まず畑はともかく機械がいるというようなことになります。その点、ユズは機械というか、要りますよ、何もかんも、同然、私が先ほどから言うように、単価も上げろと言うのは、農家についてはそれなりの技術を高めてきたわけですので、薬から管理からいるわけですよ、そこらあたりも加味して市外の方が曽於市でユズ園が空いたら取り組みませんかというような移住を見つけるべきじゃないかなと。そうすると、また変わった角度が出てくるというふうに思っておりますので、今後の取り組みの中に一言入れてもらいたいと思います。

もう先ほどから、話をして質問をしておりますので、その搾汁ラインですね、今４本ということやら、現状があれだけの建物、スペースだということはもうわかっているわけですが、これに５レーンに増築するとなると、先ほど答弁であったように、日に24トンだったですかね、24トンを搾汁できるのであれば、もうちょっとふやさないといけないというのが増設ですね。そうすると、農家から10月の末から出荷する時間、タイミング、かれこれ楽をするわけです。

それは農家がもうやっぱり何kgしか出せないというのは、今回の集荷だったわけですので、そこらあたりを市長はどう捉えておるかですね。レーンが増えれば、そ

りゃ１回でも早く余計に量を持ち込むことができるという感覚を、市長はどこまで持っているのかなと、担当課に聞けばもう目の前で見ているわけですので、市長の見解をお聞きしたいという考えです。

もう農家にすれば、今までずっと見て今回ちゃんと割り振って、私はこれを手に入れたんですが、12月７日まで集荷をするわけですね。目標ではですね。こうなると、この中でユズ栽培の大規模な人はそれなりの物を出荷しますが、小規模の人は、何回も、十何回出さないといけないと、10回ではなくて、１日置きとか３日置きとかですね。そういうこと等が、今回、発生したんじゃないかなと私は思っております。割り当てがですね。

これをどげんか解消するためには、先ほどから出ている搾汁の増設だというふうにしか捉えられませんので、市長の見解はどうするかということですが、今回はそこまで把握されましたか。

○市長（五位塚剛）

ユズの出荷の仕方については、基本的には各地区ごとで予定日を決めて出しております。当然、各班の出荷希望量というのを募って、１日の搾る量というのは決まっておりますので、当然、そういう前提のもと配分してやっております。農家によってはたくさんの面積を持っている方々については、かなりの量のユズがとれますので、計算して出してもらうようにいたしました。

ユズの場合は、とってあんまり何日も自宅に持っておくわけにまいりませんので、とったら少なくとも２日前後ぐらいで収めてもらうようなやり方でお願いをしております。

農家の方々も、当然、自分のところでちぎる量というのが人手の関係もありますので、お願いをしておりますけど、ただ、今後の状況としては搾るほうの体制ができない限り、農家にたくさん１日に出荷してくださいということはできませんので、これはまた総合的に判断しなければなりません。

そうなると、また当然ながら新たな予算のお願いを議会にしなければなりませんので、今後、十分検討してユズの農家の人たちが安心して出荷できるような取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○１８番（迫　杉雄議員）

今、市長が答弁されましたが、課長の思惑です。今、４レーンを１レーン増設すれば、ちょっとは今回の流れが悪いとかいいとかの問題じゃなくて、今後の問題として捉えて、少しは流れよくなるか所見を聞きたいと思います。

それにあわせて、議論の端になりますが、再度、やはり今後のユズ振興等をどっかの形で課長が所管ですので対応すべきじゃないかなと、一例を申せば、４月から

農業公社等も稼働するわけですが、公社とは模索できないか、ここらあたりも考えてみる必要があるんじゃないかね。でなければ、直轄ですので、全部、課が、職員が対応したわけでしょ。そこらあたりもちょっとは精査してみる必要があるかもしれない。増設についてですね。答弁を求めたいと思います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答え申し上げます。

先ほど市長のほうから答弁があったところですが、先般、メセナ食彩センターの上期の取締役会が行われました。その中でその他の項目の中でやはり今後、集荷量がふえてくるだろうというようなこともありまして、この搾汁のラインが今４レーンなんですけれども、最低でも６から７のラインが必要であろうと、1,800トンを超えた場合にですね。したがいまして、そのことについて今後また食彩センターあるいは同好会、そして市を交えてどういった方向でいくか協議をさせていただきたいということも申し上げました。

実際、早速、今６レーン、７レーンで見積もりを発注はかけております。どれぐらいの規模になるのか。予算規模がですね。そういったところを、今、調査しているところでありまして、私どもとしてはやはり搾汁センターの規模を大きくしたいという意向でおります。

○１８番（迫　杉雄議員）

終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時００分

再開　午後　２時１１分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第３、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○１９番（徳峰一成議員）

私は、共産党議員団を代表して４項目に渡り質問をいたします。

初めに、高過ぎる国保税について。

国民健康保険税は、ほかの健康保険制度に比べて大変税金が割高であり、高過ぎて払えない市民が多いのが曽於市でも実態でございます。これは、どの市町村でも見られまして、各市町村の国民健康保険の運営は、本年度30年度から鹿児島県と連

合統一して運営されるように基本的にはなりました。連合して運営すると言いましても、各市町村が財政が厳しい場合は曽於市もそうでありますが、一般会計から一定額を繰り入れを含めて責任持って運営することに変わりはなく、また、国民健康保険税も各市町村によって税額がまちまちであり、さらに国保税の税金を納める収納率も市町村でまちまちであり、このため国保税の滞納額もまた市町村でもまちまちでございます。これらの特徴や背景を前提として、以下の７点を質問をいたします。

㋑、曽於市の加入世帯と被保険者数、１世帯当たり、あるいは１人当たりの平均国保税額について。

㋺、加入者の職業構成について。

㋩、曽於市民の国民健康保険・社会保険・後期高齢医療保険などの加入の状況について。

㋥、合併時の平成17年度――難しければその後でもいいんですが――の１世帯あたり、あるいは１人当たりの国保税額について。

㋭、平成29年度の国保税収入額の中で、国保税は御承知のように４つの柱で税額が計算されます。その内訳として、所得割によるもの、資産額によるもの、均等割、そして４番目の平等割による国保税、それぞれ29年度は全額でどれだけでございましたか。

㋬、平成29年度の国保税の滞納額・滞納者、滞納者に対する差し押さえ件数についてそれぞれ答弁してください。

次に、この項の２番目。これは、国保税滞納者の中で、平成29年度は66世帯、本年度30年度は105世帯が国民健康保険証が交付されておりません。志布志市や大崎町では見られないようであります。日本国憲法の25条でも全ての国民の生存権が保証されておりますが、憲法の精神から照らしましても、さらにどのような事情があるにしても、全ての世帯に国保の保険証は交付すべきではないかと考えます。この点は、本日の私の一般質問の中でも私が最も声を大にして挙げ強調したい点であります。

市長の賢明なる答弁を求めます。

次に、質問の２項目め、市の４役を初めとした幹部の各種会議や総会の出席におけるいわゆる出会手当について、改善を求める立場から質問をいたします。

①、最初に、あらゆる団体や附属機関の出会手当の市幹部の受け取りあるいは受け取らない需給の有無について、曽於市の基本的な考え方を伺います。

②、例えば、曽於市・志布志・大崎町で構成される曽於地区介護保険組合は、３つの自治体の市長と町長そして議会の代表で組合が構成されています。曽於市か

らは五位塚市長と議会からは文教厚生委員会の正副委員長である私と鈴木議員が組合の代表であります。この中で出会手当について議会の代表は介護保険組合の管理者から委嘱を受けての出会でありまして、これを受け取ることは問題はないと考えます。しかし、介護保険組合の当事者である市長や町長の場合いわば行政の内部の会議であり、出会手当等は受け取るべきではないと言えます。

この種の団体はほかにも幾つかあります。２回目で質問いたしますが、介護保険組合のいわゆる出会手当の受給についてはどうなのか、率直に言って質問します。いわゆる外郭団体等への出会手当は受けるべきではなく、もし受けていたら今後規約等を改正する方向で、五位塚市長はその先頭に立つべきじゃないか、市長の退職金も廃止したわけでございますから、こうした内輪の会議の出会手当は廃止の方向で動くべきではないかとの立場からの質問であります。

次に、質問の３項目、ユズ栽培の後継者対策について。

旧末吉町では田崎町政のもとで、末吉町の特産品を目指してユズの栽培を始めてから早いもので30年がたちました。今では大隅、財部町を含めて、ユズが曽於市の特産品として定着しております。個人的にも喜んでおります。しかし30年たった現在、幾つかの課題がございます。この点は、先ほどの同僚の迫議員からも問題提起を含めた質問がありました。私は特に今回は、後継者対策に力点を置き質問をいたします。

①平成28、29、30年度のユズ栽培の状況について、農家数・面積・キロ当たり単価・生産額・販売の形態と供給先について。

②直近の農家の年齢区分とその栽培面積について。

③自力でユズを集荷・出荷できる農家、一方高齢や病弱等で作業班など他人の力を借りて集荷・出荷する農家の現在の実態について。

④上記の質問に関連して、今後何らかの後継者対策が必要とされる農家数とその栽培面積について。

⑤この点が最も強調したい点でありますが、将来にわたり特産品である曽於市のユズ栽培の集荷と出荷を安定的に定着させるためには、後継者対策等について市が積極的にかかわり支援する立場で、制度的な仕組み――この制度的な仕組みをつくるべきじゃないかという点であります。曽於市としての基本的な方針と考え方を伺います。

⑥このほか、安定したユズ栽培と集荷・出荷体制を展望した場合に、後継者対策のほかに先ほどの迫議員の質問にも関連いたしますが、ほかに課題があるとするならばこれらの課題についてもお聞きをいたします。

最後の質問、道路標識・案内板の改修等について。

１、合併後、市道を中心に多くの箇所に木造の案内板が設置されました。しかし中には、なくなったり壊れたり傾いたり文字が薄くなったりあるいは再設置や改修が必要な箇所が見られます。さらに当時設置されなかったところで道路案内板の設置が必要な箇所がございます。本年度の補正予算そして来年度の予算でこれらの改善等は必要ではないかという立場からの質問でございます。

２、関連して、旧町ごとの設置数について、さらに再設置や改修等が必要な箇所について報告と答弁をしてください。

以上で、私の１回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の一般質問にお答えしたいと思います。

１、高過ぎる国保税についての①曽於市の国保会計と国保税の状況の㋑、加入世帯と被保険者数。１世帯当たり、１人当たりの平均税額についてお答えいたします。

平成29年度は、平均加入世帯数が6,550世帯、平均被保険者数が１万691人で、１世帯当たり平均税額は13万4,793円、１人当たりの平均税額は８万2,583円となっています。

①の㋺、加入者の職業構成についてお答えいたします。

加入者の職業の構成については、世帯の主な所得の構成について申し上げます。給与所得2,443世帯で構成比33％、年金所得1,981世帯で構成比27％、農業・肉用牛所得741世帯で構成比10％、営業等所得639世帯で構成比９％、雑所得507世帯で構成比７％、その他所得412世帯で構成比６％、所得のない世帯557世帯で構成比８％となっております。

１の①の㋩、市民の健康保険加入の内訳についてお答えいたします。

平成30年３月末現在で、国民健康保険１万546人、後期高齢者医療保険8,353人、協会けんぽ、健保組合、共済組合などの被用者保険が１万7,052人となっております。

１の①の㋥、合併時の１世帯、１人当たりの税額についてお答えいたします。

平成17年度の国保税は、１世帯当たり11万5,042円、１人当たり６万407円となっております。

１の①の㋭、所得割・資産割・均等割・平等割ごとの税収入についてお答えいたします。

国保税は、所得割・資産割・均等割・平等割の合計額で賦課されており、区分ごとの収入額を明確に把握することはできませんので、平成29年度国保税の調定額の現年度課税分で申しますと、所得割額が６億5,454万362円、資産割額が9,367万9,327円、均等割額が３億7,108万2,824円、平等割額が１億9,738万1,417円で、合

計額13億1,668万3,930円となります。平成29年度の国保税の現年度分の調定額は、保険税軽減等を差し引いて８億8,289万3,900円で、収入額は８億3,720万5,360円となったところです。

１の①の㋑、平成29年度の滞納額・滞納者数・差し押さえ処分件数についてお答えいたします。

平成29年年度国民健康保険税の滞納額は１億6,759万2,304円、滞納者数が955人、差し押さえ処分件数が219件となっています。

１の②、全ての世帯に保険証が交付すべきではないかについてお答えいたします。

平成29年度は、国保被保険者証の交付をせず、国保被保険者資格証明書を66世帯に交付しました。これは国民健康保険法第９条第３項及び第６項並びに曽於市国民健康保険被保険者資格証明書交付事務取扱要綱に基づき、保険税の納期から１年以上納付がない世帯のうち、特別な事情もなく国保税を滞納している世帯で、納付相談及び指導に応じようとしない世帯並びに取り決めた納入誓約を履行しない世帯に対しまして、被保険者資格証明書を発行しております。ただし、18歳以下の若年者等につきましては、法に基づき、短期被保険者証を交付しております。

今後も被保険者証が交付できるように、納税意識の向上を図るとともに、納税相談等に応じてもらえるよう根気強く理解を求めていくことが重要であると考えております。

市幹部の出会手当の改善をの①市の方針についてお答えいたします。

一部事務組合や市が出資している株式会社については、市長・副市長が役員となり、それぞれの組合議会や取締役会などで決定される条例・定款に基づき報酬等を受けております。一部事務組合については、市の行政事務と同様の役割があり、市が出資している株式会社についても市としての責任がありますので、いずれも役員としての意見を述べられる立場にいるべきであると考えております。報酬等受給に対する方針は、それぞれの組合議会や会社における決定事項に従うべきであると考えております。

２の②外郭団体への出会手当についてお答えいたします。

曽於地区介護保険組合は、外郭団体ではなく地方自治法に基づく一部事務組合であり、曽於市の行政事務の一部を担っております。その事務が適正に行われているかチェックをするのが組合の議会議員であり、私は介護保険組合の議員になっております。組合議会の議員総数は８人で、曽於市からはほかに市議会から選出された２人の議員がいます。報酬は組合の条例に反して拒否することはできず、拒否した場合、寄附とみなされ公職選挙法に抵触するおそれもありますので、報酬については組合議員の総意に基づき、組合議決で決めるべきものであると考えます。

３、ユズ栽培の後継者対策をの①平成28、29年、30年度のユズ栽培状況・農家数・面積・キロ当たりの単価・生産額・販売形態と供給先についてお答えいたします。

平成28年度の農家数は396人、面積が93ha、黄ユズのキロ当たりの単価がＡ品150円、Ｂ品127円、生産額が１億4,129万6,000円で、販売の形態は食彩センターでの原料販売と製品販売が主です。供給先は原料が四国・大分方面で、製品は県内市内が主体です。平成29年度の農家数は390人、面積が93ha、黄ユズのキロ当たりの単価がＡ品160円、Ｂ品127円、生産額が7,694万2,000円で、販売の形態と供給先は同様です。平成30年度の農家数は現在396人、面積が93ha、黄ユズのキロ当たりの単価がＡ品170円、Ｂ品127円、生産額はまだ算出できておりません。販売の形態と供給先は同様です。

３の②直近の農家の年齢区分と栽培面積についてお答えいたします。

直近での年齢別構成は30代が１人、1.4ha、40代が７人で1.9ha、50代が23人で5.2ha、60代が92人で25.6ha、70代が97人で25ha、80代が131人で25.5ha、90代が44人で7.5haとなっております。

３の③自力で出荷できる農家、作業班など他人の力を借り出荷する農家の実態についてお答えいたします。

現在、作業班に委託している会員数は24人で4.5haとなっております。そのほかは、自力で出荷できる状況ではありますが、家族や親族による出荷されている方もおられますが、人数の把握はしておりません。

３の④後継者対策が今後必要とされる農家数とその栽培面積についてお答えいたします。

今後、後継者対策が必要とされる農家については、70代以上の272人、58haが予想されます。

３の⑤後継者対策等の制度的な仕組みづくりについてお答えいたします。

現在の70代以上の会員を中心に、後継者の有無や家族・親族の手伝いができる方の調査を実施したいと考えております。その結果をもとに、後継者がいない方々の栽培管理の委託や売買のあっせんを進めていきたいと思います。また、法人経営者や福祉法人等への栽培管理委託や重労働である出荷作業については、集荷型で対応できないか検討してまいります。

３の⑥後継者対策以外の課題についてお答えいたします。

今後の後継者対策以外の課題といたしましては、生産量がふえた際の搾汁センターの処理能力の問題があります。今後搾汁センターの機械の増設ができないか、食彩センターを交えて対策を協議してまいります。

４、道路標識・案内板の改修等をの①来年度改善の必要ではないかについてお答えいたします。

市内の市道交差点に設置されている案内標識については、木製のために老朽化や草刈り等が原因で腐食したものや事故等で破損したものなど、現在一部は撤去した状態です。再利用が容易なものについては随時補修し再設置しておりますが、補修できずに再設置していないものもあります。この撤去してあるものについては、年度内に補修して再設置する計画ですが、その他の塗装等の補修を要するものについては、次年度において対応する計画です。

４の②旧町ごとの設置数・再設置・改修が必要な箇所数についてお答えいたします。

市内旧町ごとの設置数については、財部町が平成12年度から平成13年度にかけて255基設置しております。末吉町は合併前の平成15年度に、大隅町は合併後の平成18年度にそれぞれ設置しておりますが、正確な設置数は確認できていない状況であります。

今後、現地調査し台帳を整備する計画です。また、改修が必要な標識数については、現在10基が撤去されている状態で、そのほか塗装等の補修を必要とするものが相当数あると思われます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、高過ぎる国保税について質問いたします。

第１点、国民健康保険税は、先ほども申し上げましたほかの健康保険に比べて割高であると考えられます。同じ所得収入に比べて割高ではないかと。その理由は、例えば今の答弁にもありましたけども、曽於市の加入者を見ても給与、これ非正規労働者が中心でありますが、社会保険に入れない、全体の33％を占め、年金生活者27％、特に国民年金の場合は全年金生活者の中で約７割が国民年金ではないでしょうか。受け取り額が少ない、あるいは所得のない世帯も８％、これだけで曽於市の場合は、先ほどの答弁を照らし合わせますと実に約７割に達します。これは全国的な傾向でありまして、全国的に統計を見ましても国保税は、大体ほかの保険に比べて1.4倍以上の割高であるというそういったデータも見られます。

まず、市長自身も国保税は割高であるという受けとめ方であるか、まずこの点から質問いたします。

○市長（五位塚剛）

私自身も国保税の加入の状況を見ると、非常に課税の仕方もいろいろありますけど、割高になるのかなあという感じはいたします。

○１９番（徳峰一成議員）

これは後ほど質問いたしますが、国保税が１億6,000万円を超えている大きな要因は、こうした割高であるというのが基本的な大きな要因ではないかと受けとめております。

質問の第２点目でありますが、基本的には、国保問題は国の制度に大きな問題があるということで、五位塚議員も議員時代は私と一緒にやはり国からの交付金がカットしているのを戻せということで、毎年のように言い続けてきた経過がございます。実際今も国民の世論あるいは市町村あるいは県知事会もこの考え方が大分変わりました。例えば平成14年全国の知事会はやはりもう国保税の負担は限界に来ている、近づいている。ですからやはり国が支援しなきゃいけない、財源のために。

ですから、平成14年全国知事会の社会保障常任委員長である当時の栃木県知事は、自民党の部会の中で、約１兆円新たな上乗せが国から支援があれば、ほかの社会保険並みの保険料を下げることができるとの立場で国に要望した経過がございます。御承知かどうかわかりませんけども、根本は国の問題であります。しかし、それ待ちではまあ、いかんともしがたいですので、ここは現時点の足元の問題で２回目以降質問をいたします。

先ほど言いましたが、全国的に本年度からこの高過ぎる国保税の対策として、鹿児島県の場合は、鹿児島県と全市町村が統一して基本的には運営がされるようになりましたが、しかし国保税額を含めて現状はまちまちであります。

今後の流れとしては、曽於市の国保税は資産割・所得割・平等とそれから均等割の４つで計算されておりますが、鹿児島県の場合も４つで行っているところと資産割を除いて３つでやっているところがあり、国の方針としては、この資産割を除いて３つで一応変えなさいという方針でありまして、３年後はわかるようにめどを曽於市の場合もこの３つに一応改正し直す方向でございます。

そこで、質問でありますが、私なりいろいろ考えますと、資産割をなくしますともちろん喜ぶ人たちもおられますけども、しかしもともと国民健康保険税は、加入者は曽於市の場合もいわゆる所得がないあるいは少ない方々が大半でありますから、これがそのほかの分野、例えば人数割に変えられますと平等割に変えられますと、ますます子供さんが多い家庭あるいは所得が少ない方々は、国保税が恐らく一気に上がることになります。先ほどの答弁にありましたように、29年度の場合もこの資産割だけで約9,000万円の税金が入っております。これがゼロになるわけでございます。

ですから、曽於市の場合、どうした方向でこの資産割をなくす方向で考えているのか、机上の計算だけだと恐らくその段階になって市民から大きな不満が湧き出る

んじゃないかって。もちろん、その代表としての議会も私を含めて取り上げざるを得ません。ですから、慎重にこの点は今の段階から市民の立場で目線で考えていくべきじゃないかと思っております。その点で検討はされていないのかどうか、あるいは市長の現段階の考え方を示してください。

○市長（五位塚剛）

県内では課税の仕方を４つの方式また３つの方式でやっているところ、旧曽於郡の中でも有明町は３つの方式でやってこられました。そういう中で、私たちのこの問題は非常に大きな課題であるというふうに思っております。今このことについてどういうふうにしなきゃならないかという結論は出ておりませんけど、対策を今後検討させていただきたいと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

検討はしていただきたいけども、今ある数字をもとに検討しただけではやはりかなりの低所得者の方々が大きな新たな税額の負担となります。市のそのあたりの独自のいわば財源的な工夫を含めてやらなければ、大きな混乱と不満が起きるんじゃないかと思っています。ですから、問題提起をしたわけでございます。答弁はよろしいです。

次に、この項で最も強調したい点でありますが、国民健康保険税が払えない世帯、１億6,000万円の滞納額、税務課の資料でも怠けて払わない人たちは本当一部です。あることはありますけども、全体が生活苦、病弱を含めてあるいは収入が少ない等々の理由で払えない、これはもうデータではっきりいたしております。

その中で、先ほども答弁がありましたけれども、現在国民健康保険加入者が減ってきているとはいえ約１万人、そして加入者も6,000世帯であります。6,000世帯の中で答弁にもありましたけれども、約1,000名近い方々が、これ、実数です、延べじゃなくて実数で1,000名方々が国保税を全額払えていないんですよ。これは大変な数だと受けとめております。

その中で、特に私が今回最も取り上げたテーマは、いろいろもちろんこの間市当局は、このいわゆる滞納者に対して税金を払っていただくようにということで努力はされております、分割納入を含めて。しかし、どうしてもそのように全部応えられない方々もおります。

その中で、先ほども言いましたが、国民健康保険証を交付していない、いわゆる資格証明書だけを発行している方々が66世帯、本年度に至っては105世帯に上ります。105世帯というのは、これはもう大変な数でございます。これは後にも申し上げますけども。これは法律的にはできないことじゃない、先ほど答弁がありましたように。しかしこれは市町村の裁量や判断でやっています、鹿児島県内の場合も。

ですから私調べた限りでも、志布志市・大崎町とかそういったところは東串良町含めて私が見る限りにおいてはゼロであります。なぜ、曽於市の場合がそれできないかと、ぜひこれは今後来年度を含めて、これだけはやはり保険証は交付すべきじゃないでしょうか。その点で答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

国保税を保険証を交付していない方々については、この間何度も国保税の納入のお願い、また相談のお願いをしておりますけど、残念ながら全く前向きな状況になっておりませんので、やむを得ない措置として短期証明書を発行しております。また、何らかの形でどうしても病院に行かなきゃならないときは、市役所に来ていただくよう連絡してもらえばそれなりの対応はしているとこでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

国民健康保険証の発行をしていないというのは以前なかったんですよ。なかった。これをやりだした。

質問いたしますが、例えば、今の日本国憲法、憲法は非常に私たちは大事にしなければなりません。憲法の25条で御承知のように２項目ある中で、国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。これは権利ですよ。権利を有するとあります。しかし、国民健康保険証を発行しない方々に対しては、必要最小限度の生活を営む権利を保証していないんですよ。そうでしょ。憲法の25条から見てもこれは、私は逸脱しているんじゃないかと、おかしいんじゃないかと思っております。この25条の関連でどう考えておられますか。

○市長（五位塚剛）

国民は、基本的には憲法25条で保証されているというふうに思っております。どうしても最低限の生活ができない方については、私たちも役所としては生活保護の対応を含めて十分前向きに検討しておりますので、そのような相談があればちゃんと対応したいなと思います。

○１９番（徳峰一成議員）

繰り返しますが、本年度が105世帯、昨年度が66世帯が、健康保険証が交付されていないんですよ。こうした事実なんです――事実なんですよ。このことと憲法25条とは矛盾するんじゃないですか。行政が必要最小限度の生活を営む権利をいわば保証していないわけですから、再度この点、かみ合った答弁してください。

だから、ほかの市町村も市町村によっては市町村長の裁量でこれだけはゼロにしているところもあるんですよ、県内で、ほかにもあります。そうした立場にぜひ立っていただきたいと思うんですよ、立てないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

何にしても、所得がない人については所得がないなりの税金の国保税の課税をちゃんと計算して差し上げます。そのことも含めて、基本的には一市民として当たり前の生活をされるのであれば、当然ながら国民健康保険証を使おうというのであれば、やはり当然ながらその税を払うというのは、これは被保険者の役目であります。そのことによって、どうしても所得がない、また払えないという理由があれば、相談はいつでもおりますよ、分納でもいいんですよということを再三しておりますけど、それに来られていないという方が、この方の結果でありまして、私たちも引き続きいろんな努力はしていきたいというふうに思います。

○１９番（徳峰一成議員）

ただいまの答弁聞いて、傍聴者の方々含めて非常に失望・落胆をしている方が恐らく多いんじゃないかと思います。

関連して言いますと、今言った資格証明書は頭から保険証を交付していない。もう一つ短期保険証というのがあります。つまり１カ月有効期間の短期保険証であります。これが昨年度は308世帯、まあいろいろ聞いてみますと、この308世帯も１カ月ごとのいわば窓口に来ての申請でありますから、どうしても生活等が苦しくって払えない方々はこれを２回、３回とやっていないって、どれだけいわばやっていない、つまりこの方々、やっていない方々保険証持っていない方々ですよ。308世帯の中で約200近い世帯、つまりこの３分の２の世帯がやはり保険証を持っていないのと同じなんですよ。

ですから、この200近い世帯と頭から保険証が交付されていない世帯100世帯、合わせたら300世帯になるんですね、今現在、予想されるのは曽於市内で。300世帯だから6,000世帯の中で５％ですよ。

ですから、今日のテーマは、この１カ月ごとの短期保険証は、まあ、脇に置きまして、少なくとも資格証明書だけは１回はやはり交付すべきであるということで言いたかったんです。

これは、私は前向きな答弁が出るなと最初から予想を期待していたのですが、意外です。これはとてもとても納得できませんので、いわば人間の市民の生存権にかかわる問題ですから、今後も継続して取り上げます。ただ、これを繰り返しておられるんだって市民がどう判断するかでございます。五位塚市政を期待している方々も恐らく落胆する人がふえるんじゃないでしょうか。もう根本問題でありますから、この点は頭に刻んでおいていただきたいと思っております。今後もこれ納得できませんので取り上げます。

次に、市幹部の出会手当についても、これも一定前向きな答弁があろうかと期待しておりました。議員時代、私と一緒に町政刷新を含めてどんどん取り上げた経過

があるからでございます。そうした中で、例えば介護保険組合、決まりは決まりであります。決まりに対しておかしいという立場に立てないのかどうかでございます。

先々週介護保険組合が志布志市でありまして、私と同僚の鈴木議員、もちろん五位塚市長も出席してありました。私初めてそれでわかりました。市長やあるいは町長がこれを受け取っていること決算書を見て、議員の場合は同じ組合の議員であっても設置者から委嘱状を受けてのいわば出席でありますから、これはもちろん市民感情から見ても問題ないと考えております。しかし市長の場合はあるいは町長の場合は、内輪の会議ですよ。内輪の会議で公用車で出かけていって勤務時間内で給料ももらっているわけですから、一方、こうした会議に出てこれまではともかく今後いただくというのはいかがなもんか。

私はこの前の会議でびっくりいたしまして、設置者の管理者の志布志市の市長に、これはおかしいんじゃないかって来年度からやめるようにということを率直に言いました。残念ながら五位塚市長も同じ立場で言ってくれたらよかったんですよ。特に設置者の場合は変えようと思ったら変えられますよ。志布志市と曽於市、大崎町の３つの自治体で構成されておりますから、ですからなぜそういった立場に立ち得ないのか、これは後ほど答弁してください。

関連いたしまして、２回目の質問の中で、これ、前もって総務課長通して調べておくように通告出しておりましたので、ほかの関連する団体はどうであるのか、答弁をしてください。

全部で８団体であります。前後不同で、１つが大隅曽於地区消防組合議会、２番目が曽於地区公設地方卸売市場管理組合議会、３番目が曽於北部衛生処理組合議会、４番目がナンチクの総会取締役、５番目が大隅総合開発期成会、６番目がメセナ末吉株主総会、７番目が南九州畑地かんがい排水事業推進連絡協議会総会、最後に８番目が九州国営かんがい排水事業促進協議会総会、これがこの１年間に五位塚市長が出席したのでございます。

これについては、一応いわゆる出会手当等を受け取っているかどうか、どなたでもいいからまとめて答弁してください。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

この件につきましては、それぞれの課長に答弁をするようにお願いをしてありますので、それぞれしていただきたいと思っております。

私のほうの大隅曽於地区消防組合の件でございますが、これにつきましては、市長が管理者、八木副市長が副管理者ということで、その一部事務組合の規約によりまして、市長が年額６万円、副市長が副管理者として年額４万8,000円受給をされ

ております。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、曽於地域公設市場管理組合でございますが、報酬につきましては、この市場管理組合の条例によりまして報酬はありということで、議員報酬は年間１万8,000円、それから監査役となっておられますので、監査の手当が１万2,000円ということになっております。

（何ごとか言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

議員の報酬が１万8,000円、それから監査委員の手当が１万2,000円になっております。

それから、株式会社メセナ末吉でございます。これにつきましては、報酬が年額２万4,000円ということになっておりますが、これは取締役会、株主総会の中でその内規で決めることになっておりまして、29年度はそれにプラス５万円で７万4,000円ということで報酬が出されているようでございます。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

それでは、私のほうから大隅総合開発期成会のことについてお答えいたします。

大隅総合開発期成会につきましては、報酬並びに出会手当は支給していないとこでございます。

○市民課長（内山和浩）

曽於北部衛生処理組合の分になります。市長が管理者です。大休寺副市長が副管理者となっております。給与に関する条例により給与が管理者が年額３万円、副管理者が２万2,000円となっております。

○介護福祉課長（小園正幸）

お答えいたします。

介護福祉関係の介護保険組合でございますが、市長は平議員になっておりますので、２万1,000円年額報酬になっております。

○畜産課長（野村伸一）

ナンチクの総会取締役会のことでございますけれども、ナンチクのほうの定款によりまして報酬はないということでございます。出会手当等につきましては、旅費ということで出しているというようなことでございます。金額につきましては、旅費として１回当たりの支給額8,000円ということになっております。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、耕地課関係の分でございます。南九州畑地かんがい事業推進連絡協議会、それから九州国営かんがい排水事業促進協議会でございますが、２協議会とも出会支給の手当はないところでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

市長、ただいま答弁あったように基本多くが出会手当等を受けていますが、中にはないのがございます。私はまず市長自身がこれは受け取るべきでないという立場に立っていただきたいんですよ。そうしたらすぐ解決するのもあれば、恐らく多少時間がかかるのもあるかもしれませんが、要はいわゆる内輪の会合の出席でありますので、これはやっぱり受け取るべきじゃないと思っております。

例えば、話はがらっと変わりますが、今ではもう考えられないことですが、今から30年ほど前は、町長の附属機関のもろもろの審議会・協議会において一部、これは町長といわず課長含めて受け取っていた、これはもう惰性流れの中でございました。再三指摘いたしましてもう今では100％ないし、それを条例の中で一行書かれてあります。一旦もとに戻ればすっきりした形になればもう今後５年後、10年後、20年後当たり前になると思うんですよ。ですから、やはりそういった点で、曽於市は受け取るべきじゃないという立場に立てないものかどうか。

特に典型的な例は、保健課長も話がありましたけれども、曽於北部の衛生処理組合議会、これは管理者設置者が五位塚市長です、副管理者が大休寺副市長なんですよ、ですから、ほかの志布志市、合併した旧輝北町の鹿屋市、この３つで構成されています。持ちかけて、やはり議会でも指摘されたし、規約を改正してやったらどうかって、そうした話をしていただきたいんです。これを前提にしてほかの介護保険組合を含めていっぱい流れをつくっていくって、そうした立場に立っていただきたいんですよ、そうした立場からの質問なんです。

再度、市長の考え方を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

曽於市が出資している一部組合また消防組合また介護保険の組合、全て曽於市だけじゃないです、組織で自治体で成り立っております。当然、これをスタートするに当たり規約をつくって出会手当また役員手当というのを決めているようでございます。これはもう長年そういう状況の中でやってこられた状況でありまして、私はその一部組合の中で、やはり徳峰議員もそうですけど、ちゃんと出会して出会手当もらっているわけですから、当然ながら、私も同じ議員として会に参加してそれのことをしているわけであります。その会のやっぱり一議員として責任持った対応すべきであるというふうに思いますので、私のほうからこの手当をやめさせるという

発言は考えていないとこでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

はっきり言って、あきれた答弁ですね。私たち議員と当事者である市長と同等に考えていますよね。私たち議員の場合は、管理者から委嘱を受けて出席しているんです。そして自家用車で例えば志布志市に行ったりしているんです。一定のそれなりの決まりに基づく出会手当をいただくのは、これは当然だし、恐らく市民からも何で受け取っているんかという批判や反発・疑問はないでしょう、そうですよね。

しかし、市長の場合は、いわば設置者ですよ。この北部衛生処理組合もその管理者は五位塚市長なんです、管理者は。そして給料をもらっているって、まあ、言葉は悪いですけども。そして勤務時間内に公用車で志布志市なら志布志市の市役所に行って、そして規定に基づいて出会手当を受け取っていると。これは市民の大方から見て納得できると私はとても思っていないから問題提起を含めて質問しているんです。

これはどうどっちのほうが市民の多くが理解を示してくれるかですね。私は、これはもう前向きな答弁してくれると当然思っておりました。すぐにはできなくても一歩ずつでも改善させていったらいいんです。さすが五位塚市長は、退職金問題なくて、内部の問題でもやはりある意味では刷新といいますか、市民の立場で考えてくれるんだなって。仮にできなかったとしても、そういうところで評価されると思うんです。それがもう議員と同じなんかというのはもうはっきり言って私たちから見たら失礼な話ですよ。そうですよねもう。同じ立場っていって、再度答弁をしてください。その立場に立ち得ないですか。私、納得できんから今後も取り上げます、これはもう。

○市長（五位塚剛）

市長の退職金については、市民との公約でもありました。また私自身の問題でもあるし、生活費はちゃんと月報酬ともらっておりますので４年ごと退職金をもらうのは、やはり私としてはおかしいと思いましたのでそのような措置をいたしました。

今出された組織というのは市だけの問題じゃありません。志布志市・大崎町また鹿屋市も入って一部組合を組織している組織であります。その中に私も一議員として入ってその組織の全体の議論をして、組織の運営を進めているわけでございます。それはちゃんとしたその組織の条例や規則に基づいて出されております。基本的なその組織の中でこれは減額すべき、これは廃止すべきだということが合意ができたときは、私はそれに従います。

○１９番（徳峰一成議員）

非常に消極的ですね、これ、多くの自治体との一緒の総会になるってわずか３つ

の構成団体です。あるいは繰り返しますが、北部衛生の場合は管理者自身が曽於市の市長、五位塚市長なんですよ。その立場に立ち得ないのかということです。その立場で一応規約を改正する方向で、ほかの市長・町長に話を提議するちゅうか、どうしても現段階で合意が得られなかったら、これはいたし方ないんですよ。そういうことは決まったことだから。その立場に立つかどうかということを問題提起しているんです。

これは両副市長も一所懸命されていますので、ぜひ今後も検討してください。私はもうこれはとてもとても納得できません、今後も取り上げますよ。真意が広がるだけなんですよ、こういった市長のいわば考え方、残念ですけど、これはもう前向きな答弁とうにしてくれると思っておりましたけども、残念なことでございます。

次に、時間の関係で、ユズ振興について。

○議長（原田賢一郎）

徳峰議員、休憩しましょうか。

○１９番（徳峰一成議員）

ちょっともう終わりますので。

○議長（原田賢一郎）

休憩しなくてよろしいですか。

○１９番（徳峰一成議員）

いいですので。

○議長（原田賢一郎）

それでは続行します。

○１９番（徳峰一成議員）

ちょっと高揚した段階で質問したほうがいいですので。

（笑声）

○１９番（徳峰一成議員）

次に、ユズ栽培の後継者対策について質問をいたします。

客観的にも、曽於市が今一つとして後継者対策を今後腰を据えて本格的に取り組むべき今時期に来ているということは、１回目の答弁でも明らかでございます。市長答弁にもありましたけども、70歳以上のユズ生産農家が実に69％、７割でございます。３分の２以上です。面積的にも63％、３分の２近くでございます。実際、今の396名のユズ栽培農家の平均年齢が71歳なんです、70歳を超えております。だから客観的にもこの後継者対策を腰を据えて取り組まなければならない。その中心は何といってもやはり市がその中心とならなければ、これは難しいんじゃないかと受けとめております。

その点で確認方々の質問でございますが、このユズ栽培について後継者対策の時期に来ているというまずその認識の共有から確認したいと思いますので、市長答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

ユズの後継者を育てたいというのはもう基本的な立場でございます。ユズはもともと旧末吉町時代に田崎町長が提案されたお年寄りの方々のいわば年金をもらいながらユズも植えて少しでも収入がふえるようにということで始まりました。実際、１トン採ったときに手取りが売り上げで16万円ちょっとです。だからこれをユズを専属で生活をするということはなかなかこれはできません。ですから、当然ながらほかの農業をしながら、また年金をもらいながら、そういう意味では副業的な要素が実際あります。

しかし、年齢的に非常に高齢化になってきておりますので、ことしも実はなったけど収穫はできないという農家もありますので、この方々の対応をどうすべきかということを今本格的に議論し対策は練っていきたいというふうに思います。

○１９番（徳峰一成議員）

高齢化対策を考えるべき時期に来ているということを確認です。

○市長（五位塚剛）

これはもうユズだけじゃなくていろんな問題で後継者対策を検討する時期に来ていると思います。

○１９番（徳峰一成議員）

それを受けて、竹田課長と質疑を繰り返したいと思います。

この問題では、数回、竹田課長とは個人的に議論してきた経過がございます。ただいま市長も話ましたように、これは市長だけでなく客観的にもまた実態を見ましても足を運んでも後継者対策をすべき時期に来ております。

その中で、１回目の答弁では、栽培の管理の委託や売買のあっせんを進めて行きたいと思いますって書いてあります。栽培の管理の委託や売買のあっせん、これはどこがいわば受け皿となってあっせんを進めていきたいと、主語というのは市になりますよね、いうことを含めて十分議論されていると思います。これはもう質問通告に書きましたように、仕組みとして制度としてやはりやっていかなければ、解決は基本的には難しいと思っております。

その点で、もうちょっとこのあたりを詳しく答弁してください。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今おっしゃられたとおり、70歳以上が272名いらっしゃいます。今回の出荷に関

しましても、電話等で運んでくれる人はいないだろうか、収穫してくれる人はいないだろうかという問い合わせも多くありました。それを受けて私も担当係長とずっと協議をしてまいりまして、やはり今度のユズの収穫時期が終わってから年明けに会員の方々にアンケート調査を実施しようということで今決めております。まずは現状の把握をしたいということでございます。

その中で今後、後継者がいるのかいないのかあるいは親族・近所の方お手伝いしていただける方がいるかいないか、もしいないとすれば将来的にこれをどうした方向にしていきたいかという意向までの調査をとりたいというふうに考えております。

そうした中で、人に譲りたいとかいう場合については、やはり農業委員会さんにもお願いして、このあっせんをしていきたいと。それから現会員へ賃借あるいは売買をしたいという意向の方もいらっしゃいます。そういった方については、同好会の中でその希望を募るという形でなるべく廃園を少なくしていこうという対策を講じていきたいというふうに今考えているところでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

実態を詳しく把握するというのは非常に大事であります。この調査いつからいつまでをする予定であるのか、これが第１点。

それから、あくまでも繰り返しますが、売買のあっせん等、これは市が行うわけですよね、これはいつからやるのかどうか、市にそういった人的体制は含めてあるのかどうか。弱かったらやはり体制の強化が必要でございます。これは一時的なもので解決する問題じゃございません。私は恒常的なこうした市なら市のほうでやはりこの受け皿をつくっていくという、１回、１年で解決するわけじゃないんですから、全体が高齢者ですから。ですから、今の80代、90代は解決しても、今度は今の60代、70代のことはまた数年後にはまた課題になるんです。恒常的な制度をつくらなければいけません。もう90歳代の方も実に４名おられます。90歳代で頑張っておられる方々。だから、そのあたりをもうちょっと詳しく説明していただけんでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

まず、調査の時期についてですが、ユズの集荷が12月７日までございます。その後、年明けに班長会を計画をしているようでございますので、その中で原案をお示ししまして、31年の早ければ２月、３月までには取りまとめをやりたいというふうに考えているところでございます。

その後、その売買のあっせんということでございますが、この30年の頭で脱会をされた方、いわゆる退会をされた方が10名いらっしゃるわけですけれども、その方々にはもう全て聞き取り調査をしております。

やはりユズは栽培してから経済年数が30年ございますので、やはりもったいのうございます。そういった意味では、やはりほかの方に譲れないか、そういったことを模索しておりますので、今、担当のほうで全てそういった形で退会をされる方については、その圃場の今後をどうするのかということを全て聞き取りをしておりますので、その中であっせんをしていただきたいということがあれば、農業委員会とも協議をしながら進めます。

それには、専任的に職員を置くということは、今のところは考えていないところでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

方向性としてはわかりました。なかなか思うようにはいかんでしょうから、そのあたりは、この検証を重ねながらやっていただきたいと思うんですが、例えばいずれにいたしましても、このことを栽培農家にはやはり市の考え方も示すべきでございます。本日の答弁、市の考え方含めて、それは一定の予算が伴います。このあたりを含めてどういった形で、まずこのことは一応対応する計画なんですか、予算措置を含めて。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

予算措置の部分では今考えておりませんが、例えば、出荷をされる方々がどうしても出荷ができない。それを誰かに頼めないかということで、まあ、会員の中、相互でできればいいんですけれども、それができないということであれば、今私どもが考えておりますのが、今の今後設立します農業公社そういったところで、例えば出荷型ではなくて、収穫したユズを畑まで集荷をして回るとか、そういった部分での考え方ができないか、その分について、ユズだけの集荷に市の予算を投じるのもどうかと思いますけれども、ほかの作物とも均衡を保つ意味での予算措置をしなければならないだろうというふうに考えておりますので、予算措置については、今後検討させていただきますが、そういった集荷型あるいは今福祉施設の方々を雇用して農作業を従事させる法人の方がいらっしゃいます。そういった方々に収穫作業の依頼ができないか、そういったことも含めて検討をしてまいりたいと思っているところです。

○１９番（徳峰一成議員）

課長には申し上げましたけども、ダブる部分がありますけれども、２つの観点からも考える必要があるんじゃないでしょうか。今、話が出ました高齢化と、なかなか自力ではできないって、人を頼みたいって、今民間の作業班がありますけど限界に来ております。これを例えば答弁の一部にありましたけども、農業公社のほうで

対応するということですね。多少重なりますけど、一方、もう高齢者等で自分はつくれないって、家族を含めてこの栽培する人がいないっていった場合は、この農業公社だけで対応できる問題じゃないんです。これはもっと私は難しいと思っております、これを克服するためには。

ですから、そのためには制度的な仕組みを模索するちゅうか、試みていくということが必要じゃないかと思っております。なかなかこれは財産にかかわる問題でありますので簡単にいかないと思うんです。ですから、その点で、きょう段階で考えている方向性を答えてください。

○農林振興課長（竹田正博）

制度的な仕組みということでございますが、例えば、どうしても後継者がいないという方々については、その園の管理、先ほど迫議員からの質問もございましたけれども、そういった市外からの希望者を募ってやるとか、そういった部分も含めて考えていきたい。

そしてまた、中身的な部分について賃借のある程度の一定のルールづくり、そういった部分を決められれば、その園を放置園とすることなく管理ができるのではないかなというふうに考えております。

まあ、そこにどれだけの予算を投じるべきなのか、あるいはそのユズに対してだけその予算を投じていいものなのか、その辺の議論は今からしていかなければならないというふうに考えております。

○１９番（徳峰一成議員）

もとに戻りまして、市長に質問いたします。

このように課長も真剣に考えております。今後協議を含めてやはり思うようにはなかなかいかんでしょうから、新たな思考的な取り組みを含めてやっていくべきじゃないかと思いますけども、市長自身の考え方をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

この問題は、ユズの食彩センターの取締役会でも議論しておりますし、また、ユズの出荷者協議会・同好会もあります。その中でも議論されております。今後、農業公社またＪＡさんがこの作業を受けてもらえれば非常にありがたいということで、そのことの問題提起も行っております。今後、いろんな角度から検討していきたいというふうに思います。

○１９番（徳峰一成議員）

中心は、やはり曽於市がこれまでの長年の歴史経過を含めて現代を考えた場合に、やはり指導的な役割を果たすべきだと思っております。

竹田課長は、いわば引っ張る形で南之郷もユズ農家が多いですけども、大休寺副

市長の考え方も聞かせてください。副市長の役割も非常に大事です。出番ですので。

（笑声）

○副市長（大休寺拓夫）

大方、市長なり農林振興課長が申し上げたとおりでありまして、私はメセナ食彩のほうは監査という立場で入っております。経営的にはすごくいいですけれども、今言われたとおりに搾汁ラインが少ないということやら、あと冷凍をするための施設、そちらも大変な金額がかかってまいりますので、今後、増設・増集・増量になりますと、そこあたりの経費がかさむということ、出口を探さないといけない、いろんな各方面からの課題等出していただいて、取締役のほうから意見をいただいておりますから、それを農林振興課あるいはユズ同好会の方々と一緒になりながら、また後継者対策も含めて検討していきたいと思っております。

○１９番（徳峰一成議員）

南之郷も後継者が必要なところがユズ栽培でもありますので、ぜひ身近な事例として考えていただきたいと思います。

最後に、道路標識の問題について、これは課長に質問いたします。

１回目の答弁で基本的には了解いたしました。ただ私、予算的にやはり１点だけは質問をいたします。

合併直後に比べて、こうしたカーブミラー等を含めて予算が当然のことながら増えております。平成30年度も2,000万円を超えておりますけれども、この中で行政需要との関係で、これらの予算は本年度対応できておりますか。その確認。

第２点目は、来年度はもう査定の関係で予算要求が入っておりますけども、来年度はこの予算要求は幾らを予算この項目ではしておりますか。これについてお答えください。交通安全設置事業費です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

今、議員から言われました交通安全施設につきましては、今の予算で地元からの設置要望とかそれから改修要望等については、対応できているという状況であります。

また、来年度の予算につきましては、まだ確定しておりませんが、本年度と同等並みの予算を要求しているとこでございます。

また、以前から言われております市道等に隣接しております山林等の杉等の伐採について、転落を防止するためのガードレール等の設置については、昨年度以上に要望はしているというそういう状況でございます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

本年度平成30年度がこのカーブミラー・ガードレール・区画線・街灯設置、これは電気代を含めて2,600万円、その中で工事費関係が1,731万円であります。プラスアルファで対応していただきたいと思っております。答弁よろしいです。

これで質問終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日５日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　３時２５分

平成30年第４回曽於市議会定例会

平成30年12月５日

（第３日目）

平成30年第４回曽於市議会定例会会議録（第３号）

平成30年12月５日（水曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第３号）

第１　一般質問
通告第４　重久　昌樹　議員
通告第５　鈴木　栄一　議員
通告第６　九日　克典　議員

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　重久　昌樹	２番　松ノ下　いずみ	３番　鈴木　栄一
４番　岩水　豊	５番　渕合　昌昭	６番　上村　龍生
７番　宮迫　勝	８番　今鶴　治信	９番　九日　克典
10番　伊地知　厚仁	11番　土屋　健一	12番　山田　義盛
13番　大川内　冨男	14番　渡辺　利治	15番　海野　隆平
16番　久長　登良男	17番　谷口　義則	18番　迫　杉雄
19番　徳峰　一成	20番　原田　賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持留　光一　次長兼議事係長　森岡　雄三　総務係長　吉田　宏明
専門員　津曲　克彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市長	五位塚　剛	教育長	瀬下　浩
副市長	八木　達範	教育委員会総務課長	外山　直英
副市長	大休寺　拓夫	学校教育課長	川路　道文
総務課長	今村　浩次	社会教育課長	岩元　浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田　政継	農林振興課長	竹田　正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野　実	商工観光課長	荒武　圭一
企画課長	橋口　真人	畜産課長	野村　伸一

財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	小園正幸	監査委員事務局長	吉元　剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一	農業委員会事務局長	中山純一

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第１、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第４、重久昌樹議員の発言を許可いたします。

○１番（重久昌樹議員）

おはようございます。１番、無所属自由クラブの重久昌樹です。さきに通告しておきました２項目について質問をいたします。

まずは、大きな１項目めの水道事業についてであります。

最近は、地球温暖化の影響と言われる台風の大型化や豪雨災害など、日本各地で大きな災害が発生いたしております。曽於市内におきましても、平成28年度の災害、あるいは、本年度も幾つかの台風が接近して、地域によっては停電等による断水で市民の方々の生活に大きな影響があったと思われます。

水は、我々が生活する中で最も重要なものの一つであると思います。半日水が来なくても、大変生活に困ってしまう状況でございます。人間の生活はもちろんですけれども、家畜を多く飼われている方等についても大変心配をされているんじゃないかなというふうに思っております。

以上のようなことを思いまして、３点について質問をいたします。

①曽於市の水道事業の普及率を各町ごとに伺います。

②曽於市の小規模水道施設は各町ごとに幾つあるのか伺います。

③小規模水道施設を将来的にどのように考えているのか伺います。

次に、２項目めの消防行政についてであります。

ちょうど１年ぐらい前になりますけれども、昨年の12月19日、アヤベの九州工場におきまして火災が発生したところでございます。14時間近く延焼しまして、鎮火をせずに、完全に消防団が消火にかかわって終わったのが３日目だったと記憶をしているところでございます。消火に当たっては、防火水槽はもちろんですが、小学校のプールの水も利用した消火活動となりました。あのような大火災では、プール

の水もすぐになくなり、笠木原の用水路の水で消火をしたと思っております。ああいう高台での火災時における水の重要性を再認識したところでもあります。

また、消防団の皆さんにおかれましては、自分の仕事を持ちながら、火災や災害等が発生すると、すぐ現場に駆けつけ、消火活動なり救助活動を行い、地域防災のリーダーとして住民の安心安全な生活を守る役目を果たしていただいていると思っております。また、地域の行事等においてもリーダー的存在でありまして、地域においてはなくてはならない存在であると思っております。

以上のようなことを思いまして、４点について質問をいたします。

①防火水槽の維持管理はどこが行っているのか伺います。

②老朽化した防火水槽の実態把握と耐震化への取り組みはどのようになっているのか伺います。

③消防団員定数の充足率と各町ごとの年齢構成はどのようになっているのか伺います。

④消防団員の報酬と費用弁償の見直しはされているのか。されているのであれば最終の改正時期はいつか伺います。

以上、壇上からの１回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、重久議員の一般質問にお答えしたいと思います。

１、水道事業についての①各町ごとの公共水道の普及率についてお答えいたします。

平成29年度水道事業決算の数値で申しますと、大隅町は大隅上水・折田簡水・南簡水・笠木簡水の合計給水人口が8,476人、人口１万87人で普及率約84％となり、財部町は財部水道の給水人口6,645人、人口8,490人、約78％、末吉町は末吉上水・末吉簡水の給水人口１万7,709人、人口１万7,723人で、99％となり、曽於市全体では約90％の普及率となっております。

１の②小規模水道施設は各町ごとに幾つあるのかについてお答えいたします。

現在、小規模水道施設の組合数は88組合で、内訳としまして、末吉地区は９組合、大隅地区は44組合、財部地区は35組合となっております。

１の③小規模水道施設を将来的にどのように考えているのかについてお答えいたします。

市民の日常生活のライフラインでありますので、飲料水の確保、環境衛生の向上・促進のため、今後も小規模水道施設事業補助条例に基づき、施設の維持管理や水質管理等に努めてまいりたいと思います。

２、消防行政についての①防火水槽の維持管理についてお答えいたします。

防火水槽は、消防団が年２回、春と秋の火災予防運動期間中に水利点検を行っております。

消防団が点検時に修繕等が必要と判断した場合は、分団長が市役所に報告し、市が修繕の必要性や予算の状況、優先順位等を勘案した上で対応しております。

２の②老朽化した防火水槽の実態把握と耐震化への取り組みについてお答えいたします。

実態把握は、先ほど答弁した消防団の点検時に行っておりますが、その報告により、一部漏水があるもの、石のふたで開閉が困難なものなど、老朽化した防火水槽の把握をしており、状況に応じて、修繕やふたのマンホール化などを計画的に実施しております。

防火水槽の耐震化については、国の補助事業を活用しており、毎年５基の要望を提出して、国より交付決定のあった基数について整備を行っております。

平成28年度は３基、平成29年度は２基、平成30年度は追加交付分を含めて４基の決定があり、それぞれ整備しております。

２の③消防団員定数の充足率と各町ごとの年齢構成についてお答えいたします。

消防団員の定数は、条例により620人と規定されており、本年10月１日現在の団員数は591人で、充足率95.3％であります。

末吉方面隊は、定員217人に対して、団員数211人で充足率97.2％、年齢構成は、20代が13人、30代が64人、40代が63人、50代が57人、60代が14人であります。

大隅方面隊は、定員230人に対して、団員数211人で充足率91.7％、年齢構成は、20代が28人、30代が85人、40代が63人、50代が27人、60代で８人であります。

財部方面隊は、定員152人に対し、団員数152人で充足率100％、年齢構成は、20代が６人、30代が74人、40代が42人、50代が28人、60代が２人であります。

女性消防隊は、定員12人に対し、団員数８人で充足率66.7％、年齢構成は、20代が１人、30代が２人、40代が２人、50代が２人、60代が１人であります。

団長ほか本部は定員９人に対し、団員数９人で充足率100％、年齢構成は、50代が３人、60代が６人であります。

２の④の消防団員の報酬と費用弁償の見直しについてお答えいたします。

消防団員の報酬と費用弁償は、条例に規定されておりますが、平成17年の合併時には、旧町時代の金額を引き継いでおり、その後も見直しをしていないところであります。

以上でございます。

○１番（重久昌樹議員）

それでは、２回目の質問をいたしたいと思います。

ただいま市長のほうから第１回目の答弁をいただいたところですけれども、水道事業についての①と②の普及率なり小規模水道施設の各町ごとの数については、今、答弁書のとおりわかったところでもございます。地区別に見ますと、やはり末吉は大分公共水道が整備をされているのかなという感じを受けたところでもございます。

それで、ちょっと前でしたけれども、北海道の地震がございました。これについては、ブラックアウトという現象で、全道が一時的に全体的に停電をしたということは記憶にも新しいかと思いますけれども、新聞記事からですけれども、経産省は災害時の燃料対策として自家発電スタンドを５倍にふやすということを載せてございました。非常用の自家発電設備を備えたガソリンスタンドを将来的に現在の５倍の数にふやすんだということで、こういう大災害を経験して、こういう方向になったのかなというふうに思いますが、また、同時に、農水省についても、今度は北海道は牛乳が多いところでございますが、牛乳についても搾乳とか、集めたり、ためたりとか、工場によって停電で受け入れられないところが相次いで、廃棄が２万トン出たということで、非常用電源設備の必要性を新聞等でも載せているようでございます。

そこでお伺いしますけれども、市内における水道事業施設の自家発電設備の設置についてでございますが、これについては、設置はしてございますか。

○市長（五位塚剛）

市内の水道施設につきましては、長期化する停電に対して、やはり市民の生活を守る一番大事なところでありますので、基本的には自家発電を設置しております。

○１番（重久昌樹議員）

大体、施設、水道事業施設の何割程度が設置されている。100％でしょうか。

○市長（五位塚剛）

水道課長のほうで、全部わかっていると思うんですけど、答弁させたいと思います。

○水道課長（徳元一浩）

発電施設でございますが、パーセント的にはちょっと出してないとこですけど、取水設備のところには全部ついております。一部、加圧をしないといけないところがあるんですが、その分については発電室は設備してないところでございます。

○１番（重久昌樹議員）

市の水道事業で行う分については、もうほとんど発電装置がしてあるということで、停電時の対応は大丈夫なのかなというふうに感じたとこでもございます。

小規模水道施設の数をお伺いしました。88カ所市内にあるということでございますけれども、こういう小規模水道施設には、発電設備は恐らくないんじゃないかな

というふうに思いますけれども、こういう小規模水道施設から発電機設置の要望があった場合、発電機については補助金として、今、２分の１の補助をしていますけれども、対象になるかどうかお伺いをいたします。

○市長（五位塚剛）

基本的には、対象にしてないところではありますけど、詳しくは市民課長に答弁させたいと思います。

○市民課長（内山和浩）

それではお答えいたします。

小規模水道施設事業補助金の条例の中の第２条の第３項のほうに、補助対象事業費はということで、水源地施設、配水池施設ということで、市長が今、対象とはしていないというふうに言われましたけれども、対象とはなるのではないかと思います。

と言いますのは、対象とはなりますけれども、現在、対象として捉えておりませんで、補助をしていないということで、今、市長が回答したというふうに思っております。

○１番（重久昌樹議員）

今、課長の答弁がございましたけれども、対象にはなるということでよろしいですか、再度、確認をいたします。

○市民課長（内山和浩）

対象にはなると考えております。

○１番（重久昌樹議員）

そうであれば、水道組合のほうからどうしても必要であるという要望等があれば、対象ですので、なるということだというふうに思います。

水道事業、先ほども言いましたけれども、市の水道事業で供給している分については、停電時につきましては、即自家発電等に切りかえまして、電気が来なくても水は出るんだという市民の方の感覚だというふうに思うんです。我々のところも簡易水道にしていただきまして、そういう水の便については大変ありがたいなというふうに私も感じておりますけれども、そうでない小規模水道施設のところは、そういう組合の方が一生懸命されて、停電のときもいろいろ走り回って対応している現状だというふうに認識をしております。

そういうことで、大変役員の方は心配をされて、役員なり、その組合で、発電機を設置しようかというようなことであれば、対象であるということですので、可能ということで判断してよろしいですか。

○市長（五位塚剛）

私は対象じゃないというふうにお答えしてましたけど、基本的には、市内のいろんなところで小規模水道があるわけですけど、めったに停電というのはありません。大体あっても二、三時間、半日ぐらいで復旧いたしますけど、平成28年度のあの台風のときには、かなり長期的に停電がありましたので、最終的には３日かかったところもありました。そういうところの方々からも相当相談がありまして、基本的には動力用の発電機、10kW、20kWの発電機をリースで借りてもらって、接続をして行ったところもありました。そのほうが、経費的にずっと安い状況でありまして、そういう声があったところについては、そのほうが経済的にいいのじゃないですか。すぐに対応できるんじゃないですかということをお話をしているとこでございます。

○１番（重久昌樹議員）

確かに市長が言われるように、使う可能性を考えれば、そういったリースとかが無難なのかなというふうに、私も思いますけれども、先ほども北海道のことも上げましたけれども、非常用電源設備というのは、やっぱり非常用に、非常があってはならないことなんですけれども、非常用のときに備えておくわけでして、その地域が必要であれば、そういったところの相談にも乗っていくべきじゃないかなというふうに私は感じているところでございます。

いろいろそういう発電設備を抱えますと、法定点検とか、維持管理、いろいろなそういうところからも大変じゃないかなということも、私も聞いたりしておりますけれども、そういうことも含めて、市民、その水道組合からそういった相談があれば、いろいろいいところ、悪いところ等を、組合の方、役員の方等も単独じゃ来られないと思いますので、そういったことをしようというようなところがあれば、そういったところもいろいろ提案をしながら、されているということでもございましたので、そういうことも含めて、今後また、そういう話もしていただきたいなというふうに思います。

水道については、いろいろ将来的、国でもいろんな、今、民営化の議論もなされておりますが、これはまた別としまして、市の水道事業として、100％水を供給できることが一番望ましいわけですけれども、これは完全に現実的ではないというふうに私も思っておりますが、今後はそういった補助金の額を、今回から変えていただきましたけれども、まだこれをさらに上げるとか、あるいは、断水のときにどういった対応をしたほうがいいのかとか、いろんな方面から、そういう市民の生活に負担がかからないような今後の対応も必要じゃないかなというふうに思います。

小規模水道につきましては、高齢化とともに、給水戸数が減って、維持管理が大変難しくなっているのは、もう現状でございます。水については、命につながる大切なものですから、今、言われましたように、第１回目の答弁にもありますように、

施設の維持管理等々については、将来的に全ての市民の方が安定的に安心して水の供給ができるような対策を講じていただきたいというふうに思います。

そういうことで、この水道事業については、質問を終わりたいと思います。

それでは、大きな２項目めの消防行政についてでございます。

①と②の水槽の維持管理、老朽化した水槽の耐震化への取り組み等々については、答弁書のほうでわかりました。消防団の方が年に２回点検をされて、修理をしていくということでございます。

漏水等についても、漏水ふた等々もあろうかと思いますけども、必要なものに応じては改修がされているということでわかりました。

もう一回、また、新聞記事なんですけれども、ちょっと古いんですが、総務省、消防庁が、防火水槽について、不足解消をしたい、するということで、自治体支援を拡充しますよという記事を前、見ました。全国の防火水槽の整備率が15年の４月現在ですけれども、73.5％という数字が出ているようでございます。新潟県の糸魚川市で大きな火災がございましたけれども、このときに消火栓は断水で使えなくて、防火水槽に頼ったというようなことがあっただろうと思いますが、今後は消火栓ではなくて、防火水槽に重点を置いて整備をしていくんだということで、年間の新設数を現在の３倍相当にふやす計画であるということで、地方交付税で支援する仕組みも導入するというような記事が書いてございました。それにおきまして、全国的には73.5％という数字であるようでございますけれども、曽於市、地区ごとに、こういう捉え方が若干違うのかなというふうにも思いますけれども、曽於市の整備率というのが、わかれば教えていただきたいと思うんですが。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

ただいま、73.5％というのが全国の整備率ということで報道があったところでございます。これが、全国約156万カ所が必要というところで報道がなされておりますが、そのもとの分母となる156万カ所がどのように国が捉えているかというのがわからないところでございまして、鹿児島県では何％なのか、あるいは曽於市で何％なのかというのは、今現在、わかっていないところでございます。

ただし、鹿児島県の消防の統計があるんですけれども、曽於市においては、防火水槽の設置の数だけにおいては、県内で一番多い数と。ただし、大きさはいろいろあるかと思いますが、そのような統計もあるところでございます。

以上です。

○１番（重久昌樹議員）

わかりました。

あと、水槽について、設置の基数ですけれども、国の補助を受けながら、耐震化の水槽を設置していくということでございますが、28年が３基、29年が２基、30年度は４基ということで、なかなかもう少しふやせないのかなという印象を受けておるところでございます。もう少しふやす工夫というか、そんなものは何かない。要望をして、予算的に認められれば、そういうことも可能かと思いますけれども、40トン主体なのか、あと、考え方としては20トンを、単純に考えて、20トンを２基設置したほうが数的にはふえるのかなというふうに思うんですが、そういうようなところの考え方はどうなのか、ちょっとお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

防火水槽については、やはり火事が起きた場合の初期消火で対応するという意味では、非常に大きな役目があるというふうに思っております。

ですから、この間、曽於市は、大体毎年５基を中心に予算化を含めて、県国に要望しておりますけど、なかなか５基の申請で５基満額つくというのは、なかなか難しいところでございます。要するに、鹿児島県内に予算がおりて、県内で希望があれば、それを案分するという方式が今のところであって、５基申請すれば全て認められるということにはなっておりませんので、このような形になりました。30年度は５基してましたけど、途中で補正を、ほかが申し込みがちょっと少なかったということで、曽於市にまた申し込みが出ましたので、ふやしてもらいましたけど、流れとしてはそういうことであります。

あと、20トンと40トンの問題ですけど、それは当然ながら、人口の状況を見て決めております。

そういうふうに、あとは防火水槽に対して、落とし口がないところもあります。要するに、水を給水、消火に使った場合、そこに自動でボールタップ方式で補給するという、これがまだされてないとこがありますので、そういうことも含めて、やっぱり対応を今、変えるべきじゃないかなということも含めて、思っております。

国がもっと積極的にこの予算をつけてもらえば、全町的にもうちょっとふやしたいと思いますけど、県内では、今、答弁があったように、非常に防火水槽としては、曽於市は多いのではないかなというふうに思っております。

○総務課長（今村浩次）

それでは、私のほうから、消防水利の基準というのが出されておりますので、これに防火水槽の基準というのがございます。消防水利全体においてでございますが、常時貯水量は40トン、40ｍ^{3}以上というふうにありまして、取水可能水量が毎分１ｍ^3、１トン以上、それで連続40分以上の給水能力を有するものでなければならないというような基準もございますので、基本的には、これからは防火水槽につき

ましては、40トン以上を整備していかなければならないということと、もう一つ、相次ぐ大地震によりまして、消火栓だけでは、上水、水がとまることがありますので、先ほどちょっと言われましたとおり、消火栓もそうなんですけれども、防火水槽のほうを、より重視して、耐震性のある40トンクラスをつくっていくというのが国の考え方でございます。

以上です。

○１番（重久昌樹議員）

市長もさっき申されたように、初期消火はやはり防火水槽に車両をつけて放水することが一番いいということで、数が多いことが望まれるわけです。

高台を、先ほど冒頭でも言いましたけれども、高台のとこがなかなかそういう補給のところが難しいと思いますので、そういったところは、もう十分承知の上で設置はされるというふうに思いますけれども、そういうところを重点に、なれば、先ほど全体的、全国的にはふやす計画ということで、総務省もうたっておりますので、なるべく多く水槽が設置できるような、また、働きかけもお願いしたいと要望しておきたいというふうに思います。

あと、水槽の老朽化のところですけれども、漏水なり、ふたのマンホール化等については、随時取り組んでいただいているということで答弁をいただきました。私がちょっと感じたところは、本当に私どもが小さいことから目にしている昔の鉄筋のかわりに竹でしたような、そういう防火水槽もまだ多く残っているというふうに感じます。そうしたところに、車が乗り入れて、そこの上を乗ったりするところもあるんじゃないかと。私もちょっと二、三、そういったところもあると思っておりますけれども、そういったところの安全対策です。ロープを張るなり、柵をするなり、全部じゃないと思うんです。車が立ち入りができそうなとことのそういう安全対策は講じられているのか、そこあたりをちょっとお伺いいたしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

市内の防火水槽も旧町時代から、旧町のまた昭和初期ぐらいからつくられたものがあるようでございます。マンホールじゃなくて、コンクリートのふたというのもありまして、そのあたりを、今、改修をずっと随時やっておりますけど、基本的には、防火水槽を設置されているところについて、今、危険性を伴うところについては、ちょっと私じゃわかりませんけど、総務課のほうで全体を掌握しておりますので、そういう危険性があるのかなどを含めて、答弁をさせたいと思います。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

今、議員が言われましたとおり、そのような防火水槽もある程度、少しは残って

いるのではないかというふうに思いますが、その全体を把握しているわけではございませんけれども、先ほど申し上げました年２回の消防団員の点検によりまして、危険箇所等はうちのほうに上がってきているというふうに考えておりますが、いま一度、また、各分団にそのような調査をしていただくようにお願いをしていきたいと。また、次、春にありますので、そのように思っております。

以上です。

○１番（重久昌樹議員）

ぜひ、そのような対応を早急にお願い、要望したいというふうに思います。

次に、③番目になりますけれども、消防団の定数の充足率と年齢構成をお伺いいたしましたけれども、各町ごとに回答をいただきましたけれども、全体的にはちょっと不足の状況が続いているようでございます。消防団によっては、年齢等によって、分団によっては、なかなか団員の確保といいますか、入れかわりです。50代、60代のこの数字を見てみますと、大分多く占めているところもあるし、また、分団によっても、いろいろ平均年齢が50に近いような分団もあるというふうに思っておりますが、このようなところについては、なかなか新しい団員との入れかわりが大変困難になってきている状況も聞きますけれども、市長はこのような件につきまして、どのように認識されておりますか。

○市長（五位塚剛）

市内の消防団の定員と消防団員の確保については、基本的にはその地域の消防団にお願いをしておりますけど、あと、今、市の職員、採用された職員について、自分の住んでいる自治会の近くの消防団にぜひ加入してほしいということで、今、若い職員がほとんど地域の消防団に加入して活動しているようでございます。

また、企業について、勤めていらっしゃる方々についても、ナンチクさん、ＪＡさんなんかにも、なるべく消防団なんかに加入ができるように協力をしてくださいというお願いもしているとこでございます。やはり、何といっても地域で自分で経営されている企業の方々、また、農家の方々。そういう常に地元で火災が起きたときにすぐ駆けつけてこられる方が非常に大事であります。まあ大概は都城のほうに勤めている方が、火事になったときになかなかこれは帰ってこられませんので、そういう意味では、なるべく地元にいらっしゃる方々に、若い人に１人でも多くちゃんと参加してもらえるように、また、消防団後援会の方々の協力もいただきながら、さらに充実を進めてまいりたいというふうに思います。

○１番（重久昌樹議員）

市の職員の方も、私の知っているところでも多くの方が消防団に加入いただきまして、かねてから消防活動を一生懸命やっていただいているということで、私も認

識をしておりますが、地域の消防団の方が団員勧誘をする中で大変確保が困難だというような話も若干、全部じゃないですけれども、聞くところもあるわけです。

そうしたところについては、市としての何か対策というか、そんなのは何か考えられないのかお伺いをいたします。

○市長（五位塚剛）

大隅のほうで、恒吉、神牟礼の消防団のほうから、やはり消防団の確保の問題等、いろいろありまして、場合によっては、地域的に同じとこだから、統一したものはできないかという相談も受けております。それは、地域の方々の理解がないとできませんので、また、市といたしましては、全体的な消防団の確保については、また、いろんな角度から支援をしたいというふうに思っております。

○１番（重久昌樹議員）

ぜひそういうような方向で進めていただければ、現に相談も来ているということでもございますので、やはり、そういったところは何カ所かは出てくるんじゃないかなということを考えております。団員確保ができることが一番なんですけども、やはり確保ができないとなれば、組織を再編するなり、もちろん校区、消防団、後援会等々、関係のところといろいろ協議も重ねていった上でのことだというふうに思いますけれども、市のほうからも、そういうような形で支援なり、助言なり、いろいろ相談をしながら、地域の消防団活動、地域防災が、機能が低下しないような取り組みをしていただきたいというふうに要望をいたしておきたいと思います。

それと、もう一点、次の点ですけれども、道路交通法が改正に、最近、去年と10年前でしたか、なりました。この内容については、市長は把握はされておられますか。

○市長（五位塚剛）

道交法の改正については、中身的にも含めて、ちょっと掌握しておりませんけど、誰か答弁できる人、いらっしゃるんですか。

○副市長（八木達範）

私のほうから答弁をさせていただきます。

この前、消防分団長と話をする機会がありまして、忘年会だったですけど、かなり細分化された免許が必要になってきていると。それに対して、分団として免許を取ってほしいんだけども、なかなか個人のことですから、そのことについても、ぜひ市も考えてほしいという相談は受けております。

○１番（重久昌樹議員）

まさに今、八木副市長が言われたとおり、私、そこをちょっとお伺い、尋ねてみようかなというふうに思いました。よく耳にしてたのが、道路交通法の改正で、運

送業界の方が新しい新卒者が入ってきても、なかなか車の運転ができないということが言われておりました。ちょっと私もあんまり詳しくもなかったんですが、自分たちは、あんまり関係することないんですので、前の運転免許で運転できる範囲でするということで、関係ないんですけれども、平成19年に改正がされたときは、普通免許、中型免許ができたときですね、これが。2019年６月２日以降、これは普通免許と大型の間に中型免許ができました。これによって、中型車ができて、最大積載量なり車両総重量、ここ辺が変わっております。このときは、18歳では普通免許だけしか取れないんです。普通免許を取って、20歳以上で、免許期間が２年以上ですから、普通免許の経験を２年以上しないと中型免許が取れない状況だったというふうに私は思っておるんですが、平成29年、去年の３月12日移行に取得された方については、ここ辺に、今度は準中型免許が設定をされております。準中型免許というのは、車両総重量で3.5トン以上で7.5トン未満という制限がございます。それと、普通免許については、18歳以上取れるんですけれども、最大積載量は２トン未満ということで、もう２トン車も運転できないという状況なんです。今の大体19か20歳ぐらいの方だと思うんですけれども、前の30歳以上の方は前の道交法でやってますので、大丈夫なんですけども、要は、消防車両を運転するときに免許が必要になってきますので、今、副市長が言われたとおり、そこあたりの対応を考えておられるのかなということでございます。

タンク車、水を２トン積みのタンク車。これは、末吉、財部の中央と大隅の麓分団に配置がしてあると思いますけども、これが最大総重量が7,600kgなんです。これについては、中型免許でないと乗れないということになります。現はです。改正前は大丈夫ですけれども。

あと、今度はポンプ車についても、今の普通免許を持っていらっしゃる方は乗れないということになります。水槽積載車、１トン積みの車両がありますけど、あれについても一緒です。ですから、中型、準中型じゃないと乗れない状況が出てきているということでございます。

そのようなことを考えれば、今、今後、今すぐどうこうということはあんまり考えられないというふうに思いますけれども、将来的には消防車両を運転できない団員が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

副市長から、先に今、助成等はできないかという相談があったということですけども、まさに私もそこをお伺いしたいということでございまして、早目の対応が必要だというふうに感じておりますけども、車両の免許取得に対する助成等は、将来的に考えられないかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

今、若い人たちが車の普通免許を取ったときに、今の対応になるということも、ちょっと私も新聞等でそれは見たことがありますけど、本当にそのことが現実におきるんでしたら、これはやはり国がもうちょっとそのあたりは考えるべきものもあるのではないかなというふうに感じております。地域の方々の消防団活動に支障を来すような道路交通法の改正は、私は、問題があるというふうに思っております。そのあたりは、場合によっては、消防団の方が普通免許で取られた方でも消防団に入って活動することができるように、そのあたりはもうちょっと考えてもらいたいという気持ちはあります。

ただ、法律等が決まって通った以上は、それに従わなければならないという制約がありますので、今後、具体的に消防団の組織の中から、市に具体的なまた相談事があれば、市として何ができるかということについては、協議をさせていただきたいというふうに思います。

○総務課長（今村浩次）

ただいまの件に関連いたしまして、お答えをいたします。

ことし、平成30年１月に消防庁のほうから、県を通じまして市のほうにも通知文が来ております。消防団で所有する消防自動車に係る準中型免許の新設に伴う対応についてということでございまして、いわゆる先ほど言われました、新しく準中型免許を取得しなければならない費用、あるいは限定解除しなければならない費用、これを市等が補助、助成をした場合において、その分につきまして、国のほうで財政措置をしますということで、具体的には、特別交付税措置を講ずるということにしてあるようでございます。それは平成30年度からと、新たにというふうに書いてございますので、そのようなこともありますので、ほかの全国そんなに多くはございませんが、ほかの団体でもそのような免許の取得費用について助成をしている団体もあるようでございますので、いろいろとまた参考にさせていただきながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○１番（重久昌樹議員）

ぜひ、そこはまた把握をしていただいて、そういった消防活動に支障のないような早目の対応をしていただくように要望したいというふうに思います。

続きまして、４番目でございますけれども、消防団員の報酬と費用弁償の見直しについてですけども、平成17年の合併のときに、いろいろ旧町ですり合わせがされて、それ以来、されていないということであるようでございます。

私は、ここら辺も、改正がされていないということについて、市長はどのような見解をお持ちですか。

○市長（五位塚剛）

曽於市の消防団活動については、火事が起きたときに、また、行方不明者の捜索を含めて、要請があれば出てもらっております。それについて、１時間出ても同じ、半日出ても同じ、８時間出ても同じという状況が今ありますので、地域によっては、４時間ごとの計算でされているところもあるようでございます。

そのことについて、今の段階で、消防団の幹部会を含めて、市に改正してほしいという具体的な要請はないんですけど、合併当時から、まだこのような状況でありますので、県内各地の消防団の活動のあり方、報酬のあり方を含めて、再点検をさせていただいて、また、各消防団の幹部の方々と協議をして、どうあるべきかということは検討させていただきたいというふうに思います。

○１番（重久昌樹議員）

私は、費用弁償を時間制にとか、私自体はそういうことをずっと考えているものではなく、そういう時間については、今までのとおりで、それはいいんじゃないかなというふうに思いますけども、特別職なり、我々議員もですけど、改正、給与、報酬等の改正は少しずつでもあるんですが、そこら辺がされてないというのがどうなのかなというふうに感じたものですから、そこをちょっとお伺いしたかったところでございます。その点についてはどうですか。

○市長（五位塚剛）

ことしも消防団全体と、我々当局と交流会、意見交換会もしておりますけど、直接消防団の費用弁償を上げてほしいという要請は受けてないんですけど、先ほども言いましたように、合併以来、ずっと同じようなやり方でありましたので、そのことも含めて検討はさせていただきたいなというふうに思います。

○１番（重久昌樹議員）

そのようなふうにしていただきたいというふうに思いますが、それと、操法大会のときの訓練に対する費用弁償ですけれども、大会の年だけでいいんですが、何日間ぐらい見て支払われているのか、わかればお伺いいたします。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

小型ポンプ車の部とポンプ車の部とあるわけでございますが、小型ポンプ車の部につきましては、まず、市の大会でございますが、１分団９人を10回分、合計90回分というところで見ております。これが、小型ポンプ車は17分団ございますので、掛けますと1,530回、費用弁償にいたしますと約780万円ということになります。

ポンプ車の部につきましては、１分団10人ということの10回分見ますので100回。100回の10分団ですので、1,000回分ということで5,100円掛けますと510万円。合計

いたしまして、市の大会だけで約1,300万円の支出があるところでございます。

支部大会につきましては、小型が２分団、ポンプ車が２分団上がってまいりますので４分団です。それぞれこれも９人と10人で10回ずつということで、合計380回分でございます。

県大会につきましては、ことしのように選ばれて出場した場合でございますが、小型１分団、ポンプ１分団ということで、これにつきましては、８回ずつ見ているところでございます。

以上でございます。

○１番（重久昌樹議員）

これについても、私も昔、消防団に所属していまして、ＯＢとして、昔からいろいろ感じたところもありました。操法については、今、課長のほうから示されたとおり、支払いがされているということになります。特に、操法大会の年には、訓練等については、非常に日数を要するというふうに思います。要員だけではなくて、全団員、ホース巻きやら、いろいろ指導員やら、いろんな方面から、そういう操法のサポートをしていくということで、この分団の方、一生懸命されているというふうに思います。

長島町の消防団が、今回、全国大会に行きまして、準優勝されたということでございました。４月以降、日曜を除くほぼ毎日６時半から９時まで練習を重ねてきたと。その成果だろうというふうに思います。

曽於市におきましても、大隅南分団と末吉の中央分団が県大会まで進んでいただきまして、立派な成績をおさめていただいたということでございます。曽於市におきましても、例外なく、大分練習を重ねて大会に臨まれたというふうに思っております。

操法訓練については、私はいつも思っているんですけれども、大会用ということではなくて、特に、水出し操法に変わってから、実践式の訓練というふうに、私も思っておりますけども、この操法訓練をすることは、実際の火災現場で生かされる、かねてからの訓練だと、実践だというふうに感じております。こういった方が、いろいろ一生懸命市民の生命、財産を守るために日夜訓練をされております。操法大会の年は、特に出動する、活動する時間も多くなると思います。少しでもそこあたりが改善できないのか、消防団については、ボランティア的なところも多くあると思いますけれども、そういったところは少しでも改善はできないか、市長のほうにお聞きしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今、総務課長のほうから答弁がありましたように、消防の操法大会にかけて、そ

れ相当の一般財源を使っております。それが実際の火事になったときに、その訓練が生かされるという前提で、私たちも必要だろうと思って、予算をお願いしております。

今、当初予算の編成に当たり、各課の予算を全て9.3%ずつ減らしてほしいという予算編成をお願いしております。予算は、基本的には、圧縮する方向でしているんですけど、いろんな事業がありまして、新たにこの事業と、今言われるように、予算をふやしてほしいというのが、もういっぱいありますので、総合的に判断をさせて、また、先ほど言いましたように、検討に入る時期に来ておりますので、そういう意味で検討をさせていただきたいというふうに思います。

○１番（重久昌樹議員）

それでは、ぜひ前向きな検討を期待いたしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１１時０６分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第５、鈴木栄一議員の発言を許可いたします。

○３番（鈴木栄一議員）

３番、無所属自由クラブ、鈴木栄一です。今回、初めての一般質問です。要を得ないかもしれませんが、通告しておきました２項目につきまして質問いたします。

初めに、曽於市を元気にするには、についてであります。

多くの人から、地域に活気がないと聞きますが、高齢化及び過疎化が進む中で、元気な地域とするためにさまざまな活動を企画し、地域の特色や資源を生かし、活性化を目指し、地域住民が生きがいを持ち、前向きに生きていくことが活性化につながると思っています。財部、岩川市街地活性化検討委員会が設置され、先日、岩川市街地の答申が説明されました。確かに、市街地も重要ですが、地域が元気になれば曽於市全体が元気になるんではないでしょうか。

以上のようなことを思い、３点についてお伺いします。

①市内24地区・校区の活性化の取り組み状況についてお伺いします。

②市内の観光資源及び年間の観光者数についてお伺いします。

③現在のＰＲ活動及び今取り組んでいる事業があればお伺いします。

次に、浄化槽事業についてであります。

人が生活する中で、生活排水トイレはなくてはならないものです。衛生面、川や海を守り快適な生活を送る上で浄化槽は重要な役目を担っています。合併して13年、市長も議員時代、そして多くの議員の皆様がいつも一般質問をされています。市内の２つの浄化槽事業が必要なのかお伺いします。

①浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業についてお伺いします。

以上、１回目の質問とします。

○市長（五位塚剛）

それでは、鈴木議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の１の②、③、２の①について私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の１の①については教育長に後から答弁をさせたいと思います。

１、曽於市を元気にするにはの②の市内の観光資源と年間の観光者数についてお答えいたします。

歴史的文化的な資源として、住吉神社の流鏑馬、岩川八幡神社と県下３大祭りの弥五郎どん祭り、熊野神社の鬼追い、溝ノ口洞穴と奴踊り、岩川の芙蓉之塔などがあります。

自然豊かなレジャー施設では、大川原キャンプ場と悠久の森、花房峡憩いの森キャンプ場、曽於地区で一番高い白鹿岳コケキャンチ高之峰などがあります。

そのほかの施設では、温泉施設であるメセナ住吉交流センター、財部温泉健康センター、弥五郎伝説の里健康ふれあい館、特産品直売所やレストランがある３つの道の駅もあります。観光施設だけでなく、ユズ狩りやイチゴ狩りなど豊富な食材も観光資源と捉えております。

年間の観光客数については、各種イベントや日帰り観光客などをあらわす入り込み客数が約144万8,000人、観光客とビジネス客を合わせた宿泊客は1万4,898人となっております。

１の③現在のＰＲ活動及び今取り組んでいる事業についてお答えいたします。

現在、観光面でのＰＲ方法としてインターネットでのＰＲや観光マップ、パンフレットの配布などを行うとともに、環霧島会議や大隅広域観光推進会議などと連携して、霧島地域や大隅半島の魅力を発信しているところです。また、観光特産開発センターに特色ある観光誘致事業も委託しており、平成29年度は年間159回のツアーを実施いたしました。

イベント面では、歴史ある弥五郎どん祭りや住吉神社の流鏑馬、思いやりそお市民祭、悠久の森ウオーキング大会など、元気な曽於市をＰＲしているところです。

観光地ＰＲやイベントのほか、航空会社のソラシド社と機体活用プロジェクトを締結し、本年８月までの１年間、ＰＲ事業も展開いたしました。

さらに、曽於市にゆかりのある13人の観光ＰＲ大使を委嘱しており、本市のＰＲ活動に取り組んでおります。

２、浄化槽事業についての①浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の違いについてお答えいたします。

浄化槽を個人が設置・管理する事業が浄化槽設置整備事業で、市町村が設置・管理する事業が浄化槽市町村整備推進事業であります。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下　浩）

１、曽於市を元気にするには、の①市内24地区・校区の活性化の取り組みについてお答えします。

現在、曽於市内の地区・校区公民館は、末吉13カ所、大隅７カ所、財部４カ所の合計24カ所あり、それぞれの公民館で地域性を生かし、「曽於元気だそお」ふるさと事業を実施して地域活性化に取り組んでいます。

各地区・校区の活動内容といたしましては、主に運動会、敬老会、各季節の祭り、美化活動、スポーツ大会で、公民館によっては独自のイベントとしてコンサート等を実施しているところもあります。

今後とも、これらの活性化を図るとともに、世代を超えた交流など、活気に満ちた地域づくりを支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○３番（鈴木栄一議員）

まず、市内24地区、また校区の活性化の取り組みについて今答弁をいただいたんですけれども、これは校区の年間行事として皆さんで校区全体で取り組んでいる事業で、そういう認識でよろしいでしょうか。

○社会教育課長（岩元　浩）

そのとおりでございます。

○３番（鈴木栄一議員）

やっぱりその校区で取り組むということは、同じ校区に住んでいてもなかなか年に会う機会もない。こういう機会を持って校区の皆さんと交流、新たな健康増進に努めてもらうことは大変有意義なことだと思っています。

そのほかに、これまでも地域の特色を生かして独自に取り組んでいらっしゃると思うんですけれども、地域の仲間、団体等、このほかに独自な地域で取り組んでいるような活動があったら、それを教えていただけないでしょうか。

○社会教育課長（岩元　浩）

お答えいたします。

実施時期につきましてはそれぞれの地区、校区で異なりますけれども、内容につきましては、コンサートや蛍と水車のゆうべ、地区村づくりや各福祉施設との一体となった秋祭り、朝市を開催いたしまして産地直送の鮮魚などの販売、高齢者が幼児や児童に郷土芸能への伝承、地元産を使った豊作祭り、それからイルミネーションにイベントなどを開催いたしまして、校区内外に向けたＰＲなどを図って交流を図っている校区・地区もございます。

以上でございます。

○３番（鈴木栄一議員）

今、社会教育課長のほうから答弁がありまして、コンサートや蛍のゆうべでしたっけ、これは菅牟田でよろしいんでしょうか。

○社会教育課長（岩元　浩）

大隅町の菅牟田で実施している行事でございます。

○３番（鈴木栄一議員）

この答弁の中で、魚の販売というのがあったんですけれども、これは大隅北の活動でよろしいんでしょうか。

○社会教育課長（岩元　浩）

お答えいたします。

曽於地区の行事を調べたんですけれども、漁港よりの直送による鮮魚の販売というのは、大隅町の大隅北校区が実施しているところでございます。

以上でございます。

○３番（鈴木栄一議員）

そのほかにも伝統郷土芸能の伝承、また、水源地遠行、いろいろな校区で催し物をされていると思うんですけど、今大隅北のことをちょっと社会教育課長のほうから説明されましたので、その魚の販売というのは何でこういうような活動をされているか、市長、何か思うことがあるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

大隅北校区には、おろんの会という組織がありまして、月１回、大隅の港から魚を仕入れて販売している。要するに、新鮮な魚を地域のお年寄りの方々が買いに行けないということで、そこに会を開いて、地元のいろんな野菜を含めた加工品を含めて販売することにおいてたくさんの地域の方々がそこに集まってきて交流を深めているようであります。

そういう意味では、非常に私はすばらしい活動をされているのではないかなとい

うふうに思っております。

○３番（鈴木栄一議員）

市長は、いろんな地域の催し物に案内されていろんな地域の方とお話ししていると思います。今市長が言われたように、坂元にはお店がないということでおろん会、あとはおろん会の支えている地域の方が内之浦まで魚を買いに行き、地域で販売されています。

ただ、そのこと、魚を買ってきて販売するのはいいんですけど、地域の人に案内の告知する方法がないということで、前は有線放送があったんですけども、有線放送が廃止になり、今は校区自治会に連絡ができないということで、あとは今ＳＯＯＧｏｏｄＦＭですか、あれで一応告知はできるんですけれども、校区主催だったら無償、校区外だったら有償となるということで、その販売なんかも、営利目的でやっているわけじゃありませんので、校区の活性化という活動でやっておりますので、ＦＭ放送ですか。それ、できたら校区主催と同じように無償化にしていただけないかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

市の公共放送については、基本的にはそういう審議会がありますけど、しかし、このおろんの会の月１回の楽しみな１つの行事ごとでもあるし活性化でありますので、それは無償化できるんじゃないかないうふうに思います。それは工夫してそのことはできるように私のほうからもお願いをしたいというふうに思います。

○３番（鈴木栄一議員）

ありがとうございます。これは北だけの問題じゃなくて、各地域・校区でいろんな今説明を聞いて、コンサート、いろんな行事をしています。多分そういう人たちも、校区内外から多くの人を呼ぶためには同じような方法で告知するしかないと思うんですけれども、それは曽於市全体にそういう活動があったら無償化ということでお願いできないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

３つの道の駅でＦＭの方々も現地から放送を何回もされております。私は、このＦＭ放送の目的は、市内での行事等の紹介、また、曽於市外の方々に呼び込む、そういう役目もあると思っております。地域活性化のために目的がなっておりますので、いろんな方法があると思いますので、それをちゃんと企画が担当でありますので、企画を含めて相談して、また社会教育委員会のほうともよく連絡を取り合って、地域と話をしてもらえば十分対応できるんじゃないかなというふうに思います。

○３番（鈴木栄一議員）

ぜひ、今市長の考えを各校区にも説明して、より多くの国内外の人を呼んでもら

うために活用していただければなと思っております。

続きまして、このほかに市としてこれから校区の活性化に向けていろんな取り組みがあったら、そういうことをお伺いします。

○市長（五位塚剛）

校区の取り組みというのは、社会教育活動を超えた部分、要するに、場合によっては、秋にとれた農産物を地元の人たちが持ち寄って販売をするというのもあるし、もういろんな取り組みがあると思うんです。柳迫の場合は子供たちを連れて高之峯に登ったり、光神小学校の人たちも陣ヶ岡に登ったりとか、もういろんな各地域、各団体を交えて地域活性化のために一生懸命やっているというふうに思っております。

先ほどの蛍祭りのこともありましたけど、高松のところでもそういう蛍の養殖をしながらいろいろと頑張っているし、もういろんな地域で頑張っていらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

○３番（鈴木栄一議員）

今、市長の言われたとおり、本当、皆さん各地域で頑張っているんです。ただ、やっぱり自分たちの校区は自分たちで守るというその思いで校区を全体一丸となり、あきらめずに夢を持ち、時間をかけて地域・校区の活性化に取り組んでいただけることが、一番それが理想なんですけれども、それはなかなか、若い人がいない、リーダーになって頑張る人がいない、そういうことで皆さん、頭を悩ましていると。

地域の活性化のためには昔から、よそもの・若者・ばか者っていいますけど、これは言葉はちょっと妙なふうに捉えるとすごいことになりますけども、こういう３人の、そういう人がいれば活性化は必ずできるという思いで、私なんかもいろんなことに取り組んでいます。私なんかは特にばか者みたいな感じで、何でも一生懸命取り組んでいます。やっぱり地域を活性化するというのは、地域は頑張らなきゃいけない。あとは、行政がバックアップしてもらうことが一番大事じゃないかなと思っておりますので、これからも地域の活性化のために行政、あとは市長のその人たちの力をかりて頑張っていければなあと思っております。

続きまして、２番の市内の観光資源、年間の観光者数ということで質問に入らせていただきます。

今、観光資源の名所というか、いろいろここに答弁いただいたんですけども、実際、私なんかも末吉、財部、大隅、同じ曽於市に住んでいても行ったこともないところがあります。ただ、多くの観光資源が有効に利用されているのか、そして、この観光名所に行くためにはその案内、私の知っている人は、カーナビで行ったりグーグルマップで行くけど、その地名が載っていないということで、いろいろ聞か

れたことがあります。実際に、職員でも誰でもいいですけど、こういう名所にグーグル、カーナビを使って実際行かれたことがあるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市内の、職員も含めてグーグルマップで行った人は何人もいると聞いております。実際、溝ノ口洞穴にこれで行った場合には、現地じゃなくて別なところにつながるということも聞いております。また、看板等も含めて、再検討すべき時期に来ているんじゃないかなと思っております。

○３番（鈴木栄一議員）

今その看板、このほかにも曽於市には、これは主な観光場所です。このほかにもパワースポットとかいろんなところがあると思うんですけど、そういうのはパンフレットとか観光案内にも載っているんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曽於市の観光マップは、曽於市の来てもらいたいところをちょっとピックアップしていろいろやっておりますけど、まだ全て入っているわけではありません。今、末吉の道の駅に和牛モニュメントを10月16日に設置いたしました。もう土日を含めて相当な方が来られまして、写真を撮ったり鐘を鳴らしたり、非常にそういう意味では、今一つの観光スポット的になり方でやっておりますけど、そのことについて、観光マップに入れるというか、そういうことをまだしておりませんけど、今後、総合的な曽於市の観光のあり方を含めて検討する時期に来ているのではないかなというふうに思っております。

○３番（鈴木栄一議員）

私は、一応大隅です。大隅は弥五郎の里。弥五郎の里には桜が植えてあり、春には桜の花見に大勢の観光の方がいらっしゃいます。そこは桜だけであり、桜もいろいろ冬に咲く桜もあると思うんですけども、これからまだ桜のほかに何か植樹を考えていらっしゃるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

大隅の弥五郎の里公園は、全体面積が20町歩、20haありまして、道の駅と総合目的の広場と弥五郎館を含めた施設があります。何といっても春先のイワツツジが、私はもう県内でも有数のイワツツジの名所になるのではないかなと思っております。ですから、イワツツジをもうちょっと、来年度予算で植栽をしながら、また市民の寄附もいただきながらしたいなと思っております。その後、また桜が植栽、植えることができるところがまだたくさんありますので、桜もまた植えたいというふうに思います。

そして、その後、桜が終わった後に、アジサイを見れるように、上の高いところ

までに登れるように今周遊道路ができておりますので、その周りにアジサイを、今市民の方々に呼びかけて植栽をしていただいておりますので、最終的にはそういう流れの中で楽しんでもらえるような、一つの観光地としての取り組みを強化したいなと思っております。

○３番（鈴木栄一議員）

先ほど冬桜と言いましたけど、11月に咲く桜があるんです。多分市長も御存じだと思うんですけれども、あれも植えて、寒いときでもまたライトアップで来てもらう。人を集めるためにはいろんな方法があると思うんです、それも考えていただければなと思っております。

外国人が結構今曽於市近隣のゴルフ場でも見かけます。その外国人を曽於市に呼ぶためにどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曽於市に外国人の方を呼ぶという意味では、非常に難しい部分があります。末吉の道の駅は、一昨年から改修工事をいたしまして、レストランと売り場を広げました。これは外国人客を呼ぶための補助事業をいただきましたので、そのような措置をしたところでございます。

今後は、そういうところと、観光センターに含めて英語、韓国語とか、ある程度対応ができる、そういう人たちも当然配置しないと外国人の観光客に対して対応ができませんので、そういうことも進めるべきじゃないかなと思っております。

今、曽於市内には外国人の方が登録をされている方が341人いらっしゃいます。非常に、かつてない今方々が来られておりまして、特に今、ベトナムの女性の方々が非常に多くなっております。その人たちを通じて、いろんな人たちが曽於市に、また観光に来てもらえるようにしてもらえばありがたいなと思っております。

○３番（鈴木栄一議員）

私の知っている人、今インスタグラム、あれでいろいろな曽於市の観光名所、地域の活動、曽於市内のお店の紹介をして、1,000人強の人がそのインスタグラムを見ている。それで、今企画課のほうに地域おこし協力隊の方もいらっしゃいますけれども、その人たちも仕事関係なくして、日曜日でも市内の有名なところを回り、インスタグラムをやっているということです。

地域の人、市民の人や、あとは職員でも一生懸命曽於市を盛り上げようと頑張っていますので、その人たちに報いるためにも、大勢の観光客を呼び込むために頑張っていただきゃあなと思っております。

今、観光客を呼び込むためにどのようにすれば、続きまして、ＰＲ活動です。ＰＲ活動は今先ほどのホームページとかいろんなことで、インターネットということ

で説明をいただきましたけれども、この曽於市のホームページを何人ぐらいの方が見ていらっしゃるでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曽於市のホームページをどのぐらいの人が見ていらっしゃるかというのが、曽於市のあの中ではカウントが出てこないんです。カウントが出てくればはっきりするんですけど、かなりの方が曽於市のホームページを見ていらっしゃるようでございます。

ふるさと納税で曽於市に今毎日1,000名以上の方々がふるさと納税を送信していただいております。その方々が曽於市のホームページを見て、そこからふるさと納税のコーナーに入っている人も相当いらっしゃいますので、全国的にはかなりの人が見てもらっているのではないかなと思っております。

以上です。

○３番（鈴木栄一議員）

私も去年でしたか、ホームページを見たとき、東国原氏の写真が載っていたんですが、最近、東国原氏が写真を見かけないようなんですけれども、市長お伺いします。

○市長（五位塚剛）

東国原英夫氏は、昨年の事業で曽於市をＰＲしていただきましたので、昨年からことし初めまでは載せておりましたけど、もう事業が終わりましたので、その分はまたなくして、別な事業の形で今出ているというふうに思っております。

○３番（鈴木栄一議員）

了解しました。そして、ＰＲ大使が今、曽於市ＰＲ大使が13人にいるということです。13人ということは、実際、私なんかはこっちに来て、この13人の方、関東とか関西に住んでいらっしゃると思うんですけれども、どのような活動をされているか、その状況がちょっとわからないものですので、それを説明お願いします。

○市長（五位塚剛）

曽於市の観光大使は、つい先ほども１人お願いいたしまして、合計で14名になりました。ただ１人、大隅出身の漫画家の方が亡くなられましたので、実質13名になっておりますけど、何といってもことしの６月に大隅町出身の乃木坂46の大園桃子さんが就任していただいて、曽於市のＰＲをいろいろと頑張っていただいております。ほかの方々も東京にいらっしゃる方がレスリングの朝倉さんにしても、もういっぱいおられます。そういう方々も、自分のつながりを持って曽於市のふるさと納税につなげるようにいろいろと皆さん頑張っておられるようでございます。

あと、サッカーの愛媛Ｊ２で頑張っておられます西田剛君というキャプテンがい

ますけど、彼はみずからもしてもらいながら、周りのサッカーの仲間にも曽於市のふるさと納税をしてくれということで、一生懸命やっていただいております。ほとんどの方々が頑張っておられます。鹿児島のほうでも麻里絵ルナさんとか榔木春幸さんとかいろんな方がいらっしゃいますけど、その方々も側面からふるさと納税を含めて曽於市のＰＲをしていただいているところでございます。

○３番（鈴木栄一議員）

そして、2020年、あと２年後です、東京オリンピック、鹿児島国体にも間違いなく、その東京オリンピックの場合はなかなか曽於市まではちょっと来れないと思うんですけれども、鹿児島国体、もう必ず２倍３倍の観光客が鹿児島のほうに来られると思います。レスリングの朝倉さん、宮原さんですか、そういう２人も国体のときはこっちに来られると思います。ぜひそういう人たち、いろんな人を曽於市に声をかけて、曽於市のよさをアピールしてもらい、多くの人が押しかけるじゃないですけど、来てもらえば、また曽於市も一段と有名になるんじゃないかなと思っております。

そして、これは私の考えなんですけれども、おとといですか、流行語大賞、よく、前市長が挨拶の中で、「そだねそだね」って話の中に入っていましたけれども、このカーリングは北見市の女性たちでやっているんですが、北見市と姉妹契約というかそういう考えたことはございませんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ことし、冬のオリンピックで女子カーリングの北見市の女性の人たちがカーリングの試合中に、もぐもぐタイムで「そだねそだね」と言っていらっしゃいました。私はそれを聞いていて、うちの曽於市とつながるなというのを夢に思っておりました。ですから、私はその当時から名刺に、曽於市というのはなかなか読めない人がいらっしゃいますので、「そおだね」ということで、ルビを振っていろんなところに配っておりました。

実は、きょう、北海道新聞から電話がありまして、私がそのようなことで活動していることと、その北見市とのつながりをどうしても聞きたいということで、連絡がありました。そういう意味では、11月に総務課のほうで北見市に研修がありましたので、私もできたら行って、市長と会って、名刺交換をして、曽於市との友好を結びたいという思いでいたんですけれども、ちょっと実現はできませんでした。

曽於市のユズ製品をこのカーリングの女性の人たちに届けようということで全部連絡をとったんでけど、あの人たちに特産品を送るというのはまだ問題があるということで、ちょっとそれは実現しませんでしたけど、曽於市のＰＲを兼ねた新たなまた取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○３番（鈴木栄一議員）

実際、そういうなりの活動をされているわけですね。テレビで見るときはカーリングはもぐもぐタイムということでよく我々曽於市の特産品いろんなものを送っていただき、少しでも曽於市を知ってもらえればいいかなと思っております。やっぱりＰＲは大事ですので、一番私思うのは曽於市はほんと知名度はないということを聞きます。早い話、国分でも、曽於市はどこなという話も私は１回聞いたことがあります。有名な弥五郎どん、ああああそこが曽於市なという。祭りとか行事はある程度知れ渡っているんですけど、そこが曽於市で実際行われているか、曽於市はどこにあるかというのは、若い人は特にそういうのははっきりわかっていないと思います。

これからも、たまにはテレビなんかでもそお星人ですか、あれが出ていろいろ見かけますけども、多くの人に、何回も言うようですけれども、曽於市、地域が活性するためにはみんなで頑張っていかなきゃいけないと思っておりますので、これからも曽於市のＰＲをよろしくお願いします。

もう、そして私が一番気にかけているのは、今度は浄化槽事業のほうで質問させていただきます。

１回目の答弁で、ただ浄化槽事業は個人設置型、市町村設置型という説明があったんですけれども、これはもうちょい詳しく答弁をお願いできないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

浄化槽のやり方としては、末吉町のこの町部を中心とした公共下水道があります。それを除く末吉と大隅は、個人設置型に対して、市が補助をする浄化槽設置、財部の場合は財部町時代から、推進を図るという意味で、また町民の軽減を図るという意味で市町村型設置事業の浄化槽を取り組んでまいりました。それはそれなりに非常に効果も大きかったというふうに思っております。

ただ、今合併をして、今の状況にきましたので、このことについてはどう進めていいのかということも含めて、今検討はしているところでございます。

○３番（鈴木栄一議員）

この財源内訳を説明お願いします。国・県といろいろありますよね。

○市長（五位塚剛）

浄化槽のやり方は、補助事業のあり方と、財部の場合はまた事業が違いますので水道課長のほうで詳しく説明できますか。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

こっちのほうで。

（何ごとか言う者あり）

○市長（五位塚剛）

どっちでやりますか。はい、どうぞ。

○財部支所長兼地域振興課長（吉野　実）

それでは、財部のほうの合併浄化槽の市町村設置型は私のほうの特別会計で実施している事業でございますので、私のほうから説明をさせていただきますが、まず、個人設置型でございますが、これは今大隅と末吉が取り組んでおります。この財源内訳は、まず事業費全体の住民負担、工事費を含めて住民負担がまず60％負担をしていただきます。そして、残りが補助金でございます。この補助金の内訳は、県、市町村が３分の２、国が３分の１という補助助成でございます。

次に、財部の市町村設置型の負担の割合ですが、住民の方々の負担を全体事業の10分の１、これを分担金として納入していただいております。残りの３分の２が国庫助成金ということで、交付金としていただくものでございまして、あと残りの30分の17というのがあるんですが、これが市町村負担ということで、いわゆる下水道事業債の充当可能というふうなことで、このような負担割合で事業が実施しているところでございます。このような説明でよろしいでしょうか。

○３番（鈴木栄一議員）

その一般財源からも入っているわけですよね。地方債とかそういうのも。

○財部支所長兼地域振興課長（吉野　実）

お答えいたします。

先ほど申し上げました中で、この事業の中で、この市町村設置型の財部の特別会計におきましては、一般会計からの繰入金をいただいております。これにつきましては、充当先は公債費、それから職員の給料というところに充当しているということでございまして、ちなみに29年度で申しますと、繰入金が2,313万円ほど繰り入れしておりまして、その支出は職員の１人の給料と私、管理職の1カ月分の給料です。それと公債費です。これに充当しているということでございます。

以上です。

○３番（鈴木栄一議員）

９月の定例会のとき、財部の浄化槽関係に対して収入未済額が四百何万と説明があったんですけれども、間違いないでしょうか。

○財部支所長兼地域振興課長（吉野　実）

今議員が申されたように、29年度で未納額が、使用料でございますが400万円ほどありました。これにつきましては、実人数が使用料の中で71名の未納者ということで、この中には現年の使用料未納と過年度分の未納を合わせた金額でございまし

て、人数が71名、そして金額が400万円程度ということで、未納の状態でございます。

それから、個人的な情報ですが、一番大きい方で未納額の使用料が、督促料と延滞金は外した形でいきますと、約50万円近くの方が１人、約50万円近くがいらっしゃるというふうな状態でございます。

○３番（鈴木栄一議員）

50万ちゃ、ちょっと大きな金額ですね。これは徴収することはできるんしょうか。

○財部支所長兼地域振興課長（吉野　実）

私は、昨年４月に着任しまして、うちの環境係の係長とも協議しましたら、私もちょっと面識のある方でしたので、戸別訪問をさせていただきました。それで、そのときにこの方が申されることは、私も生活があるからということで、分納を口頭ですけれども分納をするという約束はするんですが、実際、係長等に聞きますと、払っていただいていないという実情。そして、この方につきましては、御承知のように、税務課のほうの税金につきましても滞っているといいますか、そのような状態の方ですので、非常に私どもも苦慮しているというふうな状態で、毎年、年２回ほどは手紙の督促、それから職員が電話等でも電話をするんですが、なかなか答えていただけていない状況でございます。

○３番（鈴木栄一議員）

トータルでは400万円、これは全部徴収進められる、相当な年数がかかると思います。そして、この浄化槽に対して一般財源からも相当お金が入っておりますので、なるべく早く徴収の方向に向かっていただきたいと思います。

個人設置型の場合と市町村設置型、これに対して、今まで５人槽、個人の場合は５人槽から10人槽までしか補助は出ないんですけれども、市町村設置型の場合は、その５人槽から上限はないんでしょうか。人槽に対しての。

○市長（五位塚剛）

例えば、財部町の中に企業の方が、場合によっては20人槽、30人槽を設置する場合、また、１つのお店屋さん、そういうテナントする場合も、当然ながら市町村設置型で対応しておりますので、よっぽど大きなことがない限り、基本的には今の条例上は対応しなきゃならないというふうになっております。

○３番（鈴木栄一議員）

今の市長の答弁でありましたように、大隅、末吉の場合は５人槽まで、ほとんど個人として使うと普通の民家だと思うんですけど、事業所の場合は用途、人数、建物の大きさによって浄化槽の算出方法はいろいろ、計算方法はあります。それで大きさが変わってきます。大隅、末吉の事業をする関係で浄化槽にすりゃ相当な金額、

何百万単位で、個人負担で設置しなきゃいけません。

財部の場合は、負担金を幾らか納めれば、あとは市のほうで工事をしてもらえる。そこである程度のまた不公平感が生まれるんじゃないかなと思うんですけれども、今の制度だったらそれはどうしようもないということなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この事業は、いずれにしても目的は、家庭から出た生活排水を浄化して河川に流しても河川が汚れない目的でありましたので、目的は、私は一緒だというふうに思います。旧財部町時代のものはだから、市民にとっても、町民にとっては非常に負担が少なくてできたわけですから、それなりの効果は、私はあったというふうに思います。

ただ、今はもう合併して一定の時期に来ましたので、末吉、大隅の浄化槽を推進するために、特別にまた10万円の上乗せというのもやっております。

いろんな意味で市は今大きな負担を抱えております。今後の曽於市の将来を見たときに、先ほど出たように、未納が出た場合にはその市が負担をしなきゃならないということを考えると、財産はもうその本人に提供して、あとは全部自分で管理してもらうというやり方にできるならば、そのことも検討すべき時期に来ているのではとないかなというふうに考えております。

○３番（鈴木栄一議員）

財部は、民有地に浄化槽を設置するわけです。その浄化槽は市の財産です。今までトラブル等はなかったんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

当然、個人の民有地に本人から申し出があって契約結んで、市の財産である合併浄化槽をもう一遍やりますよというのが、これはもう契約上なっておりましたので、問題は基本的にはないというふうに思っております。

○３番（鈴木栄一議員）

家が売買され、解体撤去された場合、もちろん浄化槽も撤去されると思うんですけれども、その浄化槽の撤去費用とかあとの撤去した浄化槽はどうなるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今までいろんな事例が発生をいたしました。例えば、財部の道の駅のところにコンビニが設置されまして、70人槽の大きな浄化槽を設置されましたけど、撤退されました。当然その浄化槽は市はちゃんと受け取りまして、市は完了いたしました。

私は、その浄化槽は、再利用すべきだということで、曽於市内の公的なところは浄化槽が不足しておりましたので、それを設置いたしました。そのような形での再

利用はできるんですけれども、いろんな問題が発生しておりますので、その費用については、最終的には話し合いの中でしていかんのじゃないかというふうに思っております。

○３番（鈴木栄一議員）

その曽於市のほかに県下で市町村型浄化槽に取り組んでいる市町村があったら教えていただきたいんですが。

○市長（五位塚剛）

県内では、特に島のほう、あったようでございますけど、数的にはどこがつかんでいますか。じゃ、支所長のほうで答弁させます。

○財部支所長兼地域振興課長（吉野　実）

それでは、県内の状況でございますが、浄化槽、いわゆる個人設置型におきましては、三島村、大和村、龍郷町、知名町を除く県内43のうち39市町村がこの個人設置型を取り組んでいらっしゃるようでございます。一方、財部が取り組んでいます浄化槽市町村整備型推進事業につきましては、実施している市町は、曽於市、龍郷町、知名町、この１市２町であるようでございます。

以上です。

○３番（鈴木栄一議員）

私も調べて、今課長の答弁と全く同じです。長島町も以前、10年ほどぐらい前までは市町村設置型をしていたんですけれども、今はもう個人設置型のほうに切りかえているということです。

浄化槽を設置する上で、これは財部だけじゃなくて大隅、末吉もなんですけれども、設置するには放流先が第一なんですけれども、側溝がないというところがあるんですけれども、その側溝がない場合はどのような、曽於市は指導をされているんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この浄化槽については、基本的には流末、排水した水が側溝に流れるというのが基本条件であります。ただ、市内においても近くに市道、農道がないところもあります。また、住宅が市道より低いところもありまして、そのようなところについては本人が一旦ため升をつくって、ポンプアップで出しているところ、あとは、できないところについては自然浸透方式のやっているところがあるところでございます。

○３番（鈴木栄一議員）

昔は蒸発散と言っていたんですが、今はタフガードというのをつければ側溝がなくても使えるということです。これからも、そういう側溝がない地域は多くあると思うんです。やっぱりそのタフガードを以上説明して、指導してもらえばとのこと

です。

これから、今近隣の市町村は補助金も新築には支給しないという市町村もふえているんですけれども、今後、曽於市のほうは新築でも補助金の支給は、今までどおり続けていかれるんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

ほかの市町村では、新築に対して市独自の補助金をしないというところが出ているようでございますけど、やはり浄化槽はもう合併浄化槽が基本になってきておりますので、軽減をする立場から、市としては、今までどおりを進めていきたいというふうに思います。

○３番（鈴木栄一議員）

わかりました。じゃ、最後に、どうしても生活する上で浄化槽が必要ですので、これからも市民、市の財源に負担がかからない事業をお願いして、質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（原田賢一郎）

ここで、昼食のため、休憩いたします。

午後はおおむね１時再開いたします。

―――――――・――・―――――――

休憩　午後　零時０１分

再開　午後　１時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第６、九日克典議員の発言を許可いたします。

○９番（九日克典議員）

９番、創政会の九日でございます。２項目について質問いたします。

まず、１項目め、農業振興について、鹿児島県内、特に曽於市においても重要な防災作物であり、基幹作物であるサツマイモが南薩、鹿屋地区において原因不明のつるの変色、芋腐敗の異変が報道されています。原因不明の病害が確認されている問題で、本市での発生状況はどうなのか、広範囲に拡大、感染しないのか、被害を最小限に食いとめる対策、予防策を伺いたい。

でん粉用サツマイモ集荷量は過去最低であった前年を下回っていることが報告され、かつ、農業用廃プラ処理料負担は３円から20円と6.7倍近くの負担率となっています。１年間、現状で様子を見るのではなく、次年度より補助率を上げるべきではないのか、お伺いします。

２項目めについてお伺いします。グラウンドゴルフ場の状況について。オープン以来１年を経過しましたが、利用者実績をお伺いします。

27ａの土地買収は断念されたのかもお伺いします。

議会に提案されたとおりの計画で多くの市内、市外の利用者の健康増進と交流を図るために早急に整備できるかお伺い申し上げます。

以上で、壇上からの質問とします。

○市長（五位塚剛）

それでは、九日議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の１については、私が最初に答弁いたしますが、質問事項の２については、教育長に後から答弁をさせます。

１、農業振興についての①のサツマイモの原因不明の異変についての当市の実情についてお答えいたします。

サツマイモの立ち枯れや腐敗の被害が発生しておりますが、先般、県と関係機関の対策会議があったところです。

曽於市の状況は、約31haで被害を受けております。

１の②広範囲への感染予防策と、被害を最小限に食いとめる対策及び防止策についてお答えいたします。

現在では、病害の原因究明までは完全にできていないようでありますが、対策として発病した株は抜き取って処分する。

次年度以降は、発病の圃場は作付しないこと。

発病圃場から種イモは使用しないこと、苗や苗床の消毒を確実に行うことや、圃場の排水対策を万全にするということを、県さつまいも・でん粉対策協議会が中心に啓発しております。

１の「③農業用廃プラ処理料補助の補助率を上げる考えはないか」について、お答えいたします。現在の廃プラ処理料金は、農家負担で昨年に比べ６倍の単価になっております。今年度の処理料金が当初１キロ当たり32円から２円下がりましたが、市の補助金は12円に据え置いている状況です。補助率としては、要綱では２分の１以内となっており、現状では５分の２の補助率となっております。次年度以降処理単価が下がらない状況であれば、曽於地区協議会内の市や町と協議してまいりたいと思います。

以下は教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下　浩）

２、グラウンドゴルフ場の状況についての①グラウンドゴルフ場の市内・外の使用者の実績についてお答えします。

利用状況でございますが、平成29年度利用者数は、平成29年10月が、市内2,695人、市外18人、合計2,713人。11月は、市内が1,478人、市外33人、合計1,511人。12月は、市内が1,766人、市外25人、合計1,791人。平成30年１月は、市内が1,832人、市外28人、合計1,860人。２月は、市内が2,099人、市外18人、合計2,117人。３月は、市内が3,025人、市外48人、合計3,073人。

平成30年度の利用者数は、平成30年４月が、市内1,822人、市外40人、合計1,862人。５月は、市内が1,711人、市外216人、合計1,927人。６月は、市内が1,711人、市外39人、合計1,750人。７月は、市内が1,765人、市外20人、合計1,785人。８月は、市内が1,546人、市外15人、合計1,561人。９月は、市内が1,458人、市外41人、合計1,499人。

平成29年10月１日から平成30年９月30日までの利用者数は、市内が２万2,908人、市外541人、合計２万3,449人となっております。

２の②未買収地から公園区域外と表示されている土地の取得は断念されたのかについてお答えします。

新地公園グラウンドゴルフ場の未買収地の用地取得については、公園整備時において土地所有者と交渉を重ねましたが、同意が得られていない状況です。

したがいまして、現在のところ土地の取得は考えておりません。

２の③当初計画とおり整備すべきではないかについてお答えします。

新地公園グラウンドゴルフ場の整備については、現在、利用者のほうには３コースを利用していただいております。

コースにつきましては、利用者からも好評を得ていることから、当分は整備する計画はありません。

今後、同意をいただいた時点で整備計画を考えていきたいと思っております。

以上です。

○９番（九日克典議員）

今、第１回目の質問に対しましての答弁をいただきましたが、当市の被害が31ha、新聞報道によると、１株でもあったら、１haに１株でもあったら、それも被害に入っているというふうに報道されておりましたが、そういった計算でありますか。どうですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

先般、11月15日と28日にそれぞれ対策会議がありましたけれども、市の報告の中では約31haということで、そのうちの、いわゆる全体の被害、圃場全体の被害はゼロということになっておりますので、全体が被害を受けた圃場はないというふうに

なっております。

○９番（九日克典議員）

この31ha、被害を受けた反別数じゃなくて、１株でもあった筆数が何筆か、その辺もちょっとお伺いします。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、技連会のほうで調査をしたところなんですが、ちょっと筆数については、その報告は載っておりません。ただ、面積につきましては、少しでも被害があった面積が、財部地区が７ha、大隅地区が9.6ha、末吉地区が15ha、31.6haになるわけですけれども、それだけの圃場が一部でも被害が見られたということでありまして、このうち、この面積でいきますと、全体の約３％ほどということになるようでございます。

○９番（九日克典議員）

私が、このサツマイモを取り上げた理由を申し上げますと、29年度の農畜産物生産実績の耕種の面積では、合計が4,137.1ha、うちサツマイモの面積が1,391haの33.6％を占めていると。生産額においては、73億6,524万5,000円のうちに21億4,514万6,000円、29.1％を占めていると、非常に曽於市の占める金額が非常に大きいから、取り上げた理由でございます。

そのうちに、生産者が農家世帯の中の世帯数というのが、ちょっとわからないんです。この生産実績から。サツマイモを少しでもつくっている、出荷される農家の数は、総農家数の何％ぐらいかなというふうに、できれば、わかっていたら教えていただけますか。

○農林振興課長（竹田正博）

作物別に農家数の調査をしておりませんので、人数としては把握ができないところでございますが、耕種農家のうちに、おっしゃられるとおり、サツマイモの面積が1,391haございます。それから考えますと、やはり、主幹的な作物になっているという状況でございますので、この耕種農家の中の恐らく７割から８割はサツマイモの栽培者であるというふうに推測はするところでございます。

○９番（九日克典議員）

今、異変の問題を取り上げておりますが、私の家は宮崎県に近いんですけども、宮崎県の情報が全然入ってないんです。霧島酒造は都城です。都城からもサツマイモの原料を供給されると思いますが、都城市の状況はどうか、わかっていたら教えていただけますか。

○農林振興課長（竹田正博）

この前の対策会議の中での資料の中でも、宮崎県の情報というものは全く入っておりませんで、品種別に申し上げますと、シロユタカ、そしてコガネセンガンです。これが主に発生をしているようでございまして、恐らく宮崎県でも発生はしているんじゃないかと予測はするわけですけれども、何ら報告は受けてないところでございます。

○９番（九日克典議員）

新聞紙上では、原因不明の病害だということで、まだはっきりと病害名を発表されておりませんが、人間でも病名がわからないと薬は処方されません。サツマイモのこの病気も特定されないと、農薬とかそういった防除の方法はできないと思いますが、聞いたところによりますと、鹿児島の判断と、主に霧島酒造に委託、原料を供給されるんですが、見解は違うというふうに聞いたんですが、その点はどうでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えします。

霧島酒造さんとの判断の違いといいますか、そういった部分については、ちょっと私どものほうには入ってないところでございます。

○９番（九日克典議員）

主に、ほかの酒造会社もありますが、霧島酒造が一番サツマイモを出荷する量が多いと思うんです。霧島酒造さんの病原菌の見解が違うと、その病気に対して消毒したやつでないととらないというような可能性も来年度は発生するんじゃないかなというふうな懸念を持っているところであります。

ちょっと私は技術的なことはわかりませんけれども、この問題は、病原菌の問題は、またはっきりとここでは立ち枯れや腐敗の被害があったというふうに出ておりますが、これは、この病気の病名ちゅうのもあるわけでしょう。それはどうなっとるんですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

昨日の日本農業新聞のほうでも出ておりましたけれども、はっきりした病名というのは、まだ出ていないようでございます。症状としては、つるが枯れて、芋が腐るということですので、まだ、病気の名前については、はっきりとしたそういった情報等はまだ得てないところでございます。

○９番（九日克典議員）

私も、本当、気のちっちゃい男で、水田のウンカがあります。坪枯れの。そういったようなふうに、広範囲に拡大するんじゃないかなというような心配をしていた

んですが、これは、そういうようなことはないですね、ちょっと教えてください。

○農林振興課長（竹田正博）

県のこのサツマイモでん粉対策協議会の中でも、現在、調査中ということでございますので、この病原菌がそうやって広がっていくものなのかどうか、そこまでまだ、もう収穫時期を過ぎてきている状況の中で、まだ結論は出てないところのようでございます。

ただ、対策としては、先ほど申し上げたような対策をとるようにということで、チラシも今、出されているところでございます。

○９番（九日克典議員）

29年度の議会報告会でいただきました29年度農畜産物生産実績状況の中で、サツマイモの説明の欄に、立ち枯れ病の発生した圃場が多く、生産量が昨年より若干少なくなったというふうに書いておりますが、これはもう立ち枯れ病という、もう特定した形での報告であったわけですね、29年度の状況報告ですが。

○農林振興課長（竹田正博）

29年度産につきましては、技連会の中で調査をしまして、立ち枯れ病と判断をした部分でございます。

ただ、今回の分につきましては、それとまた若干症状が違うというようなこともございまして、まだ、病名は、はっきりと原因が究明されてないという状況のようでございます。

○９番（九日克典議員）

新聞報道なんかには、排水対策というふうに、ただ、もう一口に排水対策という方策をとりなさいというふうに書いてありますが、行政としては、具体的にどのような対策なのか、説明をいただきたいと思いますが。

○農林振興課長（竹田正博）

今、出されております対策につきましては、先ほど言いました、その発生した圃場については、翌年度の作付を控える。それから、発病の見られる圃場の芋を種芋としない。それから、腐敗、傷のない、健全な種芋を使用して、苗の消毒をしっかりと行ってくださいということ。それから、苗床の土壌消毒。それから、植えつけ前には、排水対策をしっかりしてくださいということで、プラソイラ等の耕うんによって溝切り、そういったものでの表面排水をしっかりしてくださいということで、今、対策を広報しているところでございます。

○９番（九日克典議員）

この発病の圃場は作付しないこと。非常に大変なことだと思うんです、農家にとって。大規模の農家はいいでしょうけども、５反歩、１町歩ぐらいつくってる方々

は、この圃場をつくらない、作付しないということは、完全にちょっと無理があるようなことが考えられます。その他に発生した圃場に対しての具体的な策というか、そういったことは何か考えられないですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

私どものほうにも、今、この対策協議会のほうからは、これだけの情報しか入っておりませんで、この病原菌が果たして蔓延していくようなものなのかどうか。それによってだろうと思いますけれども、まだ、そういった形の具体的な対策、そういったものは、情報を得てないところでございます。

○９番（九日克典議員）

私もちょっと情報を聞いたんですけど、天地返しとか、いろいろ方法もあるかと思いますけども、病原菌がはっきりしない以上は、幾らやっても無駄なことになるということで、大体、いつごろ県のほうからの説明というか、あるか、日程的にはわかりませんか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この前、11月28日に県のほうで会議が持たれたようでございますが、これについても、全くどの時期をいうことを出されていない状況でございます。

したがいまして、この原因究明がされるのがいつかということについては、ちょっと私どものほうでも言及できないところでございます。

○９番（九日克典議員）

今、言われました28日の新聞の欄に、明くる日の新聞に載っておりますが、県の農産園芸課は、水のはけの悪い農地に被害が比較的多いと聞く。次年度産に向け、排水対策、健全な種芋、消毒した苗を使うといった基本を徹底してほしいと呼びかけているということでありますけども、もう本当に非常に広い圃場であります。こういったことが、言うのは簡単なことですけれども、本当に農家の方は広範囲に広がるんじゃないかということで、あと、このサツマイモが霧島酒造がとってくれないんじゃないかなという不安を非常に持っているところであります。

そういったところで、こういうことを、言うのは簡単ですけども、県のほうは。行政のほうでも、具体的に、先ほども言いましたが、具体的に予防策をどうしたらいいんだというようなことを農家に呼びかけるなり、助成予防するなり、そういったことが絶対必要じゃないかと思っておりますが、課長の考えをお聞かせ願います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この件につきましては、農協さんを含めて、技連会農作物特産部会の中で、被害面積の分であったり、この対策会議の結果であったりを受けとめながら、農家の方々への周知ということで、今、県のほうからパンフレットも来ております、こういったチラシも来ておりますので、それを配りながら、できる限り農家の方にわかりやすい説明ができるような形で周知を図っていかなければならないというふうに考えております。

○９番（九日克典議員）

いずれにしても、病名、病原菌の原因がわからないと対策は打てないということでありますので、その結果を待つということになるかと思います。

鹿児島県ではつる枯れ病というのに新聞では出ておりますが、細菌病が、霧島さんについては細菌病じゃないかということで、こちらもつる枯れ病も細菌病ですけれども、そういったところで、話を変えますけども、今、先ほども言いました霧島が主な出荷先だということを言いましたけども、その霧島が、これもまた新聞紙上にありました霧島酒造、20年ぶりに減収というふうに書いてあるんです。売上高が前期比3.4％の減だということで、こういったことで、原因は若者のアルコール離れが進む中、競合商品の台頭があるということであります。こういったことで、非常に霧島が原料仕入れを減として、そして我々曽於市は鹿児島県です。霧島酒造は都城にありますから、宮崎県を優遇してとるようなことはないのか、ちょっと疑問に思っとるんですが、市長はどういうふうに見解されていますか。

○市長（五位塚剛）

全て、農林振興課長が答弁を今までしておりましたので、ずっと聞いておりました。基本的には、都城の霧島酒造さんは、私たちの曽於市のカライモの原料をたくさんとっておられておりますので、鹿児島の曽於市のカライモをとらないということはないというふうに思っております。

○９番（九日克典議員）

新工場も４月に稼働しているというふうに書いてありますから、非常に増産に努められておりますので、カライモが、サツマイモが原料ですから、都城だけでは足りませんので、そういったところだろうと思います。

先ほど、農林振興課長が耕種農家の７割ぐらいはサツマイモ農家じゃないかというふうに言われましたけども、今、集荷業者が50社以上あるらしいです。いろんなところからの酒造会社に運ぶんでしょうけど、50社以上あるというふうに聞いております。そういったことで、非常にどこにサツマイモが流れていくかちゅうのはわかりませんけれども、とにかくサツマイモ農家を大事にしなくちゃ、代替作物は、市長、何度も聞いておりますけども、何を考えておられますか。

○市長（五位塚剛）

曽於市の29年度の農業実績が475億円ということで、カンショが21億円出ております。なぜカンショかというと、やはり私たちのこの地域というのは、どうしても毎年台風が来ますので、台風に強い、やっぱり防災農業という意味で、根ものに変わってきているのではないかなと思います。今後は、ゴボウも相当ふえてきておりますので、単価のいいものを、農家にとってはつくってあげなきゃいかんと思っております。そういう意味では、カライモについて、カンショについては、非常に植えつけしたら、それほど手がかかりませんので、複合経営的なものがあると思います。基本的には、これは農家の考え方があって、やはり契約栽培ができるという意味では、カンショは大事な曽於市の農業の作物だというふうに思っております。

○９番（九日克典議員）

きのうも同僚議員が、ユズ農家が29年度は９戸減ったというふうに聞いておりますが、サツマイモ農家もやはり重たいんです。高齢化して、非常に廃作している農家が多いということで、30年度計画は増産の増量の計画でされておりますが、重複しますけれども、高齢農家がやめた後の生産は、畑が耕作放棄地にならないように、私の知っている人で、やはり定年退職された方、あとは中途でやめられた方、そういう方が、高度が技術がいらないサツマイモに取り組む人が多いんです。非常にサツマイモの生産に取り組まれる方が多いです。そういった方々も、投資もしなくて、あんまりしなくていいということでありますから、耕作放棄地をなくす意味でも、また、高齢者がやめた後の土地を利用する農家を支援するためにも、非常に支援策も必要じゃないかと思いますが、市長は、その支援策として腹案は何かありませんか。

○市長（五位塚剛）

さっき言いましたように、カンショというのは、私たちの曽於市にとっては非常によい作物であります。カンショをとった後に、すぐに消毒して大根を植えてもらって、短期間で二作は最低できます。そういう意味での支援は続けていきたいと思います。

特に、柳迫に太陽漬物さんがありまして、大根を広げたいんだけど、なかなか広がらないということで苦慮されております。そういう意味でも、カンショにしても、大根にしても、今も掘り取り機が機械化作業ができておりますので、今後はこういう若い人たち、一定の方々も農作業の軽減化、機械化というのが非常に大事な事業になってくると思いますので、そういう人たちに対する支援事業は進めていきたいというふうに思います。

○９番（九日克典議員）

次に、廃プラスチックの適正処理についてということで移らさせていただきます。

先般の議会で同僚議員が２分の１にやってくれと言ったら、市長の答弁で、１年間で現状を見て、様子を見て、それから考えるというふうに言われておりましたが、これだけ、今言われましたでん粉用のカンショは全然いないということはないんですが、ほとんど焼酎の加工用になっておりますけれども、その負担率を２分の１以内に補助率を上げるという考えはないかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

この市からの補助も、この間、上げております。現状を、ことしの農家の状況を見て、当然ながら、技連会を含めて議論しております。この間の経過を含めて、課長のほうからちょっと状況を報告をさせます。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

当初、平成30年に廃プラの処理料が料金が上がるということの情報が入っておりました。ただ、金額的なものがまだ確定しておりませんでしたので、当初予算に計上したところでございますが、実際、黒田工業さんというところに処理をお願いしておりますが、１kg当たり32円というところで、曽於地区の廃プラスチック協議会と黒田工業さんで契約をするということになっておりますので、そういった形になりました。

その後、市の廃プラスチックの協議会の中で、市の補助金を32円のうちの12円という形で御承認いただいたところでありました。

その後になりまして、黒田工業さんのほうとの再交渉で２円下がったということで、30円ということで、市のほうの補助金をどうしましょうかということで、園芸振興協議会のほうからも、市の補助金は下げないでくれという要望がございましたので、そのまま12円という単価で現在まで来ている状況でございます。

市の要綱上は２分の１以内ということになっておりまして、現況としては、結果的に５分の２の助成額になっているという状況でございます。

○９番（九日克典議員）

私が、この２分の１以内という要綱が３分の１以内というふうに誤解して解釈しておりましたので、２分の１以内というんだったら２分の１以内に近づけた補助金にしていただければと、訂正いたします。もう３分の１以内というふうに思い込んでおったもんですから、お許し願いたいと思います。

それから、きのうの搬入量で29年度10月末400トンが30年度は198トンと202トン少なくなっているということで、10月、11月、12月、収穫時期で忙しくなり、少なくなっているということで、適正に処理するよう啓発指導を行うというふうに市長

のほうから答弁されております。去年の、ここに写しを持ってきておりますが、市報の「そお」に載っております。これに載っておりますが、非常にちっちゃくて、真ん中あたりだったです。みんなこれを見たのかなと思って、丁寧に罰則規定まで書いてあります。ちょっと読ませていただきますと、「野焼き、不法投棄は５年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金が課せられますので、適正な処理をお願いしますというふうに、ちょっとちっちゃく書いてありますけれども、こういったところが、本当に皆さん方、わかって、理解されているのかな、市民は。これだけ減ったというのは、きのうの質問にありましたけども、同僚議員が質問されましたが、どこか倉庫に眠っているか、自分の山に捨ててるか。それはないというふうに思いますけども、穴を掘って埋めたり、全部不法投棄ですので、そうしたことをさせないためにも、補助金を上げて、黒田工業さんもやっぱり商売ですから、ある程度の量をとらないと、量が減っていますので、他の都城の業者さんが１反当たり1,000円で引き取っていると、来年の約束までしているというふうにきのうの答弁でありましたけども、そういったことで、黒田工業さんもやはり大事にしなくちゃいけないなと思いますので、その辺も今度の次年度、31年度計画でよろしく御検討方、お願いしたいと思っております。

ことしは、非常に上がるということで、適正化処理対策補助金で500万円近く増を計画させていただいておりますが、曽於市の補助金適正化検討委員会も適正と認めたら、原則２分の１以内にやってもいいというふうに示されておりますので、ぜひそのようにお願いしたいと思っております。

以上でプラスチックの問題は終わりたいと思います。

グラウンドゴルフ場の状況についてお伺いします。

計画では、来年の３月まで、４月１日から来年の３月末までを計画されていると思いますが、市内の利用者を３万人というふうに計画されておりました。これは達成できそうですか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

基本的には、市民の皆さんたちに、朝から、特に土日も含めて楽しんでもらっております。非常に私は市民の多くが利用されているというふうに思っております。

同時に、大隅は、大隅弥五郎の里公園の中、また、財部の方々は城山公園の中でグラウンドゴルフを楽しんでいただき、同時に末吉のグラウンドゴルフ場で大きな大会を開いたりとか、いろいろやっております。

今、そういう意味では、ゴルフ人口が非常にふえてきておりますので、目標としては、そういう目標を持ちながら、常に努力をしていきたいというふうに思います。

○９番（九日克典議員）

今、30年度の目標を、市内を３万人、市外を500人というふうに、市外を抜けておりましたけど、これをもう一回、今、市長は達成できるんじゃないかというふうに試算されておりますが、この中で、月別にいただいたわけですが、占用されます。占用というか、ゴルフじゃコンペと言いますけど、そういった団体的には100名以上利用された日数は何日かありますか、わかりませんか、統計はとっておりませんか。

○社会教育課長（岩元　浩）

お答えいたします。

100名以上ではおさえておりませんけれども、団体の１年間分でございますが、９月末現在で18件の2,653名でございます。

以上でございます。

○９番（九日克典議員）

９月末の結果、100人以上、その中で、一番最高の１日の利用者があった人数は何名でしょうか。

○社会教育課長（岩元　浩）

お答えいたします。

これまでの利用者の最高日でございますが、789人でございます。

以上でございます。

○９番（九日克典議員）

駐車場スペースも430台ということで、前回の議会でも質問があったときに言われておる。800名も利用者ができるということで、これも証明できてるなというふうに考えます。

ちょっと伺った考えですが、今まで人数が多くて断られたあれはありませんか、経験というか。

○社会教育課長（岩元　浩）

お答えいたします。

管理受付につきましては、シルバー人材センターに窓口で受け付けを行っておりますけれども、こちらのほうといたしましては、そういうことの事例は伺っておりません。

以上でございます。

○９番（九日克典議員）

これは私も聞いた話ですが、あのグラウンドゴルフ場で、後にも出てきますけども、拡大する用意はないというふうに書いてありますが、できなくて弥五郎の里のほうで開催されたというふうなことを聞きましたけども、こういう話は聞かれませ

んでしたか。

○社会教育課長（岩元　浩）

お答えいたします。

私のほうでは、現在では聞いておりません。

以上でございます。

○９番（九日克典議員）

私はそういうふうに聞いたんですけど、正式に課長が聞いてないんだったら、それは仕方のないことでございます。そういうことのないように、私は後ほどありますけども、グラウンドゴルフ場の整備をされて、買収をして、拡張して、そして曽於市のグラウンドゴルフ場を九州に誇る、鹿児島に誇る、いいコースでありますので、そういったところを含めて質問したところであります。

大体、その次です。土地の取得は断念されたのかということでございますが、もう取得の考えはないということでございます。市長もそういうふうに考えておりますか。

○市長（五位塚剛）

このゴルフ場の土地の取得については、建設当時から地権者とよく話し合いをしてまいりましたけど、残念ながら同意が得られませんでしたので、今の状況としては、同じ考え方でございます。

○９番（九日克典議員）

30年３月の議会で、市長は土地取得交渉を継続している区域除き、今回で終わるというふうな答弁をされております。そういうことで、今、私が言いましたように、そういうような大きな大会ができるように、今の土地の取得をできてない、そういった要因ちゅうか、これは答弁しにくいでしょうから、いただきませんけども、この土地取得の残っていることを利用者が私に言われた言葉があるのですよ。非常に、私はショックでしたのですけども、「あなたたちが反対したから、あそこが残ったのでしょう。私は涙が出そうでした」というふうなことを言われましたが、市長はどのように見解を持っていますか、この言葉に対して。

○市長（五位塚剛）

グラウンドゴルフ場をつくるときは、前提として、土地取得の相談を受けて、しながら進めてきたわけです。当初は、同意をできるという状況でありましたけど、残念ながら、途中から合意ができませんでした。

私のほうも、担当課を含めて、相当努力はしたのですけど、残念ながら同意をできなかったのが現状でありますので、それ以上のことはないところでございます。

○９番（九日克典議員）

市長、この土地の地権者のところに土地買収に行かれましたか、何回か。お伺いします。

○市長（五位塚剛）

私が直接お会いをしたいということで、担当課のほうで連絡を取ってもらいましたけど、合意ができませんでした。

○９番（九日克典議員）

土地は、１回手放したら終わりだというふうに考えますが。これも聞いた話ですが、地権者は売らないとは言わないというふうに言われているという話も、ちょっと聞いたところですが、この解釈はどいうふうにとられますか。

○市長（五位塚剛）

私も含めて、担当課も含めて、そのように受け取って話し合いをしていませんので、他人の方がどう言われたかはわかりませんけど、直接、そういう話を私たちは受けていないというのが状況でございます。

○９番（九日克典議員）

売らないとは言わないということは、売るということも含まれているわけですよね。ですので、努力されて、この質問の中にあるように、取得を、最初、我々は、あそこの未取得地になっていますけれども、取得をして４コースを作ってほしいというようなことで決議をしたところでございますので、ぜひ、当初どおりの計画どおりやっていただくと、多くの団体での大会もできるというふうに考えますので、ぜひ、前向きに、簡単に諦めることなく、この土地取得交渉は継続していただきたいなというふうに考えますが、どうですか。

○市長（五位塚剛）

事業というのは、一度に計画をして、一緒にすることによって、事業の軽減化が図られるのですね。今の、あの状況でいったら、実際グラウンドゴルフをされる方々の事業に、いろいろと支障が出てくるものがあるのですね。そういうことも含めて、当初計画の４コースのダブルでということでいたのですけど、残念ながら同意はできませんでしたけれど、地権者のほうから、市に対して、前向きに土地を提供してもいいですよという話が、具体的になったときには、私たちも、本当に、市民にとっていいことでありますので、そういうことについては、誠意をもって話し合いはしたいと思います。

○９番（九日克典議員）

グラウンドゴルフ愛好家も、やはり、あれが目障りとまではいきませんけども、杉の木が生えて、そういうふうに涙が出そうになったという方もいるし、日陰になっていいという人もいらっしゃいます、いろんな方、利用者もいらっしゃいますの

で、一概には言えませんけども。また、別の視点で、賃借というような考えは、考えられなかったですか。

○市長（五位塚剛）

市が、事業する場合は、基本的には賃借というのはあり得ないなと思っております。

はやり、土地の地形を変える事業でありますので、そうなると、市が取得をして、グラウンドゴルフ場にふさわしいコースをつくるわけですので、賃借というのはあり得ないというふうに思います。

○９番（九日克典議員）

今、杉の木が立っております。杉の木はどこでも見られます、日本全国、北海道は、ちょっと杉の木が少ないので、杉の木は、我々は見慣れておりますので、先ほどもありました、杉の木を市が買い取って、あそこに、先ほどもありました、桜の木でも植えたら、非常にきれいな風景になって、散れないし、そういった発想を転換して、杉の木を市で買って、そこを借りて、その現地のままに、そういった桜とか、イワツツジとか、そういった珍しい花を植えられたら憩いの場になるのではないかなというふうに考えますが、その点はどうですか。

○市長（五位塚剛）

先ほどから申し上げますように、地権者、相手の方がいらっしゃいますので、その地権者の方が、将来にわたり、曽於市のために土地を売ってもいいですよということになれば、それはいろんな形での有効活用ができるというふうに思っております。

○９番（九日克典議員）

相手があることですから、しかし、一日でも早く土地取得がなされて、本来の議会に提案された計画のとおり、整備されますことを要望し、質問を終わります。

市長のほうでまた何かありましたら、決意を、ちょっとあったらお答え願えればと思います。ありませんか。

（笑声）

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日６日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　１時５４分

平成30年第４回曽於市議会定例会

平成30年12月６日

（第４日目）

平成30年第４回曽於市議会定例会会議録（第４号）

平成30年12月６日（木曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第４号）

第１　一般質問
通告第７　今鶴　治信　議員
通告第８　宮迫　　勝　議員
通告第９　岩水　　豊　議員

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　重久　昌樹	２番　松ノ下　いずみ	３番　鈴木　栄一
４番　岩水　　豊	５番　渕合　昌昭	６番　上村　龍生
７番　宮迫　　勝	８番　今鶴　治信	９番　九日　克典
10番　伊地知　厚仁	11番　土屋　健一	12番　山田　義盛
13番　大川内　冨男	14番　渡辺　利治	15番　海野　隆平
16番　久長　登良男	17番　谷口　義則	18番　迫　　杉雄
19番　徳峰　一成	20番　原田　賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持留　光一　次長兼議事係長　森岡　雄三　総務係長　吉田　宏明

専門員　　津曲　克彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長	五位塚　剛	教育長	瀬下　浩
副市長	八木　達範	教育委員会総務課長	外山　直英
副市長	大休寺　拓夫	学校教育課長	川路　道文
総務課長	今村　浩次	社会教育課長	岩元　浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田　政継	農林振興課長	竹田　正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野　実	商工観光課長	荒武　圭一
企画課長	橋口　真人	畜産課長	野村　伸一

財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	小園正幸	代表監査委員	野村行雄
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一	監査委員事務局長	吉元剛
		農業委員会事務局長	中山純一

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　一般質問

○議長（原田賢一郎）

日程第１、一般質問を行います。

順次、質問を許可いたします。

通告第７、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○８番（今鶴治信議員）

８番、新生会の今鶴です。私は、大きく３項目について、市長に質問をいたします。

まず、第１に、新聞等でも報道されましたＳＯＯＧｏｏｄＦＭの不明金について。

①不明金・未収金の金額は幾らか。

②不明金の弁済・未収金の回収はどうなっているか。

③ＦＭの設立の目的は。

④出資金の総額・負担割合は。

⑤設立にあたりどこか参考にした自治体はあるのか。

⑥ＦＭに市が補助金ではなく負担金として支払っている理由は。

⑦今回の不祥事に対する最終的責任はどうなるのか。

⑧不明金・未収金を含めた営業収入は幾らになるのか。年度別にお願いします。

続きまして、２番目に、今、大変問題になっていますカンショの腐敗病について質問いたします。

①市内の発生状況を把握されているのか。

②発生原因は特定されたのか。

最後、３番目に、まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

①事業ごとの事業費は。国・県・市別にお願いします。

②事業の評価は。

③事業は来年度以降も継続されるのか。

以上、壇上からの１回目の質問を終わります。明確な答弁を市長に求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の一般質問に対してお答えをしたいと思います。

１、ＳＯＯＧｏｏｄＦＭの不明金についての①不明金・未収金の金額についてお答えいたします。

不明金は、29年度分が145万8,540円、30年度分が70万7,940円となり、総額で216万6,480円となっています。

また、未収金は、29年度分が96万660円、30年度９月分までが102万3,799円となり、総額で198万4,459円となっています。

②の不明金の弁済・未収金の回収についてお答えいたします。

不明金については、11月16日に当該者からまちづくり曽於に全額の216万6,480円が弁済され、未収金については、12月４日現在で198万4,459円のうち29年度分が56万8,080円、30年度分が75万9,847円集金されております。

③のＦＭの設立の目的についてお答えいたします。

曽於市では、旧町時代から末吉・大隅地域での有線放送や財部地域でのオフトーク通信により、曽於市からのお知らせや火災・台風等の災害情報、防災情報、緊急を要する情報などを伝えてきました。

しかし、財部地域のオフトーク通信がＮＴＴから平成30年度で終了することが伝えられ、また、有線放送及びオフトーク通信の加入率は平成27年１月末で58.3％となり、行政からのお知らせや災害防災情報等を全市民に伝えられなくなっていました。

そこで、曽於市からのお知らせや災害防災情報、緊急を要する情報を全市民にお知らせすることを目的に、その手段として、個別防災無線や有線放送、コミュニティＦＭ放送などを検討した結果、コミュニティＦＭ局の設置を選択したところです。

④出資金の総額・負担割合についてお答えいたします。

一般財団法人を設立するためには、最低で300万円の拠出財産が必要となります。

一般財団法人まちづくり曽於は、市からの行政情報を優先して放送する財団として設立するため、総額の300万円を曽於市が単独で拠出しました。

⑤設立にあたり参考にした自治体についてお答えいたします。

自治体が出資した団体として、福岡県八女市のＦＭ八女を研修し、設備や運営等を学びました。また、運営方法については、山口県の宇部市にある株式会社ＦＭきららを参考にいたしました。

⑥補助金ではなく負担金として支払っていた理由についてお答えいたします。

まず、補助金と負担金の違いについて説明をいたしますと、補助金とは、国または地方公共団体が補助事業の目的により審査を通過した団体等が行う事業に対して支給する支援金であり、負担金とは、国または地方自治体が特別な利益を受ける事業に対して、国または地方自治体が一定額を負担する給付金です。

まちづくり曽於は、市から負担金として支出しておりますが、これは市からの行政放送や防災等の緊急放送、しるしる曽於市やラジオ子育てサロンなどの曽於市の番組を放送してもらうため、その費用を負担金として支出するものであります。

⑦今回の不祥事の最終的責任についてお答えいたします。

一般財団法人まちづくり曽於の定款第22条第２項により、理事長は法人を代表し、その業務を執行する職務権限があることから、今回の不祥事は、一般財団法人まちづくり曽於の理事長に最終的な責任があります。

⑧年度別の不明金・未収金を含めた営業収入についてお答えいたします。

平成29年度の不明金及び未収金を含めた営業収入額は1,773万5,543円となります。また、平成30年度の不明金及び未収金を含めた営業収入額は、９月末の請求までで859万7,854円となっております。

２のカンショの腐敗病についての①市内の発生状況を把握しているかについてお答えいたします。

カンショ腐敗病の曽於市での発生状況は約31haで被害を受けている現状です。

②発生原因は特定されたのかについてお答えいたします。

発生原因はまだ特定されていないようでありますが、県の対策会議の中では、でんぷん用品種が多く発生しており、特にシロユタカに発生が多く、５月上旬以降の植えつけで排水条件の悪い圃場に発生が多いようでございます。

３、まち・ひと・しごと創生総合戦略についての①事業ごとの事業費についてお答えいたします。

平成29年度に地方創生推進交付金を活用した事業は９事業で、事業費総額が5,792万9,803円となり、国からの交付金が2,703万1,000円で、一般財源が3,089万8,803円となっております。

事業の内訳は、移住交流推進事業623万4,500円、曽於ライフ魅力アップ事業693万20円、女性起業家支援プロジェクト1,039万7,558円、企業誘致促進事業641万5,200円、加工業務用野菜供給産地育成事業289万4,255円、新規加工商品販路拡大事業200万円、特色ある観光業務事業1,268万832円、地域内交流促進事業578万5,438円、大隅広域観光推進事業459万2,000円となっております。

②事業の評価についてお答えいたします。

地方創生推進交付金を活用した事業の評価は、移住交流推進事業は移住相談件数の目標が１年間に10人に対して７人、曽於ライフ魅力アップ事業は、森の学校への１年間の宿泊者目標が75人に対して43人、女性起業家支援プロジェクトは、女性創業者の目標が１年間に２人対して２人、企業誘致促進事業は、ビジネスマッチング数の目標が４年間で10件に対して３年間で５件、加工業務用野菜産地育成事業は、

誘致加工業者の目標が３年間に１社に対して１社、原料生産契約農家数の目標が３年間に12戸に対して17戸、新規加工商品販路開拓事業は、新商品開発の目的目標数が１年間に２品目に対して３品目、特色ある観光業務事業は、曽於市への観光入り込み客の目標人数が年間500人に対して3,829人、地域内交流促進事業は、サービス利用登録者の目標が平成30年度までに150件に対して72件となっております。

③事業の継続についてお答えいたします。

地方創生推進交付金を活用した事業については、３年間の継続を限度としております。

先ほど説明いたしました事業のうち、大隅広域観光推進事業以外は平成30年度が３年目となり交付金事業としては終了をいたします。

国の地方創生推進交付金は、来年度も継続して実施されることから、この交付金を活用した新たな事業も検討する必要があります。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

ただいま市長より第１回目の答弁をいただきました。通告に従いまして、２回目以降の質問をさせていただきたいと思います。

ただいま、先日の全員協議会でも説明がございましたが、不明金が平成29年度分が145万8,540円、30年度分が70万7,940円、そして、未収金が29年度分が96万660円、30年度の９月分までで102万3,799円ということで説明がございましたが、これが最終的な数字でありますか。御確認します。

○市長（五位塚剛）

基本的にはこのような状況でなっておりますけど、その後についてはつかんでおりませんけど、企画課長がつかんでいたら答弁をさせたいと思います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

先ほどの数字でございますが、29年度が確定数字でございます。30年度は９月末の数字でございます。これも確定した数字でございます。

○８番（今鶴治信議員）

当該者が11月16日に29年度分、30年度分の不明金216万6,480円が弁済されたということでございますが、先日の説明によりますと、代理の保護者といいましょうか、お母さん及び祖母が支払ったということでございましたが、これに間違いはございませんか。

○企画課長（橋口真人）

本人はこのときに既に曽於市内にいませんでしたので、この現金としては振り込

みで財団の通帳に入ったところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

総務委員会の中でも、この前、これが確定する前に閉会中の審査でも説明を、理事長、局長、また、企画課長も来ていただいて説明を受けましたが、最初のうちは本人が、自分がやったということを認めていないということでございましたが、どの時点で本人が不明金に手を出したというのが確定したのか伺います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず最初に、９月30日に本人が直接取りましたという発言をされましたけども、その後に周りには自分ではないという発言がございました。最終的には10月12日が理事長、あるいは放送局長に対して取ったということを認めたところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

先日の全員協議会の説明書の中で、11月５日に臨時理事会が開かれ、その中で、横領金が全て返済されれば刑事告訴はしないということに決められたと思いますが、この件に関しては、市に対しての相談とか、市としての指導はなかったのでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

この11月５日の臨時理事会に私どももオブザーバーとして出席しておりましたが、理事会の中では、こういう形に決まったところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

その中で、11月16日に横領金216万6,480円が入金されて示談書を取り交わされたとありますが、本人が市外に出ておられて、示談書は本人から直接いただいたものなんですか。

○企画課長（橋口真人）

示談書は本人ではなくて、親族の方が理事長と局長のところにいらっしゃったというところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

この臨時理事会の中でも本人から謝罪文を取るようにという意見があったと説明がございましたが、本人からの謝罪文等は取られていられるんですか。伺います。

○企画課長（橋口真人）

謝罪文は届いておりまして、私どものほうにもコピーが渡されております。

○８番（今鶴治信議員）

差し支えなければその内容を、私たちも聞いていませんので。

○企画課長（橋口真人）

内容的には詳しいことを書いておりますが、まず最初の一行目で、皆様には多大なご迷惑をおかけしたことを大変おわび申し上げますという形で始まっております。

○８番（今鶴治信議員）

11月26日に曽於市監査委員からまちづくり曽於の賠償額決定の監査結果が市長及び市議会議長に提出され、賠償額、29年度145万8,540円、30年度70万7,940円という報告があったということでございますが、間違いはございませんか。

○企画課長（橋口真人）

そのとおりでございます。

○８番（今鶴治信議員）

先日の全員協議会の中では、一般質問をするということで質問を差し控えさせていただいたんですけど、未収金が11月20日までに80万1,427円が集金済みであるという報告がございましたが、未収金の総額は29年度、30年度を合わせますと198万4,459円という報告を先ほどいただきましたけど、この80万1,427円は29年度分なんですか。30年度も含めた分がこの80万1,427円ですか。

○企画課長（橋口真人）

先ほど市長の答弁でありましたとおり、現時点においては12月４日、最新版を先ほど市長のほうが述べましたので、29年度が収入額が56万8,080円、30年度が75万9,847円となっておりますので、ここで差し引きをしますと、29年度の残があと39万2,580円、30年度が26万3,952円となっております。

○８番（今鶴治信議員）

30年度はまだ３月まで続きますので、これから集金可能ではないかと思いますけど、過年度分の39万円幾らはまだ回収ができない状況であるという説明がございましたが、事業者の方もこれまで協力していただいて、ＦＭのほうの不手際で29年度分の集金がなかったから支払われていないわけですけど、あと39万円以上の未収金を回収する見込みはあるのか、また、事業者の方も未収金であるというのを理解されているのか伺います。

○企画課長（橋口真人）

この未収金、いわゆる請求書を29年度に出していられなかった方々につきましては、ＦＭの局員のほうがその事業者のほうに訪問して金額を請求していない、払っていないことを確認した上で、請求書を出した上で集金をしているところでございます。

ですので、１回は必ずその事業者にお会いをしているということでございます。

○８番（今鶴治信議員）

監査委員の報告では、本人の横領金の分のは返ってきたんですが、ＦＭ全体の収

入でいいますと、この未収金を合わせた分が営業収入ということになると思いますが、最終的には、その未収金が入った時点で経営上、今度の不明金、また未収金の件が一応金額的には終了するという感じであるんですが、その辺の確約とか、市としてはどう考えておられるのか伺う。

○企画課長（橋口真人）

ＳＯＯＧｏｏｄＦＭへの負担金につきましては、当然、営業収入を引いて不足するものという形で負担金を毎年度支出しておりますが、今回のこの未収金につきましても、当然、債務が発生しているわけでございますので、この分につきましても、本来であればこの分が入っておれば市が負担金を支出する必要はなかったと思っておりますので、この分につきましても、今年度に返還をお願いする予定でございます。

○８番（今鶴治信議員）

数字が確定ということでございますので、29年度は返済分のあったこの不明金、それと、この未収金を合わせて、これが全て営業収入で入った場合、もう29年度には返れませんけど、1,700万円の曽於市の負担金でございましたが、最終的にはこれがどのくらいで済んだ、正式に営業収入として上げられていたら、あの1,700万円の負担金ございますが、これが大分減ると思うんですけど、負担金は曽於市はどれだけ払えばよかったのか伺います。

○企画課長（橋口真人）

29年度、いわゆる不明額、横領額と、それから、この未収額を足しまして、241万9,200円、この額が29年度負担金が少なくてもよかったのかと思っております。

○８番（今鶴治信議員）

それはわかっていますので、1,700万円負担したんですけど、この額を引いた額は幾らになりますか。もし、営業収入として計上されたら。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

29年度の市からの負担金としては1,800万円支出しているんですけども、最後の100万円が財団の会計が３月31日で一旦占められますので、最後の100万円が財団としては30年度の収入に上がって決算がされております。

そういう意味で、市としては1,800万円支払っておりますが、この241万9,200円を引きますと、1,558万800円となります。

○８番（今鶴治信議員）

最終的には、まちづくり曽於の理事長に責任があるということでございましたが、総務委員会で説明を求めましたところ、理事長及び理事は非常勤理事というという

のは間違いございませんか。

○企画課長（橋口真人）

理事長及び理事は非常勤となっております。

○８番（今鶴治信議員）

先ほどＦＭ設立に当たり、福岡県八女市のＦＭ八女、山口県宇部市の株式会社ＦＭきららを参考にされたということでございますが、理事の方々も理事長をのぞきまして、ほかは各企業団体の方々がなられております。今回、何人かかわられていますけど、その人が継続するわけではなくて、その役職の立場の人が充て職みたいにされているんですけど、ほかの参考に行かれたところもそういう感じの理事会というのが設置されていたのか伺います。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

この一般財団法人の設立につきましては、八女市を参考にしましたが、その中でも、理事につきましては理事長が商工会長でございましたが、ほぼ非常勤でございました。

○８番（今鶴治信議員）

ＦＭの職員は３人、今回不祥事で解雇になった人を含めて３人でございましたが、職員は１年雇用であるというのは間違いございませんか。

○企画課長（橋口真人）

職員でございますが、当初の採用した職員としましては、60歳をちょっと前がお二人、それから、30代がお一人の３人でございました。１年雇用の契約社員という形でございました。

それから、２年目でございますが、１人は60歳になりましたので再雇用という形で１年雇用でございました。それから、もう１人につきましては、今年度に60歳を迎えるということで１年雇用となりました。

その30歳の方が５月末でやめられましたので、この当該者が６月から社員として採用されたわけでございますが、その方につきましては、ことしの６月、１年を経過した時点で、いわゆる本採用という形で採用されております。

○８番（今鶴治信議員）

確認ですが、30年度に採用、29年度じゃないんですか。

○企画課長（橋口真人）

当該者は１年目でしたので、１年目は１年間の期限つき雇用、１年間の様子を見てことしの６月から本採用となったところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

この職員３名で、今度当該者の方が経理までやられているということで、職員の方は営業にも回られまして、そして、集金、そして、放送にも当たっていらっしゃるということで、３人ということと、また、この当該者の方は経理に経験のあった方でございますか。

○企画課長（橋口真人）

このＦＭの組織体制でございます。参考にしたのは山口県のＦＭきららでございますが、そこにつきましては、いわゆる事務等を行う職員が２名体制でございました。あとは全てフリーのパーソナリティーという形でございました。

その中で、曽於市におきましては３名という、財団としては１名多く採用しておりました。これは本人たちも放送をするということで、ＦＭきららよりも１名多い形にしております。

まず、この当該者でございますが、私どもも５月の時点で前任者がやめるということで理事長から相談がありまして、採用を広く公募したほうがいいんじゃないかという意見もいったところでございますが、最終的には本人の希望が強い、また、ちょっと前の会社がどこかわかりませんけども、そういう経験もある、この１年間で数字的にも強いということがありまして、財団のほうで採用したということでございました。

○８番（今鶴治信議員）

今回の不祥事を市の会計監査があるということで、各種関係資料の提出を求めたところ本人が病欠になったということで、書類が紛失、または、電子データが消されていたりということがわかったわけでございますが、幸いにして１年、幸いでもないんですけど、市の会計監査が入らなかったら、まだ被害額は大きくなったと思っていますが、今回のこの不祥事に関して、市としてどういう点が漏れていた、いろんなことが相乗でチェックがされなかったと思うんですけど、一番の原因は何だとお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

28年度までの経営の状況の中では、立ち上がったばかりでありましたので、市の職員のほうも中に入って随時指導もしながらやってまいりましたけど、29年度になって、まちづくり曽於のほうで、自分たちで独自でやっていきたいということがありましたのでこのようになりましたけど、やっぱり最終的にチェックした中では、請求書の発行、領収書の受け取り、この経過のあり方が正確にできていなかったというころが今回の大きな誤りでございます。

そのあたりを含めて、全部見直しをしたところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

まちづくり曽於の理事長は、以前はメセナ末吉の社長も兼務されたと思っておりますが、いつからまちづくり曽於の専任になったのでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

今の理事長は、株式会社メセナ末吉の社長が昨年の６月までだったと思いますので、７月からまちづくり曽於だけの理事長となったところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

以前は地域協力隊の方もＦＭの中に携わっていらっしゃいましたが、あの方たちはＦＭの職員と別な枠で採用だったんでしょうか。

○企画課長（橋口真人）

協力隊につきましては、国の事業でございましたので、市のほうで非常員職員として雇用をしたところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

この常用の３人職員の中には入っていないんですか。臨時ということで。

○企画課長（橋口真人）

協力隊はまた別でございます。

○８番（今鶴治信議員）

当初はパーソナリティーを含めて２人ぐらいいらっしゃって、それで、職員も３人いて、５人おられて、また、この前の説明では、その地域協力隊の方がやめられるまでは経理を責任もってされていたという説明でございましたが、これに間違いはございませんか。

○企画課長（橋口真人）

協力隊には経理事務は一切させておりません。経理事務はあくまでも社員の中の１人が行っておりました。

○８番（今鶴治信議員）

私の誤解だったと思いますけど、その方がやられていて、４月に局長と、また、次の職員の方に企画課のほうで経理のやり方を説明されたら、もう１人の職員の方も５月にやめられたという説明でございましたが、それに間違いございませんか。

○企画課長（橋口真人）

恐らく昨年の４月から６月の件だと思いますけど、ちょっと時系列で申し上げますと、まず４月末の時点で職員の方が１人やめられました。その上で５月の経理につきましては滞っておったと思います。もしくは局長、あるいは集金等を協力隊があと１人残っておりましたので、やったのかもしれません。６月に当該者が採用されましたので、６月から、その当該者が経理を始めたというふうに聞いております。

○８番（今鶴治信議員）

皆さんも聞いておられたと思うんですけど、理事長はメセナの社長兼任で、29年の７月からまちづくり曽於のほうの選任なられた。これまでもだったから責任はあるんですけど、そしてまた、経理も４月末でやめられ、また、５月でも変わったということで、６月に当該者がなられて、その当該者に対する市からの経理のやり方とか、そういう指導はされましたか。

○企画課長（橋口真人）

経理につきましては、パソコン上のシステムがございますので、そのシステムを前任の４月末でやめた方が指導したというふうに聞いております。

○８番（今鶴治信議員）

28年度は発足当時で、企画課のほうも頻繁に指導されたということで、チェックもされたと思うんですけど、その後、まだ１年、２年目、今度で３年目ですけど、まだ幼稚園生がやっと歩き出したぐらいのことで、ＦＭの放送を、各事業所の営業を軌道に乗せるので精いっぱいだったというふうに思うんですけど、やはり人的に手薄だったんじゃないかと思いますが、地域協力隊の方ももうやめられていない。今、ＦＭに地域協力隊の方が誰かパーソナリティーで、フリースタッフでも、臨時でもいらっしゃるんですか。

○企画課長（橋口真人）

ＦＭのほうには協力隊のほうはいないところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

先ほどもございましたけど、市が300万円の全ての出資をして、公営制度でやるということで、１人歩きということで自主性を持たせるちゅうのも大事なんですけど、この前の説明でもありましたけど、今度、対策として幹事も以前は１名しかいなかったということでございましたが、この役員を決めるのは、評議委員会で間違いないですか。

○企画課長（橋口真人）

役員の選任は評議委員会で決定することになっています。

○８番（今鶴治信議員）

やはり、この評議委員会が一番指導ができる立場であったんじゃないかと思うんですけど、今からもですけど、非常勤の理事の皆さん、理事長も経営者責任があるといえばあるんですけど、今回の臨時の理事会はこういう不祥事がたくさんあったと思うんですけど、28年、29年は年に何回開かれているんですか。

○企画課長（橋口真人）

定例理事会としては年に３回でございます。

○８番（今鶴治信議員）

やはり監事の方も１名しかいなかった、ほかの理事はそれぞれの団体のトップであります。理事長は一番そういうことでしっかりされればよかったんでしょうけど、29年の７月から専任ということで、それ以前はスムーズに、何の問題もなく経理が上がっていたわけでありますので、確認しますが、まちづくり曽於の横領をされたのは29年の９月から今度発覚するまでの30年の９月までで間違いございませんか。

○企画課長（橋口真人）

本人の話では、29年の９月となっておりますが、実際は29年の６月分からもう既に始まっております。

○８番（今鶴治信議員）

新たな情報で、経理になったらすぐそういうことをされたということで、人間的に、普通、そういうお金に手をつけるというのはなかなか、私は今回、この横領をされた方がたまたま出来心でされたんじゃないかということで、甘い経理体制になっていたのも原因じゃないかと思っていたんですけど、６月から、採用されてすぐされたということで、そして、本人は県外におられて示談書は来たんでしょうけど、本当に反省されているんでしょうか。

本人は、結局、普通は責任をとって自分が横領したちゅうことで、今回のことでおかねのことだけじゃないですよね。ＦＭに対する信用を、また、これまで協力していただいた事業者の方々、そして、一生懸命時給で働いて放送に情熱を傾けているフリースタッフの皆さん、そして、視聴者の皆さんを裏切ったということで、申しわけなかったというのと、結局、本人が支払い能力がないということで身内の方がはらわれたんじゃないかということでございますが、採用に当たっての連帯保証人か何かをつけられていたんですか。

○企画課長（橋口真人）

まず、先ほど申しました６月からというのは、６月分を７月からということで訂正をさせていただきます。

それから、採用通知を見ておりませんですので、そういう方をつけているか、ちょっと確認しておりません。

○８番（今鶴治信議員）

金庫の中のお金にも手を出したということの説明でございましたが、どのくらいの大きさの金庫かわかりませんけど、その金庫の管理は経理担当の人が１人でされていたんですか。

○企画課長（橋口真人）

金庫は鍵をかけて、ダイヤル式の金庫でございまして、この鍵を放送局長と理事長が持っている形になりまして、担当者は理事長から借りて鍵を開けて、金庫の中

の現金のやりとりをしていたということでございます。

○８番（今鶴治信議員）

市が、企画課が１年目は、本当に手とり足とりいろいろ指導をされて間違いがなかったわけです。そのあと、今回の被疑者が採用をされてすぐにそういうことをしたということで、それまでの28年度と29年度のやり方で、こういう不正があったという大きな違いはどういうふうに感じますか。

○企画課長（橋口真人）

まず、28年度でございますが、28年度から経理のシステムと会計事務所に28年度から依頼しているところでございます。その会計システムにつきましては、会計事務所が指導をしておりますが、その指導を我々も見ながら、市役所と取り扱いが違いますので我々も勉強をしておりまして、例えば監査前とか、そういうときには書類を確認したりとかしておりました。

29年度でございますが、29年度もそういう形でしばらくはやる形をとろうと考えておりましたが、29年度につきましては、放送局長等から自分たちでできますという話でありましたので、11月に理事会がありますので、その前に中間報告等の書類は見ておりますが、領収書等は見ていないところでございます。

そういう形で１年が過ぎまして、ことしの７月に理事会がございまして、理事会が済んだあとに、29年度の収入支出一覧表、その他の様式をちょっと見せてくださいという形で話をしたところでございます。その中で、社会保険料等がちょっと不明だということがございまして、監査委員事務局と話をしまして、まず私どもが最初に調査に入ったところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

市長にも伺いますが、一昨年でしたか、大隅町の視聴覚ライブラリーでもこういう不祥事がございました。市の有機センター等でも職員が現金を取り扱うということで不祥事がございました。

ライブラリーの場合は、通帳と印鑑を本人が持っているということで、今回、金庫の鍵は理事長と局長が持っていらっしゃるんだけど、それを経理をしているから渡すのは当然のことで、今回、これを設立するに当たって、ほかの自治体を参考にされたということでございましたが、その前にＦＭを立ち上げるに当たって、そういう不祥事があった件を、この理事会、評議会でもいいですけど、それに指導はされているんですか。

これまでのいろんな不祥事がございましたけど、そのたびにこうやって対策をして、二度と起こらないようにとやるんですけど、起きているんです。以前、有機センターでそういうことがあったんですけど、そのときは市長じゃなかったんでしょ

うけど、そのときの経験はどういうふうに市の中の全体的に生かされているんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

曽於市内の職員がかかわる団体が相当あります。その団体について、市の職員が経理を含めて、運営を含めて、どうしても頼まれることがありますので、そのことはやむを得ない部分もあります。

しかし、その団体のお金を市の職員が基本的には管理するのはやめなさいという指導を徹底してこの間やってまいりました。基本的には相当減っております。ただ、どうしてもやむを得ないところが、組織上の問題でやむを得ないところもあります。そのことについては、ちゃんと担当職員の課長にそのことの通達とお金の管理については会計課のほうとうまく連絡をとって、二重、三重のチェックをする中で防いでおります。

そういう意味で、基本的には市の職員がほかの民間の団体の経理まで、お金まで預かるなということで指導をしております。

○８番（今鶴治信議員）

以前、有機センターで現金を取り扱う立場の職員が不正を働いたと、私が議員になる前の話ですけど、聞いておりますけど、そのときも、やっぱり市は対策を考えられたんでしょう。それはどういうふうに今回に生かされているんですか。

○市長（五位塚剛）

これは、旧末吉町時代だったと思うんですけど、有機センターのほうで市の職員がそのおかねの管理をしていたということで、その当時の町長がそのことの公表があり、最終的には懲戒解職ということになって、お金の管理についてはそのようなことができないようにしております。

曽於地区のライブラリーについては、事務局がちょうど曽於市に回ってまいりましたので、最終的にこのライブラリーを解散する状況の中で発覚をした事例でありました。そのことについても、やはり基本的には全部調査をして、本人がお金の横領を認めましたので弁済をしていただき、全部返して、そのことを全ての関連する２市１町の当局に報告をして、それで、私たちの曽於市が最終的には決算をするという立場でありましたので、議会に出して承認していただいたということでなっております。

そういう意味で、基本的には先ほど言ったように市の職員が外郭団体のお金については預からないという基本的な考え方であります。

○８番（今鶴治信議員）

今回、このＦＭを設置するに当たって、キャップとして市の方が動いたと思うん

ですけど、これは伺いますけど、大休寺副市長が中心になって、設立責任者は曽於市の代表である市長でございますが、これを立ち上げるに当たって、一番、市のトップとして動かれたのは企画課長ですか。誰でしょうか。

○企画課長（橋口真人）

27年度から準備をしておりますので、予算計上、それから、組織の立ち上げ、もろもろの事務につきましては企画課で指導して行いました。

○８番（今鶴治信議員）

今回、普通、性善説に立って、こういう横領をする人はほとんどいないんですけど、今回、不幸にして起こってしまった。たまたまＦＭで起きてしまったんですけど、市が助成をしているいろんな外郭団体がございます。特に、今度の農業公社、先日の全員協議会で説明がありました観光協議会、それもやっぱり理事を立てて同じような組織でございます。

そして、伺いますけど、理事長に責任があるということでございましたが、理事長の１年間の報酬、各理事の報酬は幾らなんでしょうか。差し支えなかったら。

○企画課長（橋口真人）

理事長が、非常勤ですので月額２万円、それから、理事が１回の会議で2,500円とあとは交通費という形で支払っているところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

組織上は理事会、理事長にあるという説明でございましたが、本当は農協の組合長とか、理事は、経営者責任があって、もし農協上でそういう不正があったら補償をしなくちゃいけない。

この理事会も一生懸命ＳＯＯＧｏｏｄＦＭのためにされていると思うんですけど、理事会がそこまで全てを把握できるんでしょうか。やはり、この評議委員会が特に一番運営に当たってのアドバイスとか、指導ができる立場だと思いますけど、監事が１名おられて、１名体制でやったから２名にされるという話もございましたけど、監事を責めるわけでもございませんけど、やはりそのとき、その担当者が持ってきた通帳とその数字上の処理だけ見て、そのとき、関係書類も全て持ってきてくださいの一言でもあれば、今回の市の会計監査のように書類が紛失しているのがわかって、もっと早くわかったんじゃないかと思いますけど、過ぎてからのことですけど、その辺に関しての評議委員会の中で役員を決めるということでございますが、監事はこれまでの方が続けられるんですか。

○市長（五位塚剛）

今の段階では、監事の方はやめられておりませんので、その状況で続きます。また新たに新しい監事、監査の方も選任をいただいて、今、スタートをしているとこ

ろでございます。

○８番（今鶴治信議員）

今回を教訓に、いろいろ対策も取られているんですけど、それはまた委員会のほうでお伺いします。

ただ、本人じゃなくて家族ですが、横領金は返しました。そして、この前の説明では、まだ若い将来のある身だからということで、実際は県外におられて、親とか、身内に払っていただいて、これで何の罪にも問われなかったら、本人のためになるんでしょうか。もし、疑っちゃいけないけど、採用されて、みんなの期待を裏切って、６月から、７月からもう手をつけるような性格です。幸いにして、これで親が肩がわりする金額で、大変だったんでしょうけど、どうにかされました。しかし、未収金を含めると、相当な被害をＳＯＯＧｏｏｄＦＭに与えているわけです。そしてまた、理事長、局長、一生懸命されている。

実際はこの不明金と未収金を入れたら28年度より売り上げは上がっているんですか、どうなんですか。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、28年度は、５月からでございましたが1,590万円でございました。29年度は、この横領額と不明額を入れれば1,770万円ですので、多くなっております。

○８番（今鶴治信議員）

局長として、経理の指導が足らなかったという大きな問題もございますが、やはり、この前説明を受けたとき、営業のほうもすごく頑張って、売り上げが上がった場合は昇給もあるということでございましたが、結果的にこういう不正な報告があるもんだから、昇給もなかったんじゃないですか。どうなんですか。

○企画課長（橋口真人）

29年度、28年度、月額報酬が同じでございますので上がっておりません。

○８番（今鶴治信議員）

ほかの質問もありますので、市長に伺います。

ＳＯＯＧｏｏｄＦＭに一般財団法人まちづくり曽於に運営を任せるということでありますが、負担金を相当数市が払っております。予算の中では3,000万円、実際は一千七、八百万円で済んでいるんでございますが、やはり3,000万円組まなくちゃいけないんですか。

それと、売り上げがあってもなくても、何も自分たちの放送には関係ないということで、そういう企業努力的なものも気薄になっているんじゃないですか。そういう点はどうなんですか。

○市長（五位塚剛）

ＳＯＯＧｏｏｄＦＭの立ち上げについては、基本的に私に責任があります。この経過については、もう答弁をいたしました。

ＳＯＯＧｏｏｄＦＭの果たす役割は、今、曽於市民にとって物すごく大きな、重要な役割を果たしております。その運営については、一般財団法人のまちづくり曽於が運営をしておりますけど、当初の段階では、有線放送・オフトークの時代では、市から3,000万円を超えるお金を支出しておりました。

このＳＯＯＧｏｏｄＦＭを開設することによって、私は企業努力をしていただきたいということで、なるべく市からの負担金を減らす努力をしていただきたい。そのためには、すばらしいＦＭを立ち上げて、そして、市民の皆さんたちに喜んでもらえるような、また、加盟店も本当にふえるような、そういうすばらしいものをしていただきたいということでお願いをいたしました。

この間、相当な努力をしていただきました。残念ながら、このような不祥事が発生いたしましたけど、今、この事実がちゃんと解明されましたので、今のＦＭの方々も一時はショックを受けておりましたけど、今、またスタートの原点に返って、すばらしいＦＭをつくろうということで一生懸命頑張っておりますので、また、御支援、御協力をお願いしたいと思います。

市長としては、基本的には議会の皆さんたちに一般会計補正の29年度の決算の認定のお願いしている中で、このような認定の状況が遅れてきているということについては、本当に議会、また、市民、並びにＦＭの利用者の方々に大変迷惑をかけたというふうに思っております。

以上でございます。

○８番（今鶴治信議員）

今後、再発防止策に努めていただいて、最終的には、やはり未収金の回収をされたときが、それで終わったわけじゃないですけど、最低限は未収金の回収が終わらないとこの件はまだ終わっていないと思いますので、今後ともＦＭのほうにそういう指導をしていただきたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ここで今鶴議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時０４分

再開　午前１１時１４分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○８番（今鶴治信議員）

続きまして、カンショの腐敗病について質問いたします。

きのう、同僚の九日議員からの質問もございましたが、曽於市で一部とはいえ、31haも発生しているという状況で、特に品質的には、でんぷん用の種類が多いというということでございますが、対策をしようにも原因がまだ解明されていないわけですので、私も県の畑かんセンターの先生方にも伺いましたところ、いろいろ腐敗したイモを調べるけど、ウイルスが特定はされていないという説明でございました。

その中で、やはり植えつけ時の、特に５月の高温時の植えつけの後半の部分の終了のところが多かったということで、何人かの知り合いのカンショ農家にも聞いたところ、うちは幸いに出ていないという人もいらっしゃいますけど、専門の方も、やはり土壌消毒もあらゆる消毒をした畑が出たということで、昨年あたりから徐々にだけどひどいところは相当出ているということでございます。

31haということで、この数字は市のほうで聞き取って出たものか、また、おおよその数字であるのか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

これにつきましては県のほうからの指示がありまして、技連の作物特産部会の中で調査をして出した数字だというふうに聞いております。

もちろん、特に技連会の中で、農協の技術員さんたちは農家の方への聞き取り調査の中で面積を出しているということでございます。

○８番（今鶴治信議員）

原因が、新聞等でもありましたけど、国会議員の森山先生にも要望されたことで、国の農林水産省をあげての調査もお願いしているという話も聞いております。

これが黄金千貫にも出ているということでございますが、青果用とか、アカカライモ等はあまり発生していないのか、その辺の情報は聞いていないでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

先般の11月28日の会議の中では、ほとんどがシロユタカと黄金千貫が中心ということで、紅系の分につきましては、そういった報告は出ていないところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

やはり原因が究明されない以上、基本に返って、やはり土づくり、また、優良な種イモの確保、また、育苗が大事だと思っております。

曽於市では、すみよしの里のところの農協に委託されているカンショ、苗床がご

ざいますが、以前はウイルスフリー苗をふやした種イモでやっているということでございましたけど、そういうふうな苗はどういう感じになるんですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

末吉のすみよしにございますバイオセンターでございますが、今、農協さんのほうに委託をしているところでございます。ここにつきましては、黄金千貫につきましてはバイオ苗を年間約３万4,000本ほど出されているようでございます。

あと、そのほか普通苗もつくっていらっしゃいますけれども、バイオ苗としては、この黄金千貫の３万4,000本になっているようでございます。

○８番（今鶴治信議員）

初めて植えた畑にも出ているということで、完全にバスアミド、クロルピクリンまで同時で、マルチでしたところも出ているということで、農家の方もどう対策をすればいいのかということですごく悩んでいらっしゃる方もいました。

だから、土壌汚染も考えられますけど、やはり苗による感染じゃないかということで、県の先生方のお話では、やはり植えつけ時の苗が折れたり、傷、それと、今回の台風24号で風雨が強くて、私はスイカつくっておりますけど、カンショはやはり災害作物で、台風が来ても大丈夫だとうらやましく思っていたところでございますが、やはりそういう影響もあるというのを聞いております。その傷口からウイルスか何かの菌が入って病気がまん延するんじゃないかということで。

その中で、曽於市が指定管理で農協にお願いしているところで、３万4,000本はバイオ苗を生産しているということで、これは圃場に、収穫用に植えるイモですけど、来年度の種イモ用に非常に有効ではないかと思っています。

できれば、今は指定管理料を減らしていますけど、今後のことですけど、こういう優良苗を少しでも予算をふやして農家の方に提供できるように、もし原因がある程度わかってきたらそういうことも大事じゃないかと思っていますけど、今後のことですけど、検討課題としてどうでしょうか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この前の会議の中でも、出水市などはやはりウイルスフリー苗の導入を進めていきたいということも出されているようでございます。

今、農協さんとも、先般、このカンショの育苗センターのことについて協議をさせていただいたところですが、農協さんとしては苗の生産はずっとやっていきたいという意向は持っていらっしゃるようですが、一番抱えていらっしゃる問題が、苗を切る人夫がいないということが一番問題になっているという状況でございました。

確かにこういった優良苗の生産というのは非常に大事なことだと思っております。また、農協さんとも近々打ち合わせを行う予定でありますので、その考え方を農協さんとも合わせていきながら、進めていきたいと思っております。

○８番（今鶴治信議員）

前は、私はカンショを全然つくらないもんですから、５月に、早くマルチをはった畑に石灰分が非常に乾燥してふえて、かいよう病というのがまん延したというのもありました。

やはり、最近の高温により生理的、障害的なものもあるんじゃないかと思うんですけど、来年の気候がことしみたいに猛暑じゃなかったら大丈夫なのじゃないかという期待もありますけど、やはり１回出た圃場は消毒をしても非常にまん延するという話を聞きました。

市としてできることは限られているんですけど、優良苗、また、情報の提供を農協等もされているんでしょうけど、ぜひそこら辺の情報収集をされて、対策を１日も早く農家に示していただきたいと思っております。

やはり、面積が多い人は10haを超えるもんですから、聞くところに、いろんな説があります。最初の４月のやつはほとんど出ない、出ている人もたまにおるけど、ほとんどないみたいです。５月中旬、下旬までかかりますけど、やはり、その中で自主苗で全てされる方は、かなり管理できるんですけど、面積が多い人は購入苗があります。人手不足で、購入されたところの苗がちゃんとした消毒をして、ハサミを定期的に洗われるとか、そういうふうにした苗でないと、本当にまん延して、ほとんど収量がない畑もあるというのも聞いております。

そこら辺を、今後のことですけど市のほうでも農協の技連等と打ち合わせながら、指導をお願いしたいと思います。特にカンショと畜産が曽於市の市場を占める作物でございますので、その辺のことについての意見がございましたら。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

今、おっしゃられたとおりでございまして、私も昨日、農協の加工用カンショ部会長さんとちょっとお話をさせていただきました。やはり、原因としては高温というところで、５月連休明けの作付分から出ているんじゃないかということで、やはり面積が多くなると圃場の徹底した管理もなかなかできないところもあるということで、初期段階でわかればいいんだけどいうお話もございました。

そういったことも受けながら、また、来週、県のほうでも対策会議があるということで、けさ通知が来ておりましたので、はっきりした原因、そして、その対策が示されましたら、やはり苗をつくられるのが１月からハウスを張り出しますので、

できるだけ早い段階で技連会として、そういった啓発、広報をしてまいりたいと考えております。

○８番（今鶴治信議員）

それでは、３番目のまち・ひと・しごと創生総合戦略について伺います。

９事業で5,792万9,803円されまして、国からの交付金は2,703万1,000円、一般財源が3,089万8,803円ということで、市の持ち出しも相当あったわけでございますが、この中で、当初の目的をある程度達成したこともあれば、もう少しということもあると説明でございますが、その中で、企業誘致促進事業について伺いますけど、４年間で10件ということが３年間で５件あったということで、この５件はどういう企業であったか、また、雇用に関してはどういう人数が記載されるのか伺います。

○企画課長（橋口真人）

この目標につきましてはビジネスマッチングでございまして、主に曽於市の特産品を販売促進という形でございます。

まず、清涼飲料水の自動販売機にユズ製品を入れてもらうことができるようになった、それから、ユズ製品を、これは香港ですけども、海外に販売する会社とのマッチングができた。それから、マカという栽培物がございまして、それを必要としている会社がありまして、その栽培を曽於市の農家に栽培を依頼することができた。それから、これは名古屋の食品会社でございますが、ナンチクの商品を置いてもらえるようになったということがマッチングとして成果が上がっております。

○８番（今鶴治信議員）

私は企業誘致と勘違いしていましたけど、曽於市の製品をそういうふうに紹介して企業で販路を拡大するという事業だったわけですね。

マカというのを栽培されている方、どのくらいの面積で、また、マカというのはどういう作物なのか伺います。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうでお答えさせていただきます。

ちょうど４カ月ほど前でございましたけれども、企業立地推進のほうから、横浜のほうでマカの栽培をしていただけないかということで、私どものほうに農家の方で希望があられたらその方々の希望を取ってくれということでございました。こちらで希望を上げられたのが４人ほどいらっしゃいましたが、結果的にお一人の方がハウス栽培でするというようなことでございます。

いわゆる精力剤の中に入るんでしょうけれども、ハウスの中で植えまして、その球根、土の中にある球根を製品として出すということで、栽培のノウハウにつきましてはその横浜の方が、いわゆるシークレット的なものがありまして、しっかりと

栽培をしていただける方にしか教えないという部分もございまして、そういった説明会をしたところ、お一人だけが今、大隅の方ですけれども、ハウスで試験的に栽培をされているという状況でございます。

○８番（今鶴治信議員）

今回で大隅広域観光推進事業以外は交付金事業としては終了するという答弁でございましたけど、交付金事業としては国からの助成はないんですけど、今後は市の一般財源で続けていく事業はこの中であるのか、また、もう交付金事業はなくなったから今回でやめられるのか伺います。

○企画課長（橋口真人）

今、各課から予算要求の段階でございますので、交付金を活用した事業というのは我々も把握していないところでございますが、企画課といたしましては、引き続き移住交流推進事業をしたいと思っておりますので、森の学校を活用した事業を地方創生で取り込めないかを検討しているところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

いつも質問して心苦しいところもあるんですけど、ここに地域内交流促進事業を、150件が72件ということで、かなり以前よりは利用者がふえていると思うんですけど、いわゆる買い物弱者の宅配事業は今後はどうされる予定なんですか。

○市長（五位塚剛）

この事業は、市民のいろんな状況から見たときは非常に大事な事業だというふうに思ってスタートいたしました。最終的にはまだ結論を出しておりませんけど、同じような事業が相当ふえてきておりますので、検討して、できるのかできないのか、そのあたりはまだ結論を出していないところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

72件利用されているということで、民間も結構ふえて、以前は私も費用対効果を考えてやめるべきではないかという質問をしましたけど、慎重に、その利用者の方々の意見も聞きながら、今後、検討をしていただければと思っております。

それと、たからべ森の学校は総務委員会でも調査に行きましたけど、いろいろ女性起業家のセミナーとか、実績を出されておりますけど、その中で、定住促進事業の宅地分譲、これは今後も継続する事業でしょうか。これは地方創生の予算を使っているんですか。

○企画課長（橋口真人）

宅地分譲事業に地方創生交付金は入っていないところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

今後のことは今後検討されることで、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、今回

のこの９つの事業で全てなんですか、まだ、ほかに継続している事業は、大隅広域観光推進事業以外はもうないということですか。

○企画課長（橋口真人）

交付金を活用している事業はこれだけでございます。

○８番（今鶴治信議員）

本当、総理も地方創生ということで、鳴り物入りで私たち議会も特別委員会まで設置して期待していた事業でございましたけど、一部の効果はなかったとは言いませんけど、これで人口減少に歯どめがかかる事業だったかどうか、その評価はどうお考えか、市長どうですか。

○市長（五位塚剛）

総理大臣ではありませんから私が評価するのはどうかと思いますけど、いろいろ地方創生事業ということで大きな話題になりましたけど、現実的には一部成果はあったかもしれませんけど、なかなか厳しいんじゃないかというふうに思っております。

○８番（今鶴治信議員）

私も１億円か、そのぐらいの予算がつくんじゃないかと期待したんだけど、実際の交付金がついたのは本当に2,703万円だけだったんですか。

○企画課長（橋口真人）

29年度、交付金としては2,703万1,000円、これは29年度の決算ですので実績でございます。

それから、この交付金とは名称が違いますけども、地方創生拠点整備交付金とありまして、これで旧財部北中学校校舎改修事業を行いまして、これの交付金が3,517万4,000円でございます。

○８番（今鶴治信議員）

私の質問の仕方が悪かったのかもしれないけど、やはり地方創生ですから、そこの予算を含めた答弁書を出していただかないと、一部のところだけ抜粋して出されたということですか。

○企画課長（橋口真人）

地方創生推進交付金、これはいわゆるソフト事業でございましたので、この事業を出したところでございましたが、今、追加したのはハード整備事業ということでありまして、地方創生のメニューの１つでございましたので、今、これを発言したところでございます。

○８番（今鶴治信議員）

もう時間がないので、答弁書もこれだけしかなかったから質問のしようがないん

ですけど、ハード事業として、主な事業でいいですので、今後の質問にしますのでどういう事業が、その拠点事業の森の学校、それだけですか。

○企画課長（橋口真人）

まず、地方創生拠点整備交付金でございますが、これは地方創生推進交付金、これと密接な絡みのある事業につきましてハード整備を認めている、基本的には、地方創生交付金というのはハード事業を認めませんが、１年目は特になかったところでございますが、その１年目をする中で、地方のほうから、やはりハード整備もして認めてほしいということがありまして、この事業が始まったところでございます。

内容としましては、財部北中学校を宿泊ができるように改修した事業でございまして、総事業費としては7,438万6,000円でございまして、そのうちの3,517万4,000円が交付金、残りが補正予算債という起債で賄っております。

○８番（今鶴治信議員）

今の説明でわかりました。

ＦＭからカンショ、そしてまた、まち・ひと・しごと創生事業について質問しましたけど、最後にもう一度だけ伺いますけど、やはりＳＯＯＧｏｏｄＦＭ、また、まちづくり曽於の設置責任者は、最終的には全てを網羅するのは市長、どうしてもいろんな団体がありますので難しいところがあると思いますけど、同義的責任として、もう１回市長の答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

曽於市の一般会計予算、また、特別会計予算のお願いをいたしますけど、その中には交付金で出すもの、補助金で出すもの、曽於市内には外郭団体が300以上あります。全ての交付金を出す、補助金を出すところに市長が全て責任を持つのかと言われると、これはなかなか現実的にはできないものがあります。

しかし、補助金、交付金を出す以上は、目的にかなった事業をしてもらうという、これは前提であります。そういう意味では、補助金を出したという、認めたわけですので、そういう意味では、私たち行政のほうにも責任があるし、また、各職員の活動を含めた、それにも責任を持たなきゃなりませんので、今回の問題については、本当に市民、また、特にＦＭを利用されている加盟店、それを楽しみにしていらっしゃる市民の方々にいろいろと御心配、御迷惑をかけたということについては、同義的な責任を感じております。

○８番（今鶴治信議員）

市長が答弁されたように、ＦＭのフリースタッフの皆さん、また、関係事業者の協力、視聴者、すごくＦＭに、また、これは前に課長に聞いたところ、そんなに事業収入の断りが来ていないという説明も受けましたので、少しは安心しているとこ

ろでございますが、今後とも信頼回復に求めて、私たちもですけど、一生懸命努力していかなくちゃいけないと思っております。

また、こういう再発防止策も今回また出されるということでありますので、二度とこういう不祥事がないように、市のほうも深く、運営に対してはある程度でいいんですけど、監査的なものはしっかり指導をしていただきたいと思っております。

課長にも一言答弁を求めます。

○企画課長（橋口真人）

私ども企画課は、このＳＯＯＧｏｏｄＦＭを管理、監督する立場でもございます。適切な時期に資料等を求めて管理していきたいと思っております。

○８番（今鶴治信議員）

以上で私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時４０分

再開　午前１１時４１分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第８、宮迫勝議員の発言を許可いたします。

○７番（宮迫　勝議員）

日本共産党の宮迫勝でございます。今回、私は大きく４つの項目を質問いたします。

まずは、全ての普通教室にエアコンをについて質問いたします。

ことしの夏は記録的な猛暑で、文科省は普通教室の温度は28度以下が望ましいとの通達を出しました。これを受けて全国の自治体がエアコン設置へと一斉に動き出しました。我が曽於市でも、今定例会の一般会計補正予算で、小学校、中学校、施設整備事業として、空調設備設置工事実施設計業務委託料が計上されていて、エアコン設置に向けて一歩前進と言えます。

そこで質問ですが、この実施設計業務はいつごろに終える予定なのか伺います。

２番目として、実施設計業務を終えたあとの空調設備設置工事はいつごろから始めて、いつごろまでに設置工事を終了する予定なのか。

３番目に、空調設置に関してクリアしなければならない課題が数多くあると思います。その課題と解決策、今後のスケジュールを伺います。

次に、末吉小のトイレ改善について質問をいたします。

前回の一般質問で、末吉小の洋式トイレの増設を求めたところ、来年度に８基の洋式化を図りたい、さらに８基以上の洋式化へ変更可能か再検討したいとの答弁でありました。学校側は増設を大変望んでおります。その後、再検討されたのか、結果はどうであったのか伺います。

小さな２番目で、トイレの臭気対策について、学校現場は早期の解消を望んでいます。いつごろまでに解決する予定なのか伺います。

３つ目に、観光行政について伺います。

曽於市外からの観光客を迎えるためにどのような工夫をされているのか伺います。

２番目に、自家用車で来られる方は案内板が頼りになると思います。案内板の設置は万全となっているのか。

３番目に、財部町の溝ノ口洞穴に初めて来られる方がカーナビを利用すると、中谷小学校の上の道路が表示され迷子になるケースがあります。対策が必要だと思います。所見を伺います。

４番目に、土曜・休日には多くの方が溝ノ口洞穴を訪れます。車の離合場所が少なく難儀をされています。対策を急ぐべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

大きな４つ目に、移住・定住について質問いたします。

これまでも移住・定住関係で財部町のほたるが丘ニュータウン、たからニュータウン、きらめきタウンなどの宅地分譲の事業を行ってきました。平成29年度には、末吉町柳迫地域と大隅町坂元地域の宅地分譲の整備を行い、30年度から販売を開始いたしました。これまでの販売実績を伺います。

２番目に、販売促進に向けてのどのような取り組みをされているのか伺います。

３番目に、宅地分譲は売ることが目的ではなく、移住・定住で曽於市の人口を少しでもふやすことにつなげることだと私は思います。市長の見解を伺います。

４番目に、全国では移住・定住で工夫を凝らして成功しているところがあります。先進地の職員研修も必要ではないかと思いますが、市長の所見を伺います。

５番目に、既に曽於市外・県外から移住・定住されている方が数多くいらっしゃいます。これから移住・定住を考えている方の相談相手、ネットワークづくりの一員になってもらうことはできないのか伺います。

最後に、お試し宿泊体験は移住・定住のためには貴重な体験となると思います。市長は以前の一般質問で、お試し宿泊体験については前向きな答弁でありました。実施に向けてのその後の進捗状況を伺って１回目の質問といたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、宮迫議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の３と４については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の１と２については教育長にあとから答弁をさせます。

３、観光行政についての①観光客を迎えるための工夫についてお答えいたします。

市外からの観光客に対する情報発信としては、雑誌、新聞、インターネット、テレビ等へ公告を出してＰＲしているところです。

観光特産センターや市役所へ来られた観光客には、パンフレットを配布して道案内等の説明をしております。

また、事前に問い合わせがあった方には、観光パンフレットを送付しております。

２の案内板の設置は万全となっているかについてお答えいたします。

観光案内版の設置や修繕については随時行っておりますが、観光客からの問い合わせお数多くあるところです。

今後も観光客からの問い合わせが多いところを優先して設置していきたいと思います。

３、財部町の溝ノ口洞穴のカーナビ案内の対策についてお答えいたします。

御指摘のとおり、溝ノ口洞穴を目的地として入力しますと、中谷小学校の上の市道を案内するようです。これは、溝ノ口まで通じている林道を道路として認識していないため、溝ノ口洞穴に直線距離で近い市道上に誘導しているためです。

対策といたしましては、地図サイトの運営元に修正を申し出て、新しいルートを表示するよう依頼したいと思います。当面は、中谷小学校付近から溝ノ口洞穴までの随時の案内板を設置して対応したいと思います。

４、道路の対策についてお答えいたします。

市道から溝ノ口洞穴までは、林道岩穴線1,313ｍで幅員は３ｍから４ｍになっております。途中が狭い箇所があります。

平成28年度に洞穴手前については離合場所を確保し、幅員を広くしたところですが、残りの区間については、まだ整備計画していないところであります。

今後、用地の買収や幅員が広げられないか検討してまいります。

４、移住・定住についての①末吉町柳迫地域と大隅町坂元地域の宅地分譲地の販売実績についてお答えいたします。

末吉町柳迫地域は７区画のうち３区画を販売し、大隅町坂元地域も７区画分譲しておりますが、販売実績はまだありません。

４の②、販売促進の取り組みについてお答えいたします。

宅地分譲地の販売促進の取り組みとしては、チラシを作成し、曽於市内及び近隣市への新聞折り込みによる広報、市報、ＳＯＯＧｏｏｄＦＭ及び自治会使送便での広報、市内及び近隣市の宅地建物取引協会の会合での広報及び住宅建設を扱ってい

る不動産業者へのチラシ配布などによる広報を行っております。

また、宅地分譲地周辺へ看板を設置するとともに、地元の校区公民館組織と連携協定を結び、公民館組織でも分譲地の販売に向けて広報を行っているところです。

③、移住・定住による人口増についてお答えいたします。

地域の人口減少は、少子化や希望する職種がないことが大きな要因と考えられます。

今後も、子育てしやすいまちづくりや働きやすい職場の確保及び企業誘致、新規就農者や就業者への支援、住みよい住宅環境の整備など、総合的に移住定住政策を進めてまいります。

④、大隅町坂元分譲地の価格の見直しについてお答えいたします。

地方自治法第237条第２項に、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」と規定されていることから、分譲地の価格設定については、周辺地価を参考にして価格を設定しているところです。

ただし、大隅町坂元地域のような農村部の宅地分譲地に住宅を建設した場合は、市有地活用補助金として土地の購入価格の10％を補助し、また、住宅取得祝金を条件に、10万円から30万円を交付できるように要綱を定めているところです。

⑤、移住・定住に係る職員の先進地研修についてお答えいたします。

移住や定住に必要なことは、子育てしやすいまちづくりや住みたくなるまちづくり、働く環境の確保などです。それらのことを総合的に勘案して、先進地研修をはじめとし、さまざまな形での情報収集を行うことにより、職員の知識の向上を図り、今後の施策に生かしてまいります。

⑥、移住者の相談相手、ネットワークづくりについてお答えいたします。

現在、移住・定住の相談については、企画課定住推進係で相談を受け、宅地分譲地や不動産業者の紹介、企業や農林業などの仕事の紹介、学校や子育て環境などの相談に対応しております。

移住者を相談相手としたネットワークづくりについては、今後検討したいと考えます。

⑦、お試し宿泊体験についてお答えいたします。

現在、たからべ森の学校において、学校に泊まろうと題して、２泊３日から一週間の宿泊による曽於市を体験できるイベントを年間を通じて開催しております。また、曽於市を体験したい方については、たからべ森の学校を積極的に薦めて行きたいと思います。

以上です。

○教育長（瀬下　浩）

１、全ての普通教室にエアコンをの①実施設計はいつごろ終える予定かについてお答えします。

今回お願いしております補正予算議決後、速やかに発注したいと考えておりますが、小学校は岩川小を除く19校、中学校３校の合計22校を実施する予定です。

学校数が多いことから、全体を１工区で発注するのではなく、４工区程度に分散して発注したいと考えています。

終了時期について、小規模校は比較的早い時期に完了すると思われますが、規模の大きい学校については、年度を繰り越す可能性があると考えています。

１の②設置工事の時期についてお答えします。

設置工事費については、３月議会で補正予算をお願いしたいと考えているところですが、時期などを考慮しますと、平成31年度への繰越事業となり、平成31年度末までの工期となる可能性があると考えております。

１の③課題とスケジュールについてお答えします。

まず、課題についてですが、この事業は県内はもとより、全国一斉に実施することとなり、設置業者の確保や空調機械等の調達や不足が懸念されるところです。

次にスケジュールですが、国によりますと、事業完了を平成32年３月までに完了することとしています。実質、発注から完了までの時期が１年あまりと限られた工期であることから、早急な実施が必要となります。

２、末吉小のトイレの改善についての①再検討の結果についてお答えします。

現在、平成31年度の当初予算編成作業を行っているところです。この中で、トイレの洋式化について再検討したところ、末吉小トイレについて、８基の予定から10から12基へ増加できないかと考えているところです。

２の②臭気対策の解決の時期についてお答えします。

まず、先ほど述べましたトイレ洋式化を優先させたいと考えています。９月議会でも御意見をいただいたトイレの水量の弱さについて、洋式化を改善した上で臭気についても改善したいと考えています。

また、議員の御指摘を受け、業者へ相談したところ、臭気改善には、定期的な便器の清掃と薬品による洗浄が必要であり、今年度、一部試験的に実施し、効果を検証したいと考えているところです。

○議長（原田賢一郎）

ここで昼食のため、宮迫議員の一般質問を一時中止して、休憩いたします。午後はおおむね１時に再開いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、宮迫議員の一般質問を続行いたします。

○７番（宮迫　勝議員）

それでは、２回目以降の質問に入ります。

まず、普通教室にエアコンというのは、もう９月議会である程度議論をしていますので、きょうは確認のための質疑になると思います。

まず、私は心配したんです。新聞で、これはことしの９月15日付の議会の様子で、出水市のことが出ていました。普通教室に2019年度から３年かけてエアコンを設置する方針を示したというのがありまして、それから、ことしの11月17日号では、同じく鹿児島県の阿久根市、16日に定例会を開き、小中学校のエアコン設置などで２億3,621万円を追加した一般会計補正予算を提案し、５議案を可決したとありました。曽於市はどうなのかな、こんなにおくれて大丈夫なのかなと思っていました。

出水市の関係で、３年かけてエアコンを設置するというのがあったので、私も大体２年から３年かけて実施するんじゃないかなと思っていたけど、今の答弁書を見たときに、国の方針というのか、事業完了を平成32年３月までに完了することと書いてあるんだけど、これがいつわかったんですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

前回９月議会のほうで御説明をさせていただきました学校施設環境改善交付金事業、こちらのほうが補助率が３分の１で、１校当たり400万円という下限額がございまして、小規模校には不利だというお話をさせていただきましたが、今回、国の補正予算が成立いたしまして、名称がブロック塀冷房設備対応臨時特例交付金というふうに変更になりました。こちらのほうは、ブロック塀の安全対策と熱中症対策としての空調設備、この２つに特化した事業となっております。

また、補助率ですけれども、３分の１については変更ないんですが、地方財政措置として起債充当率100％、元利償還金の交付税算入率60％となりまして、実質の地方負担が26.7％というふうになり、有利な事業となったことが原因でございます。

○７番（宮迫　勝議員）

では、今までの学校関係のエアコン設置する事業３分の１の補助、これはそのまま残るわけですね。残るんだけど、国の補正予算のほうが充当率というか、そういうのが条件がいいので、こっちを選定した、こういうことでいいですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

そのとおりでございます。

○７番（宮迫　勝議員）

32年３月までに、もしこれ仮に――仮の話はしたくないでしょうけど、完了しなかった場合は、これはどうなりますか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

現時点では、32年の末までに終了させたいと思っておりますけれども、これはいかんせん、１回目の答弁でも御説明させていただきましたけれども、県内全て、それから全国の規模でやっておりますので、その辺は状況により変更することもあるかとは思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

そうなった場合の空調を設置するための業者の方々、これも全国的な自治体の引っ張り合い、分捕り合戦になると思うんです。これについては、ある程度の、どのくらい業者があって、このくらいあれば完了するだろうという予想は立てていますか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

現在、補正予算でお願いしておりますのは、空調の設計でございますので、まず設計を立てた上で工事のほうのお願いをするということになりますが、設計につきましては、申し上げたとおり、22校を行いますが、現時点の業者数でいきますと、予想している時期に終了するものというふうに考えております。

○７番（宮迫　勝議員）

②の質問のときに、設置工事費について３月議会で補正予算でお願いをしたいと、こう書いてあります。当初じゃなくて、補正にする理由をちょっと教えてください。

○教育委員会総務課長（外山直英）

先ほど事業を御説明いたしましたけれども、国のほうの補正予算が今年度の補正予算で成立しておりますので、自治体としても、30年度の補正予算で計上するという流れでございます。

○７番（宮迫　勝議員）

ということは、３月の補正で組んでおいて繰り越しするということでいいですか。

エアコンについては、各学校、子供たちも望んでいるので、32年３月完了を目指して、頑張ってください。

次に、末吉小のトイレ改善についてお伺いします。

これも９月議会に引き続きです。８基の予定から、10から12基へ増加できないか考えているところとあります。この前学校に行きました。先生と話をしましたけれども、女子生徒のほうのトイレが混雑すると。これはぜひこちらをして優先して進

めてほしいということでした。その辺のところは現場、学校長とか先生方と話を詰めて、ぜひ前に進めてください。

それから臭気対策、これも梅雨どきになるとにおいがこもるみたいなので、こちらのほうもぜひ、薬品を使った洗浄とかの対策、これも多分もう予算が通ったらすぐできると思うんで、間を置かずに急いでこれやるようにしてください。

教育委員会はこれで終わります。

次に、観光行政についてお伺いします。

観光行政について伺う前に、この前11月30日の全協で、一般社団法人曽於市観光協会の設立についてという説明が全員協議会でありました。この中で、議員の中から意見が出まして、「所管建設経済の委員会のほうには全然説明がなかったよな、一言ぐらい、『こういうのがあります、やります、こうこうです』というあればよかったんだけど」というのと、それから、議会には観光議員連盟というのもあるんですけれども、そんなに力があるとは思わないけれども、年に１回か２回は研修もして、曽於市の観光のために勉強もしているわけです。この所管への説明をされなかった理由と、それから観光議員連盟があるのを御存じだったか、この２点をちょっとお聞かせください。

○商工観光課長（荒武圭一）

それでは、お答えいたします。

観光議員連盟というのは聞いたことがございますので、あることは承知しております。また、一般社団法人化するということで、この前全協で報告させていただいたときに、所管の委員会への報告がなかったということでございました。そのことにつきましては、ことしの４月の総会の時点で一般社団法人化しようという方針が定まっていたにもかかわらず報告がおくれてしまったということをおわびしたいと思います。

○７番（宮迫　勝議員）

中には、議会議員は蚊帳の外かよという声もありました。こういう声を紹介しておきます。これからこういうのがあるときには、一言は所管の委員会のほうにまず説明が大事じゃないかなと、私も思ったところです。

それと、今回のこの社団法人設置については、どこかの自治体の観光協会等を参考にしたと思うんですけれども、どこを参考にされたのか、ちょっと教えてください。

○商工観光課長（荒武圭一）

参考にさせていただいたのは、南さつま市の観光協会でございます。

○７番（宮迫　勝議員）

南さつま市の観光協会のどこがよくて曽於市に取り入れようと思ったのか。

○商工観光課長（荒武圭一）

指宿でありますとか霧島でありますとか、鹿児島市内でありますと、観光の規模的に大き過ぎるというところがございまして、人口規模の似たようなところ、そして同じような人口規模のところと、そして最近法人化したところということでございまして、南さつま市のほうはたしか一、二年前に法人化しておりましたので、直近で法人化されたところを研修するのがいいのではないかということで研修し、参考にさせていただきました。

以上です。

○７番（宮迫　勝議員）

じゃ、通告に従って質問してまいります。

大川原峡の案内板が曽於市農免道路を中心にあちこち立っているわけですけれども、多分平成27年か28年ごろに農林振興課で立てたものと私は記憶していますが、これの経緯と本数、こういうのがわかっていればちょっと教えてください。

○商工観光課長（荒武圭一）

それでは、お答えいたします。

今議員のほうでおっしゃられた事業につきましては、平成26年度大隅地域振興局の事業で、大隅地域振興事業のほうで対応しております。事業名が大川原峡渓谷周辺一帯の観光地整備事業ということでございまして、中身といたしましては、観光案内板の設置、これが18基分でございます。そして、大川原峡の周辺にあります悠久の森の駐車場のトイレ、そして三連轟のトイレ、あわせて看板が18基、トイレ２カ所、合わせて1,605万8,000円の事業に対しまして650万円の補助を受けたというような事業でございます。

以上でございます。

○７番（宮迫　勝議員）

その後、この大川原峡をめぐる、もしくはさっき言われた事業の関係についての観光案内板は増設をされていますか。

○商工観光課長（荒武圭一）

それでは、お答えいたします。

観光の案内板につきましては、この事業大隅地域振興事業で設置したものについてはこれで一旦終わりですけれども、市の単独事業で、白鹿岳に向かう木製の案内板がもう腐食しておりましたので、それを立てかえたのがあります。あと、道の駅末吉の看板とか、財部支所の看板の書きかえを行い、それを観光案内の看板としてしました。道案内的なものではございませんが、観光案内板として整備したことも

しております。

以上です。

○７番（宮迫　勝議員）

今、道の駅の案内板とおっしゃいましたけど、末吉の道の駅、ここにあるのは１ｍ四方ぐらいかな。このくらいの大きさで、霧島の山が上空から撮っている写真がついたこの看板でよろしいですか。

○商工観光課長（荒武圭一）

道の駅末吉の看板は、県のほうで曽於市内の観光地を紹介した看板がありまして、その国道10号線側のほうが何も書いてなかったものですから、そちらのほうに、「ようこそ曽於市へ」というような図柄の看板を設置したというものもあります。そのことでございます。

○７番（宮迫　勝議員）

行きたいところ、目的地を案内するような看板は別にないわけですね。

○商工観光課長（荒武圭一）

それについては、先ほど申し上げました財部の白鹿岳の道案内を１カ所しております。

○７番（宮迫　勝議員）

商工観光課長は、溝ノ口洞穴の地元です。まさかこんなにお客さんがいっぱい来てくれるとは思ってもいませんでしたよね。私もそうなんです。これほどここがパワースポットというのかな、そういうのでいっぱい来訪者がいらっしゃる。どうですか。

○商工観光課長（荒武圭一）

これは、私が商工観光課に来る前だったと思いますが、アイドルグループがあそこでビデオ撮影を行ったのがきっかけで広がっていったと思います。また、その後パワースポットブームということで、いろいろなところに取り上げられてきたのが観光客、入り込み客がふえている原因だというふうに思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

宮崎、都城のほうから行った場合、堤のほうもしくはこっちの関之尾のテニス場ですか、あちらから行った場合、看板があるんです。テニス場から入ったところ、すぐのところに１カ所、あと突き当たり、簡易郵便局のところに１カ所があって、左ですよ。その先が今度はずっと先に行かなきゃないんです。小学校に上るところのちょっと左側に小さいのがあります。幅20㎝ぐらい、縦１ｍぐらいの。でも、これよっぽど気をつけないと目に入らないです。橋を渡って右折するところに大きな看板があるから、ああ、ここを右に曲がれば溝ノ口洞穴に行けるんだなというのが

わかります。

ここで問題なのは、カーナビで来たお客さんなんです。観光客の方。私もこの前、12月の１日土曜日に、もう一回調査しようと思って行ってきました。この小学校に上がる道路の下に行っていたらすぐ宮崎ナンバーの車が来たんです。で、とまったんです。何があったんだろうか。工事中という看板があったからとまったのかなと思って聞いてみましたら、溝ノ口洞穴に行くところだ。その看板でとまったんだけど、これでいいのかなという顔をしたんで、こっちじゃないですよ。ここまでは何で来ましたかと言ったら、カーナビで来たと言うんです。カーナビはこっち側を案内する。さっきの答弁でもあったんですけれども、やっぱりこの上る手前に看板があれば、小学校の上に上っていかなくて済むよなという話でありました。課長、どうですか、地元の方として。

○商工観光課長（荒武圭一）

お答えいたします。

私も議員から質問いただいた後、何回となくあそこを通るわけですけれども、やはり三差路のところが、今現在通行どめになっておりまして、実際、今の段階では通れないふうになっているんですが、溝ノ口洞窟への案内板というのが、それを20ｍぐらい通り過ぎたごみ置き場のところにありますので、これでは目立たないなというふうに感じたところでございまして、今、係のほうには、地図の発行元でありますところに問い合わせをしているところでございますが、今のところ、まだ返事がないところでございます。

以上でございます。

○７番（宮迫　勝議員）

問い合わせ、これはグーグルですか。

○商工観光課長（荒武圭一）

はい、グーグルマップのサイトのほうにメールで問い合わせをしております。

○７番（宮迫　勝議員）

多分時間がかかると思うんです。だから、一番手っ取り早いのは、当初予算で上げてもらって、ここの案内板を整備する。これが一番曽於市に来てくださる方のおもてなしじゃないけど、思いやりだと思うんです。

地元のお茶をやっている方が、ちょうど溝ノ口洞穴の真上にあるもんで、そこで車がとまってしまう。そこで聞かれるから、案内はするんだけど、こんなに多くの方が迷子になって来るんでは、やっぱり看板かなんか立てたほうがいいよねということでした。だから、この方は自分の土地、看板立ててもいいからぜひそういうのをしてくれということでした。どうですか。

○商工観光課長（荒武圭一）

今、来年度に向けての予算編成中でございます。観光案内板については幾らか予算を組んでいるところでございますので、その中で対応できるか、もしくは対応できない場合は増額できるのかどうか、検討したいと思います。

○７番（宮迫　勝議員）

この日もこの方、全然わからないという方、私が洞穴まで案内しました。行くときにすれ違ったのがまちづくり曽於の吉川氏と牧之瀬さんと、それから観光特産館センターの久留氏、３人が団体客の方を引率していたんです。だから、結構団体の方も来てくれるんだなと思うと同時に、車で行く方が初めてという方が多いもんだから、どこで離合できるかわからないんです。だから難儀をしていたんで、ぜひこれも、答弁では検討とありましたか。農林振興課のほうで、今後用地の買収や幅員を広げられるか検討したいということであります。議員の中でも、道路を余り広げて自然が損なわれてもしようがないよねって。だから離合できるところを少しふやしていけばいいんじゃないかという意見もあります。だから、そういう意見を酌みながら、ぜひ離合できるところにしてください。どうですか。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

この林道につきましては、幅員が３ｍのところもありまして、離合できない部分がございます。ちょっと高低差、高さがあるところについては、若干広げるのも厳しいのかなと思いますけれども、用地も含めて、離合できる場所が確保できるようなところについては、前向きに整備をしていきたいと思っておりますし、また、今おっしゃられましたように、離合場所がどれぐらい先にあるとか、そういった表示もちょっと検討させていただきたいと思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

さっきのカーナビの件でもう一件紹介しますと、さっきので迷子になっちゃって、観光特産館センターに電話があって、電話で案内したということもあったそうです。だから、せっかく道の駅から地図をもらって行ったんだけど、わからなくなったという方もいらっしゃるんで、これはもうぜひ急いで、当初予算で対応するようにしてください。

次に、移住・定住についてお伺いします。

柳迫地域は７区画のうち３区画が販売して、今実際２棟が建築中です。ちょうど総務委員会で９月に現地調査に行ったときも、１人の方が見に来られましたということで、多分この方が３番目の例じゃないかと思うんです。こちらの方が、のぼり旗があったので寄ってみましたということでありました。

こういうところで非常に通行が多くて人目につきやすいところはいいんだけど、大隅町の坂元地域、これ実績がまだありません。総務委員会のときに販売価格を思い切った価格にするべきじゃないかという提案をしました。しかし、地方自治法で適正な対価なくしてこれを譲渡もしくは貸し付けてはならないと規定されているからこのようなに価格にしたんだとおっしゃいました。ちょっと価格を参考のために教えてもらっていいですか。坪単価もしくは平米単価の。

○企画課長（橋口真人）

大隅坂元地域につきましては、坪単価8,000円程度ということで、不動産価格評定委員会で審議がされ、その価格にしたところでございます。

○７番（宮迫　勝議員）

坪8,000円でいいですか。平米じゃなくて。坪ですね。

実際に、新聞折り込みとか市報、ＦＭ、それから自治会への使送便、もしくは不動産業者のチラシ、これをしてもなかなか売れないわけです。だから、ここはやっぱり地方自治法があるんだけども、あそこはただでもらった、提供された土地だから、そこはやっぱり考えるべきではないかと思うんです。

売れなくて雑草が伸びていればなお買いたいと思いませんよね。だから、ここはやっぱり思い切ってすべきじゃないかなと思うんだけど、そういうのは考えられませんか。

○市長（五位塚剛）

柳迫地域と大隅北校区と同時販売をいたしました。柳迫のほうは１坪単価当たり１万円、大隅北のところは坪8,000円ということで値段を下げましたけれども、残念ながらまだ北のほうは申し込みがありません。この前の大隅北校区の語る会もありまして、基本的にはお願いもいたしましたけど、単価を下げてほしいという声もありました。

これについては、十分検討はしていきますけど、まだ私たちの販売努力が足らないかというふうに考えております。また検討はさせていただきたいと思います。

○７番（宮迫　勝議員）

販売努力が足りない。じゃ、これからどのような努力をされるのか。ちょっとその一つ、二つ紹介してください。

○市長（五位塚剛）

大隅北校区のここの分譲地は、学校が大隅北小学校区になります。当然、あの地域といったら隣の保育園もありますけど、ほぼ満杯の状況であります。入っている状況の大部分が福山町、霧島市から入ってきております。そういう意味では、やはりターゲットを霧島、隼人、国分、福山の方々に、こっちのほうに移住してくださ

い、学校も近くであるし保育園も隣にあるし、いろんな意味でのアクセスもいいですよということを、もうちょっと努力する必要があるんじゃないかなと思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

五位塚市長がふるさと納税のときに始めたときに、黒毛和牛１頭分、黒豚１頭分という、これを目玉にして、マスコミも注目してぱっと広がったんです。やっぱりこういうぐあいに、何かしら目玉になるような方法、マスコミが取り上げてくれるような価格も考えていいんじゃないかと私は思っているんです。その点はどうですか。

○市長（五位塚剛）

全国的には、もう無償でやっているところもあるようでございます。だから、そういう意味では、やり方はいろいろあると思いますけど、大隅北校区、北小学校の近辺を含めたよさを基本的にアピールしないと、幾ら建てるにしてもなかなかだと思うんですけど、いろんな方法があるというふうに思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

全国的には無償でという例もあるということですので、そういうのを参考にしながら、ぜひこういう分譲地が早く売れるようにしてください。

それから、５番目の移住・定住の関係での、私なんかもことし、和歌山県の田辺市に行ってきました。ここでの取り組みは、もう所管事務の調査で報告しましたけれども、特色があるんです。委員会でも議題になったし、したんだけれども、担当の職員にぜひ行って研修をしてほしいと思っています。

総務課長、ワンストップサービスで職員が先進地研修に行ったんだけど、やっぱり研修に行くと効果があると思うんだけど、どうですか。

○総務課長（今村浩次）

お答えいたします。

今回、９月補正予算におきまして、100万円を超える研修旅費を認めていただきまして、11月の始めの日に近隣の市町23市１町と北海道を初め６市１町の研修に行かさせていただきました。私もちょっと北海道のほうに行かさせていただきましたけれども、やはり実際行ってみますと、肌で感じると、相当いろんなことを感じて次に生かせるのではないかというふうには考えております。ですので、研修は大変重要であるというふうに感じております。

以上です。

○７番（宮迫　勝議員）

ぜひ先進地研修、多分企画課のほうからも要望が出ていると思いますけれども、

そういう研修の要望があれば、市長が、おお、行ってこいというぐらいの気持ちかどうか、確認したいと思います。

○市長（五位塚剛）

職員の研修については、もう積極的に提案をして、積極的に行きなさいというのを言っております。

○７番（宮迫　勝議員）

企画課長、今市長からそういう答弁をいただきました。先進地、いいところと思ったところはぜひ行って、目で見て学んでください。いいところいっぱいあります。これ参考になるなというのがありますのでぜひ企画して研修してください。どうですか。

○企画課長（橋口真人）

業務内容につきまして、先進地の研修は必要だと思っておりますので、いいところを探して、また研修に行ってまいりたいと思います。

○７番（宮迫　勝議員）

次に、６番目の、さきに曽於市が県外から曽於市に定住された方、こういう方がいっぱいいらっしゃいます。企画課のほうでも数字をつかんでいますので、再度確認しますけれども、曽於市外、鹿児島県外から曽於市に移住された方、直近の数字でいいですので、ちょっと報告してください。

○市長（五位塚剛）

曽於市に移住というのは、例えば地域振興住宅ですね。これも曽於市内に曽於市外から移住で建てておりますので、これはもうほとんど曽於市外です。その方々にお聞きしますと、非常に曽於市は住みやすいということを言われております。また、子育て支援に対しても非常に手厚いということで、皆さんそう言っておりますということで、そういう声はたくさん来ます。

あと、曽於市に住宅を建てた場合に、住宅取得のお祝い金というのを差し上げております。このことについても、市外からの方、また都会から帰ってきた方、いろいろ言われますけれども、曽於市は非常に住みやすいところだと言われておりますので、もうちょっとその住みよさをＰＲできればいいんじゃないかなというふうに思っております。

○７番（宮迫　勝議員）

そこで、前にも言ったんですけれども、１つの窓口、今回総務課が提案して研修に行ったワンストップサービス、１つの窓口で多く回らなくても用事が済むように、この移住・定住の関係、それから子育て、それから観光についても、やっぱりそういうところがもうそろそろ考えてもいいんじゃないかと思うんです。そのために総

務課、住民サービスのためにワンストップサービスを研修して取り入れているわけですから、これもやっぱり移住・定住に向けても活用できるところは活用すべきじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市の事業は企画でやるもの、建設課でやるもの、いろいろ実際まだほかにもいっぱいあります。だから、なるべく同じ目的のところは同じところでしたほうがいいんじゃないかということも、今検討も重ねて、改善できるところは改善しておりますけど、ほんとに移住から定住、住宅取得、危険物の解体事業の補助金とか、総合的にできるものができる、できれば一番いいと思いますので、そういうことを含めて、再度、内部検討というのは大事ですので、していきたいというふうに思います。

○７番（宮迫　勝議員）

それと、先に曽於市に移住・定住された方、この人たちのネットワークというのかな、新しく来られる方の相談相手、受け皿づくりというのが必要だと思うんです。今度、移住者の方を相談相手としたネットワークづくり、検討したいという答弁であります。これは私はぜひ大事じゃないかなと思います。

先ほども言いました田辺市では、これを活用しまして、それから職員もそこに１人配置して、ちゃんとした未来像、移住・定住した場合にはこういうことができるよとか、こういうところは相談できる相手がいるから安心して定住できる。そういうシステムでありました。

ぜひ、ここはネットワークづくりも実現してもらいたいと思います。

次に、お試し宿泊体験についてお伺いしますけれども、これは学校に泊まろうということのみが今のところのお試し宿泊体験なのか。それとも、ほかの民家を改修してその民家での宿泊体験もあるのか。これの確認をしたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今、１回目の答弁では、森の学校の中での体験学習をしていただきたいということでお話をいたしました。

前のときもちょっと説明いたしましたけれども、今、市内の方々から、持っている家を市に提供したいという話が２件ほど来ております。ほかにもまだいろいろあったんですけど、１つは、古民家的なものでありまして、何かそれを生かせないかということで事業化をしていきたいなと思っております。

もう一つは、末吉町に大きな農家住宅がありまして、その土地も含めて、市が有効活用していただきたいという要望がありまして、できたら農業体験を兼ねた宿泊、また曽於高校の子供たちを生かしたそういう体験農業も含めたものができるんじゃないかと思っておりますので、今後具体的に提案をしていきたいなというふうに思

います。

○７番（宮迫　勝議員）

ぜひ、農家宿泊体験の実現をしていただきたいなと思っています。森の学校の中に五右衛門風呂を設置する工事もありました。多分これは、都会から来る方は非常に珍しいんじゃないかなと思っております。

私の知り合いの方が、やっぱり住宅にお風呂があるんだけど、五右衛門風呂を設置して、そこも宿泊体験が経験できるところでありまして、修学旅行生が来たりグループで来ています。もうお風呂を一番喜ぶということでありました。だから、ぜひこういう五右衛門風呂も取り入れた事業にしていただきたいと思っております。

最後に一言、市長の考えを聞いて。

○市長（五位塚剛）

市内には、まだまだ有効活用できる空き家がたくさんあります。その方々の、市に提供したいというのもありましたけど、中に、まだ財産が入っていたり、仏壇があったり、そういうのがありましたので受け入れができませんでしたけど、そのあたりがうまく整理ができれば、もっともっと曽於市に泊まっていただいて曽於市のよさを知っていただいて、曽於市で農業をしたり、曽於市で企業をおこしていただいたりとか、いろんなことを今後展開をしていきたいと思いますので、また具体的になりましたら提案をしたいというふうに思います。

○７番（宮迫　勝議員）

もしそういう方が曽於市に移住・定住されたら、きっと情報を発信してくれるんです、その方々が。だから、ぜひその方々を大事にして、この事業が実現することを期待して、私の質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　１時４０分

再開　午後　１時４４分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第９、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○４番（岩水　豊議員）

４番、新生会の岩水豊です。今回は、２項目について質問します。

最初に、へき地児童生徒援助費等補助金返還金についてであります。

今回の補正予算に538万7,000円の返還金が計上されています。市長は、限られた予算であり、大切に活用していきたいと日ごろ言われておられるが、補助金返還の事態が発生したことをどのように考えているか。市民への説明がされておりません。

また、今後、このような補助金返還という事態が再発しないよう、議会は行政のチェック機関としての役割があり、検証する必要があると考えております。そのような視点で、次の４点について伺います。

今回の会計検査で不正を指摘された内容、補助金返還に至った経緯、今後の対応、ほかに指摘はなかったかを伺います。

次に、産業廃棄物の不法投棄についてであります。

廃棄物、特に産業廃棄物は適正な処理が義務づけられています。自然豊かな曽於市を不法投棄で汚すことは、絶対に許されません。処理費が高騰した農業用廃プラスチックは、それ相当の処理料金を支払って処理しています。中間業者や最終処理業者が適切な処理をしなければ排出者自身が責任を問われます。このことを踏まえ、次の①最近の産業廃棄物の不法投棄の実態、②廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物処理法）違反の状況、また、市の対応を伺います。

誠意ある答弁を望みます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の一般質問に対してお答えしたいと思います。

質問事項の２については私が最初に答弁いたしますが、質問事項の１については、教育長に後から答弁させます。

２、産業廃棄物の不法投棄についての①最近の産業廃棄物の不法投棄の実態についてお答えいたします。

産業廃棄物の所管につきましては、廃棄物処理及び清掃に関する法律の第４条第２項により、県が産業廃棄物の状況を把握し、適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとなっております。

不法投棄の実態につきましては、県に確認しましたところ、本市においては、平成27年度はゼロ件、平成28年度が２件、平成29年度が３件の不法投棄が公表されております。

２の廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の状況、市の対応についてお答えいたします。

違反状況につきましては、先ほどの不法投棄の実態についてお答えしましたとおりでございます。

市の対応につきましては、職員のパトロールや市民等から通報があった場合は、現地確認を行い、産業廃棄物の不法投棄と思われるものがあった場合は、投棄物の

状況を県の大隅地域振興局の衛生・環境課へ連絡して行っております。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（瀬下　浩）

１のへき地児童生徒援助費等補助金返還金についての①指摘された内容について、お答えします。

平成24年３月に統合した、南之郷中学校、財部南中学校、財部北中学校に係る遠距離通学のためのスクールバス運行委託料補助金の平成27年度、平成28年度が検査の対象でした。主に、補助の対象とならない生徒であっても、算出根拠の利用人数に含むよう指摘を受け、補助金が過大に交付されていたと認められたものです。

まず、学校統合後に転入してきた生徒、平成27年度６人、平成28年度３人を補助対象人数に含んでいたこと。

次に、補助対象とならない曽於高校生、平成27年度10人、平成28年度５人を利用人数に含んでいなかったことが指摘の内容です。

１の②補助金返還に至った経緯について、お答えします。

先日の全員協議会において、御報告しましたが、１年前に会計検査を受検し、約１年間、県、文部科学省、会計検査院と内容について協議を行ってきたところです。

去る11月９日、会計検査院が平均29年度の決算検査報告書を国に提出しました。これにより補助金の返還が確定したところでございます。

③今後の対応について、お答えいたします。

今後、過大と指摘された補助金を返還することになりますが、遠距離通学補助金は、学校統合後の平成24年度から28年度までの５年間であり、既に終了しています。

再度、学校統合があった場合には補助要件に該当しますが、このようなことが二度と起きないよう適正な執行に努めたいと考えています。

ほかの指摘についてお答えします。

教育委員会に関しましては、今回の指摘以外にはないところでございます。

○議長（原田賢一郎）

ここで、岩水議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　１時５２分

再開　午後　２時０２分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開き、岩水議員の一般質問を続行いたします。

○４番（岩水　豊議員）

１回目の答弁で、答弁漏れがあります。１番の④他に指摘はなかったか、伺うと。これは、教育委員会だけではなく、他の分野、市長部局にも値する問題も含めてでありますので、答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

基本的には、全体は、何課かわかりませんけど、財政課長から答弁させます。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

今回、新聞で指摘のことが乗っておりました部分について、岩水議員の④にほかに指摘はなかったかというところですが、学校部分かなということで控えたところでございました。申しわけございません。

障害福祉サービスの自立支援給付費というのがございます。これが曽於市、鹿児島市、枕崎市という３つの市で合計396万円この費用を払い過ぎていたというところで、県のほうから指摘があり、施設のほうが返したということでございますが、曽於市の部分につきましては、既に４月の段階で県のほうから通知がありまして、５月の支払いの中で過誤調整という形で、支払いが調整されております。また、中身については、ちょっと詳しくなってしまうんですが、その過誤調整を５月分の請求でやったということでございます。通常の支払いの中で、事務が終わっておりましたので、そのことを報告させていただきます。また、この会計検査院の報告、指摘があった部分については、事業所の過去の２年間の中で１件でも何か実績があれば通常に払われるんですが、それが２年間、実績がなかった場合は減算されるという状況がありまして、それが減算されていなかったという指摘なんですが、これは、１つの市町村だけではわからないことでございまして、支払いは国保連合会を通じての請求となりまして、なおかつ特定非営利法人でございまして、社会福祉法人の監査、市の監査も及ばないところでございました。恐らくここに気づけるとすれば、県の監査ではないかと思っております。その中で、県のほうが監査を再度実施して、この返還が決まったという報告が４月の11日に県のほうから参っておりますので、そこで処理としては、市としては支払いは終了したと思っております。

以上でございます。

○４番（岩水　豊議員）

396万円は曽於市の非営利法人が負担したということですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

金額のほうでございますが、曽於市の部分につきましては、102万3,100円でございました。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

返したのは非営利法人の事業者でございますが、もし請求があればこのうちの国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１の負担でございますので、応分の負担が曽於市はあったところでございましたが、その分は返還された形でございますので、曽於市の負担はこのうちの４分の１というところでございました。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

単純に言って102万円幾らの４分の１が市に返還されたという考えでよろしいんですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

市に返還を直接することはないんですけども、国保連合会を通じて、医療費と同じような形での返還という形になったと思っております。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、順序立って質問させていただきます。今回、新聞報道で会計検査院より指摘を受けた補助金返還という事態がありました。曽於市のイメージダウンになったのではないかと思いますが、教育長、市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

曽於市のイメージダウンになったのじゃないかということでございます。実際このような形で新聞に出されたということになれば、やっぱりイメージダウンになったかと思うんですけど、私的には、やっぱりこの内容についてはなかなか難しい部分があったのじゃないかなと思っている。もうちょっと国は寛大に措置すべきじゃないかなという気持ちは持っております。

○４番（岩水　豊議員）

補助金、先ほども今鶴議員の質問の中でもありましたけど、市がまちづくり曽於に負担金を出しております。不正があったりした場合、それぞれの責任が問われると思うんですが、国が相応の考えをとおっしゃられますが、へき地児童生徒援助費等補助金、これの遠距離通学費等の補助というところについては、学校統合等に係る小中学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要すると一番最初に書いてあるんです。ですから、国がどうこうという前にこういう補助金制度になっているわけですよ。補助金制度になっているわけですから、それに沿って補助金の申請するというのが当たり前じゃないですか。先ほどの答弁の説明もう１回お願いいたします。

○市長（五位塚剛）

統合にかかわるための補助金制度でありますけど、その後、統合後にそれを利用した人もいらっしゃったということであります。そういう同じバスが走る中での利

用されるわけですから、大きな、基本的には私はあんまり影響はないと思うんですけど、そういうことについては、もうちょっと国というのは広大な立場で見てもらってもいいんじゃないかという思いでございます。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、今回いきますと、今回の補助金の27年、28年度のまず申請のところに戻ります。補助金の計算、これは虚偽の申請なのか、それとも単なるミスなのか含めて伺いたい。いかがですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

御指摘のとおり、今回の申請につきましては、会計検査院から、誤った手続であり、補助金が過大に交付されているということでございますが、手続につきましては、本来、我々は補助対象であるという認識を持って申請した手続でございます。

○４番（岩水　豊議員）

先ほど私が言いましたとおり、学校統合に係る小中学校と、一番最初に書いてあるんです。これを見落とすかというように、私はとても思えないんですよ。一番上に書いてあるというんです。ですから、ここに高校生が入って、足したって、ちょっと考えられない事態だと思うんですけど、いかがですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

細かな計算方法なんですけれども、本来、我々の当初の認識では、今回の場合ですと、中学生が対象でしたので、中学生については全て補助対象、高校生については、補助対象外という認識を持っておりました。ただ、会計検査院の指摘は、この補助対象外である曽於高校生も利用人数に含みなさいという指摘でございましたので、そこで我々の認識と差異といいますか、計算に差が出たところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

極端な言い方ですが、バスが席が空いているから乗せたと。乗せたけど、それは人数に分母に入れなかったと。これはいいじゃないかという判断だったということですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

当然、当初、高校生ですので補助対象にはならないという認識は持っておりましたが、この利用人数に含みなさいという指摘は今回の会計検査院の指摘で判明したところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

２年間で500万円からという金額です。先ほど１回目であった10人程度でしたか、高校生、２年間乗せただけで500万円という大きな変化が発生しているわけです。具体的に今すらっと言われるんだけど、これだけの大きな額が返還金、されたとい

うことを考えたら、補助金の計算のやり方、末吉中の南之郷中との合併、財部中に財部北、財部南が合併したときの計算のやり方、具体的な計算の数値を示してもらえますか、指摘される前のやつと指摘されて減った数字を補助率、掛け算ですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

では、まず、平成27年度の末吉中学校南之郷コースですが、運行委託料が648万円です。このときの利用人数ですけれども、利用人数が22名、補助対象となる人数が19名ですので、648万円に22分の19を掛けることになります。

この南之郷コースで指摘を受けましたのが、この利用人数が先ほど22名と申しましたが、検査後の指摘では、高校生を含んで利用人数が29名、それから、補助対象となる人数が13名ということですので、先ほど申し上げました22分の19が29分の13となったところでございます。同じように、財部北コースにつきましては、運行委託料が755万5,680円です。これの利用人数が当初は６名、補助対象が６名ですので、１倍になりますのでそのままですが、検査後の指摘では、利用人数が６名、補助対象となる人数が４名ですので、６分の４ということになります。同じように財部南コースですが、委託料が723万1,680円、利用人数が15、補助対象が15、15分の15でございます。検査後の指摘では、利用人数が18、補助対象が14でございます。

当初の額の合計が2,126万7,360円となります。この補助金の要綱によりまして、最大半額が上限となっておりますので、これからいきますと、上限が1,019万1,000円となっております。これが、検査後の指摘では678万3,000円となりまして、平成27年度の差引額、返還額が340万8,000円となったところでございます。同じように、平成28年度も同じような計算式を使いますが、合計だけ申し上げます。28年度の委託料は南之郷コースは変わりません。648万円。当初の利用人数が25、補助対象が16、25分の16です。これが検査後の指摘で27分の13になっております。今のが南之郷コースです。

次に、財部北コースですが、委託料も変わりません。755万5,680円ですが、利用人数が４、補助対象が４で４分の４ですが、これが６分の４です。

財部南コースが、委託料が723万1,680円、同じです。利用人数が14、補助対象が12でしたが、検査後の指摘で15分の12になっております。これの合計で平成27年度と同額になりますが、合計で2,126万7,360円ですが、これの半額の上限で895万円でした検査後の数字で697万1,000円となりましたので、差額が197万9,000円、合計で538万7,000円ということでございます。

○４番（岩水　豊議員）

高校生を27年、28年、前の26年とか25年、24年というのは問題はなかったわけなんでしょうか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

今回の実地検査では、この27、28が検査対象でしたので、前３年につきましては、精査していないところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

ただ単純に同じように高校生を乗せたりとか、その前はあったわけですか。それだけお伺いします。

○教育委員会総務課長（外山直英）

26年度から高校生が乗っていたというふうに認識しております。

○４番（岩水　豊議員）

それは、会計検査では、27年、28年度が調査対象だったから、検証対象だったから前の年度についてはチェックが入らなくて、返還金を返せという是正の要求はなかったということですね。でも乗していたということですね。ということはそれも計算からいけば、不正があったということになりますか。なりますね。

○教育委員会総務課長（外山直英）

検査当日、対象年度は27年度、28年度でしたが、26年度についても、同じような取り扱いをしておりましたということで、検査院調査官には報告をしております。

○４番（岩水　豊議員）

ということは実質的にそういう扱いになっていると考えていいですね。ということは、極端な話、補助金の制度にのっとっていない部分、会計検査院の指摘される部分があったということは間違いないということですね。

○教育委員会総務課長（外山直英）

過大に補助金を交付されている可能性があると思っております。

○４番（岩水　豊議員）

それについての取り扱いは行政としてどういうふうに考えておられますか。

○市長（五位塚剛）

特にこれといった考えは持っておりません。

○４番（岩水　豊議員）

当初24年から合併に伴う補助金、ということは24年はそういうことはなかったということでよろしいですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

そのとおりです。

○４番（岩水　豊議員）

これはいつどこで、最初は対象に、高校生は乗せていなかったわけですね。いつどこで決まって高校生乗せるようになったんですか。どこで決まったんですか。

○教育委員会総務課長（外山直英）

統合後中学生がこのバスに乗っておりまして、当然、３年間で卒業しますので、同じ自宅から曽於高校に通学しますので、補助対象ではないけれども、乗せることには問題ないだろうという認識で同乗させたものでございます。

○４番（岩水　豊議員）

その時点では、小中学校の遠距離通学の補助金ということは認識あったわけですよね。その時に、この補助金の中で、分母には入れないまま乗せたんですね。どうやってこれ、どこでそういうのを決められたんですか。要綱かなんかですか。それ、何かどういう条例とか、要綱にのっとって高校生が乗るようになったんでしょうか。便宜上じゃ困りますよね、決まり事が。

○教育委員会総務課長（外山直英）

おっしゃるように、へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学では、小学生、中学生が対象であります。これは補助金の対象ですので、先ほど説明したとおり利用人数分の補助対象という捉え方をしております。逆に高校生を同乗させたからといって分子の部分には乗せていないので、補助金には該当しないだろうと、乗せることそのものにも問題ないだろうと認識だったところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○教育委員会総務課長（外山直英）

市の要綱の中で、通学援助補助金要綱というのがございますが、そこで曽於高校生にも遠距離通学証というのを発行して、同乗しております。

○４番（岩水　豊議員）

それを誰が判断したんですか。誰が乗せるように決めたんですか。その要綱があると、曽於高校生を乗せるように要綱を何年何月に改正したんですか。その事実と、誰がするように決めたんですか。誰の責任でそういうふうにしたんですか。どういういきさつで誰が判断して、乗せるようになったんですか。そんな好き勝手にはできんわけでしょ。

（何ごとか言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時２５分

再開　午後　２時２７分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育委員会総務課長（外山直英）

失礼いたしました。曽於高校総合支援条例の中の曽於市スクールバス活用事業ということで、平成26年４月１日にスクールバスに曽於高校生を乗せているものでございます。決定につきましては、市長ということになるかと思います。

○４番（岩水　豊議員）

市長、いかがですか。今、市長の決定でそういうふうになって乗せたと。そのときに条例の精査が足りなかったということです。答弁を要求します。

○市長（五位塚剛）

曽於高校ができたときに、曽於高校の子供たちの支援事業という形で条例を議員の方々にもお示しいたしました。条例です。お示しいたしました。その中で、このようなことが起きましたけど、私は、だから先ほども言いましたように、同じ車、バスを使う中で、曽於市の子供たちをそういう形でできるという、このことについて、私はもうちょっと大局的に国のほうも見てもらえればありがたいなという気持ちはあったところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

バスが空いているから、乗せてもいいんじゃないかという判断ですよね、席が。満杯じゃもちろん乗れないわけですけど、ですから、それをこうやって返還ということになったわけです。それについて、要綱で決めて、その中でこういう対応で、返還が発生した。いかがですか。それについての責任をどのように考えておられるかということですよ。

○市長（五位塚剛）

先ほども教育委員会のほうで答弁いたしましたように、高校生の乗せる分については、そういう意味では、支援と同時に補助金をもらうための分母には入れていないということで、問題はないというふうに思っていたということで経過を説明いたしました。このことについても、条例としてお願いして認めてもらっておりますので、最終的には、私は子供たちのためだと思っているところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

乗せることに私は議論しているわけではないんです。補助金の返納というのが発生したということについて、問うているところであります。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

先ほどから答弁いたしていますように、結果的に補助金の計算方法というのがありまして、そのことが、私たちの解釈とは若干違ったところがありまして、会計検査の中で、これは補助対象じゃないですねということになって、その分は返還しな

さいということになったから、そのとおりにしたところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

どうも、私は、やはり大切な税金を、市の予算を大事に使いたいという市長の考えにも、私も同調いたしますが、そういう中で、補助金、一旦もらっていたんですよ、27年、28年。前年、前々年度の以前の分を今年度の予算で500万円っちゅう金を出さなければならないような事態になったということは、やはり、責任ということは感じられませんか、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

国の補助事業、県の補助事業含めて、いろいろあります。県の立場、国の立場によって、それはいいでしょうということもたくさんあります。だからそれは、許容範囲の中でまた計算の仕方によって若干違いもあります。最終的には、これは会計検査院の中でこれはどうしても補助の対象にはならないだろうということで、そういう指摘を受けたから、返還をするようになったところでございます。市民の税金の中から一般財源の中から返還をすることになったということについては、非常に残念だなというふうに思っております。

○４番（岩水　豊議員）

そう言っていただければ、私どもすぐ納得できるんですよ。別に乗すことは私も、便宜的に乗すことはとやかく言うつもりはないけど、どっからかそういうふうに要綱の中で入れたわけですね。当初の条例の条文にこういうバスに乗すちゅうのは出ていなかったと思います。要綱の中だったと思うんですよ。ただ、我々、議会運営がなかなか目に触れられない、審議しない部分がありますので、そういうところを踏まえてしたときに、やはり、正確にやってほしいと。

例えば、一般的に路線バスが走っています。１人しかお客さんが乗っていない。２人目は２人が乗ったからとしてお金は要らないよという考えというのはあり得ない話じゃないでしょうか。ですから、やはりしっかりとしたその辺の認識を持っていただきたいと思います。いかがですか。そういうふうに考えていただきたいと。ですから、乗せる分はいいんですよ。でも、普通のバスをお客さんが乗っちょって乗っちょらん分を空いているから乗せていいということは、同じように考えてもらっちゃ、それはちょっとお門違いだと思うんです。いかがですか。

○市長（五位塚剛）

曽於高校の子供を市が運営しているこの事業に、バスに乗せてやるというのは条例で認めていただいたところでございます。今後もいろんな状況が出てきます。そのときに、場合によっては、市のいろんな事業に子供たちの通学スクールバスの関係に曽於高校の子供も乗せてもらえんですかということもありまして、それも一部

認めております。そういう形で市民のためにちゃんと問題がないのは、あるいはある程度は緩やかな運用も問題ないと思いますけど、今回の場合は、条例にちゃんと明記している中での事業でありまして、問題はないというふうに思っております。

○４番（岩水　豊議員）

以前、財部の児童が大隅北を経由して、大隅中学校に行くというときに、乗してほしいという要望があったけど、そのときはどうしても乗せられなかったという事態があったんです。４年、５年前ありました。ですから、何らかの方法をとる場合、特にこういう補助金を国県から受ける場合は、しっかりとした精査を求めたいと思います。よろしいでしょうか。

○教育長（瀬下　浩）

今後は、県とも詰めながら、精査しながらこういう補助金の申請をしていきたいと思います。

○４番（岩水　豊議員）

この件については、一応、今回はここで置いておきたいと思いますが、指摘をされないよう、正確な運用をしていってほしいと望みます。特に、こういう問題が発生するというのは、新聞に大きく報道されます。やはり、私は今ふるさと納税等で一生懸命アピールしたり、ふるさと大使とかをお願いしたりして、アピールしている一方で、こういうのが記事になるということは、非常にイメージダウンになっていると思います。明らかな。特に、今回、我々は南・朝日で見ましたが、全国紙等にまさか載っているんじゃないかなと懸念しているところであります。ですから、慎重に対応していただきたい。よろしいでしょうか。

次の産業廃棄物の最近の状況についてお伺いしたいと思いますが、まず、産業廃棄物に当たるかどうかは別といたしまして、蔵之町の廃ビニール処理場がありましたが、そこの状況はどのようになっておるか、お伺いしたいんですが。

○市長（五位塚剛）

蔵之町の廃ビニールについては、地元住民から要望も出ておりましたので、県にも入っていただき、その搬出を進めております。熊本の業者のほうで搬出を始めておりますけど、約半分近く搬出が終わったというふうに聞いております。

○４番（岩水　豊議員）

それ、適正に処理されているんでしょうか。それとあわせて、28年度２件、29年度３件の不法投棄が公表されているということでありますが、具体的にどういう内容の不法投棄か、中身を説明ください。

○市民課長（内山和浩）

蔵之町の廃ビニールにつきましては、現在、９月から搬出をいたしまして、11月

末で712トンほどを出しております。当初1,000トンから1,500トンと言われていましたので、約半分ぐらいを排出しているとこです。業者につきましては、熊本の工場を確認をいたしまして、適正な処理をされているところを斡旋をしていただいて、持ち出しをしている状況でございます。

それから、28年度の２件につきましては、細かい内容は県のほうから教えてもらっておりませんが、財部町のがれき類と木くずの不法投棄が１件、それから、末吉町の燃えがらの不法投棄が1件、28年度です。２件分です。それから29年度です。29年度は末吉町のがれき類と木くずの不法投棄が１件、それから廃プラスチック類の不法投棄が１件です。こちらは、曽於市の末吉のほうに連絡があった分で、南之郷の鹿児島ペットリサイクルの近くにフレコンバックで不法投棄があった部分でございます。この２件です。それから、あと１件が大隅町のがれき類と木くずと廃プラスチック類ということで不法投棄が１件あったと聞いております。

○４番（岩水　豊議員）

これだけですか。あと不法投棄はありませんか。

○市民課長（内山和浩）

30年度につきましては、県のほうからの公表がありませんので、現在のところは公表できないといいますか、発表していないということになります。

○４番（岩水　豊議員）

９月26日建経で現地調査をしたとき、末吉の深川の山林に畜産農家の不法投棄を関係課長立ち合いのもと確認しました。そうでしたね。伺います。

○市民課長（内山和浩）

それではお答えをいたします。

これにつきましては、多分深川の原口地区の堆肥のことであろうかと思います。これにつきましては、市民課のほうへは９月25日に連絡がありました。現地を確認に行きましたところ、４トントラックで搬入中でありましたので、搬入をストップさせまして、家畜排せつ物の管理の適正及び利用促進に関する法律を適用し、業者に撤去のお願いをしたところであります。同時に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律についても説明をしたところです。また、県に対しましても、住民の方から連絡が行っておりましたので、県と話し合いをした結果、県の見解のもとにまずは家畜排せつ物の管理の適正化、及び利用促進に関する法律に基づき、適正な処理を行わせることが優先であるという結果でありましたので、適正処理につきましては、畜産課長にもお願いをいたしまして、撤去を含めた適正な指導を県と市で進めてきたところでございます。その結果、現在の状況ですけれども、11月29日に撤去が終わりまして、元の場所に戻してある状況ですが、飛散防止等のため、ブルーシート

により覆いをして管理をするよう今指導しているところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

私は、今この件気になっておるとこでありましたが、平成26年８月だったと思いますが、志布志市の山林に廃石膏ボードが不法投棄され、逮捕者が出ました、志布志で。そのときに、条例等々見た場合、５年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が課せられると。法人にはおいては３億円以下の罰金だという、非常に大きい不法投棄については、大きな罰則が設定されております。これで、私県のほうのホームページを見たりしましたら、産業廃棄物不法投棄を発見したら、県庁廃棄物リサイクル対策課まで御連絡くださいという、不法投棄は犯罪であり、原形復旧すればよいというものではないとなっております。どうでしょうか。課長、間違いありませんか。

○市民課長（内山和浩）

おっしゃるとおりであると思いますが、一応搬入作業中でございましたので、それが不法投棄という見方をせずに、大量に排出をしているという観点から、廃棄物の家畜排泄物の適正な処理というほうを優先させていただきました。これが搬出者もわからない、誰が捨てたかもわからないという形になったときには、不法投棄という形で警察なりが入ってきまして、いろいろ調査に入ると思いますけれども、まず、その前の段階であるときには、県も市も指導をしなさいということになっておりますので、そちらのほうの方法をとらせていただきました。

○４番（岩水　豊議員）

それでは、これについては、県もおんなじ認識ということで、よろしいですか。これが県は担当課はどちらになりますか。

○市民課長（内山和浩）

一応、今回の件につきましては、県庁のほうが環境林務部の廃棄物・リサイクル対策課のほうから２名、この中には、鹿児島県警から出向の方も入っていらっしゃいます。それから、大隅地域振興局のほうでは、保健福祉部環境部の衛生環境課のほうから来ていただいております。こちらのほうにも警察のＯＢの方がＧメンとして入っていただいており、４名の方に来ていただいて、県の見解も伺ったところでございます。

○４番（岩水　豊議員）

よくわかりました。この私としては産業廃棄物という表現使いましたが、畜産排泄物だそうです。その後の処理はどうなったんでしょうか。持ち出した後。

○市民課長（内山和浩）

これにつきましては、先ほど申しましたとおり、ブルーシートで覆っていただい

て、雨とか風とか、そういったものから防げるような対策をしていただきたいということと、長期的に置いてもらいますと、地下水等の汚染ということも考えられますので、ブルーシートをかぶせてくださいということでお願いをしてあります。その後の指導につきましては、畜産課長のほうから、適正な施肥をするようにということで業者の方、持ち主の方と話をしているところです。あとにつきましては、現在私どもが足を運んだのが、11月の29日までで16回ほど足を運んでおります。その中で、県のほうも何回か来ていただいておりますが、パトロールの回るコースの中に入っておりまして、適正な処理を促してくといいますか、お願いをしていくという形になっております。適正処理という形で処理をせずに施肥をしたりした場合については、今後、また注意をしていこうということで考えているところです。

○４番（岩水　豊議員）

数量としてはどれぐらいあったんですか。

○市民課長（内山和浩）

おおよそでありますけれども、800トンぐらいということで。

○４番（岩水　豊議員）

800トンですか。800トンを山に、あそこに入っていたんですか。私たちも見た26日現在で、その時点、800トン。私は、建経で見に行ったとき、手前のほうから捨てて、その奥に捨てようということで、車が入らないからということか、もしくは隠ぺい工作か、もしくは飛散防止か、シラスを上に敷いて、また次へとしてあったんです。800トン。これは、本当に不法投棄には当たらないんですね。800トンという膨大な数量をして。

○市民課長（内山和浩）

見た目で見ますと800トンあるのかなというような感じも受けたんですけれども、それが量で不法投棄であるかないかということではなくて、まだ搬出中でありましたので、ストップをかけました。持ち主の方に接触をして話をした結果では、そこに持っていって現状からすると不法投棄のような気もするんですけれども、事業主の話を聞きますと、そこに持っていって切り返して堆肥にして、また持ち出して施肥するんだということでしたけれども、納得がいきませんでしたので持ち出しをお願いをしたところです。議員がおっしゃいますとおり、もともと家畜排せつ物の中でふん尿は産業廃棄物でございます。産業廃棄物ではありますけれども、廃ビニール等と同じように、リサイクルをしなさいとか、施肥をすることもリサイクルのうちになるんですけども、リサイクルをするということを先にさせなさいというふうに法律はなっておりますので、まずは罰則から入る、３億円という罰則もありますけど、罰則から入るのではなくて、適正な指導をして、管理をさせなさいというこ

とができなかったときには、不法投棄である罰則等が発生してくるというふうに思います。このような形で今回は指導させていただきました。

○４番（岩水　豊議員）

その800トンという堆肥をシートで覆っているのが最終的な処理にはならないと思いますが、関係課の方々、いかがでしょう。これ、最終的に置いておくだけで最終処理が終わったというような考えになるんでしょうか、伺います。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。御指摘のように、最終的な処分ということではございませんで、今回は、特に山のほうへ搬出されていたと。今回はどうしても早く搬出されていたものをもとに、山をもとに復旧していただきたいということで、搬出先につきましては、そのようなものを置くところは、もともとありましたところの隣の隣接地が空いているということで、そこの隣接地に持ち出すということにしていただきました。持ち出した後、今、積んであってブルーシートを覆うようにということで指導しているわけですけれども最終的には、これは土地還元をしてくださいということで、土地還元をさせるためには、完熟発酵させなければなりません。そのための攪拌なり、そういうものの作業をした後、ふるい機にかけまして、不純物、いろんなそういうものを除いた後を堆肥として土地還元するという、そういう計画であります。

以上であります。

○４番（岩水　豊議員）

そこの農場というのは、相当規模の農場じゃないかなと推測するところでありますが、そこで800トンためておるけど、また廃棄物が出てくるわけです。排せつ物というんですか、出てくるんです。適正な自然循環というか、は指導はいかがなもんでしょうか。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。今回の問題になっております家畜排せつ物でございますけれども、その排せつ物につきましては、本人が所有している家畜から排せつされたものではないところであります。これは、今回の事業者のほうが鶏舎のほうを購入されまして、その鶏舎の中にたまっていた鶏ふんを持ち出したということでこのようなことになったところでございます。

以上でございます。

○４番（岩水　豊議員）

末吉の有機センターとかに持っていって処理とかいうことはできないんですか。

○畜産課長（野村伸一）

当事者のほうから、その鶏舎等を購入されたときに、どのような処理をしたらいいかという相談はありました。そこで、いろんな処理の業者さん等がいましたので、そういうところでということで、本人さんも有機センターのことを申し上げ、こちらのほうに相談もあったわけですけども、有機センターで到底処理できる量じゃございませんでしたので、そのような取り扱いをされている業者、そういうところをこちらとしては、農家さんのほうにはこちらのほうで連絡先等教えて、取り扱いがされているところがありますよということはお知らせしたことはございます。

○４番（岩水　豊議員）

いかがでしょうか。やはり、畜産の町としての我が市としてこういう排せつ物の適正な処理がされないということがあると、大きなイメージダウンになると思うんです。ただでさえも畜産を含めた農家の皆さん方、悪臭とかにおいの対策とか、いろいろ工夫されていらっしゃるのは私も見ております。私の近所も大きな畜産基地がありますが、以前からすると本当ににおいがないような状況になってきておりますが、こういう循環型は自然豊かな曽於市を、ましてや畜産の町として大きな牛のモニュメントもつくっておりますが、それどころじゃない大きなイメージダウンになる可能性があると思うんです。市の方針として、こういう廃棄物等についての所見を伺いたいと思います。

○市長（五位塚剛）

今回の問題が発生いたしましてすぐに市民課、畜産課のほうから連絡がありました。私もすぐに現地に行かさせていただきました。そして、畜産農家の方とお会いして、なぜそのようなことをしたのかということでお聞きいたしました。実は今経過があったように、鶏舎を取得をして、そこに畜舎を広げていきたいということで、そこにたまっていた堆肥を最初は自分の農地に堆肥散布をして、飼料等を植えられたみたいですけど、何せ20年以上の長いものの堆肥ということであって、全く肥料効果がなくなってしまったということで、どうしてもそれをそのまま置いておくといかんということで、今回になったようでございます。私は、それはやり方としては、自分のとこの牛ふんに混ぜて自分のところのいろんな畑あるから、そこに少しずつ時間かかってもいいから還元をしなさいということで指導いたしました。本人のほうは、そのようなことを基本にしながら、今後、畑に還元していくということでありますので、私たちも引き続き指導していきたいというふうに思います。

○４番（岩水　豊議員）

せっかく畜産課長のほうで処理業者等をあるということでの指導等したところであるのにかかわらず、こういう事態を招く。いかに安く済ませようとかという人間心理、経済心理が働いた状況が招いたのではないかと思うんですよ。ですけど、や

はり、そういうことでこういう問題が各地で発生し出したりすると、畜産の町のイメージダウンに、非常に大きな影響を与えると思うんです。いかがでしょうか。この辺の指導というのを再度強力に要請していっていただきたいと思いますが、見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

末吉に旧末吉町時代から堆肥有機センターがありますけど、正直なところ、今農家からの堆肥を受け入れが制限がかかっている状況であります。農家にとっては、それこそ養鶏の農家、養豚の農家、また、牛の農家も本当はどうしても自分のところでは処理できないということであるんですけど、実際、今の堆肥センターの受け入れ状況と堆肥出すの状況が非常に精いっぱいの状況であります。当然ながら今後の課題として、このようなことが起きないようにまた、畜産農家を含めた農業の町ですので、もうちょっと工夫した堆肥の処理のし方を検討して、また議会に場合によっては予算のお願いをしたいと思っております。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

私の家の近くの畜産団地のところでは、逆にこの前ちょうど肥料をつくっているところが、見たら空っぽでしたので、驚いて聞いたら、あちこちから引き合いが多くて、遠くまで持っていくのはもったいないぐらい、地元の農家の皆さん方に分けてやりたいというような状況で、驚いたところもあります。ですから、畜産の協議会もあります。うまく活用して、しょっちゅう会もあったり、いろいろしていますが、こういう問題というのも議題に上げて、よりいい循環型の畜産を目指すこととしていかないと、一方では、日本一だぞと言って大きなモニュメントをつくって、一方では、不法投棄まがいのことが横行するようであれば、我が市のイメージダウンに必ずなります。非常に先ほどこれは処理という言い方をされましたが、処理なのか、不法投棄なのかのすれすれもいいところですよ、これは。ましてや山林に木を伐採して谷になっているところに置いてあったんです。平場に置いてあって使い方を考えるとかいうことであったら、まだわかります。でも谷になっているところに置いて、上からシラスかぶせて、中に谷の下へ行くような方法をとっているんです。私としては、市民一般の方から見れば、不法投棄の投棄中だったとしか思えられません。こういうのが一般市民の考えで、私もその後、いろんな方と見たりして、そういうような認識を持たれる方が非常に多かったことに驚きました。ですから、やはりそういう疑念を持たれること、ましてやこの畜産の曽於市ということで一生懸命やっている一方のそういう問題はぜひ、二度とないように審議会のほう含めて協議していただいて、問題があれば、問題を明らかにして、二度とそういうことが、

みんながないように周りにもぜひ伝えていただければと思い、本日の一般質問を終わります。

○議長（原田賢一郎）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日、７日、午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　３時０２分

平成30年第４回曽於市議会定例会

平成30年12月７日

（第５日目）

平成30年第４回曽於市議会定例会会議録（第５号）

平成30年12月７日（金曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第５号）

（以下２件一括議題）
第１　議案第69号　曽於市税条例の一部改正について
第２　議案第70号　曽於市有住宅条例の一部改正について

（以下２件一括議題）
第３　議案第71号　字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）
第４　議案第72号　字の区域変更について（立馬地区）

第５　議案第77号　指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）

（以下６件一括議題）
第６　議案第73号　指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）
第７　議案第74号　指定管理者の指定について（曽於市立恒吉地区診療所）
第８　議案第75号　指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）
第９　議案第76号　指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）
第10　議案第78号　指定管理者の指定について（曽於市立図書館、曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館）
第11　議案第79号　指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）

第12　議案第80号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について

（以下３件一括議題）
第13　議案第81号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
第14　議案第82号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について
第15　議案第83号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第３号）について

（以下４件一括議題）
第16　議案第84号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

第17　議案第85号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について
第18　議案第86号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について
第19　議案第87号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について

第20　陳情第６号　「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等について

２．出席議員は次のとおりである。（19名）

２番　松ノ下　いずみ	３番　鈴　木　栄　一	４番　岩　水　　豊
５番　渕　合　昌　昭	６番　上　村　龍　生	７番　宮　迫　　勝
８番　今　鶴　治　信	９番　九　日　克　典	10番　伊地知　厚　仁
11番　土　屋　健　一	12番　山　田　義　盛	13番　大川内　冨　男
14番　渡　辺　利　治	15番　海　野　隆　平	16番　久　長　登良男
17番　谷　口　義　則	18番　迫　　杉　雄	19番　徳　峰　一　成
20番　原　田　賢一郎		

３．欠席議員は次のとおりである。（１名）

１番　重　久　昌　樹

４．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持　留　光　一　　次長兼議事係長　森　岡　雄　三　　総務係長　吉　田　宏　明

専門員　　津　曲　克　彦

５．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29名）

市　　長	五位塚　剛	教　育　長	瀬　下　　浩
副　市　長	八　木　達　範	教育委員会総務課長	外　山　直　英
副　市　長	大休寺　拓　夫	学校教育課長	川　路　道　文
総　務　課　長	今　村　浩　次	社会教育課長	岩　元　　浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱　田　政　継	農林振興課長	竹　田　正　博
財部支所長兼地域振興課長	吉　野　　実	商工観光課長	荒　武　圭　一
企　画　課　長	橋　口　真　人	畜　産　課　長	野　村　伸　一
財　政　課　長	上　鶴　明　人	耕　地　課　長	小　松　勇　二
税　務　課　長	桂　原　光　一	建　設　課　長	新澤津　順　郎

市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	小園正幸	監査委員事務局長	吉元剛
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一	農業委員会事務局長	中山純一
大隅保健福祉課長	待木昌子		
大隅支所産業振興課長	冨吉浩幸		
財部支所建設水道課長	上集基志		

開議　午前１０時００分

―――――――・――・―――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

―――――――・――・―――――――

日程第１　議案第69号　曽於市税条例の一部改正について

日程第２　議案第70号　曽於市有住宅条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

日程第１、議案第69号、曽於市税条例の一部改正について及び日程第２、議案第70号、曽於市有住宅条例の一部改正についてまでの２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○１９番（徳峰一成議員）

最初に、議案69号の市税条例一部改正について質問をいたします。

質問の第１点は、今回の改正内容の中心的な内容について説明をしてください。

次に、議案の第70号、市有住宅条例の一部改正についてでございます。

先日の提案説明の中でも、また添付された資料でも一部質問が重なりますけども、質問をいたします。

今回のこの条例改正についての場所並びに建設年度、そして廃止の理由などについて説明してください。また、この住宅は何年間、この間、老朽化等のために使用がされていなかったのでしょうか。

以上が１回目の質問であります。

○税務課長（桂原光一）

それでは、曽於市税条例の一部改正について、その内容等についてお答えいたします。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、関連する規定を改正するものです。

（「公布日とか、それも含めて」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

地方税法の一部を改正する法律、法律第３号ですけども、それと地方税法施行令等の一部を改正する政令、これが両方とも平成30年３月31日の公布となっております。

具体的には、障がい者、未成年者、寡婦等の非課税措置の所得要件が、125万円から135万円に引き上げられました。また、均等割非課税限度額及び所得割非課税限度額にそれぞれ10万円加算されることになりました。また、基礎控除額及び調整控除額に所得要件が設けられ、前年度の合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者に適用されることになりました。

そのほか、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務についての規定が追加されまして、資本金の額が１億円を超える法人は、市民税の申告について電子申告により行うこととされたところです。

また、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件が見直されまして、年金所得以外の所得がない配偶者を有している場合は、配偶者控除の申告がしてあれば、配偶者特別控除の申告の必要がなくなりました。

これらの改正に対応するため、条項の追加や条ずれによる規定の整備を行いまして、附則において施行日、経過措置等について規定しているものでございます。

以上でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、議案第70号、曽於市有住宅条例の一部改正についての場所、建設年度、廃止の理由等についてお答えいたします。

この用途廃止する曽於市市有住宅岩北第２団地については、所在地が曽於市末吉町岩崎649番地１で、昭和41年度に建設した木造平屋建ての住宅１戸であり、築52年経過しているために、今回、用途廃止するものでございます。

この住宅につきましては、現在も入居中であります。今回、その現入居者から購入の相談があり、土地と建物をあわせて譲渡するものであります。そのための条例の一部改正をお願いするものであります。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、議案の69号の税改正について質問いたします。

質問の２回目の第１点は、大きく４項目にわたっての改正の中心的内容が課長から説明があったと思います。具体的にこれらの、市民への影響額について、例えば29年度をベースにしてもいいと思うんですけども、試算されていると思いますので、影響額について説明してください。

また、曽於市にとっては、税収入上、一定額のそう大きくは今回はなりませんけれども、収入、税収減になると思うんですが、年間大体どれぐらいの、このままでは減額となるのか。これ、第２点目。

それから、前後いたしますが、３つ目は、ことしの３月の末に、課長、公布とな

ったわけですよね。そうですよね。

（「はい」と言う者あり）

○１９番（徳峰一成議員）

もうそれから９カ月たっていますよね。施行はもう、早いのではもう年明けて来年の１月からでしょう。今まで、９月とか６月でも補正の機会があったと思うんですが、これ、なぜ、この間、延びたのか。もう本来だったら６月、まあ遅くとも９月議会には、ことしの国の法改正との関連では、議会には提案――速やかに、提案すべきじゃないかと思うんですが、おくれた理由も説明してください。

あわせて、今後、なるべく早目に、関連する条例改正は議会には提案をしていただきたいと思っております。

次に、議案の70号についてです。

課長の説明では、築52年たっているけども、現在まだ入居者おられるということであります。

まず質問の第１点でありますけれども、大体これを、まあ譲渡といいますか、希望者に売却する場合は、市の基本的な考え方として、この価格等についてはどういった基準で一応譲渡する基本的な市の考え方であるのか。当然、決まった考え方が、方針があると思いますので、お答え願いたいと考えております。

関連いたしまして、今回は用途廃止はこの一例だけですけれども、市内を回りますと、市営、特に市営住宅を中心として、老朽化等のために、もう入居が不可能というか、長期にわたってですね、それは用途廃止されていないところが、あちこちに少なからずあるでしょ。これらは現在どれぐらいの、もう入居が不可能といいますか、住宅あるのか。いずれにいたしましても、市としてももう改善・改修の計画がないのであったら、基本的には用途廃止の方向でせざるを得ないと思うんですが、それについても市の考え方を聞かせてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

市の基本的な考え方についてお答えしたいと思います。

曽於市には、古くなった、こういう市営住宅等を政策空き家にして、最終的には解体しているところもあります。また、市民から申し出があったところについては、売買もいたしております。そういう場合は、市の課税、資産の課税状況というのがありますので、それを鑑みながら、また基本的にはほかの方々にも告示して、売買なり譲渡でも含めて、やっております。

今回、末吉の町の中にセブンイレブンができましたので、旧末吉町の中央分団の建物・土地もそのような形で、もう将来見込みの――市がですね、利用目的がない

ものについては、もうなるべく処分をして、一般財源化するという方向づけの基本的な考えでございます。

あとは、各担当課長から答弁させます。

○税務課長（桂原光一）

それでは、お答えいたします。

まず、影響額につきましてですが、障がい者、未成年者、寡婦等による非課税限度額の所得要件の引き上げによる影響額でございますが、平成29年度決算に置きかえまして、新たに81名の方が市民税の非課税対象者となりまして、所得割額としまして118万6,500円の調定減となるところでございます。

続きまして、均等割非課税限度額と所得割非課税限度額の引き上げによります影響額が、均等割が147人、所得割が454人、計の601人の市民が非課税となりまして、合計で、税額としまして311万3,900円の調定減となるところでございます。

それと、基礎控除額及び調整控除額の所得要件の創設によりましては、29年度決算に置きかえますと、2,500万円を超える納税義務者が26人いらっしゃいました。それに対する影響額が、92万3,000円の調定増となるところでございます。

（「調定「増」ですか」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

はい。

それと、もう一つ。なぜ提案がおくれたかということでございましたけども、いつの時期からそうなったのかわかりませんけれども、直近の施行日の前の議会において提案するということで、今年度も、６月議会、９月議会、それぞれ施行前の議会で提案させていただいたところでございます。今回も、市民税についての施行日が、直近が平成31年１月１日施行日が直近でしたので、12月議会で提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、お答えいたします。

現在、曽於市におきましては、今回策定いたしました曽於市公営住宅等長寿命化計画に基づいて用途廃止等を決定しているわけでございますが、現在建てかえを計画している団地につきましては４団地179戸があるところでございます。また、用途廃止を計画している団地につきましては11団地99戸を計画しているところでございます。

この基本といたしましては、この建物の耐火構造によるものでございますが、耐火構造のあるものについては耐用年数70年、それから準耐火構造・簡易耐火構造

２階建て等の住宅につきましては45年、それから木造・簡易耐火構造平屋建て等の住宅につきましては耐用年限を30年として決めているところでございます。

それから、市営住宅等の空き家についてでございますが、これについても、この長寿命化計画の中の数字ではございますが、政策空き家等が104戸、それから実質空き家が93戸、合わせまして197戸があるところでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

３回目でありますので、まず数字の確認をいたします。間違いなければ、もう答弁よろしいです。

障がい者等の関連は118万6,500円の減、均等割・所得割関係については311万3,900円の減、そして基礎関係あるいは調整控除関係については92万3,000円の増ということで理解いたしましたけど、間違っていたら訂正してください。なければ答弁よろしいです。

次に、これ税関係を統括する、大休寺副市長ですかね、これは。――八木副市長ですね。質問をいたします。

これは、ほかの税関係にも、以外にも関連いたしますが、国の法改正に伴う、それを踏まえた市の条例等の改正についての時期で、議会の実施時期であります。私は２回目の質問の中で、やはり――例えば、ほとんどが、国の法改正は３月の国会で改正されるのが地方関係の関連では通常でございますが、基本的には、速やかにですね、６月、遅くとも９月議会までに議会に提案して、そして市民に周知徹底を図るというのを原則とすべきだと思うんですよ。ただいま税務課長が言われたように、いわば来年の年が明いて１月からの施行だから、その一番近い12月議会で提案するというのは、市民との関係でいかがなものかと思うんですよね。周知する期間ないわけですがね。

だから、基本的には、もう早ければ早いほどいいという、思うんですよ。これ、そのように今後、これは改めることできますので改めていただきたいと思いますが、統括する八木副市長に、答弁をしてください。

次に、市有住宅の用途廃止についてです。

再度数字の確認をさせてください。政策空き家が、現在空き家の中で建てかえは179戸で、廃止の住宅が、方向で考えているのが99戸ということでありましたが、そのほかに「197戸」と言われましたけど、これはどういったことか、ちょっとわかりづらいです。もう一回答弁してください。

質問でありますけれども、基本的にはこれらの例えば譲渡を行う場合の、この譲渡価格、価格の設定について、もう一回わかりやすく説明をしていただけんでしょうか。例えば、市長答弁にもありましたけども、この最近譲渡されましたセブンイ

レブンについても、要望がありまして、聞いたところによりますと、そしてこれは一応現在の段階でのいわゆる平米当たりの単価を含めて計算されたようでありますけれども、関連いたしまして答弁してください。

２点目でありますけれども、こうした市営住宅等の譲渡について、個人的に一応「購入したいんだが」という要望を出された場合に、市の売却のやり方としては、随時的な売却じゃなくって、一応行政ですから広く、公売するといいますか、市民に知らしめて譲渡にかけるというのが私は基本だと思うんですよね。最近の、そのセブンイレブンの場合も結果的には名瀬市の方が購入いたしましたけれども、これを基本と、行政の場合はすべきだと思うんですが、今回の場合を含めて、ほかに買い手が全く考えられなくっても公売的な対応をすべきだと思うんですが、それを基本、原則と考えてよろしいのかどうかの質問であります。

以上です。

○市長（五位塚剛）

先に、市の財産の売却について、基本的な考え方とやり方についてお答えしたいと思います。

今回の場合もそうですけど、基本的には、随意契約ではありません。公開をして、市が示した価格に近づいた方々に、そういうふうにいたしました。今回は、そのような形でやっております。

今後も、いろんなところでですね、もう市が、もう使えない施設・建物等が出てきたときに、もう売却したほうがいいんじゃないかというところについては、基本的には市民に、公平な形で告示して、それで売却したいというふうに思っております。

○副市長（八木達範）

それじゃ、税の条例改正等々についてお答えしたいと思います。

当然、今徳峰議員から話がありましたとおり、税法改正というのは非常に多いですので、市民に周知する意味から、できるだけ早い時期に今後は出していきたいというふうに思っております。

（「いいですか」と言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

次に、上村龍生議員の……

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、説明いたします。

先ほど言われました建てかえと、あと用途廃止についてでございますが、これに

ついては、要綱の中で用途廃止につきましては、著しい老朽化等により引き続き管理することが不適当と位置づけられた市営住宅等について用途を廃止、処分するということになります。建てかえについても、この市の長寿命化計画の中では、先ほど申しました市営住宅４団地、それから市有団地もあるわけでございますが、長寿命化計画に基づいて今後計画を立てて施行していくということになってございます。

それから、個人からの売却方法……

（「数は179、99戸でいいんですね。「197」ってまた追加して言われたから」と言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

先ほどの言われました市営住宅につきましては、先ほど申しました数字でございます。ただ、市営住宅につきましても、用途廃止を計画している団地が８団地11戸はあるところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○建設課長（新澤津順郎）

「179」ですか。

先ほど言いました市営住宅等の建てかえについては、179戸ということで、４団地あるわけでございますが、この長寿命化計画の中では、菅渡第４団地、それから掛上団地、法楽寺団地、それから今現在取り組んでおります桜ケ丘団地ということになります。

それから、先ほど譲渡の条件ということでございますが、曽於市有住宅条例の中で、譲渡の条件ということであるわけでございますが、その「市長が適当と認める」ものの中で、１番目に、現に入居者のいる住宅で、現に住宅に入居している者を優先するということになっているところでございます。

○議長（原田賢一郎）

次に、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○６番（上村龍生議員）

議案69号について質問いたします。

先ほど徳峰議員の質疑の中で、内容的なところは大体理解ができたんですけども、若干視点を変えて。

まず、①のところで通告出しておりましたけども、全体的なところで、今回のこの条例改正の目的だけ、もう全体的なところで、ちょっとお聞きをしたいと思います。これが１点目。

２点目が、控除対象配偶者と同一生計配偶者の、この非課税世帯の要件のところで今回の改正がなされていますけども、このように対象者が変わってきた理由・目

的のところをちょっと説明をしてください。

それから、３点目が大規模会社に関するところで、48条の10項から12項までの追加になっていますけども、この辺のところの今回の追加になった理由です。内容的なところは結構ですが、目的・理由のところだけ、１回目質問いたします。

○税務課長（桂原光一）

今回の条例改正の目的ということでございます。

曽於市税条例におきましては、地方税法等の条項を引用している部分が多数ございます。それとの関連性を同じくするために条例改正を行うものでございまして、改正を行わないと地方税法とのそごが生ずるために、改正することを目的としているところでございます。

それと、控除対象配偶者と同一生計配偶者の違いでございますが、控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者のことをいいます。生計同一配偶者につきましては、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者をいうこととしております。

続きまして、48条の第10項と11項についてでございますが、まず第10項については、納税申告書に係る事業年度開始の日現在における資本金等の額が１億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社等は、地方税共同機構が運営する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して納税申告データを市長に提出しなければならないこととなったところでございます。

次に、第11項につきましては、10項の規定によりデータを提出したことにより、正式の納税申告書の提出がなされたとみなすということを規定しているところでございます。

以上でございます。

○６番（上村龍生議員）

２回目ですけども、全体的なその条例改正のところの目的というのは、地方、国税、国の法律が変わったからというのはわかるんですけどね、なぜ変わったのか、国の法律が、というところまで考えられたら、ちょっと答えください。

それから、控除対象配偶者と同一生計配偶者のそのところのところで聞きたかったのは、内容的なところもですけれども、なぜこういうふうになったのか、なぜこういう改正が行われたのか。

それと、これ曽於市内の世帯数も多分変わってくると思うんですよね。曽於市内での世帯数の状況がどのように変わって、これは税収等への影響はないのか。非課税世帯がふえるのか減るのかに係ってくるんですけどね、それのところをちょっと

お聞かせください。

それから、大規模会社のところの、これも、この改正の、何でこれが追加をされたのか。これによって、税収等への影響等はないのか。単なる手続上の規定の改正なのか。

それと、この該当の会社が、この曽於市内では何件ほどあるのかもお答えください。

○税務課長（桂原光一）

条例改正につきましては、一応、地方税法による今回の改正は、地方税法におきまして、個人住民税の基礎控除等の見直しが行われたこと、法人住民税の申告書等の電子申告情報処理組織による提出義務の創設が行われたこと、税負担軽減措置等の整理合理化等が行われたことによる改正となっているところでございます。

控除対象配偶者につきましては、一応、今までは所得に関係なく控除が、配偶者控除が受けられておりましたけども、今回の地方税法の改正によりまして、1,000万円以上の所得者につきましては配偶者控除等が受けられなくなったところでございます。

ただ、影響額については、試算をしておりません。

それと、１億円以上の法人につきましては、申告の要件が変わったということで、税収等については変わっていないところでございます。

以上です。

（「会社数は」と言う者あり）

○税務課長（桂原光一）

会社につきましては、資料を持ってきていないところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○６番（上村龍生議員）

２つ目と３つ目の、控除対象配偶者かれこれの件では、試算ができていないということでありますけども、また後ほど、それ試算をしていただいて、影響あるのかないのか、ちょっとお示しいただきたいと。

それから、曽於市内への、その大規模会社ですかね、それの数については、税務課のほうで掌握はしているんじゃないですか。

○税務課長（桂原光一）

大法人につきましては、１億円を――申しわけありませんでした。一応、29年度申告で資本金の額が１億円を超える法人が、57法人となっております。

以上でございます。

○議長（原田賢一郎）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案２件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

―――――・――・―――――

日程第３　議案第71号　字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）

日程第４　議案第72号　字の区域変更について（立馬地区）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第３、議案第71号、字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）及び日程第４、議案第72号、字の区域変更について（立馬地区）までの２件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○１９番（徳峰一成議員）

71号と72号を、もうまとめて質問いたします。先日の議案・提案の説明並びに参考資料の内容とも若干ダブりますけれども、質問をいたします。

まず、質問の第１点でございますけれども、この71号並びに72号についての全体的な、この事業年度、そして総事業費、あるいは全体面積と面積でない部分は、面積等について説明してください。

その中で、対象となる受益者並びに受益者の年齢構成、あるいは平均年齢でもいいんですが、年齢構成について、数が少ないですので把握していると思います。議案71号の場合は先日説明した72戸、そして72号については36戸でありますけれども、どういった年齢構成であるのか。恐らく高齢者であると思うんですが、２回目の質問と関連いたしますので、当然把握していると思いますので答弁してください。

あわせて、それぞれの事業について、今後何年間、受益者は負担しなければならないのか。71号では受益者が16％負担、そして72号では３割、30％負担となっておりますが、何年間の負担となるのか。

以上でございます。

○大隅支所産業振興課長（冨吉浩幸）

それでは、議案第71号、区域変更についての事業年度、総事業費、全体面積等についてお答えいたします。

事業年度につきましては、平成26年度から平成30年度でございます。

事業内容については、区画整理、道路工、農業用用排水施設整備で、事業実施面積が50.1ha、事業費が８億8,094万円、受益農家が72戸でございます。

平均年齢につきましては61歳となっております。

（「年齢構成は、わからんですか」と言う者あり）

○大隅支所産業振興課長（冨吉浩幸）

年齢構成は、済いません。平均年齢だけ出しております。

負担率につきましては、区画整理が国が45％、県が39％、市と地元が16％でございます。なお、農業用排水施設整備においては、国が55％、県が29％、市が16％でなっております。

それから、何年間負担するのかということですけれども、基本的には単年度で返還というか償還するようになっております。

それから、議案第72号、区域の変更についてでございます。

事業年度につきましては、平成25年度から平成30年度でございます。

事業内容につきましては、区画整理、道路工、農業用排水施設整備で、事業実施面積が11.4ha、事業費が２億3,140万円、受益農家が36戸となっております。

ここの平均年齢につきましては71歳というような年齢になっております。

それから、負担率ですが、国が55％、県が15％、市と地元が30％となっております。

同じく何年負担するのかという御質問ですが、基本的には単年度で償還ということになっております。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

質問の２回目でありますけれども、この種のいわば区画並びに道路、排水関係を必要とするような整備というのは、市内にはあちこち見られると思います。ただ、この受益者がそれに積極的に全体の同意と合意が得られるかが、一つは課題じゃないかと思っております。

質問の第１点でありますけれども、課長答弁に１回目ありましたように、長期間かけての償還ではなくって、71号の場合は基本的には単年度、72号の場合は３年間償還ということですね。短いですので、この平均年齢が61歳、あるいは71歳を超えておっても、基本的にはそう償還に支障、影響はないと言えます。

質問でありますけれども、曽於市内を客観的に見た場合に、これは大隅地域だけじゃなくて客観的に見た場合に、こうした、この事業を取り入れての対象地域というのがほかにも恐らくはいっぱいあるのじゃないかと思っておりますけれども、基

本的にはどれぐらいの地域が、本来だったら、市としては、行政を進める市としては進めたい地域がどれほどありますか。また、今後の計画についても聞かせてください。

そして、２番目でございますけれども、議案の71号72戸それから72号の農家36戸については、この償還自体はもう基本的には問題ないと考えてよろしいのでしょうか。

以上でございます。

○市長（五位塚剛）

市の今後の農地の整備事業の問題でありますが、一般質問の中でも出ました、農地の中間管理機構に基づく整備を財部・末吉で今計画されておりますけど、このほかにも、地元から、どうしても農地の区画整理、そういうことをどうしても取り組んでほしいということが合意ができた段階であれば、市のほうは積極的に事業取り組んでいきたいと思います。

今後、今区画されているところが狭くて、もう一回区画整理をしてほしいという要望等も今後出てくるだろうと思います。そういう状況の中で、農地・耕地サイドを含めて今後また取り組んでいきますけど、数字的なものは、決めてあるんですかね。耕地で。ないでしょう。

（「はい」と言う者あり）

○議長（原田賢一郎）

市長、産業振興課長が答えます。

○市長（五位塚剛）

ああ、答えますか。じゃあ、一応答えてください。

○大隅支所産業振興課長（冨吉浩幸）

全体的といいますか、一応、平成33年度に次期の中山間総合整備事業というのを計画しておりますが、そこでは、圃場整備につきましては14団地、今要望が出ているところでございます。

それから、償還につきましては、単年度という、反当３万円かからないぐらいの金額となっておりますので、単年度で大丈夫だというふうに理解しております。

○１９番（徳峰一成議員）

３回目の質問でありますけれども、再度、これは副市長あたりがよろしいですかね。あるいは、まあ部長制がなくなったから……、末吉の耕地課長に聞くのも答弁が厳しいかもしれませんが、その場合は副市長に質問、答弁してください。

私の２回目の質問というのは、曽於市内をざっと見た場合に、やはり農地の区画整理あるいは関連しての道路、あるいは排水の整備を必要とすることを、私がぐる

ぐる回りましても、何カ所もあります。今提案されているこの２つの事業については、１つのやり方として、やりやすいというか、比較的、事業じゃないかと思っております。いろいろ理由がありますけれども、一つは、非常に農村地域、平均年齢が農家は高いんですけれども、この単年度あるいは３年間を限度として一応償還するということです。10年、20年という償還だったらもう現実的に難しいと思うんですが、いうような事業であります。

ですから、質問でありますけど、こうした比較的利用しやすい事業を使っての今後整備を進めたい地域は、曽於市内には大体何カ所ぐらい、どの地域を含めて、あるでしょうか。それをやるかどうかというのは市長答弁にあったように地元のやる気にもかかっておりますけれども、しかし、それとは別に、行政全体をつかさどる市としては、全体像は常に客観的に把握しながら、そして地元と話しながら振興計画等に入れるべきではないかと思うんですよ。だから、その最初の出だしの段階としての、こうした事業を通しての整備したい地域は何カ所ぐらい、何haぐらい、ありますか。

いっぱいあると思いますよ。これは、やっぱり常に議論しなけりゃいけないと思っております。つかんでいると思いますので、総体的な概要について答弁をしてください。

○副市長（大休寺拓夫）

全体的な数字はつかんでおりませんが、先ほど産業振興課長が申し上げたとおり、把握しているのが14団地ということですが、先般、大隅産業振興課内に設置しました調査計画係、これはまさに、その計画をつくる係でございます。こちらが、農業の振興計画・基本計画をつくって、それに基づいて、有利な県の事業・国の事業を使って、やっていくということでございます。

今、それぞれ各地元で、多面的機能を使ったところの、いろんな整備ですね、ハードの整備、そういうものはそれぞれやっていただいておりますが、規模が大きくなりますと、それではとてもかないませんし、自己負担もございますから、それ以外の大きなものについては、それ県営なり国営なり、そういうものをできるだけ活用をして計画の中に入れていくという、今そういう段階でございますので、もう少ししたら、その基本計画も示せると思います。

（「全体的に、やっぱり、つかむべきじゃないですか」と言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

はい。全体も含めてその計画の中に入れないといけませんので、今それの集約中であるということでございます。

（何ごとか言う者あり）

○副市長（大休寺拓夫）

はい。それぞれの――大隅、財部、末吉、それぞれ担当がおりますので、そこの全ての意見を聞いて、それを基本計画に織り込んで実施をしていくという、そういう段階でございますので、でき次第また発表させていただきたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案２件は、配付いたしております議案付託表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

――――――・――・――――――

日程第５　議案第77号　指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第５、議案第77号、指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）を議題といたします。

ここで、議長席を副議長と交代いたします。

（議長交代）

○副議長（山田義盛）

それでは、交代して議事を進めさせていただきたいと思います。

地方自治法第117条の規定により、原田賢一郎議員及び渡辺利治議員の退席を求めます。

（原田賢一郎議員、渡辺利治議員　退場）

○副議長（山田義盛）

これより質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○１９番（徳峰一成議員）

議案の77号、指定管理者の曽於市ゆず冷凍保管庫について質問いたします。後ほど質疑を予定しております議案73号以下の指定管理の指定についての質問とダブる点がありますので、この77号については必要最小限の質問を行っていきたいと思います。

まず、質問の第１点でありますけれども、この指定管理を指定するに当たっての選考委員会の開催された日、そして選考を決定した日、そして選考結果の――これは通知はまだされていないかもしれませんが、もしされていたら、された日。あわ

せて、協定と年度協定の予定日、さらに選考委員会のメンバー。

さらに、債務負担行為についての基本的な考え方。最初の、この数年前までは債務負担行為がなかったんですけれども、私も議会で再三指摘して、これまで一応これが採用されております。この債務負担行為の設定期間を含む考え方、解釈について。補正予算では、この平成31年度４月１日からとなっていますが、このことを含めて確認方々の質問でございます。

それから、審査項目について。

さらに、各、この今回の施設の管理・運営について、当然、市から見ても改善すべき点が、いろんな角度から見て、あったかと思います。特に具体的な今後の改善点について、あったら報告してください。また、改善内容については、この間の協議の中で指定を予定しておる団体に伝えてあるのかどうか。

それと、この指定管理料についても、前回まで、３年前のまでの質疑を見ますと、明確に指定管理料という形では答弁が、まあ再三要求したんです、なかったんですが、今回はもう参考資料でも一応記載されています。これは当然のこととはいえ、まあ一歩前進として考えていきたいと思っておりますが、この指定管理料については、この団体が申請書を出した申請書の中に、記載された、指定管理料として同額であるのかどうかを含めての、確認の質問でございます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

先に１つだけ私のほうからお答えしたいと思います。

ユズの冷凍施設関係で問題点がないかということでございますけど、一般質問の中でもお答えいたしました。ことしが1,200トンに近づくような収穫があり、今後1,800トンという数字が出てきております。そうなった場合にどうするかということで、もう当然、ユズの保管場所がありません。ユズの場合は、ほかの企業にお願いしても、ユズの香りがほかのものとどうしてもにおいがつくということで、なかなか断られております。そういう意味で、今後、ユズの冷凍施設の増設は検討しなきゃならない時期に今来ているということを、一応この前もお答えしたとおりでございますけど、それが今は問題点かなというふうに思っております。

あとは担当課長から、答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今の御質問にお答えしたいと思います。

指定管理委員会の事件につきましては、財政課で所管しているものもありますが、各課で答弁と重複するところもあるかもしれませんので、その点は御了承ください。

まず、指定管理者の選定委員会の開催日についてでございますが、平成30年10月

22日でございました。選定決定日につきましては、指定管理者選定委員会と同日の平成30年10月22日となっております。それから、指定管理者選定委員会の通知につきましては、平成30年11月21日付で行っているとこでございます。

それから、次に、指定管理選定委員会のメンバーについてでございますが、八木副市長を委員長としまして、大休寺副市長を副委員長といたしまして、10月22日には11名の委員で審査を行っているとこでございます。

続きまして、債務負担行為の設定についてでございますが、当該施設の指定管理期間が複数年にわたり、市から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合は、債務負担行為、「債務を負担する行為」に該当すると判断されることから、指定管理者の選定とあわせて、債務負担行為をお願いしているところでございます。

指定管理者の選定委員会での審査項目に……

（何ごとか言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。今議題に上がっております77号につきましては、債務負担行為の設定を行っておりません。

といいますのも、指定管理といたしまして、先ほど申しました、指定管理者に対しての委託料が生じていないことから、債務負担行為を設定していないところでございます。

先ほどありました基本協定の締結につきましては、指定管理者の条例のほう、曽於市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、これの第７条におきまして、指定管理者の指定を受けた団体は、速やかに――「速やかに」といいますか、市長と当該施設に関する協定を締結しなければならない、となっております。第６条のほうで「議会の議決を経て指定管理者に指定しなければならない」となっておりますので、議会の議決を得た後に、その後、指定管理に関しての基本協定を結ぶと考えております。

また、年度協定につきましては、毎年度ですので、４月１日付で行うようにしているとこでございます。

それと、指定管理者選定委員会での審査項目についてですが、これにつきましては、提出されました施設管理に対する事業計画書や収支計画書、それから申請者の経営状況の書類等をもとに、指定管理者として適切な維持管理が行えるか審査をした次第でございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、各施設の管理、運営を含む課題・改善点が伝えられているかという点と、それから、指定管理料の申請書に記載した指定管理料の同額なのかということでございます。

まず、先ほど市長のほうから今後の運営に関しては答弁があったところですが、現在の施設の運営・管理につきましては、冷凍庫の入出庫の業務が主でありまして、施設としての今の問題点というものは伺っていないところでございます。

それから、指定管理料の申請書に記載した指定管理料ということですが、指定管理料につきましては、メセナ食彩センターからの繰入金のみとして、指定管理料は０円というふうにしておりますので、申請書にもこの金額は記載していないところでございますので、同額ということでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

基本的には大方了解いたしました。

一つは、この指定管理料は一応０円ということでありまして、債務負担行為は設定していないって。これは、１つの考え方としては道理のある考え方じゃないかと思いますけれども、関連していたしますけれども、今回提案された指定管理については、今回のこの77号を含めて、今課長答弁にありましたように、指定管理料が０円というのがあります。０円についての考え方なんですよね。この一方において指定管理料取っているのもありますけども、やはり０円という、この指定管理のあり方がですね、指定管理のあり方が、行政の対応としては、なじむのかどうかです。これ一般論から言いまして。

これも見方、考え方いろいろあろうかと思うんですが、そのあたりについて論理のある説明をしていただきたいと考えております。一定、指定管理料を取りながら、一方で相手方も損をしない形で、別なほうでまた支払いするちゅう方法論もあろうかと思うんですよ。このことを含めて、基本的な点でありますので、市の見解があると思いますので、答えてください。これが、第１点であります。

それから、あちこち質問が前後します、第２点目。課長から答弁があった今後の課題、あるいは市長から答弁があった今後の大きな事業費を必要とする課題については、当然、今後の協議の中で、協定書、年度協定を含めての協議の中で、指定管理団体と協議をすることになろうかと思うんですが、その方向性についてもお聞かせ願いたいと考えております。これは質問の第２点目であります。

質問の第３点目。基本的には、指定管理の期間は５年間という設定であります。提案された中でも、３年間もあれば５年間という考え方もあります。基本的には５年間という考え方について聞かせてほしいと思っております。指定管理制度ができてから、当初はほとんどが私の記憶では３年間じゃなかったかと思いますが、こ

れを、３年間にとどめたり、あるいは５年間に延長したり、これもまちまちばらばらでありますけれども、この３年間と５年間の違いを含めて、この提案は５年間でありますけれども、基本的な考え方を聞かせていただきたいと考えております。

以上です。

○市長（五位塚剛）

指定管理料を無料にする場合の基本的な考え方についてお答えしたいと思います。

以前は、指定管理料を払っておりました。ここの場合は、ユズの食彩センターが農家からユズを買い取って１つの会社を興しております。市が冷蔵庫・冷凍庫を設置して、それの――実質、自分たちの加工のために冷蔵施設・冷凍施設があるわけですので、それは当然ながら運営上の問題でありまして、それに市が別枠でまた払うということは基本的にはなくてもいいんじゃないかということで、お互いに議論いたしまして「いや、そのほうでいいですよ」ということになりましたので、そのように措置をいたしました。

今後、いろんな施設がありますけど、当然、その施設を運営・管理するためには相手方がいろんな意味で市の肩がわりする場合の費用として発生するのについては、当然ながら指定管理料を払わなきゃなりませんけど、これについては自分たちの利益を追求するための、市の施設を、無償で、対応するという形でのものであります。

また、３年間、５年間の考え方でありますが、当然ながら、ここの施設についても、今からほかの組織が指定管理を受けてするということは、ほとんど考えられません。そのような実績、また今後の見通しを含めたときは、安定した指定管理をしたほうがいいわけですので、５年間というふうにしているわけでございます。

場合によっては、今回もありますけど、３年間というのがあります。それは、時と状況によっては、病院等が指定管理しておりますけど、途中でかわる可能性もあるということやら、いろいろ総合的に見て、３年間というふうにしているところもあるとこでございます。基本的な考え方でございます。

以上です。

あとは、各担当課長から答弁させます。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、課題についての協議の方向性ということがありましたので、答弁をさせていただきます。

これにつきましては、一般質問でもございましたとおり、１次加工の搾汁センターの今後の方向性というものを食彩センター交えて協議をしていくということで答弁いたしました。この冷凍保管庫についても、今後、同じ搾汁センターとを含めながら、今後の方向性の協議を進めていきたいというふうに思っております。

○１９番（徳峰一成議員）

３回目であります。１点だけ、先ほど質問し忘れましたので質問いたします。

先ほど答弁がありましたように、議会の議決を受けますと、速やかにですね、一応、協定書を結ぶわけでございます。あるいは、もうそれ以前に、この課長答弁にもありましたように、この選考された日が10月22日で、通知した日が11月の21日に、もう相手方に、食彩センターに通知されております。そして、実際、今後これを、さらにこの指定管理を行うといいますと、年が明けて来年の４月１日からということですね。

３カ月間、４カ月間以上期間がありますけれども、この期間に、つまり来年の３月末までの間に、不測の事態等が生じた場合どうするかという問題が生じます。いわゆる空白期間が生じます。

一般の工事関係の請負契約の場合は、入札を行ってから、速やかに、仮契約を結んでおります。私は再三これまで、仮契約やっぱり結ぶべきじゃないかって、その執行するまでの間です、４月１日までの間――ということを申し上げてきましたけれども、今回も仮契約はまだ結んでいないようであります。検討されたと思うんですが、この不測事態が生じるということは、やっぱり行政としても想定しなければなりませんけれども、仮契約はなぜ、締結していないとしたら、していないのか。私は速やかにすべきだと思います。あるいは、する必要がなかったら、する必要がないの理由についても、不測対応についてはどういった対応を、仮契約なしに、何を根拠として対応するのかを含めて、合理的な、合理的な説明答弁をしてください。

○副市長（八木達範）

それでは、今の徳峰議員の質問にお答えしたいと思います。

基本、指定管理の基本協定締結までの間に仮協定を結ぶべきじゃないかと、これはもう前からいろいろ提案を受けているところでございます。

今回、我々も、徳峰議員の提案を受けまして、内部でいろいろ検討また協議をいたしました。お互いの共通理解を深める意味から、今回から覚書を交わすという形で、この仮協定の前の段階で結ばせていただくというふうにしたところでございます。

○副議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号は、配付いたしております議案付託表

のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

原田賢一郎議員及び渡辺利治議員の入場を許可します。

（原田賢一郎議員、渡辺利治議員　入場）

○副議長（山田義盛）

ここで、議長席を議長と交代いたします。

（議長交代）

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午前１１時０７分

再開　午前１１時１７分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――・――・――――――

日程第６　議案第73号　指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）

日程第７　議案第74号　指定管理者の指定について（曽於市立恒吉地区診療所）

日程第８　議案第75号　指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）

日程第９　議案第76号　指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）

日程第10　議案第78号　指定管理者の指定について（曽於市立図書館、曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館）

日程第11　議案第79号　指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第６、議案第73号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）から、日程第11、議案第79号、指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）までの以上６件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可いたします。

○１９番（徳峰一成議員）

議案の第73号から79号まで関連いたしますので、一括して質問いたします。

先ほどの議案の第77号の指定管理と重複する質問でございますけれども、質問の性格上、御了解をしていただきたいと思います。また、この中には、私の所属する文厚委員会関係の提案もありますけれども、これも質問の性格上、総体的な質問を

行いますので、これも御了解していただきたいと考えております。

質問の第１点は、先ほどと重なりますが、選考委員会の開催日、選考決定した日、そして選考の結果の通知日、選考委員会のメンバーです。

そして、これは、来年の４月１日までについては、検討された結果、覚書ということでございますが、全て覚書を速やかに締結する予定であるのか。本来だったら、この議会議決後の覚書でもいいんですけども、例えば工事請負の関係の場合は、議会に提案前にもう一応、入札が行われて結果が判明すると、速やかに、仮契約を結んでいるでしょ。ですから、覚書も速やかなほうが私個人的にはいいと思っているのですが、それについても答弁ができたら答弁をしてください。

次に、今後の課題や改善点について、それぞれあったら答弁してください。

また、指定管理料についても、各団体が申請書に記載した申請書の金額と全て同額であるのかの確認方々の質問でございます。

２回目以降については、また新たな、当然、課題も出てきていると思われますので、２回目に質問をいたします。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今議員のほうから質問のありました議案第73号から第79号についての質問にお答えしたいと思います。

指定管理の選定委員会の関係につきましては、財政課で所管しておりますが、先ほども述べましたけども、各課答弁と重複するところがありましたら御了承願いたいと思います。

まず、指定管理選定委員会の開催日についてですが、これにつきましては、平成30年12月22日……

（「10」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

ああ、済いません。10月22日でございます。このときに、大隅恒吉地区診療所、大隅弥五郎伝説の里、財部保健福祉センター、それから大隅デイサービスセンターの４施設を行っております。また、平成30年10月の25日、この日に曽於市立図書館及び曽於市立民俗資料館、郷土館の選定を行っているとこでございます。

選定の決定日につきましては、指定管理者選定委員会と同日の平成30年10月の22日に４施設、それと平成30年10月の25日に２施設としているとこでございます。指定管理者の選定結果の通知日につきましては、６施設とも、平成30年11月21日付で行っているとこでございます。

また、先ほどありました覚書の日付はというとこがございましたが、選定をした

段階で、この覚書を取り交わすようにしているところでございます。

次に、指定管理者選定委員会のメンバーについてでございますが、八木副市長を委員長に、大休寺副市長を副委員長として、10月22日が11名、10月の25日が９名で審査を行っているところでございます。

以上です。

○大隅支所長兼地域振興課長（濱田政継）

それでは、お答えいたします。

議案第73号、「大隅弥五郎伝説の里」の指定管理者の指定についてでございます。

まず、各施設の管理、運営を含む課題や改善点について、また、これらの点は各団体に伝えてあるのかについて、お答えいたします。

「弥五郎伝説の里」は、建設後22年が経過しており、老朽化による機器の故障や施設の損傷が多発しており、緊急性の高いものから順次修繕または更新をしてまいりたいと考えております。申請者には、このような情報を伝えてありますので、了解の上、指定管理者指定申請を提出していただいておるものと理解しております。

次に、毎年の指定管理料は、各団体が申請書に記載した指定管理料を、全て同額かということでございますが、債務負担行為の限度額は、団体が申請書に記載した収支計画書の指定管理料と同額を予定しております。うちは、指定管理料は、債務負担は５年間を考えております。

○大隅保健福祉課長（待木昌子）

議案第74号、恒吉地区診療所の指定管理者の指定についてお答えいたします。

まず、各施設の管理、運営を含む課題や改善点について、また、これらの点は各団体に伝えてあるかについて、お答えいたします。

恒吉地区診療所におきましては、受診者が年々減少方向でありますが、独居世帯や高齢者夫婦世帯も多い恒吉地区では、交通手段の少ない高齢者にとって、受診しやすい環境にあります。これまでどおり、曽於市医師会立病院が指定管理者となりまして、地域医療に携わっていただけるということでありますので、当分の間、受診者の推移の動向を見ながら当病院と協議していきたいと考えております。

また、毎年の指定管理料は各団体が申請に記載した指定管理料と全て同額かにつきましては、債務負担行為の限度額は、各団体が申請書に記載した収支計画書の指定管理料と同額を予定しております。指定管理期間は３年です。

以上です。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

それでは、議案第75号、財部保健福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

まず、各施設の管理、運営を含む課題・改善点、これらの点は各団体に伝えてあるかについてでございますが、財部保健福祉センターにつきましては、空調設備・照明器具等の更新が今のところ課題としてあるところでございます。課題につきましては共有いたしております。

また、毎年の指定管理料と団体が申請書に記載した指定管理料が同額かにつきましては、今回、債務負担行為の設定額は、原油の高騰による光熱水費・燃料費、消費税等の増、それから最低賃金の引き上げによる人件費の増、修繕料等がふえてくることを見込み、設定いたしております。団体からの申請額とは同額ではないところでございます。

続きまして、議案第76号ですが、大隅デイサービスセンターの指定管理者の指定についてでございます。

まず、各施設の管理、運営を含む課題や改善点、これらの点は各団体に伝えてあるかについてでございますが、大隅デイサービスセンターにつきましては、ボイラー設備・照明器具の更新が今課題としてあるところでございます。こちらも、課題につきましては共有しているものと思っております。

また、毎年の指定管理料と団体が申請書に記載した指定管理料が同額かにつきましては、こちらは、指定管理料は０円でございます。債務負担行為の設定はしていないところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（岩元　浩）

続きまして、議案第78号と第79号につきましては、指定管理者が同一でありますので、公募したが１社だけだったこと、各施設の管理、運営を含む課題や改善点について、また、これらの点は各団体に伝えてあるか、毎年の指定管理料は各団体が申請書に記載した指定管理料と全て同額かについて、一緒にお答えいたします。

公募したが１社だけだったことにつきましては、募集説明会及び施設見学会におきまして３社の参加があったところでございます。申請につきましては、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」からの応募のみでございました。

次に、各施設の管理、運営を含む課題や改善点につきまして、また、これらの点は各団体に伝えてあるかにつきましては、施設運用の課題としまして、近年、利用者が減少傾向となっているところでございます。現在、指定管理者と協議いたしまして、利用促進に努めているところでございますので、申請者は了解の上で指定管理者指定申請書を提出していただいているものと理解しております。

毎年の指定管理料は各団体が申請書に記載した指定管理料と全て同額かにつきましては、債務負担行為の限度額は、団体が申請書に記載した収支計画書の同額を予

定しております。また、指定期間につきましては３年を予定しております。

以上でございます。

○１９番（徳峰一成議員）

２回目の質問に入ります。

一つは、指定管理料の――まあ、質問が前後する点は、もう一応含んで答弁してください。申請書に記載した金額と、そして実際の指定管理料との間に、同額と課長答弁では差が出ているのがあります。これはもうケースによって、ある面でいたし方ない、当然のことだと思うんですが、これは八木副市長に統括する質問いたします。

指定管理の当初の設置の目的というのが、これ池田市長と再三議論した点でありますが、大きく２つあったと思います。一つは、いわば経費節減の立場からの指定管理の導入。それから、もう一つは、これ相矛盾する側面がありますけれども、住民サービスをさらに徹底させるという、そうした目的の２つがあったかと思います。

その中で、経費節減との関連で心配されるのが、なるだけ、この指定管理料を少なくしたいという、もちろん一定の目的がありますけども、結果として、そこで働く職員、中には臨時職員も少なからず施設によってはおられますけれども、職員の賃金を含めた、あるいは給料を含めた身分ですね、身分が非常に不十分ではないかって客観的には見られる、そうした状況もあるのではないでしょうか。特に今後、３年、５年という比較的長期にわたっての契約でありますので、その点は、働く従業員の方々が、職員の方々が、いわば気持ちよく、やっぱり働いていただくためには、一定のこの身分保障、賃金・給与の引き上げを含めて、その点は大事じゃないかと思うんですよね。その点が考慮されているのかどうか。もし考慮されていなかったら、考慮していないということは答弁が難しいでしょうから、やはり今後含んで対応すべきじゃないかと思っております。

なかなか、この働く方々、確保するのがどのような職場でも厳しい状況がありますので、その点でも、住民サービスを今後向上させる意味からも、働く方々には気持ちよく働いていただくことが私は大事じゃないかと思っておりますので、その点は含んだ対応をしていただきたい。これが質問の第１点であります。

それから、質問の２点目は、質問が前後いたしますが、今回の各議案の提案の中で、社会福祉協議会が３つ、３件、一応指定管理団体となっております。社会福祉協議会については、これまで文厚委員会でもかなり議論をした経過があります。このほかにも、指定管理だけやなくって、市の特に保健関係、福祉サイド関係では、少なからず、市の予算を使った、そうした事業運営もされているし、さらにこれがどうふえてきております。

このこと自体がいいとか悪いとかいうことではないんですけども、非常に、その点で、現在そして将来にわたって、曽於市と社会福祉協議会の関連が予算を含めて、非常に、太くなっております。そうした場合に、曽於市が社会福祉協議会を見た場合に、やはり、曽於市のかかわりの中でも、やはり今後改善をしていただきたい点があるのかどうか。

あるとしたら、やはり定期、不定期な会合を持って、率直に意見交換をすると。そして、いい意味で、曽於市と社会福祉協議会の関係を今後継続して持っていただく。そうした目的姿勢のある対応が私は特に社協との関係は大事じゃないかと思っております。そうした点について、やっぱり遠慮をするべきじゃないと思うんですね。いい関係に今後すればするほど、率直に意見を出し合うような関係が大事じゃないかと思っております。その点での市の基本的な社協に対しての考え方をお聞かせ願いたいと思っております。これが質問の第２点目であります。

それから、質問の第３点目は、公募が今回とられたのが１団体ありましたけども、課長答弁にありましたように、一応説明会には３社来られたけれども結果的には１社ということで、随意契約的な対応になっております。

これも振り返っていただきたいと思うんですが、指定管理団体が最初導入されたときには、結構ですね、公募に応じる団体等多くって、場合によっては３つ以上の団体が積極的に参加された経緯がありますよね。これが２回、３回と、いわば選考を重ねるごとに、まあどっちみち、応じても、今まで協定結んでいた団体に決まるであろうということで、あるのかどうかわかりませんけれども、もう、公募されたところでも実際もう１社だけで随意契約的になっているというのが、この二、三年来の曽於市の状況じゃないでしょうか。

財政課長。例外はないですよね。財政課長、ここ二、三年の指定管理の選考の過程の中で、公募団体で複数の団体が応じた等はないでしょう。私の記憶じゃ。

これでいいのかどうかって。本来の指定管理の選考のあり方から見て。これも再度、曽於市として検討をすべきじゃないかと問題提起をいたします。答弁をしてください。

さらに、関連いたしまして、この「公募」と「非公募」の分け方でございますけれども、これも再度、現行のままで、今回の含めて指定管理は全部で三十何団体ありますけれども、考えていくべきじゃないかと考えております。同じ社協が今度指定管理を内定したところでも、これはもう非公募ですよね。――で、ありますけれども、検討してください。

特に、恒吉地区の診療所については、指定管理として今回も提案されておりますが、もう率直に言って、これは委託でもいいんじゃないかと。委託でも、です。

○議長（原田賢一郎）

徳峰議員。一般質問になっていますから、簡潔にお願いします。質疑をしてください。

○１９番（徳峰一成議員）

はい。――で、思っておりますけれども、これについても答弁をしてください。

次に、今回から、答弁によりますと、仮契約にかわっての覚書の締結をしたいということでございます。この覚書、ついては、全ての提案された議案について交わす予定であるのか確認をしてください。これはもう率直に言って一歩前進だと思っておりますけれども。

以上が２回目の質問でございます。

○副市長（八木達範）

それじゃ、私のほうで基本的なことにつきましてお答えしたいと思います。

この指定管理関係につきましては、平成22年12月28日に総務省の自治行政局長から「指定管理制度の運用について」ということで通達があったわけですけれども、基本、今、徳峰議員が言われたように、住民福祉を増進するのが大きな目的なんだと。そして、民間事業者等が有するノウハウを活用することによって、住民サービスの質の向上を図っていくんですよと。これが大きな目的であります。そして、なおかつ、できたら経費節減というのも、うたわれているようございます。

質問のありました職員の身分保障等々についてでございますけれども、選定委員会の中でも「給料は、ちゃんと払われていますか」という質疑もあったところでございます。それぞれ各課の関係では、まあ従業員からクレームも出ていませんので、給料は支払われていると。ただ、積算をしてある給料が支払われているかということにつきましては、まあなかなかそこまでは答えが出なかったところですけれども、基本、積算をもとに給料は支払われているというふうに思っております。

さまざまな福利厚生面におきましても、それぞれの各担当課が確認をいたしておりますので、その点につきましては特に問題ないだろうというふうに思っております。

また、覚書につきましては、全ての指定管理団体と交わすということが基本になっております。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

社協との関係、市との関係の構築ということでございましたので。

社協との情報交換は、毎年行っております。そういうことで、いろんな意見交換等はやっておりますが、社会福祉協議会は地域福祉のもう専門家でございますので、

以前までは地域福祉については全て社会福祉協議会のほうがお願いしておったわけですけれども、平成12年度から介護保険が始まりまして、その部分が、社会福祉協議会が指定をとって率先して引っ張ってきたという事情がございます。

そういう中で、そういう事業費等も膨らんできたわけですけれども、市の福祉サイドとしましては、いろんな、今回の地域包括支援センターの委託もございますし、権利擁護センターも社協のほうで設立をされました。そういうことで、市が本来はすべき地域福祉でございますが、そういうものにつきましては、社会福祉協議会のほうが専門で、そういうスキル等も高いわけでございますので、これには、いい関係を持ちながら、お願いをしていきたいと思います。お互い、またいろいろ、課題等もありますので、そこは意見交換をしながら、大切な関係を構築をしていきたいと思っております。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、先ほどありました、公募がなくなっている点が、これでよいか、非公募が多くなっているんではないかということについて質問がありましたので、お答えしたいと思います。

先ほど八木副市長のほうから言われましたとおり、指定管理制度の当初の目的、これは、多様化する住民ニーズをより効果的・効率的に対応するために、民間業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるという考え方に基づいて導入されております。そしてまた、なおかつそれが住民サービスにつながる。ただ、それとまた、ある一面で行政コストの縮減が目的であるという制度でございました。

今現在言われたとおり、公募が大変少なくなっております。市といたしましても、少しでも公募があったほうが、いろいろな情報を市としても得られますし、それから競争できるということで、大変よりよい施設管理運営ができていくものだとは考えているとこでございます。

原則、条例でもございますとおり、公募が原則でございます。

ただし、公募にできない部分というのが、選定の特例で第５条で設けてあるとこでございます。そういった部分で、あります。当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、その事業効果が明確に期待できるものは、非公募とするというところがありまして、その中には、公的団体、公共団体が含まれるという形になっているとこでございます。

先ほども言いましたが、当然、公募というのが原則であるとは考えております。

以上です。

○大隅保健福祉課長（待木昌子）

指定管理にしなくてもよいのではとの意見がありましたが、医師会立病院との協議の結果、個人負担金や診療報酬等の収入の受け入れがあるということで、医師会立病院のほうから要望があったところです。

○１９番（徳峰一成議員）

公募がほとんど実際公募の役割を果たしていないということについては、今後、検討をすべきじゃないかと思います。もともと指定管理の持つ目的というのから、大分、この初期の目的からが弱くなっている点があるからでございます。どなたか答弁があったら答弁してください。これは、どこの市町村でももう今見られる、少なからず現象でありますので、曽於市独自の、やはりね、検討が必要じゃないかと思っております。どなたか答弁があったら答弁してください。

○市長（五位塚剛）

各施設において指定管理の公募をするわけですけど、当然ながら、今の指定管理を受けられるほかに、現実的にはなかなか来ないところもあります。それは、裏返して言えば、今指定管理をされているところが市民にとってうまく経営がされているということでありまして、そこにわざわざ割り込んでいくということも、またいろいろあるんだろうと思っております。そういう意味では、指定管理を受けている方々が引き続き一生懸命努力をされている結果であるというふうに思っております。

ただ、基本的には公募をかけますけど、これはあくまでも結果でありまして、今後も引き続き、そういう意味では公に、市民に広げていきたいというのはもう基本的な考えでございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○４番（岩水　豊議員）

議案76号について伺います。通告しておりませんでしたが。

大隅デイサービスセンターの場所はどこか。それと、やっている業務は何か、お伺いいたします。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

お答えいたします。

大隅デイサービスセンターは、「弥五郎の里」の中で実施をしております。

やっている業務ですけれども、デイサービスですので、介護保険による高齢者の方々の、通所による支援をしているというところでございます。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

高齢者訪問給食サービス事業等も、ここ、行っているわけでしょうか。これは別

ですか。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

高齢者の訪問給食につきましては、同じく大隅の社会福祉協議会のほうでやっておりますが、つくっているというか配食事業自体は別な事業になります。

以上です。

（「施設、この施設で」と言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

施設は一緒です、はい。

○４番（岩水　豊議員）

この施設を使って、訪問――デイサービスセンターを活用して、高齢者訪問給食サービス事業を行っているということは、よろしいですかね。そういうことですよね。

（何ごとか言う者あり）

○４番（岩水　豊議員）

そういうことです……

（何ごとか言う者あり）

（「調理室は違います」と言う者あり）

○４番（岩水　豊議員）

ああ、調理室。

（何ごとか言う者あり）

○４番（岩水　豊議員）

建物……

（「は、一緒です」と言う者あり）

○４番（岩水　豊議員）

一緒で、その給食サービスやっているのは、別にまた……

（何ごとか言う者あり）

○４番（岩水　豊議員）

指定管理で委託をするということ。

（「いや、違います。指定管理じゃないです」と言う者あり）

○４番（岩水　豊議員）

その辺との差がちょっと、同じ建物内なもんですから、ちょっと認識がないもんですから……。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

給食サービス事業につきましては、そこの調理場自体は違うんですけども、そこ

でつくりましたお弁当を高齢者の方々に宅配する事業でございます。指定管理ではないというところでございます。

（何ごとか言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

「弥五郎伝説」の中の設備を使って、やっております。

（何ごとか言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

別事業です。別な場所……

（何ごとか言う者あり）

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

はい。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○８番（今鶴治信議員）

通告をしておりませんでしたけど、やはり76号の大隅デイサービスセンターについて伺います。

これと直接は関係ないんです、やはり社協が行っています末吉の清寿園のところでサービス事業、これは撤退されたと聞いておりますが、それが事実であるのか。また、撤退した理由がわかっておれば教えていただきたいと思います。

それと、75号の財部保健センターも社協が受けていますけど、財部のほうのデイサービスは一緒じゃなかったのか伺います。

○福祉事務所長兼福祉課長（川添義一）

末吉のデイサービスセンターでございますが、こちらにつきましては、公募を実はいたしましたが、応募がなかったところでございました。今、１社ですね、ちょっと問い合わせがあるところでございまして、この今回の議会には間に合いませんでしたので、また次の議会で提案できるかとは思っているところではございますが、まだ、そことの協議といいますか、そこのところが整っておりません。社会福祉協議会自体は、末吉でのデイサービスセンターはしないというところでございました。

理由につきましては、末吉においては民間のデイサービスの事業所がたくさんできて、ほかのところで十分賄える状況になったため、社協としては、この介護保険事業のデイサービスからは手を引きたいという話がございましたところでございます。

それから、75号でございますが、ここのデイサービスということですね。

財部のデイサービスについてでございますが、財部のデイサービスについても末

吉と同じような理由でございまして、末吉にある、財部にある事業所の定員というところから見て、財部のデイサービスセンターの規模が大きくて、非常に利用者も減ってきたこともあります。民間のほうで十分賄える状況になったので、手を引きたいというところだったんですが、こちらにつきましても１社、公募をいたしましたところ１社、問い合わせがあって、内部も見て、検討されたところでございましたが、こちらにつきましては、このデイサービス事業という部分では採算が余りにもとれないというところで、結果的に手を挙げられなかったところでございました。

以上でございます。

○８番（今鶴治信議員）

76号のデイサービスの指定管理料は発生していないということで、引き受けていただいてありがたいことなんですけど、民間が充実しているから撤退されたということでございますけど、やはり人手不足等のあれがあったのか、今聞くところによりますと、要支援１・２の介護保険事業から、除外されたということで、やっぱり、そういうサービスの低下につながって、料金のがですね、料金のあれが下がったちゅうことが原因じゃないかと思うんです。

実際、民間がそうやってやっているので、市が公募していなかったちゅうことですけど、もう市が、やはり、それでもやっぱりしなくちゃいけない状況なんですかね。民間が十二分に引き受けていただいていれば民間に任せてもいいんだと思いますけど、やはり今後も公募していくのか伺います。

○介護福祉課長（小園正幸）

それでは、お答えいたします。

要支援１・２の方々が介護保険事業、介護保険給付から外れるということで、それにつきましては、地域支援事業という形で、現在も使って、やっているところでございますが、軽度の方につきましては、同じようなデイサービスがサービスは提供をできるところでございます。やはり民間の方々がかなり参入をしておりますので、地域福祉を担う社会福祉協議会といたしましては、そういう部門についてのサービスの充実が見られるということで、その分については民間にまたお願いをしようと。

あと、先ほど議員も言われましたけれども、やはり支援員、雇っていらっしゃる方が年齢的に退職をされる時期にもあります。その時期に対しまして、やっぱり募集をするに当たりまして、支援をする方々がやはり応募に来ないということもありまして、そちらのほうを充実させるのが難しいということもありまして、今回そういう結果になりました。

もちろん、デイサービス事業につきましては、まだ需要もありますので、市とい

たしましては、今問い合わせが来ているところ、そういうところにつきまして、できるだけ既存の、今せっかくある施設でございますので、そのデイサービス事業を引き続き行っていただけるように、またそういうことができるように、市といたしましてもいろいろ支援をして、そういう業者を、社協にかかわらず民間の業者でできるところがありましたら、引き続きデイサービス事業を行いたいというふうに考えています。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

民間がやっても市でも、やっぱり、まあ大隅はこうやって続いているからいいんですけど、末吉・財部が市の直接かかわるデイサービスができないということで、そしたら、指定管理料は発生――事業してるから発生していないものですから、やはり公的に引き続きやるんだったら、指定管理料をある程度積んで、事業採算が合うようにして公募されたほうがいいんじゃないかと思いますが、その点は可能なのかどうか伺います。

○副市長（大休寺拓夫）

先ほどもちょっと申し上げたんですが、介護保険事業は、民間事業者の事業でございます。市の事業ではございませんので。平成12年度に発足時に、そういう事業者がなかったということで、社会福祉協議会のほうで指定をとっていただいて、先行してやっていただきました。現在、各いろんな会社でそういう事業が、事業所もふえております。そういうことですので、市はそちらのほうへお任せをするということで、この施設についても、市が運用しているという話ではなくて、社会福祉協議会のほうがデイサービス事業をずっと今続けてきたと。

そういう中で、お客さんが減ってきまして、経済的にも収支的にもすごい何百万という赤字が今出ているのが実態でございます。財部・末吉については、各ほかの事業所等が充実をしまして、そちらへ流れているということ――「流れて」といいますか、充実をしているということで、お客さんが少なくなってきた。そういう中で赤字を出しているということも一つの要因でございまして、これを、市がつくった施設ではございますが、初期の目的はまあ達したのかなと思っております。ただ、せっかくの施設でございますので、公募を今後もやってはいきますけれども。

あと、財部についてはまた、ほかの方法等もございますので、そこはまた、子育て支援とかそういう考えもございますから、もしいなければ、そういうところでまた活用していきたいと考えております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案６件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため、休憩いたします。午後はおおむね１時再開いたします。

―――――・――・―――――

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時００分

―――――・――・―――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――・――・―――――

日程第12　議案第80号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第12、議案第80号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、徳峰一成議員の発言を許可します。

○１９番（徳峰一成議員）

一般会計の補正予算の80号について、約10項目ほど質問いたします。

まず、財政運営と財政状況についての質問でございます。説明書の２ページで財政調整基金の繰り入れが3,547万8,000円、そして３ページで前年度からの繰越金が１億747万円計上されております。

質問の第１点でありますけれども、これらの財政運営については、当初の財政当局の大体予定どおりであるのか、質問をいたします。

昨年を含めて今の段階でのこの基金関係を含めた財政状況を見ますと、例えば昨年の場合は、補正の８号段階で５億5,628万円のいわば財政調整基金の取り崩しが一応なされていなくて、そのことで結果的に財政調整基金の基金残高がふえまして、昨年の12月段階では財調の基金残高が28億6,400万円ほどになっております。

今回は、この６月補正の段階で財政調整基金の繰入現在高が22億8,000万円ほどとなっております。昨年同様、この基金のいわば取り崩しをかなり減らさないと、総体として、年度末で30億円には厳しいと思っておりますが、今後の基金取り崩しあるいは新たな積み立て、積み立ては難しいと思います。ことを含めて、年度内の

積み立てはですね、考え方を聞かせてください。これが第１点であります。

第２点目の質問は、歳入での交付金、負担金、補助金について過誤がないかの点について伺います。

今回の６号補正では一般質問でありましたけども、教育委員会総務課関係で補助金の返還538万7,000円があります。また、昨日の岩水議員の質問でも新聞で報道されましたが、福祉課サイドでは、これは過誤といった表現がいいかもしれませんけれども、一応修正がこれまでされておりますが、特にこういった過誤関係については、これまでもしばしば見られる点でございますが、今回の６号補正でこの教育委員会総務課費以外にそうした交付金、負担金、補助金についての過誤等によるそうした補正はないのかどうかの確認の質問でございます。

次に、質問の第３点目、42ページでございます。これも昨日、同僚議員から質問がありました、農業用廃プラ、空き缶等の対策補助金でございます。説明書では、当初の塩化ビニール関係が3.6円がキロ当たり12円、そしてポリが7.2円が12円に統一されて、そして引き上げられております。

質問でございますけど、これはいつからの引き上げであるのか。

第２点目は、塩化ビニールとポリは補助金の引き上げ幅が違いまして今回同額となっておりますが、これをなぜ同額としたのか、これ第２点目。

それから第３点目は、この財源内訳見ますと一般財源のみでありまして、国県の補助はないようでございますが、ないのかどうかの確認でございます。

次に、47ページの有害鳥獣駆除補助金の457万5,000円についてでございます。質問の第１点でございますが、国としてこの有害鳥獣についての定められた解釈、定義があるのかどうかですね、あるとしたら、一応答弁してください。そうでなくて、曽於市独自に有害鳥獣という文言で予算で使っているのかどうか。使っているとしたら、曽於市独自の定義、解釈についてお答えください。

その中で曽於市の有害鳥獣の補助の対象となっているのは、どういった動物なり鳥類関係が補助対象となっているのか、具体的に説明してください。

また、これも先ほどと同じように国県の補助はないようでございますが、ないのかどうかの確認かたがたの質問でございます。

次に、今回457万5,000円を追加して全体で1,044万4,000円と少なくない予算額となっております。こうした補正予算を含めて、本年と30年度の場合、イノシシ、鹿、アナグマ等への駆除は頭数にしてそれぞれ何頭ほどがこの予算を全部使ったら駆除できるのか、頭数についても答えてください。

関連いたしまして、３点目。市内ではこうしたいわゆる有害鳥獣はふえている傾向にあるのかどうかですね、こうした質問でございます。

次に、48ページの市有林管理費の360万円、並びに49ページの清流の森大川原峡管理費の257万2,000円、そして50ページの林道管理費の320万円は関連いたしますのでまとめて質問をいたします。

質問の第１点目は、この48ページの360万円について、説明資料は、財部の高塚地域ということでございますが、約６反歩の山林でございますが、これは一応山林は杉だと思うんですが、何年ぐらいたっている杉林であるのか、この質問でございます。

また、49ページの257万2,000円についてでございますが、この大川原峡の清流の森ですね、大川原峡の管理費ですね、これは台風による今回の提案だと思うんですけども、これは観光施設であります。大分時期がたってからの今回の予算提案でありますけども、本来ならば、予備費等を使ってすぐこうした関連の復旧については対応すべきじゃなかったかと思うんですね。大分期間がたってからの今回の提案でありますけど、なぜおくれたのか。それについても答えていただきたいと思っています、その内容を含めてですね。

さらに、50ページの林道管理費について、これも台風24号による復旧工事ということでございますけども、これも内容の説明をしてください。

次に、52ページの農道等の維持補修費についてですね。県営土地改良事業について説明をしてください。

質問の内容は、説明では、平成29年度から33年までの事業であり、全体が４億2,800万円ということでございます。それの今回の負担金がふえたことによります補正予算でございます。

質問の第１点は、いわゆる大隅の竹山地区、広くいいまして、八合原の排水対策事業は、私を含めて何名かの同僚議員からもこれまで質問が出されて、個人的にもこれは非常に大事な事業の一つだと私は受けとめております。

まず、質問の第１点でありますが、毎年の事業費の内訳について説明してください。全体事業費が４億2,800万円でありますけども、また、その事業の内容、この排水路の総延長を含めて年度ごとの説明してください。

次に、54ページの農地耕作条件改善事業でございます。1,400万円。これも質問内容は、これは平成30年度、本年度の単年度事業であるということでございますけども、全体的な事業概要について、場所、事業内容、そして事業費について説明してください。

次に、通告書には記載していなかったかもしれませんが、57ページの建設課サイドの住宅移転協力費等についての補助金についてでございます。これは従前はなかった点でございますが、間違いがなければ、本年平成30年の３月30日にこの実施要

綱を市は定めましての、これも出てきましたけども、今回の予算提案じゃないかと受けとめておりますが、こうした事業を行う経過とその理由について、提案された経過と理由について、まず答弁してください。

次に、２点目は予算提案の内容についても説明してください。

次に、59ページの土木災害、7,908万円について質問いたします。

今回の補正予算では比較的大きな予算でございます。財部が中心でありますけども、入札を行う予定のこの件数、入札件数について、また、これは指名競争で行うのかどうかですね。特に大きな予算については、場所と期間について説明してください。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、私のほうから２ページの財政調整基金について、まず御説明をさせていただきたいと思います。

財政調整基金の繰入金につきましては、財源調整として繰入金を今回3,547万8,000円計上しているとこでございます。平成29年度末の基金残高が30億6,488万6,000円であり、当初予算から今回の補正予算（第６号）までの取り崩し金を11億2,729万6,000円、そして補正予算（第３号）までの積立金を３億5,046万2,000円計上しておりましたので、現在の平成30年度末の基金見込み額を22億8,805万2,000円としているところでございます。

この数字につきましては、平成29年度の同期の末残高に対しまして、3,550万9,000円の減となっている状況でございます。今後、財政調整基金の積立金等につきましては、３月補正予算の繰り戻しによる取り崩し金の減額及び専決処分による補正予算の積立金計上を予定しているところでございます。

続きまして、歳入での交付金、負担金、補助金について過誤はないか、チェック点、留意点等についてお答えいたします。

歳入予算における交付金につきましては、前年度実績等や今後の交付見込み額を算定し予算計上を行っているところでございます。

過誤について、例えば普通交付税で申しますと、基準財政収入額における市税等の収入額あるいは基準財政需要額における数値等に修正があった場合は、翌年度以降の普通交付税において錯誤額として調整されているところでございます。

また、歳入予算における負担金及び補助金につきましては、国、県またはその他の団体からの内示や法令等により予算計上を行っております。

今回の補正予算について過誤という部分ではないと思いますが、例えば補助金において、前年度に概算で交付された後、後年度において実績報告を行う際に、過大

または過小があった場合には、返還または歳入における追加交付の手続を行うことになるところでございます。

以上です。

（「今回はないんですか。６号ではないですか」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

歳入における過誤ですね、過誤についてはありません。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

それでは、私のほうから42ページからでございます。42ページがまず環境保全型農業推進事業でございます。これは廃ビニール関係の処理でございますが、御質問のありました、いつから引き上げなのかということでございます。当初予算に計上いたしておりました補助金単価につきましては、まだ確定をいただいていないときでございました。料金が上がるということは予測されておりましたので、塩ビが3.6円、ポリが7.2円という補助単価で予算計上したところでございます。

その後に５月になりまして処理料金が本年度当初は32円ということで、これは塩化ビニール、ポリ両方とも32円ということで曽於地域の協議会の中で決定をされたところであります。それから後に７月になりまして、それが２円下がりまして、塩化ビニール、ポリとも30円という処理料金になりまして、補助金の単価を3.6円、7.2円という単価から両方とも12円という単価にしたところでございます。

それから、この塩ビとポリの違いですが……

（「いつから引き上げた」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

処理料金の引き上げにつきましては、先ほど申し上げました、５月に決定をいたしましたので、それ以降から処理料金のほうは引き上がっているところでございます。

それから、塩化ビニールとポリエチレンの違いでございますが、この塩化ビニールにつきましては、29年度は燃料に回っていた関係で処理料金がゼロ円でございました。したがいまして、私どもも塩化ビニールについてはそんなに上がらないんだろうという予測をしておりましたけれども、結果的に塩化ビニール、ポリエチレンとも同じ同額の30円の処理料金になったところでございます。

それから、国県の補助はないのかということですが、これにつきましては国県の補助はございません。

それから、47ページでございます。47ページにつきましては、有害鳥獣等の駆除被害防止事業でございます。これは国の定められた定義はあるのかということでご

ざいますが、これにつきましては農林水産省が出しております鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業という捕獲マニュアルというのがございます。これに準じまして、市のほうもそのマニュアルを作成しているところでございます。

対象の動物につきましては、イノシシ、鹿、アナグマ、カラス、タヌキ、野ウサギというところでございます。

それから、国県の補助はないのかということですが、イノシシと鹿については、国県から１頭当たり7,000円の補助がございます。しかしながら、これは割り当て制度でございまして、本年度、曽於市には211頭分の処理料金だけの補助がついているところでございます。

それから全体で1,044万4,000円になるわけですが、この駆除の予定別ということでございます。処理費がそれぞれ違いますので、イノシシ、鹿については１頭当たり１万5,000円、それからアナグマとタヌキにつきましては１頭当たり3,400円、それからカラスにつきましては700円、野ウサギにつきましては2,000円ということで、これにつきましては、今後見込んでおりますのが、イノシシが499頭、鹿が51頭、アナグマが122頭、タヌキが370頭、あとカラスにつきましては当初の予定どおり70羽、野ウサギについても50羽ということで見込んでいるところでございます。

それから、ふえているかということですが、昨年までイノシシ等は若干の増減があったわけですけれども、今年度、実績でいきますと、イノシシだけで360頭いっておりますので、かなりイノシシがふえているのかなという状況でございます。

それから48ページ、49ページ、50ページの関係でございます。まず市有林の管理費でございます。これにつきましては何年たっている市有林なのかということですが、複層林でございまして、杉、それからヒノキ、サカキが植栽をされております。杉が恐らく40年から60年の間、ヒノキも40年以上たっているところというふうに認識をしているところでございます。それから……

（「中心は杉ですか」と言う者あり）

○農林振興課長（竹田正博）

杉が多いです。それから、49ページのこの清流の森大川原峡管理費でございますが、確かに台風豪雨にすぐ対応できればよかったのですが、御存じのとおりキャンプ場に入るホタル橋が非常に細い橋でございまして、ここにクレーンを入れないとどうしても伐採できないというようなことで、非常にその設計に時間を要したところがございまして、今回の補正予算という形で提案させていただいているところです。

それから、林道におきましては、市内44の林道があるわけですが、今回、10路線につきまして、それぞれ路盤の流出、車の通行不可能、それからのり面の崩壊、あ

と風倒木、そういったものがございまして、既定予算で不足いたしましたために今回お願いするところでございますが、これにつきましても当初応急作業で専決処分でと考えておりましたけれども、林道につきましては、なかなか後から被害が見えてくる部分がございまして、今回こういった形で補正予算としてお願いするところでございます。

以上です。

○耕地課長（小松勇二）

それでは、私のほうから、52ページの県営土地改良事業の補正予算の内容についてお答えいたします。今回の補正につきましては、大隅町で実施しております県営シラス対策事業竹山地区に係る分の補正でございまして、県のシラス対策事業の竹山地区につきましては、平成29年度から平成33年度の５年間の予定でございます。総事業費４億2,800万円で総延長5,450ｍの排水路等の整備を実施する計画となっております。

年度ごとの事業費につきましては、県のほうで実施していただいておりますけれども、29年度の事業実績として5,028万8,000円、それから平成30年度の事業費が今回の補正分も含めまして１億3,300万円、31年度以降については、県のほうで残りの分を振り分けされると思っておりますので、ちょっとこちらでは把握していないところでございます。それから、負担割合につきましては、国、県が合わせまして95％、そして地元の負担が５％となっております。

続きまして、54ページでございます。農地耕作条件改善事業の補正予算についてでございますが、この地区につきましては、大隅の荒神田地区の分が県からの予算の割り当て内示が10月にございまして、その関係で今回補正をお願いしているところでございます。

事業の内容につきましては、用水路の整備で140ｍでございます。事業費は測量設計工事合わせまして1,400万円となっております。負担割合につきましては、国が55％、地元が45％となっているところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、建設課分を説明いたします。

57ページの住宅総務費の補正予算についてでございますが、これにつきましては曽於市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営・市有住宅の老朽化に伴う用途廃止予定の団地の入居者に対しまして、移転、退去とか住みかえになるわけでございますが、その御協力を入居者にお願いしているわけでございます。これにつきましては、先ほど議員が申されました曽於市営住宅入居者移転等実施要項が平成30年３月

31日に告示されておりますので、それに基づいて行っているわけでございますが、そのうち今回移転の協力をいただいた入居者８名分の移転協力費及び移転補償の補正予算をお願いするものであります。

それから59ページになりますが、現年発生公共土木施設災害復旧費の補正予算についてお答えいたします。

本年９月末に発生した台風24号、それから10月豪雨に伴う公共土木災害復旧費の補正予算でございますが、今回、緊急な対応を要する測量設計や応急作業等の委託業務等と、それからあわせて市単独の工事請負につきましては、補正予算（第５号）の専決分で承認をいただいたとこでございますが、今回、補正予算（第６号）で残りの公共土木災害復旧の工事請負費並びにそれに伴う用地補償費をお願いするものであります。

その件数でございますが、道路が８件、今回申請するところでございます。末吉１件、大隅１件、財部６件ということになります。その中で工事請負費の大きなものということでございましたが、財部の市道で大石・十文字線が2,500万円程度、それから十文字・宇都線が2,400万円程度の設計額で今回災害査定の申請をし、今度受けるところでございます。

それから、入札についてでございますが、これからのことで指名選考委員会で決定されるわけでございますが、今までの経過でいきますと、地域性を勘案した指名競争入札になるんではないかと思っているとこでございます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

２回目の質問に入ります。まず、財政問題について、１回目、財政課長から答弁があったように、本年度の今後の財政運営については繰り戻し、積み立てを含めて考えて想定していかなければなりませんけれども、結果的に昨年とほぼ同様の最終的には財政状況、例えば基金でいいますと、30億円ほどは見込めるかどうかですね、確認かたがたの２回目の質問でございます。

繰越金についてはこれが最終であるということで理解していいのかどうか、答弁してください。

次に、農業用廃プラ関係について、課長答弁にありましたように、これは国県の補助がないということでございます。これは曽於市に限らず、農業地帯でありますと、どうしても農業用のこうした廃プラ関係が毎年少なからず処理が課題となるわけでございますけども、市長に質問いたしますが、これは当然ソフト事業として、国、県、特に国はやはり何らかの形で市町村に補助等を行うべきじゃないかと思いますけども、そうした動きはないのかどうか。なかったら、やはりこれは大事な問

題として強力に取り組むべきだと思っております。動きを含めて説明してください。

次に、有害鳥獣関係について質問いたします。これは大変な、本年度も課長答弁だと駆除頭数になりますけれども、まず質問の第１点でありますが、市内ではふえている状況でございますね。イノシシも本年度だけで360頭。質問でございますけども、これは農家を含めて大きな被害を出しておりますので、補助を出しながら駆除するというのが、これは必要ないたし方ないことでございますが、曽於市として、今のこの有害鳥獣が市内にどれだけ生息しているのかですね。やはり専門家の協力もいただきながら、それなりの実態をつかむことがやはり必要じゃないかと思っております。

そして、この対症療法といいますか、有害な動物が出てきたからこれを駆除する。これはいたし方なくて必要な措置でありますけど、もっと長期的な見通しをもとに、実態も見ながら系統的な対応をほかの対応策を含めて総合的に考えていくべきじゃないか。ちょっと科学的な方法も取り入れるべきじゃないかと思っております。そのためには前提として実態把握が大事じゃないでしょうか。その点でそうした協議はされていないのかどうかですね、お聞かせ願いたいと考えております。毎年のことでありますので。

次の質問。この台風等による、あるいは豪雨災害等による山林関係を含めた、それに伴う林道関係を含めた対策でございます。曽於市の場合は民有林もそうでありますけども、市有林もほとんどが杉でございます。杉がやはり南九州の気象条件からいいまして最も適している樹木の一つではありますけれども、杉を今後も中心としながらも、もっと少なくとも市有林の場合は、ほかのいわゆるクヌギ等を含めて系統的にもっと植林しながらふやすべきじゃないかということが考えます。この10年間を見ましても民有林を含めて、そう大きくない台風や豪雨災害で昨年、ことしも大分杉が倒れているでしょう、倒木しているでしょう。この管理が間伐を含めて徹底されていないために、ちょっとした台風で風で倒木している。少なくとも市有林の場合は、杉を中心としながらも、これに加えてもっとクヌギ等を含めて、いわゆる雑木林をふやすべきじゃないか。これは台風、豪雨災害だけじゃなくて、曽於市全体の豊かな植林を行いながら山を守っていく、自然を守っていく観点からも、それについて議論がされていたらお聞かせ願いたい。あるいは今後の見通しについても、ぜひそうした長期的な立場で対応すべきじゃないかと言えますけれども、見解をお聞かせください。

次に、52ページの大隅の竹山地区に関連いたしまして、八合原の排水対策ですね、課長答弁ありましたように、これは県を中心とした事業でございますけれども、この間、一般質問を初めとして私あるいは伊地知議員など質問がありましたけども、

どうしてもこの排水を進めりゃ進めるほど、その排水の水というのは月野川に一応流さざるを得ないというか、月野川については改修がどうしても必要でございまして、私もこれまで同時並行的にこの竹山地区を初めとした八合原の排水対策事業は、月野川の改修と同時並行的にしていかなければ、もし大きな豪雨災害が出た場合に、月野川がやはり氾濫するといいますか、田んぼの被害がこれまでと同じように出るおそれがあります。

質問でございますけども、その点でこの月野川の改修については同時並行する見通しがあるのでございましょうか。これまで市長答弁でも、県にもそれを要請しながら行っていきたいということがありましたけれども、そういった見通しがあるのかどうか、確認かたがたの質問でございます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

最初の廃ビニールの関係でございますが、国、県等に要望が出ているのかということでございます。この問題は、ＪＡさんを通じていろんな意見交換をしておりますけど、国の機関ともこういう現状があるということは意見を言っていますけど、国のほうからこれに対して増額をするとかそういうことについてはなっていないとこでございます。

あとイノシシ、そのほかの鳥獣についての実態調査すべきじゃないかということでございますが、御承知のように、日々、動物というのは動いております。動物がイノシシを含めて市を含めて同じところにとどまっているわけではありませんので、この実態調査というのは非常に難しい状況じゃないかなというふうに思っております。

あと、市有林、分収林の問題ですけど、今民有林が相当伐採されております。そういう意味で、これは基本的には届け出制ですから、この制度の見直しを今求めているとこでございます。市有林については、年間的に計画的に伐採計画を持ってしております。また、分収林についても、森林組合通じて、国に対して計画的に伐採をして、当然ながらそれは再造林をしているとこでございます。

あと、月野川の問題については、この問題についても県とも何度も協議をしておりますけど、同時並行で進めるべきではないかという御意見であります。当然ながらそのこともお願いしてありますけど、残念ながら県のほうは予算がつかないとこでございます。

以上でございます。

あとは各担当課長から答弁させます。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、お答えいたします。

まず最初に、財政調整基金は最終的に30億円を見込めるかということについてお答えいたします。財政調整基金につきましては、災害復旧や予算編成時の予算不足時の財源調整として活用する基金であります。この基金額につきましては、当初予算編成時の取り崩し額を10億円、また、災害等の緊急的な歳出額として20億円と見込み、合わせて約30億円程度を基本額としていたところでございます。

しかし、近年の合併算定がえの縮減等による普通交付税等の減額等を考えますと大変厳しい状況にはなっているところでありますが、できるだけ最終的にはこの30億円という目標に近い基金積立額を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、繰越金は最終かということでございますが、前年の繰越金につきましては、今回、１億747万円を計上させていただいております。平成29年度決算による繰越金の歳入額が６億3,172万2,000円でしたので、今回の補正予算により繰越金を全て計上した形になっております。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

３回目の質問でございます。まず、財政課長に質問いたします。

結論的にいいまして、財調の年度末は30億円は厳しいちゅうか、30億円に近いことを目標に一応今後対応したいということで、課長よろしいですね、30億円は厳しいということですね。質問でございますけども、繰り入れは今回が全額、そして新たな積み立ては今約３億5,000万円ですけども、年度内の新たな積み立ては基本的には厳しいと思うんですけども、新たな積み立ての見込みが幾らかありますか。積み立ては難しいと思うんですけども、その確認方の質問でございます。こうした本年度の財調を含めた対応は31年度以降の財政運営に生かしていただきたいと思っておりますが、これを含めた質問でございます。

それから、有害関係について、先ほど質問し忘れていました２点です。１つは、このイノシシ、鹿については、課長答弁では、国県の限定的ないわば補助がありますよね、これは。全面的じゃなくて、限定された。これも私は曽於市を含めて全国的な今問題となっておりますので、もっと国、県、特に国は積極的に対応すべきじゃないかと思うんですけども、市長でも課長でもいいんですが、そうした動きはあるんですか、見通しは。あるいは、それに対応する市町村の要請運動というのはどこまで進んでいるんでしょうか。これはどこの市町村も特に山野に近いところは悩みの種でありますので、やはり強力に取り組む必要があるんじゃないかと思っております。これは議会にもやはり役割があろうかと思いますけども、その点で見通し

と動きを含めて答弁してください。これは第１点目。

それから第２点目の実態把握ですね。実態把握は先ほども言葉を選んで質問したんですが、専門家の協力も得ながら実態把握をするべきじゃないかという問題提起の質問でございます。

課長に質問いたしますけども、こうした問題についてもどの市町村もやはり大きな課題となっていると思うんですが、実態把握はできないんでしょうか、専門家の協力をいただいたらですね。少なくともやるかどうかというのは、またトップを中心とした協議課題になりますけども、やることを含めて検討はすべきじゃないかと思うんですよ。毎年苦労するのは、一つは担当課ですよね。もちろん農家が一番困っていますけども。ですから、あらゆる方法をやはり検討しながら、その一つとして実態把握が可能であったら、予算もそう伴うんだったら、これも検討の選択の視野の一つに入れていく。そうした角度からの検討が必要じゃないかと思っておりますが、実態把握はやはり難しいのかどうかを含めて答弁してください。やるかどうか以前の質問として答えていただきたいと思っております。

次に、最後でありますけども、市有林等の被害に伴う今後の対策についてでございます。市長答弁でも、今後、市有林の再造林を行っていきたいということでございます。これは当然のことでございますけど。私の質問は、杉を中心としながらも、今後長期的に曽於市の自然豊かな山野を考えた場合に、杉以外のいわゆる雑木といいますか、ほかの植物もかなり計画的にふやして植えるべきじゃないかと思うんですよね。やっぱり30年度、50年度、100年後というのを視野に入れた場合に、やはり曽於市には杉も立派なのが多いけども、しかし、杉以外にもかなりのそうしたいろんな植林がされている。それが災害対策を含めて私はいいのじゃないかと思っております。その点では、市が先陣を切らなければいけないと思います。これは長い視野の問題でありますけども、その点での考え方を聞かせてください。

○市長（五位塚剛）

イノシシやらカラスを含めたそういう鳥獣の実態調査というのは、私は本当に難しいというふうに思います。先週、夕方の都城の自衛隊の前に行きましたら、数百ｍにわたってカラスがずっと何千羽ってとまっておりました。これはあり得ないような話ですけど、だけど、そこにずっと居住しているわけでありません。当然ながら、寝床はどっかの山に帰っていくんでしょうけど、そういうふうに移動しながらやっております。曽於市内の山にカラスがどれぐらいいるかというのを実態調査するというのも、これは専門的な調査員でも簡単にはできない部分があるんじゃないかなと思いますけど、そういう御意見が出されましたので、また県のほうとも会がありますので、議会のほうからこういう要望あるけどできるのかということを含め

て相談はしてみたいというふうに思います。

あと、市有林のあとの問題、また民有林についての雑木やらいろんな問題ですけど、民有林を切った後もなるべく……

（「市有林ですね」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

市有林につきましては、基本的にはほとんど森林組合に切っていただいておりますので、それらも基本的には再造林をしております。これは、だから、杉だけじゃなくて、今後はシイタケの木なんかも含めてできるのであればそういうこともしていきたいと思いますけど、これも要望があって、なかなか対応が多くてそこまで回ってくるかわかりませんけど、民有林のほうで相当、今、新植はされているようでございます。また今度いろいろ森林組合とも協議しながら、曽於市の市のあり方についても検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

お答えいたします。

このイノシシと鹿の国の補助金の関係でございますが、私どもも毎年実績に応じて申請を上げております。しかしながら、国のほうが県への割り当てがありまして、県のほうから曽於市の今年度の割り当て、補助金はこれだけという形で来ております。年によっては追加の補助金の交付もあるわけですけれども、先般、大隅地域振興局との懇話会の中でもこのことについては要望をさせていただいたところでございまして、市といたしましては、満額助成をいただきたいということで要望を続けていきたいというふうに思っております。

あと、実態把握についてでございますが、以前新聞等で、テレビでもございましたけれども、大学との連携で一回麻酔銃で捕獲して発信機をつけてというようなものもございました。そういった部分でその生態調査にはなろうかと思いますけれども、頭数がどれだけいるかという部分についてはちょっと把握できないのかなというふうに考えておりますが、一度そういった部分問い合わせてみたいというふうに思っております。

以上です。

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございません。先ほどの財政調整基金の積み立てを見込めるかとの質問にお答えいたします。

現段階では、３月補正予算までに新規の積み立てをすることは大変難しいことと考えております。今後はまず財政調整基金の繰り戻しによる取り崩し金の減額を考

えているところでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ここで10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　１時５０分

再開　午後　２時００分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上村龍生議員の発言を許可します。

○６番（上村龍生議員）

一般会計補正予算の第６号についての通告をしておりましたが、ほとんど……

（笑声）

○６番（上村龍生議員）

徳峰議員で内容は聞かれておりますので、１点か、２点か、若干質問をしたいと思っております。

まず、説明資料の２ページと３ページのところの基金繰入、基金の状況と繰越金のところなんですけれども、内容的にはもう説明聞きましたので、それで理解いたしました。

私のほうからは３ページの繰越金の近年の状況をちょっと報告いただいて、その状況が今の執行部の中では適正といいますか、この程度なのかな。それともももうちょっとふえるとか減るとか、そのようなところをどのように判断をしているのか、考えをお聞かせをください。財政については１点だけです。

それから、通告していました47ページの有害駆除関係のところでは、今回の増額補正がされていますけども、今回、増額補正に至った、なぜ今回補正をしたのかというその説明だけお願いをします。

それから57ページ、住宅関係の移転関係のところでは、これもさっきと一緒ですけれども、住宅移転かれこれこの教育費やら補償費が確定をした段階での補正という理解でいいのか。それもやはり今の時期にならないと計上ができないのか。その辺のところの説明をお願いします。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今質問のありました繰越金の近年の状況。それと、この繰越金についてそれが妥当かどうかということについてお答えいたしたいと思います。

まず平成30年度、今回繰越金を入れておりますが、６億3,172万2,000円でございました。平成29年度の繰越金額が６億9,274万6,000円でございました。平成28年度は６億4,173万7,000円ということで、おおむね６億台を推移しているところでございます。

また、規模が適正なのかどうかということでございましたが、繰越金につきましては、実質収支比率というものがございます。この実質収支比率は、標準財政規模の３％から５％内が望ましいということで見解があるところでございます。

そうしますと、今回の６億3,172万2,000円というのは、平成29年度の実質収支比率でいたしますと4.8％でしたので、おおむね予算規定内に入っているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○農林振興課長（竹田正博）

私のほうからは、有害鳥獣関係で、今回補正したのはどうしてかということでございます。

イノシシにつきましては、先ほど申しましたとおり、実績が360頭ということで非常に多くなっておりまして、当初予算で250頭分の当初予算を組んでおりました。駆除に関しましては、今後、10月までの実績で勘案していたわけですけれども、11月以降がかなりふえてくるという状況がありまして、その予測に応じての頭数でお願いしているところでございます。

それからアナグマにつきましては、実績でもう100頭当初は見ていましたけれども、実績で122頭捕獲しております。アナグマが、今後、冬眠をする動物でございますので、もう実績がこれだけだろうというようなこともありまして、今回このような補正予算をお願いしたところでございます。

以上です。

○建設課長（新澤津順郎）

それでは、57ページの住宅総務費予算の補正予算のことについて説明いたします。

市営住宅の老朽化に伴う用途廃止予定の団地の入居者に対しまして、本年の７月に文書で移転等の協力をお願いをしたわけでございます。その後には移転の協力をいただく今回の９名の分の移転協力費、移転補償を今回お願いするものであります。

この移転協力費につきましては、入居者から移転の承諾をいただいたときに、その請求を受けて一律10万円をその時点で支払うということになります。

また、移転補償につきましては引っ越し費用ということになりますので、移転が完了した時点で請求を受けて支払いをするということになります。

○６番（上村龍生議員）

建設課長に、今のところ、確認だけです。これどっちにしても新年度の予算では文書等の配付かれこれ、間に合わなかったために今回の補正という理解でいいわけ。

○建設課長（新澤津順郎）

先ほど申しましたように、７月に文書を出してということになりますんで、その入居者が年度内での移転を希望されるということになりますので、今回、補償を７月には協力いただくということで、今回の移転が発生したわけでございます。年度内での移転を希望されるということで、今回補正をお願いしたということになります。

○６番（上村龍生議員）

ですから、新年度では間に合わなかったために７月の文書を配付という依頼になったという理解なんですね。新年度の、要するに、３月までの時点ではそういう手続できなかったのかという質問なんですけども。

○建設課長（新澤津順郎）

そのとおりでございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

（「あります」と言う者あり）

（笑声）

○議長（原田賢一郎）

次に、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○４番（岩水　豊議員）

繰越金のことにつきましては、１回目の質問は前の方の質問で了解いたしました。これについて、１点だけですが、以前、繰越金は確定した分には新年度予算に確定した時点で繰り入れるというような、早目に繰り入れるということであったんですが、９月、12月とまで繰越金が補正予算の財源として扱われている。前回質問したときに、質疑で伺ったときには繰越金は確定した時点で新年度予算に繰り入れるという答弁をいただいておりましたので、どこでそういうふうに変わったのかをお伺いします。

それと、予算書の５ページの繰越明許費補正についてであります。

宅地分譲事業費2,057万2,000円、南校区の造成の分だろうとは思うんですが、事業は当初予算で計上されていた、当初予算で計上されていたのが今の時点で繰越明許費になる理由をお聞かせください。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、繰越金の予算計上についてお答えいたします。

繰越金につきましては、会計の決算が終了した後に、随時、財源調整として繰越額を繰越金として予算計上をこれまではしていたところでございます。ですから、先般、今言われましたような答弁を私もした記憶はないんですけれども、恐らくこれまでも繰越金につきましては、財源不足が発生した場合に財源調整として繰り越しをしてきたところでございます。これにつきましては、随時、今、岩水議員が言われたとおり、繰越金が確定した際に、繰越金として計上するパターン、パターンといいますか、その方法、手法を。それから、それを随時予算に計上する方法、随時予算に計上する方法、両方どちらをしても差し支えないという形で書物等にも出てきているところでございます。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

それでは、私のほうから宅地分譲整備事業の繰越明許になった理由についてお答えいたします。

今回の大隅南地区宅地分譲地の整備に必要な用地は農地でありまして、農振地域でもございました。そのため所有者との売買契約を５月11日に締結後、５月21日に農振除外申請を農林振興課農地転用及び所有権移転申請書、いわゆる５条申請でありますが、農業委員会に提出し、それぞれが鹿児島県に申請され、審査されたところでございます。

鹿児島県におきましては、11月１日に農振除外の認可、11月15日に農地転用の許可が得られ、これをもとに11月22日に農地所有者との所有権移転の登記を行うことができました。

現在、工事の指名委員会の手続を行っておりますが、この工事つきましては、１月下旬の工事の発注となることから、年度内に工期を確保することができないことから、今回、来年度までの繰越明許費の設定をお願いしたところでございます。

また、この当初予算を審議する先般３月の総務委員会におきましても、現地が農振地域であるため繰り越しになる可能性もあると申したところでございます。

なお、今後の予定でございますが、１月下旬の入札後、工事に入り、５月末または６月には工事が終わり、販売が開始できると考えているところでございます。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

まず、繰越金の取り扱いについて２通りあると。前回、私の質疑でしたときには、繰越金の６億何ぼが新年度予算に少しずつ入ってくる場合、幾らあるのかと。宙に浮いたお金がいつまでもあるんじゃないですかと。ですから、繰越金は一括して入れて、歳出または基金に繰り入れとかして、基金のほうから基金に繰り出しして、

基金からまた繰り入れして補正予算を組むとかいう手法をとったほうがわかりやすいんじゃないかと。ずっと幾らかがどこにも表に出てこない数字になると。そのために早目に入れなさいと、入れてほしいという要望をしたら、「入れますよ」と言われたんですよね。そういう答弁があったんです。ですから、どちらを使ってもいいということであれば、いかにわかりやすい方法というのを考えてみてください。どちらを使ったほうがわかりやすいですか。どっかにか置いてあるお金よりも全部新しい財布に移してみたほうがみんなわかりやすいと思う。市民は。そのためにいかに明確にするようにということでの質疑の中でそういう答弁がありました。もう一回、調べてみてください。

それと、南校区の造成の当初予算3,300万円ほどだったと思うんですが、今回、2,057万2,000円という内訳として繰り越さなければならない費用は工事費、移転費と補償費というような額と考えてよろしいのか、それを説明ください。

それと、通告しておりませんでしたが、教育費の中の小学校、中学校の繰越明許の空調設備の委託料だと思います。これを繰り越しした場合、いつ設計委託が完了して、新たに工事発注に来年度迎えるのか。そして、完了がこのままで先日の宮迫議員の一般質問の中でも、聞き間違えでなければ、31年３月までに完了した分について、国庫からの３分の１でしたかね、補助金があるという話を伺ったんですけど、そういうスケジュール等で完了できるのか、お伺いします。

○財政課長（上鶴明人）

先ほどの繰越金の額の調定の仕方についてですけれども、これまで曽於市におきましては、今までずっと財源調整という形で繰越金がなくなるまで予算計上してきたところでございました。前回もそのようにお話をさせていただいたところでございます。今、先ほど言われましたとおり、一括で見たほうがわかりやすいんではないか。それと、２つの双方があるということで今お話をさせていただいたところでございますが、できますれば従来どおり、繰越金は財源調整としてさせていただきたいと思っておりますが、また、上と相談をしながら、今後、調整をさせていただければと思っております。ただ、手法としましては両方というのがございますので、近隣の市町村そういったところの状況を聞きながら一応考えていきたいと思っております。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

それでは、私のほうから繰り越しする予算の内容についてお答えいたします。

まず本年度支払えるものでございますが、これにつきましては、測量を行いましたので、測量につきましては今年度支払えるところでございます。

それから、購入しました農地２筆、それから山林、それから山林に建っている木等の補償費、これは、今年度、支出されます。繰り越しする分につきましては、工事費、それから工事中に発生する電柱がありましたら電柱の移転補償費、それから完成後の広報をする分譲地チラシの印刷及び分譲地のチラシの新聞折り込み手数料、それから消耗品としてがあります。合計で2,057万2,000円となります。

○教育委員会総務課長（外山直英）

５ページの繰越明許費につきまして、教育費については御指摘のとおり、空調設備設置工事実施設計義務業務委託料でございます。小学校が19校、中学校が３校の設計分でございます。

発注につきましては、議決後に４工区程度に分散して発注させていただきたいと考えておりますが、設計につきましては、年度を繰り越しておおむね５月程度に完了するのではないかという現在の予想でございます。また、その後に本体工事の発注ということになりますけれども、現時点では31年度末で完了するものというふうに考えております。

○４番（岩水　豊議員）

予算書等にはないんですが、１つだけ、今度、工事費として見込み額というのはどれぐらいを想定されているのか。まだ、それで工事費をどれぐらい見込んでいるのかというのは試算されていないんでしょうか。

（「空調ですか」と言う者あり）

○４番（岩水　豊議員）

空調。

○教育委員会総務課長（外山直英）

前回、９月の議会で全ての小学校、中学校を発注した際に３億4,000万円というふうに答弁させていただいておりますので、現時点ではその数字が最新という形になります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○１４番（渡辺利治議員）

通告はいたしておりませんでしたけど、農林振興課の件でちょっと気になったものがありましたから、市長のほうにお伺いいたします。

この廃ポリに関するもので予算が今度補正されました。そして、搬入量というのは、当初予算と全く変わっておりません。でしたら、ことし、この前の質問で聞いたんですけど、搬入量が極端に減っていますよね、２分の１以下ということで。そうでしたら、同じ予算をそのまま使おうとしたら、今の12円の価格を補助金を倍に

しても範囲内に結構おさまります。ですから、予算の範囲内で農家に対する搬出の補助金、これを上乗せできるはずと思います。これは幸いなことに条例じゃなくして、規則で、当初では３分の１以内となっておりましたが、いつの間にか２分の１に変えてくれて金額も上がっておるわけですから、これもまた変更してくだされば４分の３となって22円何ぼでしょうけど、それでも十分予算の範囲内です。それが可能なわけなんですよ。そうすることによって、この環境保全の推進による目的、事業の達成とかいうのが、十分達成させられるわけなんです。それで３月にこのままで行けば必ず実績によりまして減額いたしました。そういうことになるのを防いでもらうために、一番喜ぶのは農家なんです。そしてまた、まちもきれいになります。一部、外部も入れておりますけど、これもまた違法ではございません。ですから、この状況であれば、当然、この補助を上げるべきなんですよ。いかがなんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回、今の段階で、廃ビニール関係が搬入が少なくなっているのは、もう一般質問で明らかになったように、都城の業者が農地まで出てきていただいて回収しているわけでございます。それが大きな要因だと非常に思いますけど、基本的には今の状況で行けば、多分、予算が残るんではないかなと思っております。その今の予算を全部農家に還元すべきだということでありますけど、そうなったときには、また来年度、それこそ倍以上の予算が必要になってくる可能性もありますので、そのことは簡単にはできないというふうに思っております。

今後、単価の問題については引き続き担当課のほうで、またＪＡさんといろいろ協議をしている事業でありますので検討はしていきますけど、今の予算の状況をふやすということは、ちょっと今考えていないところでございます。

○１４番（渡辺利治議員）

予算をうまく使う、これが一番実効性のあるやつなんですよ。それは来年の言われたら今はわかりませんよ。これもことしの当初で組んだ予算全部出すとして、来年は来年でちゃんと組むべきなんですよ。想定して。でしょう。だから、今回はまたちょっと上乗せしてあげたらいいんじゃないですか。どうせ規則で変えられるんですよ。来年は来年で多くなったから、じゃあ、またもとに返しましょうとか、一時でもいいんじゃないですか。いかがなんですか。

○市長（五位塚剛）

ことしの予算を執行するためにそういうやり方も一つの方法かもしれませんけど、やはりこういう事業というのは、もうことしで終わるわけじゃありませんので、ずっとこの事業は進んでいきますので、やはり事業というのは、ちゃんとしたキロ当

たり幾ら市が支援をしますよというのが一番いい方法だと思っておりますので、今後については、また単価のことも含めて担当課のほうで十分ＪＡさんを含めて協議はしたいというふうに思います。

○１４番（渡辺利治議員）

今後のことについては単価を十分協議すると言いましたけど、いつのことかそれはわかりませんよね。ですから、今回、補正の中での値上げをお願いするわけです。

きのう一般質問の中で、ある件があって、800トンぐらいの不法投棄じゃない件がありましたよね。結局、あれを不法投棄じゃないということになっているんですから、今、農家が外部に出している、そのほうが安いでしょうけど。でも、いずれは不法投棄でないような形での行為が行われるのは確実なんですよ。ですから、今、農家の方々が少しでも軽減されるよう、おまけに今カンショについていろんな問題が出てくるでしょう。それも加味すれば、やはりどっかでか農家のほうに還元したほうがいいんじゃないですか。それが本当の初期の目的の達成なんですよ。３回しか言えませんけど。お答えください。

○市長（五位塚剛）

当初予算を組むときには、十分な単価計算をして出しております。今回は、答弁をしていましたように、都城の業者の方々が現地から全部買い取っていく状況の中で実際の搬入は減っているという状況がありますから、今後どうなるかというのはまだわかりませんので、今、増額をするとかそれはちょっと検討はしていないところでございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○８番（今鶴治信議員）

私も通告外ですけど、１点だけ。先ほど何人も聞かれましたけど、65ページと67ページの空調設備関係についてちょっと質問いたします。

今回の実施設計委託は通常の空調でされたのか。聞くところによりますと、プロパンガス式の空調も最初の設備投資は大きいらしいですけど、５年以降はランコストが下がっていて、最終的には有利だというのを聞いております。それと、停電時の自家発電装置もついているところで、非常にこれも検討する課題ではないかと思っていますけど、全国的に発注が多くて空調設備が間に合わないんじゃないかという話もありましたけど、旧式のやつを早く提案すれば、まだそういう在庫もあるんじゃないかと思いますけど、それを検討されたか、検討した結果がどういう状況だったか、もしされておったらお聞きします。

○市長（五位塚剛）

空調機を今後どのようにしていくかということについては、まだ確定はしておりません。

基本的な考え方としてお答えいたしますが、ガスを使った、ガスでエンジンを動かすという方式があります。それは、大量にガスを使用するところの方々がよく使われることですけど、全体的に最初の価格は高いです。言われるように、将来的にはランニングコストが落ちてきますけど、しかし一方では、メンテナンスが発生してまいります。毎年メンテナンスをしなきゃならないことで、意外と問題があるようでございます。簡単に冷暖房の切りかえができません。専属のメーカー、専属の方にメンテの切りかえでするようになりますので、学校には向かないというふうに思っております。考えているのは、電気式のキューピクルを設けての空調の冷暖房方式ということで、学校ですから、やはり天吊りが中心となる方式になるのではないかなというふうに思っております。

○８番（今鶴治信議員）

私も素人、主な簡単なところの説明を受けたところでしたので、検討されたとかということを質問しましたけど、市長は専門の方でございますのでよくわかりました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号は配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

――――――――・――・――――――――

日程第13　議案第81号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第14　議案第82号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

日程第15　議案第83号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第13、議案第81号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてから、日程第15、議案第83号、平成30年度曽於市介護保険特別

会計補正予算（第３号）についてまでの、以上３件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案３件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

―――――・――・―――――

日程第16　議案第84号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第17　議案第85号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第18　議案第86号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第19　議案第87号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第16、議案第84号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）から、日程第19、議案第87号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）についてまでの、以上４件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○１９番（徳峰一成議員）

議案第86号の笠木簡易水道について、１点質問いたします。

説明書27ページの繰越金を見ますと、予算全体4,884万円の中で前年度からの繰越金が今回の補正3,060万6,000円を加えますと、3,425万8,000円と大変大きい状況が見られます。4,884万円予算がありまして、その中で繰越金がそれに近い3,425万8,000円とこれは大変大きいです。一般会計では考えられんことでございます。繰越金が予算の７割をこれに超えております。これは会計処理上、これらの繰越金は、今回予備費に回し、予備費がまたこれも非常に大きい、3,110万6,000円、予算全体の4,800万円から見ましても予備費が3,110万6,000円、これも一般会計じゃ全くもう考えられないことでございます。こうした笠木簡水の財政運用と財政状態をどのように見ているか、どなたでもいいので答弁してください。どのように解釈するかでございます。会計処理上、これが。

○水道課長（徳元一浩）

お答えいたします。

予算総額の中で繰越金と予備費が大きいが、関連して笠木簡易水道、今後の予算の立て方、財政運用の基本方針ということで質問をいただいておりますが、この笠木につきましては、29年度の繰越金につきましては28年まで工事を行いまして、その工事分の消費税還付がございまして、その分の金額で繰越金がこんなに大きくなったということになっております。

予備費のほうも、この繰越金を予備費のほうに一応充当いたしまして持っていかないと、２年後になりますけど、水道事業のほうが統合いたします。企業会計として統合していきますので、その企業会計のまた予算割をするときに、ちょっと特別会計とはまた制度が違いますので、そちらのほうで運用するために、今のところ、来年度まで、31年度までは今のこの運用で行きたいと思っております。32年度からもう水道事業を全部、簡易水道もなくなりますので、笠木も当然事業廃止ということで水道事業一本化にしていく準備中でございます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

これは、水道事業に移行ということを前提にしてのこうした変則的な財政運用ということでございます。これはずっと続くんだったら、やはり基金を積み立ててやはりやっていくというのが、原則的な考え方じゃないかなと思っております。

２年後ですか、３年度ですか、水道事業の一本化ということも断定的に言われましたけれども、これも議会の同意が必要でありますけれども。だから、計画ではあるということで言っていただきたいんですよね。これは、あくまでも議会の議決が得られなければ一本化は難しいわけでありますから、断定的には言ってほしくないと。そうした方針計画であるという表現で言葉を選んで答弁してください。

質問でございますけれども、水道事業の一本化という、これまでも議論されたように、例えば、笠木簡水の場合は本年度でもいいし、前年度29年度もいいんですが、国からの交付金が何千万円入っていますか。本年度どちらでもいいです。

これが水道事業一本化されると、私の理解では交付金がなくなるでしょう。国の水道事業に対する方針が今変わりつつありますけれども、その変わることももちろん考慮に入れなければいけないですけれども、一本化になったらこれがどうなりますか。その分が、交付金がいわば曽於市としては少なくなるわけ。水道事業全体から考えましても、そのあたりはどのように現時点では理解したらいいんでしょうか。金額は言ってくださいね、交付金の。大事な問題だから。

○市長（五位塚剛）

水道事業の一本化については、もう国からこれもう指導があっております。当然

ながら、今、簡易水道を今は続けておりますけど、分けておりますので、国からの交付税措置があるようでございます。金額については、後で答弁させます。

そのために今のうちに有利な事業をして、南の簡水を事業を取り組んでおります。今のうちに取り組めるものは今のうちにして、一本化もしなきゃならないという国の指導のもとですので、それはやむを得ない措置であるというふうに思っております。数字は、誰が答えますか。水道課長、答弁できますよ。はい。

○水道課長（徳元一浩）

交付金になりますが、交付金をちょっと、私、今資料を持っていないんですけど、繰り入れとして今の一般会計のほうから320万円ほどいただいております。

今後ですが、統合に向けての今後は、今財政課と協議をしておりますけど、総務省からの交付金算定表とかそういうのがありまして、一応、今、簡水がまだ３つかありますので、その分まで含めての全体での交付金計算と考えますので、詳細なところの数字はまだ出していないところでございます。

○１９番（徳峰一成議員）

３回目でありますけれども、この簡易水道に限らず、地方自治体によって一般会計を含めて交付金がどれだけ交付されるかという、これ財政運用の基本の基本ですよ。特に、笠木簡水についても交付金が少なからずこれまで交付されているわけでしょう。ですから、これが水道事業に、つまり企業会計に移行するともう交付金がなくなるわけですよね。ですから、その交付金をこれまでがもらうためにぎりぎりいっぱい本年度、来年度を含めて曽於市としてはいわば企業会計には移行しないで、そして独立会計で運用しているわけですよ。ですから、企業会計に移行するとした場合に、本年度、あるいは前年度分の基礎計算でいいですけれども、大体何千万ぐらい一応カットされるのか、それは現在進行形でしょう。本年度の予算だから。来年度以降になったら、やはりこれから検討して答弁しますでいいんですよ。本年度の予算だから、これは幾らであるかというのは、細かい計算じゃないんですよ。だから、常に考えていかなきゃならない。基本の基本だから。これは休憩しても答弁してください。これ３回目だから、もう４回目答弁できんから、これは絶対しといてくださいよ、もう。これ譲れんですよ。

○市長（五位塚剛）

30年度はまだ補正しておりませんけど、29年度は実績がありますので、後で、数字を今から調べて答弁をさせます。はい。休憩をしてください。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

―――――・――・―――――

休憩　午後　２時３８分

再開　午後　２時４３分

――――――――・――・――――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（上鶴明人）

申しわけございませんでした。今資料を見たところでございます。普通交付税に算定されております簡易水道事業の交付金、これは水道事業ごと、笠木とか、その水道ごとではありませんが、曽於市全体の人口として捉えております。そうした場合に、基準財政需要額の中に3,972万5,000円が基準財政額に算入されているところでございます。

（「それ何年度ですか」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

29年度でございます。

（「それは水道事業全体」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

簡易水道人口に対しての交付税措置でございます。

（「簡易水道、笠木に関しての」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

いいえ、違います。曽於市全体です。

（「笠木だけはわからんですね」と言う者あり）

○財政課長（上鶴明人）

いいえ、それは出てきません。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案４件は配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

――――――――・――・――――――――

日程第20　陳情第６号　「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第20、陳情第６号、「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する平成31年度補助金要望等については、配付いたしております陳情文書表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は12月21日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

――――――・――・――――――

散会　午後　２時４５分

平成30年第４回曽於市議会定例会

平成30年12月21日

（第６日目）

平成30年第４回曽於市議会定例会会議録（第６号）

平成30年12月21日（金曜日）
午前10時開議
場所：曽於市議会議場

１．議事日程

（第６号）

第１　発言の訂正について

第２　認定案第２号　平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下２件一括議題）
第３　議案第69号　曽於市税条例の一部改正について
第４　議案第70号　曽於市有住宅条例の一部改正について
（総務常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下２件一括議題）
第５　議案第71号　字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）
第６　議案第72号　字の区域変更について（立馬地区）
（建設経済常任委員長報告）

第７　議案第77号　指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）
（建設経済常任委員長報告）

（以下６件一括議題）
第８　議案第73号　指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）
第９　議案第74号　指定管理者の指定について（曽於市立恒吉地区診療所）
第10　議案第75号　指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）
第11　議案第76号　指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）
第12　議案第78号　指定管理者の指定について（曽於市立図書館、曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館）
第13　議案第79号　指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長報告）

第14　議案第80号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下３件一括議題）

第15　議案第81号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

第16　議案第82号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

第17　議案第83号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第３号）について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下４件一括議題）

第18　議案第84号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

第19　議案第85号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について

第20　議案第86号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

第21　議案第87号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について

（総務常任委員長・建設経済常任委員長報告）

（以下２件一括提案）

第22　議案第88号　曽於市特別職の職員の給与に関する条例及び曽於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

第23　議案第89号　曽於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

第24　議案第90号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第７号）について

（以下７件一括提案）

第25　議案第91号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

第26　議案第92号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について

第27　議案第93号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第４号）について

第28　議案第94号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

第29　議案第95号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）について

第30　議案第96号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について

第31　議案第97号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第４号）について

第32　閉会中の継続審査申出について

第33　閉会中の継続調査申出について

第34　議員派遣の件

２．出席議員は次のとおりである。（20名）

１番　重久昌樹	２番　松ノ下いずみ	３番　鈴木栄一
４番　岩水豊	５番　渕合昌昭	６番　上村龍生
７番　宮迫勝	８番　今鶴治信	９番　九日克典
10番　伊地知厚仁	11番　土屋健一	12番　山田義盛
13番　大川内冨男	14番　渡辺利治	15番　海野隆平
16番　久長登良男	17番　谷口義則	18番　迫杉雄
19番　徳峰一成	20番　原田賢一郎	

３．職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長　持留光一　次長兼議事係長　森岡雄三　総務係長　吉田宏明

専門員　津曲克彦

４．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市長	五位塚剛	教育長	瀬下浩
副市長	八木達範	教育委員会総務課長	外山直英
副市長	大休寺拓夫	学校教育課長	川路道文
総務課長	今村浩次	社会教育課長	岩元浩
大隅支所長兼地域振興課長	濱田政継	農林振興課長	竹田正博
財部支所長兼地域振興課長	吉野実	商工観光課長	荒武圭一
企画課長	橋口真人	畜産課長	野村伸一
財政課長	上鶴明人	耕地課長	小松勇二
税務課長	桂原光一	建設課長	新澤津順郎
市民課長	内山和浩	水道課長	徳元一浩
保健課長	桐野重仁	会計管理者・会計課長	田代庄市
介護福祉課長	小園正幸	代表監査委員	野村行雄
福祉事務所長兼福祉課長	川添義一	監査委員事務局長	吉元剛
		農業委員会事務局長	中山純一

開議　午前１０時００分

――――――――・――・――――――――

○議長（原田賢一郎）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

総務委員会開催のため、暫時休憩します。

――――――――・――・――――――――

休憩　午前１０時０１分

再開　午前１０時２４分

――――――――・――・――――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――・――・――――――――

日程第１　発言の訂正について

○議長（原田賢一郎）

日程第１、発言の訂正についてを議題といたします。

お諮りします。五位塚剛市長から、12月６日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、発言訂正申出書に記載した部分を訂正したい旨の申し出がありました。この訂正の申し出を許可することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

異議なしと認めます。よって、五位塚剛市長からの発言訂正申し出を許可することにいたします。

資料を配付してください。

（資料配付）

――――――――・――・――――――――

日程第２　認定案第２号　平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第２、認定案第２号、平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

おはようございます。

総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案４件、継続審査中の認定案１件を11月８日及び12月10日、11日に委員会を開き、執行部及び参考人の出席を求め、慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

１、認定案第２号、平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

本案については、外郭団体での不祥事の報告を受け、10月９日の最終本会議開会後すぐに休憩に入り、総務常任委員会を開催し、再審査を行い、閉会中の継続審査とすることを決定し、文教厚生常任委員会と建設経済常任委員会にも継続審査の申し出を行ったところです。両委員会の継続審査への御協力、まことにありがとうございました。

本案については、11月８日と12月11日に継続審査を行いました。

それでは審査の内容について報告します。

一般会計主要施策の成果及び報告書では、平成29年度の当初予算は221億8,600万円でありましたが、年度途中に、大雨等による被害を復旧するための災害復旧費の追加や農林業振興事業などの追加により、９回の補正を行い平成28年度からの繰越額を含んだ最終予算額は254億8,692万円となっています。

平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算については、歳入総額254億948万4,000円、歳出総額246億666万5,000円で、歳入歳出差引額は８億281万9,000円となり、歳入歳出差引額から平成30年度へ繰り越すべき財源１億7,109万7,000円を差し引いた実質収支額及び平成30年度への繰越額は６億3,172万2,000円となっています。

所管に関する歳入の主なものは、市税33億388万7,000円、地方譲与税２億5,563万1,000円、地方消費税交付金６億3,207万1,000円、地方交付税89億5,432万9,000円です。

歳出では、議会費１億7,240万円、総務費25億7,743万5,000円、消防費６億5,485万円、公債費32億2,829万4,000円が主なものです。

財政課関係では、財政計画に沿って順調に推移しているかとの質疑に対し、それぞれの年度の事業によって変化はあるが順調である。合併特例債にかわる財政運営についての質疑に対し、合併特例債は、平成32年度までが起債の期限であったが、国会審議で平成37年度まで延長になった。残った借入額を有効に使いながら、合併特例債で行っている事業を過疎債、辺地債に振り替えをしながら事業を進めていきたい。長寿命化の事業についても、後年度に負担のかからない交付税措置のあるものを取り入れていきたいとの答弁がありました。

次に、特定目的基金残高が約97億円、前年度比約６億5,000万円の増となっているが要因は何かとの質疑に対し、剰余財源もあるが、大きな災害がなかったこと。それと思いやりふるさと基金が３億5,000万円ほど伸びているのが大きな要因であるとの答弁がありました。

交付税の合併算定替えによる影響についての質疑に対し、交付税の合併算定替えは、有利であった旧町ごとの合算算定から曽於市一本の算定に移行するため、平成28年度から平成33年度の一本算定まで段階的に減額になる。この分が約６億円減額、それと平成27年度の国勢調査による人口減少で約４億円減額、平成27年度に対して平成33年度は約10億円減額になる見込みであるとの答弁がありました。

委員より、合併算定替えの影響で交付税が減額になる中で、岩川小、末吉小、市役所庁舎等の移転改築等の大型事業が控えているので、長期的な財政計画のもと財政運営や公有財産の売却に積極的に取り組んでほしいとの意見が出されました。

総務課関係では、文書管理について、ペーパーレスに向けて取り組んでいる中で、職員の机の上が書類等で煩雑になっているのが見受けられることから、文書管理の取り組みについての質疑に対し、総務課長を中心に各課をチェックしている。個人情報の漏えい防止のためにも、さらに各課長による指導を徹底させていとの答弁がありました。

次に、自治会振興で、自治会未加入者の実態は把握されているのかとの質疑に対し、集落支援員の活動で集合住宅の未加入世帯は、市街地周辺についてはチェックができた。現在は当該地域の自治会長と世帯訪問を実施しているとの答弁がありました。

また、自治会未加入者の加入促進などを目指す、曽於市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、本年は集落支援員の専任を４人にふやしているが、いつまで続けるのかとの質疑に対し、本条例は、施行後３年をめどとして、運営状況について検討を加えるとされている。今後は審議会を開催し、今までの取り組み状況を見て判断し、来年の今ごろには方向性を出したいとの答弁がありました。

次に、危機管理監とはどういうものかとの質疑に対し、自衛隊ＯＢの方で、消防も含め、災害等の危機管理を担当するものであるとの答弁がありました。さらに、自主防災組織について、自主防災組織の組織率は100％整備されているので定期的に自主防災組織と危機管理監を交えた研修を行えば、防災意識が上がると思う。研修はできないかとの質疑に対し、今は要請のあるところでは研修を行っている。今後は計画的に回れないか検討したいとの答弁がありました。

また、災害時にはみんなを誘導する地域のリーダーが必要である。そのためには防災士の養成と呼びかけが大事であるのではないかとの質疑に対し、市として予算

的なことも含めて、どこまでできるか検討したいとの答弁がありました。

複数の委員より、防災士については、積極的に養成してほしいとの強い意見がありました。

さらに、委員より、機構改革・合理化を進めて財政健全化に努めてほしい。また、自治会の維持とコミュニティの活性化を図るため、自治会への加入、未加入関係なく地域の行事へ呼びかけをお願いしたい。自治会の合併は、待つのではなく、行政が主導して推進してほしい。その他、さまざまな審議会・検討会については、白紙で丸投げするのではなく、ある程度の方向性とたたき台を示さないと、アイデアや結論は出ないのではないかとの意見が出されました。

市民課関係では、クリーンセンターは平成８年の供用開始から21年が経過し、長寿命化を目的に基幹的改良工事の計画を策定して、平成29年度から31年度までの３年間で事業を実施しています。

平成29年度は、クリーンセンター敷地造成工事、車庫の新築、ストックヤードの増築及び実施設計、通風設備の工場製作が完了しているとの説明がありました。

委員より、改修工事の進捗状況についての質疑に対し、平成29年度は５％程度である。現在の状況は、炉の解体作業に時間を要したが、工程表どおりに進んでいるとの答弁がありました。

１号炉と２号炉が同時に本年10月から４カ月ほどとまるとの説明があり、委員より、ごみの搬出先とごみの量についての質疑に対し、大隅最終処分場へ搬出するごみの量は2,700トンを想定しているとの答弁がありました。

なお、クリーンセンターについては現地調査を実施しております。

次に、委員より、末吉町蔵之町の廃ビニールのその後の状況についての質疑に対し、熊本県人吉市と小国町の会社との契約ができ次第、本格的に搬出する計画である。２つの会社には課長と補佐が出向き、ペレットを製造する過程を確認してきた。地元には周知済みであるとの答弁がありました。

税務課関係では、平成29年度の市税決算額は33億388万7,000円となり、前年度に対して１億1,445万4,000円の増収、税目ごとでは、前年度と比較して個人市民税1.7ポイントの増、法人市民税2.1ポイントの減、純固定資産税6.5ポイントの増、軽自動車税2.1ポイントの増、市たばこ税3.3ポイントの減で、全体では3.6ポイントの増となり、市税の一般会計歳入決算に占める割合は13％（前年度12.44％）で、収納率は、調定に対して95.8％（前年度95.41％）で、前年度に比べて0.39ポイント高くなった。

収入未済額は１億3,150万3,000円で、前年度より234万1,000円の減となっている。今後も納税者の理解と協力を得ながら、より一層公平かつ適正な賦課徴収を行うと

ともに徴収率の向上に努めるとの説明がありました。

委員より、滞納等での相談件数はどのくらいか、分納等の相談はどこでしているのかとの質疑に対し、相談件数は把握していないが、分納の誓約は44件である。相談の対応は、今のところカウンターで対応しているとの答弁がありました。

委員より、相談しやすい環境のために、相談窓口の仕切り板、または相談室を設けてほしいと強い要望がありました。

企画課関係では、定住促進対策事業で市外からの転入者の人数についての質疑に対し、18件で53名の転入があり、奈良県から２件、福岡県と長崎県がそれぞれ１件、都城市が９件、あとは鹿児島県内からという答弁がありました。

委員より、市外からの転入者の方に会をつくってもらい、移住希望者の相談窓口・受け皿になってもらえないのかとの質疑に対し、来年度に和歌山県田辺市を含め、近隣地域の先進地研修ができないか検討中であるとの答弁がありました。

次に、宅地分譲事業については、末吉町柳迫地区と大隅町坂元地区にそれぞれ７区画を整備し、平成30年４月より分譲販売を開始しています。柳迫地区は坪単価１万円、坂元地区は坪単価8,000円となっています。

なお、柳迫地区の分譲地については現地調査を実施しました。

２区画が売約済みで、現地調査に行った日も、宅地分譲ののぼり旗が目にとまり、見学に来られた方がいたとの説明がありました。

委員より、市外の方に好まれる宅地分譲にしてほしい。驚くほどの価格、飛びつくぐらいの価格、魅力ある価格で宅地分譲に臨んでほしいとの意見がありました。

次に、今回問題となったコミュニティＦＭ「ＳＯＯＧｏｏｄＦＭ」について報告いたします。「ＳＯＯＧｏｏｄＦＭ」は、平成27年８月にＦＭ放送を目的に、市が設立した一般財団法人まちづくり曽於が運営しているものです。曽於市はこの「ＳＯＯＧｏｏｄＦＭ」に運営負担金を支出しております。その事業の中で広告料等に関する経理に不明瞭な部分があるとの報告があり、委員会では再審査を行い、閉会中の継続審査を決定しました。

委員会審査では、一般財団法人まちづくり曽於、吉川益夫理事長、同法人、中野和則ＦＭ放送局長を参考人として、執行部の説明員として、大休寺副市長と企画課の出席を求め審査を行いました。

吉川理事長より、この間の経緯の説明がありました。それによりますと、ことしの９月10日に市監査委員による監査予定の連絡があり、収入の精査を開始したところ、領収書の記載されたものはあるが、通帳記帳されていないもの、未収なものが発覚し対応を協議した。このことについて、９月14日に当時経理を担当していた当該者に質問すると、「自分は横領はしていないが支払います」と発言し、同席者か

ら、「横領していないのに支払うのはおかしい」と言われたとのことでありました。

その後の経緯については、10月４日、臨時の理事会を開き、不祥事の報告と対応策を協議。10月６日、曽於警察署に相談。10月９日、市議会全員協議会に報告。南日本新聞の取材あり。10月10日、南日本新聞に、「広告料に未収・不明金」と題して掲載。10月12日、まちづくり曽於の吉川氏、河合氏、中野氏、企画課の中西補佐と当該者、当該者の母、祖母で面談。当該者が「現金をとりました。集金した分と金庫内のお金もとりました。とった期間は平成29年９月から平成30年９月上旬までで、お金は文具、生活費、ギャンブルに使いました。とったお金はお返ししますので、警察に届けるのは控えてください」と懇願されたとのことです。引き続きの経緯としては、10月23日付で当該者を懲戒解雇。11月15日、当該者より謝罪文が届く。11月16日、横領金216万6,480円がまちづくり曽於へ入金される。11月27日、曽於市監査委員より返金額、次の数字を「169万8,705円」から、これをちょっと訂正してください。11月16日の額と同じ「216万6,480円」に訂正してください。が決定。11月28日、曽於市へ、ここも平成29年度分を追加してください。11月28日、曽於市へ29年度分返金額169万8,705円を送金。

以上の説明がありました。

次に、原因と再発防止策について、吉川理事長の説明では、１、社会保険に関しての原因及び再発防止策。

①当該者は経理未経験で、かつパーソナリティ業務等を兼務していたことについて。防止策として、既に平成30年６月から社会保険の手続を新部署の総務係長に引き継いでいる。

２、請求書に関しての原因及び再発防止策。

①請求書番号を付していなかったことについて。防止策として、請求書に通し番号を付する。既に平成30年11月（10月分）から通し番号を付している。

②請求書作成後に漏れがないかの再確認をしていなかった。請求書を全顧客に送付していなかったことについて。防止策として、経理担当者は、営業が作成した顧客一覧表をもとに請求書一覧表と請求書を作成し、これを放送局長が再確認する。既に請求書については、平成30年10月から請求書作成後に漏れやダブりがないか放送局長が再確認している。

③請求書一覧、請求書の控えが一時期保存されていなかったことについて。防止策として、請求書一覧、請求書の控えは請求書ファイルに保存する。

３、領収書に関しての原因及び再発防止策。

①徴収書つづりと領収書に通し番号を付していなかったことについて。防止策として、領収書つづりと領収書に通し番号を付す。既に平成30年10月分から領収書つ

づりと領収書に通し番号を付している。

②領収書を同時に複数冊使用していたが、各領収書つづりに責任を持たせていなかったことについて。防止策として、各領収書つづりの責任者を放送局長とする。既に平成30年10月から責任者を放送局長としている。

③領収書を発行するときに担当者名を記入していなかったことについて。防止策として、集金者は領収書に担当者の押印、または担当者名を記入して発行する。既に平成30年10月から集金者は領収書に押印または担当者名を記入している。

④使用済み領収書つづりを金庫に保管していなかったことについて。防止策として、使用済み領収書つづりは金庫に保管する。既に平成30年９月から使用済み領収書つづりは金庫に保管している。

４、経理担当者に関しての原因及び再発防止策。

①当該者は経理未経験で、かつパーソナリティ業務等を兼務していたことについて。防止策として、経理を主とした事務担当者を配置する。

５、金庫管理に関しての原因及び再発防止策。

①当該者が金庫を自由に使えたことについて。防止策として、経理担当者は毎日金銭出納帳を整理する。

６、集金から入金までの管理に関しての原因及び防止策。

①集金担当者が現金を渡すべき担当者が決まっていなかったことについて。防止策として、集金した現金を預かる経理担当者を配置する。

７、事業収入の未収金に関しての原因及び再発防止策。

①請求書送付後に集金済みと未収金が簡単にわかる一覧表を作成していなかったことについて。防止策として、経理担当者は、事業収入の集金状況一覧表を作成する。放送局長、経理担当者は未収分があった場合は速やかに集金を行うか、次月に再請求書を発行して集金する。

８、集金に関しての原因及び再発防止策。

①集金を減らし振り込みをふやす努力を行ってきたが、顧客からの希望もあり集金システムが残っていたことについて。防止策として、今後も振り込みでの支払いをお願いし、集金を減らす努力を行う。

②集金した現金が入金されているか確認していなかったことについて。防止策として、放送局長、経理担当者は毎月領収書、事業収入の集金状況一覧表、通帳との照合を行い、入金されているか確認する。

９、理事会の監事に関しての原因及び再発防止策。

①監事が１人で監査が十分にできなかったことについて。防止策として、監事を１人から２人に増員する。さらに監査回数を年に３回とする。

10、監視カメラに関しての原因及び再発防止策として。

①監視カメラは入り口の外側に設置され、外側を撮影していて、今回は役に立たなかったことについて。防止策として、監視カメラを事務所内に設置し、金庫が撮影されるようにする。

11、その他の再発防止策として。

①事務局長は上記の業務が順調に行われているか定期的に確認する。

②部外者は基本的に事務室への入室を禁じ、打ち合わせ室で対応する。

以上、11項目にわたり説明がありました。

委員より、現金の扱いがあったのであればＦＭに対して、企画課の指導はもっとしっかりできなかったのか、議会への報告が遅くなった理由についての質疑に対し、経理指導について、平成27年度は企画課、平成28年度は法人と企画課、平成29年度は法人に任せた。決算委員会までは横領の判断ができなかったとの答弁がありました。

次に、市が財政援助している他団体への影響はどうかとの質疑に対し、他の約300ある外郭団体の運営について、各課へ通知して引き締めるように指示した。農業公社、観光協会にも行政経験者を入れるように指導したいとの答弁がありました。

次に、この不祥事に対する責任の所在についての質疑に対し、約款・定款から言えば責任は理事長にあるとの答弁があり、吉川理事長より最終的な責任者として、組織を立て直した後に、辞任したいとの意思表示がありました。

次に、委員の意見として、①ＦＭがオープンしてまだ２年という日が浅いうちに問題が起きた。実際にはまちづくり曽於に責任があるのだろうが、市の指導力不足もあり、道義的責任を感じているという市長答弁もあった。今後十二分に注意して運営されたい。

②２回にわたり、理事長、放送局長、副市長、担当課長の話を聞いて、反省の弁と改善策も示された、このことを評価し、今後、二度とないことを期待し認定案に賛成したい。

③約300ある外郭団体の全部の責任が市にあるとは思えない。外郭団体には監事がいて監査をしている。その監査に不祥事があったから市の責任だというのは議会として言い過ぎではないかと思う。

④最終的には市の税金であり、市民の非難の的になっている。今回はあえて議会は不認定としたい。

⑤この種の問題で不認定とすることが妥当だとは思えない。外郭団体のことに関して市の責任は求められない。苦言は呈しても全会一致で認定したほうがよい。総合的に考えれば、大人の対応で認定したほうがよい。

⑥約300ある外郭団体でも区分がある。ＦＭは市が一生懸命育てようとしている外郭団体であり、市の役割は大きい。きちんと意見を言って育てる団体であり、なあなあではいけないと思う。

以上のような意見が出されました。

次に、討論に入り、市は道義的に指導する立場にあった。今回のことは市民の関心事であり、賛成すると市民の影響があり反対したいとの討論がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成少数で不認定とすべきものと決定しました。

以上、終わります。

○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案９件、継続審査中の認定案１件を12月10日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

１、認定案第２号、平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管分。

去る10月９日の総務常任委員会において、本案について閉会中の継続審査にするとの申し出があり、本委員会としても継続審査していたものであります。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、雑入の生活保護費過年度返還金は調定額879万4,072円に対して、収入済み額73万7,095円、収入未済額805万6,977円であります。

これは、生活保護受給者で年金やその他の収入があり、生活保護費の一部返還が必要となったもので、収入未済額については、引き続き収入確保に努力していきたいとの説明がありました。

福祉事務所は、平成29年度延べ48団体に１億9,066万6,700円の多額の補助金を支出しています。

委員より、これら全ての団体は、市に総会資料等を提出されているのかとの質疑があり、全て提出をいただいているとの答弁がありました。

大事な補助金であるため引き続き効果的に使われるよう、改善点があれば補助団体に助言をするべきではないかと意見がありました。

老人ホーム清寿園の扶助費は388万1,894円、同じく管理費は8,574万4,958円であります。

委員より、昨年の決算審査では、指定管理の協定書の内容で職員が配置されていないとの指摘があったが、その後、改善がなされたかとの質疑があり、現在では改善されているとの答弁がありました。

児童福祉事務費は、対前年度比1,301％、支出済み額4,706万3,094円であります。

委員より、大幅な増額となった理由について質疑があり、児童福祉費国庫支出金還付金2,982万9,174円、児童福祉費県支出金還付金1,440万4,894円が主なもので、平成28年度の精算によるものであるとの答弁がありました。

これに対し、1,301％もの大幅増は好ましいことではないため、今後、改善できる点は改善すべきではないかとの質疑があり、平成29年度は例外的なものであったが、指摘された点は精査し、大幅な増減がないよう努めたいとの答弁がありました。

保健課関係では、救急医療・夜間急病センターの市民の利用状況について質疑があり、平成29年度は都城市北諸県郡医師会病院・都城夜間急病センター、曽於医師会夜間急病センター、いずれも前年度とほぼ同様である。都城市内を初め、ほかの夜間急病センターの利用状況については把握できていないとの答弁がありました。

委員より、曽於医師会立病院を中核病院としての役割の強化に向けて力を入れることが大事ではないかとの意見がありました。

財部温泉健康センター第２泉源のポンプの故障に、予備費から1,022万8,000円を充用していることに関連し、設置後の修繕等の支出状況について質疑があり、第２泉源は平成18年３月に2,633万1,000円で設置。その後、平成27年３月にポンプの故障で743万400円、さらに平成29年５月に予備費の充用を行い、1,275万3,000円でポンプの取りかえを行ったとの答弁がありました。

これに対し、ポンプ設置後10年前後で2,000万円ほど修繕等に支出している。市全体の施設のあり方について、今後の教訓にすべきではないかとの意見がありました。

介護福祉課関係では、介護保険利用者負担対策事業として６つの社会福祉法人に320万3,690円の助成をしております。その内容は、生活困難者などが介護保険サービスを利用するとき、社会福祉法人の判断で利用料の本人負担分の４分の１を軽減した場合に、その２分の１を市が社会福祉法人に助成するもので、利用者に大変喜ばれている事業であります。

委員より、市は全ての社会福祉法人に、この事業を積極的に取り入れるよう要請すべきではないかとの意見がありました。

教育委員会総務課の審査では、教育長の出席があり、今後の教育行政についての基本方針が示されました。

その中で、教育施設の改善は、第１期の教育振興計画が平成31年度で終わり、32

年度から第２期の計画策定を行う。議会から指摘された改善点は計画に入れて行いたい。

さらに学力向上の課題では、全ての教科が県水準を上回っている中学校もあり、少し手がかりが見えつつあるので、今後も取り組みの推進を図りたい。また、本市は鹿児島市や姶良方面から交通アクセスがよいため教職員にとって人気が高い地域であり、力のある教職員に来ていただくことにも努めたいと、教育長の決意を込めた方針が示されました。

委員より、教育長から示された方針に対して、エアコン設置やトイレの改善などは平成31年度から積極的に取り組んでいただきたい。郷土の自然や歴史の教育に力を入れていただきたい。引き続き小規模校を残す立場で教育行政を進めてほしいといったさまざまな要望や意見が出されました。

曽於高校支援策の高校振興費は、平成28年度731万6,100円に対して、平成29年度は1,683万8,800円と２倍以上の支出がありました。このことに関連して各委員より、今後の曽於高校支援について多くの質疑や意見がありました。

入学祝金については、平成29年度805万円が支給されているが、本来の目的である文理科の生徒をふやす効果を上げているかなどの検証が必要ではないか。さらにほかの支援等についても検証を重ねる中で取り組むべきではないかとの質疑があり、今後、十分検証しながら取り組みたいとの答弁がありました。

財部地区の２㎞以上の小中学生に通学バスを運行していることについて、市全体で整合性を持たせるべきではないかとの質疑があり、今後、委員会で出された意見も参考にしながら検討したいとの答弁がありました。

学校教育課関係では、取り組むべき大きな課題である学力向上について質疑があり、全ての子供が基礎学力をつける課題、あるいは学校間での学力の差を克服する課題、さらに、教職員の教育力を引き上げる課題、学校長、教頭の指導力を引き上げる課題など、課題は幾つかあるが、全体として本市の子供の学力は着実に前進している。一方、子供たちは夢や希望を持っており、引き続き学力向上には力を入れていきたいとの答弁がありました。

委員より、平成29年度は不登校の子供が減少している。これはこれまでの取り組みの成果ではないか。また、本市は学力向上支援員を初め、市独自の施策を行っている。こうした取り組みを踏まえ、引き続き学力向上には力を入れてほしいといった期待感を込めた意見がこもごも出されました。

また、スマートフォンを使用する子供の実態について質疑があり、所持率が３割から４割程度と見られ、学校への持ち込みは基本的に禁止している。自宅でも夜９時以降は使用しないよう指導しているとの答弁がありました。

これに対し、スマートフォンは利点もあるが、このことで読み書きの基礎学力をつける勉強がおろそかにならないよう、学校や保護者と連携した取り組みを期待したいとの意見がありました。

社会教育課関係では、平成29年度も多くの施設管理費、委託料や補助金の支出があります。

平成29年度で58施設を管理し、内訳は直営54施設、指定管理４施設で管理費総額は２億7,282万2,412円である。また、委託料は209件で１億5,086万1,402円、補助交付団体は154件、補助金総額は3,823万7,920円であるとの説明がありました。

委員より、58施設の中で幾つの施設が修繕計画を立てているかとの質疑があり、３施設であるとの答弁がありました。これに対し、３施設とは余りにも少ない、可能な限り、もっと修繕計画を立てるべきではないかとの質疑があり、今後、努力したいとの答弁がありました。

また、補助交付団体の154団体からは、全て総会資料や決算資料の提出を義務づけ、問題点や改善点は助言や指導を行いながら補助を出すべきではないかとの質疑があり、全ての団体から提出をしていただいており、今後も助言や指導を行う立場で取り組みたいとの答弁がありました。

さらに、209件の委託契約は年度末の限られた期間に全て行わなければならない。契約手続が惰性にならないよう、チェックと改善による効果的な取り組みをしていただきたいとの意見がありました。

新地公園内のグラウンドゴルフ場は、平成29年10月オープン、平成29年度の管理費は1,187万9,335円、利用者による収入は３万1,160円、利用者は１万3,065人であります。

委員より、管理費の予算計上がばらばらでわかりづらい。大事な施設なので管理と運営は十分検証しながら取り組むべきではないかとの質疑があり、指摘された点も踏まえ取り組みたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

建設経済常任委員会付託事件審査報告。

建設経済常任委員会に付託された議案８件、陳情１件及び継続審査中の認定案１件を12月10日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

１、認定案第２号、平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）。

去る10月９日の総務常任委員会において、本案について閉会中の継続審査にするとの申し出があり、本委員会としても継続審査していたものです。

各課における主な質疑内容と結果を申し上げます。

初めに、農業委員会関係では、農地法に基づく農地の利用調整及び農業経営基盤強化促進法による利用権設定等を目的とした農地流動化を展開したとの説明がありました。

農業者年金の加入状況についての質疑に対し、加入目標を５人上回る15人で、県内第２位の加入実績となり、加入者総数188人、受給者数は848人となったとの答弁がありました。

荒れ地となった農振地域への太陽光発電設置の取り扱いについての質疑に対し、一種農地への設置は難しい。農振地域であるが非農地通知を出しているところもあるとの答弁がありました。

中間管理機構との関係についての質疑に対し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等により農業経営規模拡大事業助成金で対応しているが、初回のみの補助で、中間管理機構の制度を使っても更新の場合、助成金は出ないとの答弁がありました。

委員より、今後の農地流動化活動に対し、農林振興課の中間管理機構や耕地課の多面的機能支払交付金事業との連携を密にするようにとの意見がありました。

次に、農林振興課関係では、食の安心・安全に取り組み、環境保全型農業の推進、担い手育成、畑かん営農の推進に取り組み、農畜産物生産実績は475億2,022万円で前年度比104.6％の実績であったとの説明がありました。

茶業振興貸付基金の滞納状況及び新規就農者の状況についての質疑に対し、３件の滞納があったが、償還延長の手続をとり、現在はない。新規就農者は畜産・露地・茶・花卉・施設野菜・水稲・たばこ等で22人（うち平成29年度は７人）おり、合併以降全体で166人になったとの答弁がありました。

再造林の状況はどうかの質疑に対し、全て森林組合によるもので、年間150haが限界の状況である。現場は80人体制であるが手が回らず、現在、人材派遣を協議しているとの答弁がありました。

委員より、伐採確認の人員をふやすなど、再造林の推進を図ってもらいたいとの意見がありました。

メセナ食彩センターの年間使用料324万円をなぜ100万円に減免しているのかの質疑に対し、メセナ食彩センターより老朽化に伴う施設整備の改修計画がある旨の減免申請が提出されたとの答弁がありました。

委員会では現地調査を行い、減免を認める根拠が明確でないとの意見がありまし

た。

次に、畜産課関係では、畜産物の全国的な価格高騰により、生産額は前年度より約19億6,000万円の増となり、肥育経営においては、枝肉価格は堅調に推移したものの、子牛価格の高値で導入頭数の確保不足や配合飼料の高どまりなど、収益は厳しい状況となっているとの説明がありました。

食肉等流通体制整備事業についての質疑に対し、係留施設等を対ＥＵ輸出向けの規格に改修したもので、現在の輸出は香港・アメリカ向けが多いが、今後、ヨーロッパ方面への輸出拡大につながるとの答弁がありました。

委員より、輸出に市も参入すべきではないかとの意見がありました。

有機センターの収支状況についての質疑に対し、約2,300万円の赤字経営となっている。当センターは平成11年度から稼働し18年が経過しており、毎年、施設修繕が続いている状態でもあるとの答弁がありました。

次に、耕地課関係では、農業生産基盤と農村生活環境の整備を通じて、各施策の実現を図るため、国、県及び市の事業を積極的に実施し、整備に取り組んだとの説明がありました。

市単独事業の農道等維持補修工事及び原材料支給と多面的機能活動との関連はどうであるかの質疑に対し、基幹農道等の伐採等は例年どおり実施している。大規模な維持補修は市単独事業で取り扱い、小規模なものは多面的機能支払交付金事業を活用し、42地区で取り組まれ災害防止につなげているとの答弁がありました。

委員より、災害復旧については、迅速な対応を望むとの意見がありました。

農道から市道への認定についての質疑に対し、幅員４ｍ以上が交付税の対象になるが、平成９年に農林水産省から、農水省の事業で整備した道路は市道に移管しないよう通達があったとの答弁がありました。

中山間ふるさと水と土保全基金と土地改良事業基金の使途についての質疑に対し、中山間ふるさと水と土保全基金は金利の低迷等で活用されていないため、現在、財政課と協議中である。土地改良事業基金は谷川内ダム建設に係る支払いが終了したため、平成30年度で取り崩したとの答弁がありました。

谷川内ダムにおける豪雨時の河川流域住民へのダム放流の周知体制についての質疑に対し、管理を行っている曽於北部土地改良区の職員と非常時体制をとり、警報局６カ所からのサイレン吹鳴やダム下流4.5㎞地点までの警報車による巡回を行うとの答弁がありました。

委員会では現地調査を行い、近年の豪雨や台風等に十分に対応するため日々の点検に努め、下流住民への放流に対する周知を徹底してほしいとの意見がありました。

次に、商工観光課関係では、市内商工業の活性化に向けた環境整備を図るととも

に、思いやりふるさと寄附金推進事業や観光及び特産品の推進を行ったとの説明がありました。

思いやりふるさと寄附金の推移、広告料の割合についての質疑に対し、メディアミックス動画作成等の広告により、寄附件数４万6,260件で10億3,568万6,000円の寄附があった。広告料の割合としては、事業費約７億1,000万円のうち約１億1,702万円（16.4％）になるとの答弁がありました。

委員より、弥五郎どん祭り補助金の会計処理が適切に処理されているか資料の整備を行い、使途について追跡調査すべきである。また、宅配サービスについては、さらなる事業展開に努めてほしいとの意見がありました。

次に、建設課関係では、住宅の老朽化対策、建てかえ計画についての質疑に対し、住宅の長寿命化計画を現在精査中である。地域振興住宅は縮小の方向で進め、桜ケ丘住宅はＰＦＩ調査結果を受けて平成30年度中に債務負担行為等を計上する予定であるとの答弁がありました。

道路改良や災害復旧工事の工期延長等理由は何かの質疑に対し、工事の進捗にあわせての電柱移転の協議や作業の長期化による変更契約が多いとの答弁がありました。

委員より、災害復旧の迅速な対応を望むとともに、住宅の長寿命化計画を早期に完成してほしいとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

申し上げます。委員長報告に対する質疑は、審査の過程と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので、申し添えます。

質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に質問いたします。

最初の質問は、委員長報告を聞いての質問でありまして、通告は出しておりませんでしたけど、御了解をください。

委員長報告の中で、財政関係でありますが、ページ数は書いてないですね。財政関係で平成28年度から33年度の一本算定で交付税が段階的に減額されるということで、この分が約６億円前後、それと平成28年度の国勢調査による人口減少による減額が約４億円前後で、これは合わせますと平成20年度に対して、平成33年度は約10億円減額、少なくなるとの見込みであるとの答弁があったということでございます。

これは、１年間に27年度対比で10億円前後というのは大変な金額であります。

このことについての質問でありますが、委員会審議の中で、こうした大きな財源の減少について、先ごろ出された財政計画です。市の財政計画、10年間が財政計画のスパンになっておりますが、これにはもう一応全部減額ということで計上されているのかどうか、確認の質問であります。

質問がなかったら、一応、その旨答弁をしてください。

次に、総務委員会関係では、コミュニティＦＭの点について、３点まとめて質問いたします。

まず、質問の第１点でありますが、私は、この外郭団体でもコミュニティＦＭの問題は、財団法人自体がこの負担金を受けている曽於市の中でも、曽於市にとっても、議会にとっても有力な団体の一つであります。５本の指に入るのじゃないでしょうか。ここの中でのいわゆる不正問題であります。

質問でありますが、一応、総務委員会では、認定案について賛成少数で不認定となったということでありますが、認定案の、私の質問は、賛成、反対を越えて、賛否を越えて、総務委員会の審議の過程では、委員の皆さん全員がこの問題の重要性については、それぞれ共通の認識に立って審査がなされたと思っておりますが、そのように受けとめていいのかどうか。賛否の判断を越えて、委員の皆さん全員がこの問題の重要性については共通の認識というふうに私たちは受けとめていいのかの確認方々の質問でございます。これが第１点。

第２点目と第３点目、このコミュニティＦＭの財団法人の中身については、詳しい審査が行われており、先ほど詳しく委員長から説明がありましたので、これは質問いたしません。

私は、次の質問は、曽於市とこの財団法人コミュニティＦＭとのかかわりについて２点質問いたします。

市は、コミュニティＦＭ放送局運営負担金を29年度当初予算で3,000万円計上しており、最終的には決算段階で1,800万円の運営負担金を出しております。

私の質問は、この負担金のあり方が大ざっぱ過ぎやしないかといった点からの質問でございます。通常、私たち議員どなたも十分御承知のように、一般に外郭団体含めて、補助金や負担金を出す場合は、その負担金、補助金を受ける当該団体が、例えば事業計画、あるいは収支計画をしっかりと定めて、そして、どうしても不足が生じるから負担金等の要請を市に行うのが、これが原則となっております。

それが、このＦＭの場合は、聞いたところでは、3,000万円を上限として、一応負担したいといった説明であったようでございますが、これでいいのかといった点からの議論がされたかの質問でございます。

ちなみに、平成28年度は負担金を3,066万3,000円出しております。これに対して、決算では、1,689万6,227円であります。約1,300万円差異があります、開きが。ですから、これを本来だったら、結果になりますが、教訓として29年度当初で組むべきじゃなかったか。ですから、結果としては、繰り返しますが、29年度1,800万円出しておりますが、この中には職員による、いわゆる使い込みによる収入不足、それも負担金で補わざるを得ない。しかし、こうした厳密な負担金との関係が定められてないために、横領があっても100万円、200万円の横領でもわからないといった点があったのじゃないかと思います。

ちなみに、平成30年度の当初予算で、運営負担金は頭から3,000万円が予算計上されております。この負担金についての議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

それから、次の市とこの財団法人とのかかわりでございます。

委員の方々、御承知のように、この平成29年度におきまして、市は一般会計の分野でコミュニティＦＭ放送費設備保守点検管理検査委託料388万8,000円を支出いたしております。これは一般会計です。

ちなみに、平成30年度も関連して442万8,000円を当初予算で予算計上しております。

委員会審議の中で、この外郭団体ということでも一括して文言で報告がされておりますが、市とこの財団法人とのかかわりについて、厳密ないわば役割分担がされているのかといった疑問点からの質問であります。

例えば、一例でなじむかどうかわかりませんが、親が自分の子供を全額親がお金を出してくれて家を建てた。子供が住んだ。住んだ後も子供の住んでいる家の修繕費、あるいは固定資産税なんかを親が払っているというのを、形としては類似しているようにも思えます。

ですから、本来ならば、そのあたりをもう財団法人に任せるというか、おんぶに抱っこのような会計の処理のあり方でなくて、任せるというか、いうやり方が、私は本来的やないかと。どうしても、財団法人のほうで財源不足が生じた場合は、しっかりと収支計画を立てて、そして負担金の中でプラスアルファを市から計上していただくと、こうしたありようが、私はいいのではないかと思っておりますが、その点での委員会の中で審議が行われていたらお聞かせ願いたいと考えています。

これが、今後、ＦＭ放送を育てていく、今回の不正問題を教訓化して育てていくという、そういった意味でも大事じゃないかと思っており、率直に質問したところでございます。

次に、建設経済委員長に数点質問をいたします。

まず、質問の第１点は、建設経済委員会の所管は事業課を抱えており、私の文厚委員会と同様に、多くの負担金や補助金の支出が見られます。

質問でございますが、これらの負担金や補助金が適切、効果的、そして不正や問題がなく使われたか、審査の過程で議論がどのようにされたか伺います。もちろん何十、何百もの補助金等がありまして、一々細かいチェック、審査は難しいですけども、その点でどのような形で包括的な検証が審査の過程で行われたか、議論がされていたらお聞かせください。

質問の第２点目、これも委員長報告にありますけれども、いわゆる商工観光課関係の宅配サービスについてでございます。

これも、私も本会議でも再三取り上げてきた点があります。委員長報告の中では、宅配サービスについては、さらなる事業展開に努めてほしいとの意見がありましたってあります。もちろんこれは大事な点であります。

私、お聞きしたいのは、宅配サービスが行われてもう何年目ですか、３年目ですか。もう率直に言いまして、これは成功しているとは言いがたい事業でございます。利用者が余りにも少な過ぎる、所期の目的に対して。そして、本来の目的からいいましても、今後、やはりこれをうんと広げることは難しいのではないかと、個人的には、残念ながら思っております。その点で、委員会審議の中で、この宅配サービスの29年度決算審査をとおしてのいわば評価です。評価はどのように評価されたかです。今後も事業展開に努めていただきたいということで、存続の立場で評価されたのか、あるいは、これはもう難しい。これまで市長答弁にもありますけれども、思い切ってほかの宅配を行っている業者とドッキングさせる形で事業をお願いする。さらに、ある面では思い切ってこれはもうカットする。方法論が幾つかあろうかと思うんです。そのあたりの深い議論がされていたら、あるいは委員会としての統一した見解が出されていたらお聞かせ願いたいと考えております。

私は、率直に言いまして、統一した委員会の議論を進めることが、やはり物事を前に進める、いい意味で解決する一つの方策や手段になるのではないかと思っているために、その立場からの質問であります。

最後に、第３点目、これも前から決算を含めて質問をしておりますけれども、北部畑かんについてでございます。

北部畑かん事業は、本会議のこの議案説明の中でも市長や課長に私は質問いたしました。この事業も33年度が今のところ39年度まで延長されておりますが、特に私は高齢化の中でのこの事業についてでございます。3,710人が対象世帯でありまして、高齢化が平均で70歳、毎年大体１歳ほどふえております。60歳以上の方々が2,992人で実に80％を超えております。そうした中で多額のお金をかけて進めてお

りますが、29年度、その中で進捗状況と、特に今後、全面完成した後の水の効果的な利用をどれだけ多くの農家、高齢者の方々が水を利用されるか、その審議がされたかについての率直な質問でございます。29年度も、いわゆる試験圃といいますか、実験検証が行われている地域がもしあるとしたら、そのことを含めて報告をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。失礼しました。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

一般質問的な質疑を受けましたので、報告いたします。

委員長報告に対しての質疑と捉えて報告します。

まず、財政課問題、一本算定になって、平成27年度に比べて平成30年度、この差額が10億円ということです。毎年10億円減るということじゃなくて。

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（宮迫　勝）

だから、平成27年度に比べて、平成30年度約10億円減額になる見込みの答弁があったと。これ、財政計画を立てて、ちゃんとやっているのかということです。もう３カ月前の審議なので、ちょっと詳しくは覚えてはいませんけども、そういうニュアンスの答弁はあったと思います。

それと、コミュニティＦＭの関係で、今回の審査は各委員が共通の認識に立っていたのかという質問であります。

私は、今回の委員会の審議の中で、大きく３つの点に重点を置いて審査したつもりです。１つは、何が原因でこのような事件が起こったのか。原因の解明であります。２つ目は、その原因解明に基づいて、２度とこのような事件を起こさないように再発防止策を講じること。このことが講じられたか。３つ目は、責任体制の明確化。責任はどこにあるのか。この３点を重点的にして審議したつもりであります。

次の質問で、コミュニティＦＭ放送の負担金3,000万円のことについて質疑がありました。この3,000万円については、旧財部町はＮＴＴの回線を使ったオフトーク、そして、末吉町と旧大隅町は有線放送でありました。この有線放送とオフトークの年間の経費が約3,000万円ということで、新しくコミュニティＦＭを立ち上げたときには、3,000万円を上限に足りない分は負担していこうということで、平成29年度が1,800万円の負担をしたところであります。

次の質疑で、コミュニティＦＭの施設の保守点検管理、これについても、外郭団体がちゃんとやるべきではないか。独立してさせるべきではないか。これについて

の議論がなされたのか、こういう質疑でありますけども、これについては、一切議論はなかったところであります。さっき言ったことが主に審議した内容であります。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

ただいま、３点ほど質疑を受けましたが、まず、建設経済常任委員会においての29年度の補助金と、委託金もですけど、調書等を各委員は目を通しておりますし、審査の過程で、その都度、課に対しての細やかな補助金の質疑や議論はありましたし、特段に言いますと、質疑の中で弥五郎どんについての補助金等は、資料等の後の対応がなされているのかというような議論の中で、やはり担当課の答弁としては、対応はしておるということで、それ以上の突っ込んだ議論等はなされていませんが、全体的には補助金に対する質疑等の議論はされております。

次が、宅配の状況はということですが、今後の宅配の事業についての方向づけ的な結論、議論は出ておりませんけど、申しますと、29年度の実績が報告されております。

まず、末吉地区においては、金額で91万2,531円の441回の人員が30名の顧客ということですか。それから、財部におきましては、39万2,052円の実績額で回数が181回、そして人員が16名ということです。大隅町も同じく51万2,872円ほど、そして回数としては229回、人員は28名、全体的に言いまして、その額が181万7,455円の851回、人員としては74名ほどの顧客というような内容です。

今後、どうするのかということで、財源的には、今回までは地方創生交付金、国庫支出金で対応しておるので、今、質疑の中に出ましたように、今後、即どうするかというようなところまでの議論にはつながっておりませんが、31年度を目指しては、最大限の努力をせよというような議論になったようです。

それから、北部畑かんの、議員がいろいろお手元のまた勉強されている分等の内容、今後の高齢化率等もあるわけですが、今回は谷川内ダムまで現地に出向いて、内容、対応についてを現地調査しました。といいますと、やはり豪雨時に谷川内ダムの放水とかについては、やっぱり心配だということ等で、現地に出向きましたが、現地では、今、質問の内容です。今後の畑かんの事業概要については、資料に目を通しまして、それぞれ聞き出すほどではありませんでしたけど、委員会としては、それなりの今後の畑かんについての認識等を持って帰ったというふうに現地調査を終わらせておりますので、今後もまだまだ質疑の内容については、今後の議論、課題だと思います。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

ＳＯＯＧｏｏｄＦＭ問題について２点委員長に質問いたします。

その前に、財政計画に交付金等の約27年、33年度対比で10億円前後等を含めて、財政計画に盛り込まれているかということについては盛り込まれているようだということでありましたけど、これはまた場を変えて、本会議で当局に質問したいと思っております。

ＦＭ関係についてでございます。失礼ながら、率直に質問、第１点はさせていただいたんですが、当然、このＦＭについては、事の重要性はどの議員の方々も重く受けとめて、活発な深い議論がされたと理解いたしております。その点で、委員長も大変御苦労されて、細かく報告されている点は、これ文章を読ませていただいて、もうすぐわかりました。御苦労にも敬意を表したいと思います。

ただ、私が期待していたのは、どのような意見が別れようとも、やはり今後の教訓として生かすちゅうか、議会サイドとしても。当局に意見をする、やっぱり絞り込んで意見を申し上げるちゅうか、いうことも一つの議会としてのやり方だと、過去の例から見ても言えると思っております。

例えば、私の経験した幾つかでも、全会一致で認定に賛成の方も反対の方も、この点は重要だから、やはり意見を合意の上でまとめて文書として本会議で意見を上げようというか、そういうことにならなかったのかということでの質問なんです。結果論ではありますけど。これは重要な効き目というか、効果はあろうかと思うんです、文書に残すちゅうか。全会の総意のもとに、そのあたりがもし議論がされていたらお聞かせ願いたいと考えております。

それから、第２点目であります。これも私は前向きな立場からの今後ＦＭを育てていきたいという、私も立場であります、一貫して。その点で率直に申し上げたんですが、やはり外郭団体の中でも重要な外郭団体であります。しかし、あえて言いましたけども、おんぶに抱っこのどちらがお金を出すかということで、まだ、会計処理がなされております。これは、本来の会計の原則から見ても、私はやはりおかしいのじゃないかと、オーソドックスではないと受けとめております。その点で、思い切って、やはり任すというか。そして、収支計画もしっかり立てさせながら運営していく。不足分はどうしても曽於市のほうで負担するちゅうか、チェックしながら。そのあり方を含めて、一例でございますけど、委員会審議の中で、ベストとは言いませんけども、例えば指定管理のやり方を含めて、検討すべきではないかと個人的には思っております。

このことを含めて、今後の曽於市の、これを、今回の事件を教訓として生かしていくという、教訓化していくという立場からの議論が、この位置づけを含めて議論がされてたらお聞かせ願いたいと考えております。外郭団体一本では余りにも抽象

的な表現であって、聞くほうが、私は議員に限っても、いろいろこの取り扱う考え方は違うかと思っております。その点で議論が深められていたらお聞かせ願いたいと考えております。

以上です。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

お答えいたします。

今度のこの関係について、文書で残すべき議論はなかったのかということですけども、総務委員会の中ではいろんな意見が出ました。企画課がもっと、さっきの委員長報告の中でも上げましたけども、もろもろ企画課がもっと３年間指導すべきではなかったのかとか、いろんな意見はありましたけども、全部、載せられなくて、今回、この長い文書の中でもこれだけにとどめました。

この文書化についての議論ではありませんけど、委員の中で、あえて苦言を呈して、私は賛成をしたいというような意見もあったところです。

ＦＭに任せるべきではないか、この保守点検を含めて、任せるべきではないかと、今、聞かれましたけども、本委員会の中では、今回はこの不祥事に対して、どういった対応をとるのかというのが、もう主なことで、ここまでは議論はなかったところであります。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○６番（上村龍生議員）

総務委員長に２点ほど質問いたします。

総務委員長の報告、このページがさっきも言われたように、押してないんですが、多分、本編の５ページになると思うんですけども、横領額のところの確定の額のところであります。委員会等でかなり突っ込んで議論をされていると思うんですけれども、何せ私たちは内容的なところをほとんど聞いていませんので、ちょっと初歩的な質問になるかと思います。

コミュニティＦＭさんのほうの、今回は、報告の中で出てきているのは横領金のところ216万6,480円のところなんですけれども、これらの額の確定が最終的には市の補助金等への影響も出てくるであろうという予測のもとに、その額の確定のところの確認だけちょっとさせていただきたいと思います。

まず１点目が、訂正のありました11月27日分の市の監査委員よりの返金額の額が確定をしたと。216万6,480円に訂正がありましたけども、この内容というのは、これは29年度、30年度分についてのこの横領金の額が確定をしたという理解でいいの

か。これ以上のものはもう出てこないのかという確認でございます。

それから、11月28日の曽於市への返還金の169万8,705円の送金がありましたと、この内訳につきましては、手元資料で先ほどいただいたんですけども、この横領金の内訳として、29年度分が145万8,540円で、30年度が70万7,940円、合わせて216万6,480円という資料でいただいているんですが、これは、この報告の169万円何がしというのは、29年度分の百四十何万のうちの内訳として一部返ってきたという理解でいいのか、この差額分は、今回の補正までに、これから28日以降に返納されたというふうに理解をしていいのか、確認方々の質問です。

以上です。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

お答えいたします。

11月27日の曽於市より返金額決定で145万8,540円、これが29年度分です。これと、24万165円、これが社会保険料の引いてなかった分の返金として、合計が169万8,705円の11月28日、216万6,480円が横領額の合計は、平成29年度が145万8,540円、30年度が70万7,940円、合計の216万6,480円。これが横領額の合計かと言えば、これがそうです。確定額で、もうこれ以外はありません。

11月28日の曽於市への返金額169万8,705円、これの内訳は、さっき言いました29年度の145万8,540円プラス社会保険の控除していなかった分24万165円、これの額が169万8,705円となった数字です。

以上です。

○６番（上村龍生議員）

それでは、わかりました。それで、その28日分のこの返金額で一応、29年度分は全て完了したという理解でよろしいのか、確認です。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

あと、まだ29年度集金がしてない分、未収金分がありますので、29年度分がこれがまた集金でき次第、30年度分で返金されると聞いております。

以上です。

○６番（上村龍生議員）

まあ、最後です。要するに未収金以外の横領金額と社会保険料については、もう全て完済という理解でいいのかということの質問、３回目です。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

そのとおりであります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○４番（岩水　豊議員）

総務委員長にお伺いいたします。

ＳＯＯＧｏｏｄＦＭの件でありますが、まず先ほどの委員長報告でありました11月27日に曽於市監査委員より返還金、間違いでなければここ216万に訂正でしたよね、が決定とあります。これは、返還金の決定ということについて、通常考えた場合、補助をもらってたまちづくり曽於のほうが返しますよというふうに決めたのか、それとも市のほうがこれだけ返しなさいと言って決めた額なのか、そこに監査委員により決定ということになっておりますが、そのいきさつを説明していただきたい。

それと、先ほど本会議開催後、不明金、未収金表というのが配付されましたが、我々はこれについては何ら説明を受けておりません。本日の本会議開催後、休憩し、総務委員会でこれについての説明審査が行われたと思います。この表についての伺われた内容の説明をしていただきたい。

それと、元に戻るようでありますが、ＳＯＯＧｏｏｄＦＭにつきましては、全体年間事業費、収入ですね、収入の約60％が市の一般財源から出てるわけです。繰越金を含めて29年度が60％以上ということは、もう完全なる補助金依存の団体であると、補助金依存の団体ということは、市がそれだけお金を出しているということは市民の税金を使っています。ということは、市がその経営に責任がないという判断、これは理事会にあるという判断、これについて委員会では60％は市の税金で賄っているのですね、毎年の運営を、それなのに市のほうが責任はあるのか、ないのかという議論があったかどうか、この辺についてお伺いいたします。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

先ほどの11月27日、曽於市監査委員より返金額216万6,480円が決定、これの意味を聞かれました。確か、市は監査委員のほうに依頼をして、その監査委員が額を確認して、まちづくり曽於のほうに連絡したと、こういう具合に認識をしております。

それと、ＦＭが60％の財源で賄われているということで、市の責任の議論はなかったのかということであります。これについても、先ほど委員長報告で述べました。これの責任については、どうなんだと聞いた時に、定款約款によれば理事会の理事長に責任があるという答弁でありました。

訂正についてのところを、ちょっと補足いたしたいと思います。多分、全協の資料のほうで不明額（横領額と未収額）のところはもらっていると思いますけれども、今回この資料の上のほう29年度、上の調定額の次に29年度収入済額決算額①とあります。その次に、２番の11月15日現在の収入済額であります。

最初説明があったのが収入済額で1,531万6,343円とありましたけども、これは３月31日までの過ぎたやつもこれに入ってまして、原則からいえば、３月31日でち

ゃんと区切りをすべきじゃないかという指摘があったために、精査し直したところ、1,508万4,143円という数字が出てきて、この内の23万2,200円が余分に入っていたということで、この訂正でありました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

○４番（岩水　豊議員）

どうもちょっとわかりずらい答弁であったんですが、私がお聞きしたかったのは、市の一般財源を約60％も出している運営団体、年間3,900万円の運営資金の中の2,400万円以上を市が出しているわけでありますが、それについて経営は理事会でやる、それはもう運営はしてるわけでしょうから、しかしそれについて市としての責任を追及する声、市の執行部としての委員会への委員の執行部への対する責任、そして市の執行部の見解はどうであったか、どういう意見が出たかということです。

それと、11月27日の返還金決定ですね、これは監査委員がその額を市の監査委員が決定したということで受け取っていいのか、それとも、まちづくり曽於から返金額をこれだけですと言ってきて審議に入ったのか、それについての執行部への説明を受けたかどうか、その内容についてお伺いしたい。

それと、不明金、横領金と未収金表というのを見た場合、①の平成29年度収入済み決算額、これが民間企業でいう事業収入、広告収入に当たります。これは、６月議会の時でしたかね、市が財政支援をしてる、市が設立した団体は議会に説明、報告する義務があるということで、全協で出された数字が1,508万4,143円なんですね。今回、最終的な広告収入額が幾らになったかという説明を聞きたいわけなんですよ。それの説明は聞かれましたか、説明がありましたか。

そして、また先ほど本会議開催後、総務委員会を開催しました。その時点でそれまでは、ここに出された数字以外の数字で違う数字で審査をされてきたわけですね。そして、きょう救急に訂正の申し入れがあった内容を受けて委員会を開かれました。

そして、新たに採決をされたのか、お伺いします。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

まず、数字から言いますと、全協でもありましたところの資料によりますと、監査報告で決算額、29年度のまちづくり曽於の売り上げが1,508万4,143円、これが正当な数字なんですけども、先ほど言いましたように23万2,000円を29年のこの額に足して、まちづくり曽於から資料として出されていたものであります。

今、この資料に基づいて審査したのかと、これで結論を出したのか、確認したところ調定額は変わっていません。未収額のほうが、数字が今言った23万2,000円が

変わったことでありまして、全体として議論の中でのこの数字、私がさっき出しました、この数字には触れていません。それと、総務委員会で再度採決をしたのかという質疑でありましたけども、委員会ではこの数字の確認、調定額は変わってないよねというこの確認でありました。

それと、責任のことについてありますけども、委員からやっぱり企画課に対してやっぱりもう少ししっかりとすべきじゃないかと、さっきも言いましたけども３年間はしっかりと面倒を見て指導すべきじゃなかったかというのが意見としてありました。

それと、3,000万円のことが出ましたけれども、岩水議員もその当時は総務委員でありました。この時に出たのが、さっきの徳峰議員の答弁と重なりますけど、運営負担金として3,000万円を上限として足りない分を負担したいと、補助したいというのがこの間のずっと流れでありました。

だから、毎年、毎年、事業収入がふえてくれば市の負担も少なくなっていく、これはもう説明があったところであります。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（宮迫　勝）

監査の返金額決定ですけども、さっきも言ったように、市のほうが監査のほうに依頼をして確認して、この数字が確定というふうに認識しております。

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（宮迫　勝）

そこはちょっと。

（何ごとか言う者あり）

○総務常任委員長（宮迫　勝）

そこは確認していませんけども、はい。

○４番（岩水　豊議員）

やはり、総額の運営資金の半分以上を市が出しているということに対する認識ということでの皆さん方の審議の中での詳細をお聞きしたいとこでしたが、なかなか出てまいりませんが、こういう議会の中で数字が二転三転してこう来ることに対して、委員会で執行部からの何らかの説明があったかどうかを、最後にお伺いします。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

先ほどの総務委員会を臨時に開催したこの時に、担当課から数字が変わったことに対しての謝罪はありました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○１２番（山田義盛議員）

１点だけ質問さしていただきたいと思います。

私、その当時、総務委員長でございましたから、設立の趣旨、それと先ほど議論になっております経営の資金等については十分わかっているつもりです。そこで、いろいろと今後の総務委員会で大変御苦労されて、いろいろと防止策については、真摯に突っ込んだ議論されているということについては、十分理解するところでございますが、１点だけお聞きしたいのは、確か27年８月が設立でございますから、この間３年ぐらいがたってるわけなんですけど、当初の議論では、体制に対して資金も当然ですけど、今後、何年間行政が支援していくのかという話がありました。私の記憶では二、三年かかるのという話で、恐らく議事録残ってるんじゃないかと思うのですが、そういう状況の中で、一番ここに出てますので、総務委員長にちょっと１件だけ、そのＦＭ自体の体制の話ですね、こういう形の議論については何か出たと思うのですが、もし出ておられば報告していただきたいと思います。

以上であります。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

今おっしゃったように、設立して３年間は企画課担当がしっかりと指導するはずじゃなかったのかという質疑はありました。これに対して、答弁があったのが１年目、準備段階27年ですね、この段階は企画課がさっき言ったように入って、28年４月29日にオープンですから、28年度は企画課と法人で経理を含めて体制を維持してきたと、29年度はもう大分なれてきたので、わからないところは聞いてくださいと、あと報告は上げてくださいという指導をしながら見守ってきたという答弁でありました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○１４番（渡辺利治議員）

通告出しておりませんでしたので失礼いたします。

○議長（原田賢一郎）

渡辺議員、もうちょっとマイクを近づけてください。

○１４番（渡辺利治議員）

認定案第２号、平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について、不認定の立場で３つの観点から議員として執行部の対応、理事長の辞職、辞任、この３点について討論いたします。

まず、議員としての件でございます。議員は住民から選ばれ、その代表者として人格、識見ともに優れた代表者であると記されており、議員の一言一句は住民の意見であり、住民からの声であり、議員が行う質問、質疑、討論は住民の疑問であり、意見であり、表決において投ずる一票は住民の立場に立っての真剣な一票でなくてはならない、それが議員の職責であります。

執行部対応の件につきましては、今回の件で市の出費はどれだけのものでしょうか。横領に対する裏づけの仕事、おまけに残業、監査委員や証人への費用弁償、委員会の開催など、本来ないはずの市の持ち出しであります。今回の追加上程も人勧分を除けば不要な出費であり、市民の大事な血税も含まれております。まして、1,700万円という大きなお金も負担している組織であります。

市長は、報酬月額ゼロ円で退職金を受け取らないというすべも知っておられます。今回、減給ではなく上乗せの形での上程であり残念であります。外郭団体において全部の責任はないと本会議や委員会で述べておりますが、理事や評議会への構成委員として副市長や各課長もおり、その最高責任者としてのけじめが市民に対して納得できるものでありません。

理事長の辞職の件についてございます。辞職と退職の違いは労働組合の組合員でない課長以上の人、会社のトップにいる偉い人が社員の不祥事や業績悪化の責任をとってやめる時は、退職でなく辞職であり、履歴書も辞職扱いとなっております。

法治国家でありながら無罪放免との違いを考えてください。月額２万円の報酬で今日まで頑張って来られた者に対し、市の対応は余りにも無責任過ぎると思われます。今後は外郭団体にかかわる全ての関係機関において、不正がないようにしっかり運営がなされることを願って止みません。

以上、述べましたが議員の皆さん、今一度、議員の職責とは何だということを思い浮かべ、市民の代表者、代弁者としての正しい判断をお願いします。

これで、認定案第２号平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について、不認定としての討論を終わります。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

率直申し上げまして、賛否については迷いました。不認定されてもいたし方ない側面も率直にてございます。私は一方でコミュニティＦＭを今後育てる、今後育てるという点もありまして、対極的、もう一つは政治的です。政治的な判断で認定に賛成をいたします。

平成29年度一般会計歳入歳出認定については、今後の曽於市を含めて対応を厳しく見て行きたいと思っております。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

○４番（岩水　豊議員）

平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について反対いたします。

一般財団法人まちづくり曽於の会計に不正が発覚し、これは市が出資し設立した会社であり、先ほど質疑でも申し上げたとおり、約60％の市の運営金が出てる団体であります。明らかに不正が発覚し、不正がなかったとしたら約250万円の減額ができたのではないかと思います。

また、この取り扱いについても、執行部からの説明が二転三転するという虚偽の報告か、隠したのかと疑いたくなるような議会を翻弄させた内容になっております。

これは、市長を含めた執行部に対し、不信感を抱くものであって、到底これを認めるわけにはいきません。また、事件の取り扱いについても、当初、全員協議会の中では刑事告発をするという説明が副市長よりありましたが、返済するということで、全額返済するということで、不問にしている。また、返されたお金は本人じゃなく、高齢の祖父母や御両親が返済されたと報告があります。これは、本当にそれでいいんだろうか、年を取った方が年金生活、もしくは苦しい中で子、孫のためにと返されている状況を踏まえてこれでいいのか、今、世の中ではコンビニ等で100円の物でも取っても犯罪として扱われる時代であります。厳正な取り扱いがされてないという結果を受けて、私はこの認定案については、反対いたします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

○１０番（伊地知厚仁議員）

私も総務委員会の委員であります。委員長報告にありましたとおり、市には約300近くの外郭団体があります。その１つの団体が市から補助金あるいは助成金をもらって運営をしております。ましては、１年、１年、監事が歳入歳出を理事会あるいは総会において認定をされているんでありまして、それについて市が300の団体を全部を監視あるいは監査するのは、到底、物理的に無理があります。ですから、曽於市の責任は私はないと、よって29年度の決算については、私は認定、賛成であ

ります。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

○８番（今鶴治信議員）

私は、決算認定に反対の立場で意見をします。討論をいたします。

まず、一般質問でもさしていただきましたが、一般財団法人まちづくり曽於は市の300万円の全ての出資を市が負っている。そしてまた、補助金と負担金の使いについても質問しましたが、補助金は補助事業の目的による支援金であり、このまちづくり曽於の場合は、特別な利益を受ける事業に対して負担する給付金ということの負担金であります。

ましては、先ほどのいろいろありますけれど、上限を3,000万円、そして29年度も1,800万円市が負担金を出しております。その中で最終的にはまちづくり曽於が負うべき責任ではございますが、準備期間を１年延長しまして28年10月から開局しました。そして、この間、ＦＭにかかわるスタッフの皆さん、また支援していただく事業者の皆さん、いろんな思いでＦＭが順調に滑り出して、非常に期待をしているところでございましたが、本日もたくさんの市民の方が傍聴に来られてますけど、この期待を裏切ったということですね、やはり設置責任者は最終的には五位塚市長であります。

その中で、まあ特に企画が所管ということで、今回いろいろ努力されて、最終的に解明はできたんでございますが、それとまた、再発防止策もできました。しかしながら、このこれを設立に当たって山口県の宇部市、また福岡県の八女市について勉強されまして、今いろいろと委員長より報告がありましたけど、防止策が示されました。何でこれをこの時点でしっかりつくらなかったのか、そしてまた、１年目、２年途中までよかったんですけど、途中で経理が変わった後の指導が今度の市の会計監査が入るまで全然されていない。そして、いろいろ課長に聞いたところも、まあ任してくださいということで、お任せしたということでありましたけれど、任していながら時々は、やはり関係書類のチェックとかもするべきじゃなかったかということであります。

これは、もうちょっと市が真剣に携わっておけば、未然に防げた事件だと思っております。

そこで、今後の反省を含めて二度とこういうことが起きないことを願いまして、私はこの決算に対しては、反対をいたします。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

○１番（重久昌樹議員）

私、今回の認定案第２号、29年度の曽於市一般会計歳入歳出決算の認定に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

今回の不祥事につきましては、ＳＯＯＧｏｏｄＦＭ内の現金の取り扱い初め、ずさんな経理処理による領収書の管理、あるいは帳簿上の検証の不備や職場内の役割分担が明確化されていなかったこと等が上げられるとこでございます。

そのことを十分反省した上で、まちづくり曽於の理事長より再発防止に向けた取り組みが提出されました。それによりますと、現金の取り扱い方法やダブルチェック体制、請求書や領収書の通し番号による管理、経理担当者の配置など、二度と不祥事を起こさないという再発防止に向けた強い決意と取り組みが十分に伺える内容であり、評価するとこであります。

横領金は既に全額回収されておりまして、29年度の未収金につきましても、まあ10件程度であるということで、若干の未収財につきましては、年度内に回収可能ということを聞いており、現在も回収に努力をされているということでございます。

今回の不祥事を教訓に、ほかの外郭団体におきましても、より一層の監査体制の強化と不祥事再発防止の取り組み強化を強く望むところでございます。ＳＯＯＧｏｏｄＦＭ内の新たな職場体制と再発防止に向けた強い決意のほどを評価いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

反対討論はありませんか。ほかに討論はありませんか。

○７番（宮迫　勝議員）

私は、認定案第２号、平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

10月９日の全員協議会でＳＯＯＧｏｏｄＦＭの不祥事の報告を受けて、認定案第２号が継続審査となりました。委員会では、ＦＭの事件を受けての再審査で先ほども述べましたけども、３つの点に重きを置いて審査をいたしました。

１つは、何が原因でこのような事件が起こったのか、原因の解明であります。

２つ目は、その原因解明に基づいて二度とこのような事件を起こさないように再発防止策は講じられたのか。

３つ目は、責任体制の明確化、つまり責任はどこにあるのかということでした。

先ほど報告いたしましたように、原因の解明、再発防止策、責任の所在の３点は、全てはっきりしました。さらに当該者は謝罪をし、横領金の全額返済、懲戒解雇の処罰も受けております。

このような事件は許せるものではありません。二度とあってはならないことであります。市長から道義的責任を感じているとの発言がありました。行政の長であれば、当然の発言であります。外郭団体の一般財団法人まちづくり曽於の事件でこの事件での道義的に責任、このことをもって今回の事件の責任は市にあるというのは、いささか乱暴な気がいたします。

平成29年度の予算は、９回の補正を組んだ約25億円の事業費であり、議会が認めた予算でありました。職員の方々が市民の暮らしのために進めてきた事業でありました。

私は今回のＦＭの事件のみをもって、29年度の決算に反対することはできません。決算を認定して、職員の仕事ぶりを評価すべきだと思います。

よって、29年度決算の認定について賛成し、討論を終わります。（拍手）

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

議場傍聴者に申し上げます。拍手などは一切しないようにお願いします。

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより認定案第２号を採決いたします。本案について認定することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、認定案第２号は認定することに決しました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後は、おおむね１時30分再開いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　零時２８分

再開　午後　１時３０分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

――――――・――・――――――

日程第３　議案第69号　曽於市税条例の一部改正について

日程第４　議案第70号　曽於市有住宅条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第３、議案第69号、曽於市税条例の一部改正について及び日程第4、議案第70号、曽於市有住宅条例の一部改正についてまでの、以上２件を一括議題といたします。

議案２件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

議案第69号、曽於市税条例の一部改正について。

本案は、平成30年３月の国の法律改正に伴い、関連する規定を改正するものです。

条例改正の主な内容は、現在は障がい者、未成年者、寡婦等の所得割の非課税措置の所得要件が125万円以下となっているものを135万円へ引き上げるものです。影響額として、平成29年度決算に置きかえた場合、新たに81人が市民税の非課税対象者となり、所得割額118万6,500円の調定減となります。

次に、均等割非課税限度額28万円を38万円に、所得割非課税限度額35万円を45万円に、それぞれ10万円引き上げるものです。影響額として、平成29年度決算に置きかえた場合、均等割147人、所得割454人が市民税の非課税となり、合計で311万3,900円の調定減となります。

次に、前年度の合計所得が2,500万円を超える方は基礎控除と調整控除の適用外となり、影響額が平成29年度決算額に置きかえた場合、26人で、合計92万3,000円の調定増となります。

以上の説明があり、委員より、今回の改正の目的は何かとの質疑に対し、低所得者・弱者救済を目的としているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

議案第70号、曽於市有住宅条例の一部改正について。

本案は、昭和41年に建設された岩北第２団地の住宅譲渡に伴う用途廃止により、曽於市有住宅条例別表を改めるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。売買に至った経緯及び家賃、販売価格の根拠はどうであるかの質疑に対し、本住宅は築52年経過し、用途廃止する計画であるが、現入居者から購入の相談があり、土地と建物合わせて払い下げることとなった。毎月の家賃は4,900円で、販売価格については、土地が不整形で墓地も隣接している

ため、時価評価額より安価な売り払い額とし、建物は課税評価額の１割である３万7,000円を売り払い額としたとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第69号、曽於市税条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、曽於市有住宅条例の一部改正について討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第５　議案第71号　字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）

日程第６　議案第72号　字の区域変更について（立馬地区）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第５、議案第71号、字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）及び日程第6、議案第72号、字の区域変更について（立馬地区）までの２件を一括議題といたします。

議案２件については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

議案第71号、字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）。

本案は、県営農村地域防災減災事業梶ヶ野東迫地区圃場整備の梶ヶ野団地の完成に伴い、従前の字界が原形をとどめなくなったことにより新字界を定めるものであります。

事業内容は、事業面積50.1ha、事業費８億8,094万円、受益農家は72戸で、平均年齢61歳であります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第72号、字の区域変更について（立馬地区）。

本案は、団体営基盤整備促進事業立馬地区圃場整備の完成に伴い、従前の字界が原形をとどめなくなったことにより新字界を定めるものであります。

事業内容は、事業面積11.4ha、事業費２億3,140万円、受益農家は36戸で、平均年齢71歳であります。

以上、審査を終え、本委員会としては本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第71号、字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、字の区域変更について（立馬地区）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第７　議案第77号　指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第７、議案第77号、指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）を議題といたします。

ここで、議長席を副議長と交代します。

（議長交代）

○副議長（山田義盛）

それでは、議長と交代して、議事を進めたいと思います。

地方自治法第117条の規定により、原田賢一郎議員及び渡辺利治議員の退席を求めます。

（原田賢一郎議員、渡辺利治議員　退場）

○副議長（山田義盛）

本案については、建設経済常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

議案第77号、指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）。

本案は、曽於市ゆず冷凍保管庫の管理を平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間、株式会社メセナ食彩センターに指定管理を行わせるものであります。

次に、質疑の概要を申し上げます。冷凍庫は300トン規模であるが、今年度生産量の1,200トンに対応できるのかの質疑に対し、以前は民間業者に保管をお願いしていたが、においが移るなどの理由により最近は受け入れてもらえない状況である。現在は、ユズの出し入れを調整して対応しているが、今後は規模を大きくする必要があるとの答弁がありました。

高齢化による10年から15年後の農家数の推移についての質疑に対し、70歳以上の農家が多く、離農がふえる傾向にあるが、90haの面積は確保していきたい。収穫作業については現在作業班で支援を行っているが、何らかの支援制度ができないか検討しているとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○副議長（山田義盛）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

１点、迫委員長に質問いたします。

ユズの今後のあり方については、先日の一般質問で私、そして迫委員長からも質

問がありました。ただいまの委員長報告の中に若干重なりますけれども、質問を１点いたします。

今後のユズをさらに安定的に曽於市の特産品として定着させる、あるいはできるならば前進させるためには、議会のこれまで議論がありましたように幾つかの課題があります。克服しなければならない課題であります。後継者問題あるいはユズの集荷・出荷体制のあり方、あるいは価格の問題、さらには、指定管理者としてこの食彩センターが役割を果たしておりますが、今後その一本化のあり方の問題を含めていろんな角度から研究も議論も必要かと思っております。

これらを含めての今回農家は当然のことでありますが、この提案でございます。

その点で、ここに触れられてないことを含めて、委員会の中で今後の定着、前進という立場から、これもう皆さん異論がないと思いますので、議論が深められていたら、補足的に説明をしてください。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

今回の議案第77号について、委員会ではいろいろ各委員からユズ、今後の振興について意見やら議論がされました。内容的に申しますと、保管庫については指定管理、そしてメセナ食彩センターについては委託というような感じで補助金でなっていますが、これをもとに、今日における昭和57年以降のユズ振興がもう精一杯来ていますが、面積的には九州一ということ等において、当然、今後のユズ振興には力を入れるということです。ネック的に、生産量が多くなるのがねらいですが、搾汁ラインを現在４連ですか、ふやすことと、今報告に入れました搾汁の保管庫、これに保管の方法についてを今後いろいろ検討すべきであるということ等も出ておりますし、当然、質疑の中に出ています今後のあり方、高齢化でありますが、それについてもいろんな議論が出たと思います。市外からの参入を求めるべきじゃないかとか、高齢化についての対応は当局のほうもいろいろ検討されているようであります。

そのほか、今後早急に対応するとすれば、搾汁ラインということ等が出てきましたので、課題としてはそこからの取り組みだというふうに受け取りました。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

いろいろな角度から課題を議論しながらして、一つずつ前に進めていかなければなりませんけれども、例えば今出された以外に、製品開発、それからもう一つは供給の安定的な拡大、なかなか大変でしょうけれども、それについても見通しやらを含めて議論がされていたら報告をしてください。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

製品の開発等については、今現在、市内のユズ製品として食彩センターを通じて

売り出しているのが32相当ですが、これについてもいろいろ研究は食彩センターのほうで開発が進むというふうに受け取っております。

あと、販路の拡大については、答弁の中にありましたが、坂本香料等のほかにまだ模索するべきじゃないかというふうな議論も交わしております。ほかの全国ユズ生産地等の内容も、出向いて模索したり情報をキャッチして、そして九州内、鹿児島県内独自のユズ振興に努めるべきだというところで議論が出ております。結果はまだ目指して、見えておりません。

以上です。

○副議長（山田義盛）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（山田義盛）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（山田義盛）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○副議長（山田義盛）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○副議長（山田義盛）

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

原田賢一郎議員及び渡辺利治議員の入場を許可します。

（原田賢一郎議員、渡辺利治議員　入場）

○副議長（山田義盛）

ここで、議長席を議長と交代いたします。

（議長交代）

―――――・――・―――――

日程第８　議案第73号　指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）

日程第９　議案第74号　指定管理者の指定について（曽於市立恒吉地区診療所）
日程第10　議案第75号　指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）
日程第11　議案第76号　指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）
日程第12　議案第78号　指定管理者の指定について（曽於市立図書館、曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館）
日程第13　議案第79号　指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第８、議案第73号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）から日程第13、議案第79号、指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）までの以上６件を一括議題といたします。

議案６件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

議案第73号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）。

本案は、大隅弥五郎伝説の里の指定管理を平成31年４月１日から平成36年３月31日までの５年間、社会福祉法人曽於市社会福祉協議会に指定するものです。

指定管理の選定については、非公募で、その理由として、曽於市社会福祉協議会は併設の大隅デイサービスセンターの指定管理を行っており、平成19年４月１日より施設管理の効率性及び大隅弥五郎伝説の里の指定管理者として良好な管理運営を行っているためとの説明がありました。

委員より、指定管理料が妥当な額であるのかとの質疑に対し、申請者の収支計画に基づいて出された金額であり、妥当だと思うとの答弁がありました。

次に、平成32年度から指定管理料が50万円増額となっているが、理由は何かとの質疑に対し、消費税増を見込んだ額であるとの答弁がありました。

次に、今後大きな修繕等があり得るかとの質疑に対し、目に見えるところは大規模改修を行ったが、築22年経過しており、目に見えないところが出てくる可能性があるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第74号、指定管理者の指定について（曽於市立恒吉地区診療所）、議案第75号、指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）、議案第76号、指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）、議案第78号、指定管理者の指定について（曽於市立図書館、曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館）、議案第79号、指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）、以上５議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

本委員会では、審査に当たり、指定を受けた当該団体が管理を行う施設の事業計画書、収支計画書、経営状況を説明する書類、現行の基本協定書、新たに実施される覚書の素案などの書類の提出を求め審査しました。

初めに、曽於市立恒吉地区診療所の管理について、公益社団法人曽於医師会立病院に指定管理を行わせるものであります。

非公募による指定で、指定期間を平成31年４月１日から平成34年３月31日の３年間、指定管理料は年間485万円、３年間で1,455万円であります。

委員より、指定管理ではなく委託契約になじむのではないかとの質疑があり、あらかじめ当該団体とそのことで協議したが、これまでどおり指定管理で運営させていただきたいとの要望があったとの答弁がありました。

また、将来にわたり、当該施設を存続させる取り組みと努力をすべきではないかとの意見がありました。

次に、財部保健福祉センターの管理について、社会福祉法人曽於市社会福祉協議会に指定管理を行わせるものであります。

非公募による指定で、指定期間を平成31年４月１日から平成36年３月31日の５年間、指定管理料は初年度370万円を初め５年間で2,120万円であります。

委員より、市が必要であれば当該施設を初め指定管理された施設への立ち入り調査、指導などを可能とする根拠なるものはあるかとの質疑があり、その点は現行の協定書の中でも明記されているとの答弁がありました。

社会福祉協議会は、今回提案の議案を初め幾つかの施設の指定管理を受け、さらに介護保険、保健、福祉事業を初め一般会計でも市とのかかわりが大きい。このため、今後定期的に協議を行い、本市の福祉行政について議論を深めることが必要ではないか。また、これらの協議内容等は文書で議会に報告するなど、透明化を図る中で良好な関係を前進させるべきではとないかとの質疑があり、今後そういった方向で取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、当該団体と交わされる覚書の法律上の拘束力について、覚書は仮契約に比べて弱いのではないかとの意見があり、このことについては引き続き協議するこ

とになりました。

次に、大隅デイサービスセンターの管理について、社会福祉法人曽於市社会福祉協議会に指定管理を行わせるものであります。

非公募による指定で、指定期間を平成31年４月１日から平成36年３月31日の５年間、指定管理料は０円であります。

委員より、なぜ指定管理料は発生しないのかとの質疑があり、当該施設の運営では収益が見込まれるためであるとの答弁がありました。

また、末吉・財部のデイサービスセンターでの管理運営について、社会福祉協議会は平成31年度から撤退する意向であることについて質疑があり、民間の参入もあり、収支が厳しい背景があるようであるとの答弁がありました。

次に、曽於市立図書館、曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館の管理について、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に指定管理を行わせるものであります。

公募による指定で、指定期間を平成31年４月１日から平成34年３月31日の３年間、指定管理料は初年度3,460万9,680円を初め３年間で１億446万4,080円であります。

委員より、募集説明会等に３社の参加があったとのことであるが、応募があったのはこれまで当該施設の指定管理を行っている会社の１社だけであった。指定管理の目指す本来の目的として、複数の応募者で競い合うことが必要ではないか。今回の応募が１社だけであったため、随意契約的な取り扱いとならないよう、市の対応を見守りたいとの意見がありました。

さらに、図書館の利用者は減少傾向であり、読書室の改善を初め先進的な自治体などを研修しながら、利用者をふやす取り組みにも力を入れていただきたいとの意見がありました。

次に、末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館の管理について、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に指定管理を行わせるものであります。

公募による指定で、応募があったのはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の１社のみ。指定期間は平成31年４月１日から平成34年３月31日まで３年間、指定管理料は初年度384万5,520円を初め３年間で1,160万7,120円であります。

委員より、末吉の図書館と歴史民俗資料館、大隅・財部の図書館と郷土館は、それぞれ一体となった建物であるが、職員配置や指定管理料の中の人件費はどのように振り分けているかとの質疑があり、曽於市立図書館は職員８人、大隅分館は３人、財部分館は３人、全体で14人であり、職員の人件費についての配分は、図書館の指定管理料から９割分、民俗資料館・郷土館の指定管理料から１割分の配分を考えているとの答弁がありました。

また、図書館と民俗資料館・郷土館は一体のものとして運営されており、今後１つの議案として提案できないかとの質疑があり、図書館と民俗資料館・郷土館は、法令が別々であるが、指摘された方向で提案できないか検討したいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては議案第74号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第76号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第78号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号について採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第73号、指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、指定管理者の指定について（曽於市立恒吉地区診療所）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、指定管理者の指定について（曽於市立図書館、曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館及び財部郷土館）の討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第14　議案第80号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第14、議案第80号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

議案第80号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

初めに、財政課の歳入関係については、財政調整基金繰入金3,547万8,000円を追加するものであり、財政調整基金の残高見込み額は22億8,805万2,000円となる。また、繰越金は、今回１億747万円を計上して、平成29年度の繰越金は全て使い終わるとの説明がありました。

委員より、財政調整基金は30年度末で30億円を見込めるのかとの質疑に対し、前年度の同時期と比較して、繰り戻しや交付税等を考えると微妙であるとの答弁がありました。

次に、総務課関係では、歳入で県議会議員選挙委託金197万6,000円について、当初は４月14日投票を予定していたが、天皇の退位、即位の関係で日程が１週間早まり、３月29日告示、４月７日投票となるため、平成30年度内の経費を増額する必要が生じたため、今回、補正を計上した。

また、歳出の電子計算機システム管理費116万1,000円について、2019年５月１日の改元により、総合行政システムと連携している各課導入のシステムに支障が出ないように、３月末までにテスト及びシステム改修を行うものであるとの説明があり

ました。

委員より、システム改修の委託先はどこかとの質疑に対し、株式会社ＲＫＫコンピューターサービスで、システム改修等については総務課が窓口となり対応しているとの答弁がありました。

次に、元号関係での改修については、これが最後かとの質疑に対し、各課で５つのシステムがあり、今回４つのシステム改修を行う。もう一つについては、連携の動作がなくても支障がないということなので、これ以外にシステム改修はないとの答弁がありました。

市民課関係では、国民年金事務費46万5,000円について、産前産後期間の国民年金保険料の免除に係る受付処理簿のシステム改修委託料である。内容は出産予定日また出産日が属する月の前月から４カ月間の国民年金保険料が免除される。対象者は、国民年金第１号被保険者で、出産日が平成31年２月１日以降の方。届け出先は市役所の国民年金担当窓口。施行日は平成31年４月１日であるとの説明がありました。

委員より、目的は何かとの質疑に対し、少子化対策と妊婦の負担軽減のためとの答弁がありました。

次に、企画課の繰越明許費補正について報告します。内容は、大隅南宅地分譲整備事業費2,057万2,000円で、５月11日に売買契約の締結を行い、県から農振除外認可が11月１日、農地転用許可が11月15日に出た。入札と工事開始が１月下旬となり、年度内に工期を確保できなくなることから、平成31年度に繰り越すものであり、５月から６月末にかけて工事が終了、販売開始は６月下旬から７月上旬の予定であるとの説明がありました。

委員より、区画数がどのくらいかとの質疑に対し、当初は12から８区画を予定していたが、１区画400ｍ^{2}の10区画とし、公園の設置を考えているとの答弁がありました。

次に、債務負担行為補正892万1,000円は、平成31年度の広報紙「市報そお」の印刷製本費に係るもので、少しでも見やすく親しみやすい広報紙にするため、プロポーザル方式を採用するものであるとの説明がありました。

委員より、プロポーザル方式はいつから採用しているのか、現在の業者はどこかとの質疑に対し、平成30年度から採用している。業者は鹿屋市の新生社印刷であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第80号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）についての（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉事務所関係では、子育て支援センター改修工事228万4,000円は、弥五郎伝説の里の施設の一部を改修して、平成31年度から子育て支援センターを開設するための予算であります。

以前、旧大隅町では子育て支援センターが開設されていましたが、合併後、そお生きいき健康センター内に集約されたため、大隅地区で再設置するものであります。

委員より、財部地区での設置について質疑があり、平成31年度から設置を検討しているとの答弁がありました。

教育委員会総務課関係では、へき地児童生徒援助費等補助金返還金538万7,000円は、平成27、28年度に末吉中学校の南之郷コース、財部中学校の財部北コース、同じく財部南コースのスクールバス利用者について、国から1,914万1,000円の補助金を受けたが、会計検査院の実地検査の結果、補助対象となる中学生の中に学校統合後に転入するなど補助対象とならない生徒数を含んでいたこと。また、同乗している曽於高校生の数を、スクールバスを利用する全体の人数に含めていなかったことにより、結果的に538万7,000円多く交付を受けたため、今回返還するものであります。

このような事態が生じたことについて、１つは、補助金の補助対象経費の算定についての理解が十分でなかった。もう一つは、本市から県教育委員会に提出された実績報告書等に対する県の審査が十分でなかったと報告されています。

審査の中で、各委員より、今後補助金の申請では、今回の事業を教訓とするよう意見が出され、関連して、さきの一般質問での市長答弁は補助金返還についての認識と反省が弱いのではないか。会計検査院の指摘をもっと真摯に受けとめるべきであり、これを今後の行政運営の教訓とすべきではないかとの意見がありました。

小学校施設整備事業の測量設計業務委託料1,543万9,000円、同じく中学校施設整備事業の386万7,000円について、現在岩川中学校を除く22小中学校の普通教室、特別教室、その他の教室で設置が必要な291教室のうち既に空調施設が設置されているのは129教室あり、残りの162教室の全てについて今回提案した予算で実施設計を行うものであります。

また、平成31年３月議会の平成30年度補正予算で概算額３億2,793万円を提案し、これを31年度に繰り越し、31年度中に全て設置したいとしています。ここまで急ぐ

のは、空調施設整備について、平成31年度までなら国の補助要件がよいためであるとの説明がありました。

委員より、本市を初め全国一斉に行われるが、計画どおりに対応できるかとの質疑があり、実施設計を行う業者、空調機器の注文と納入、設置する業者の確保など課題があるが、計画どおりに取り組みたいとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

議案第80号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

初めに、農林振興課関係では、市有林風倒木立木売払収入88万円の内容についての質疑に対し、見積もり伐採量は200ｍ^{3}で、金額が151万2,000円であるが、経費（市場手数・はえ積み料・運搬費）63万720円を差し引いた金額であるとの答弁がありました。

委員より、総計予算主義の原則により相殺金額を受け入れるべきではないとの意見がありました。

本委員会では、大休寺副市長の出席を求めたところ、今後は総計予算主義の原則に基づき、歳入・歳出を計上すると陳謝がありました。

環境保全型農業推進事業では、塩ビ・ポリ処理料の今後の値上げ、回収が少なくなった理由についての質疑に対し、処理料については曽於地域で協議をされており、来年の処理料は上がらない予定である。回収が少なくなった原因は、10ａ当たり1,000円で回収する業者がいるためであるとの答弁でありました。

次に、耕地課関係では、広域農道構築物電気料の追加の理由についての質疑に対し、日光トンネルの電気料が主なものであり、部分的に点灯していたものを全灯するものであるとの答弁がありました。

農地耕作条件改善事業内容は、大隅町荒神田地区の用水路140ｍを暗渠整備するもので、受益面積5.5ha、受益戸数24戸、耕作者は福山町の方が７割であるとの説明がありました。

次に、建設課関係では、権限移譲される国県道の範囲と事業内容についての質疑に対し、管理対応できる分だけの今回権限移譲であり、末吉地域は全線、大隅・財部地域は一部を対象とする。事業内容は、国道及び県道の路肩や法面の草刈り作業であり、建設業組合へ作業を委託するとの答弁がありました。

現在、県道の苦情が多く、それを解消するため、市が窓口となり、年１・２回伐採するものであり、住民サービスの向上につなげたいとの説明がありました。

現年発生公共土木施設災害復旧事業について、繰り越し予定があるのかの質疑に対し、財部地域の十文字・宇都線が一番大きな災害であり、繰り越しの予定である。平成31年３月定例会に提案したいとの答弁がありました。

次に、水道課関係では、公共下水道事業特別会計繰出金を584万円減額するものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

建設経済委員長に３点質問いたします。

１点は、ただいま報告書を読みましての気づいた点であり、あらかじめ通告書を出しておりませんけれども、了解いただきたいと思います。

まず、第１点は、報告にありましたように、市有林の売払収入で、収入と経費を差し引いて出していたということはおかしいじゃないかと、当然の意見でありますけれども、今後総計予算主義の原則に基づいてやっていきたいということであったということでございますが、質問でありますが、特に事業課を抱える建経関係では、ほかにこの種の収入から経費を差し引いてそのまま予算計上するということになれば、ほかには見られないのか、あるいは見られなかったのか、本年度予算を含めて。質疑があったら報告をしてください。

次に、２点目は52ページであります。金額は小さいんですが、県営土地改良事業の65万円、大隅の竹山地区、平成29年から33年の５カ年事業で、総額は４億2,800万円、先日の議案提案で質疑で答弁がありましたが、の追加分でありますが、この事業は月野川の改修と並行して進めることがもうこれは絶対不可欠と考えられる地域であります。このことで議論が深められたか、お聞かせ願いたいと考えております。

次に３点目、54ページ、農地耕作条件改善事業の1,400万円、大隅坂元地区の荒神田の用水路、これは市内の中山間地域は用排水路等の改修が必要な箇所があちこちで数多く見られます。提案された事業を含めて、今後積極的な取り組みを強める必要があろうかと考えられます。予算枠を含めて、こうした事業を使った積極的な取り組みというのは今後見通しがあるのかどうか、議論が行われていたら報告してください。

以上です。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

１点目の総計予算主義の原則ということで、今回、相殺している金額がありましたが、これについていろいろ議論されて、今日までもしくは今後の対応ということで、副市長の大休寺副市長の同席を求めたところです。

過去、こういうふうに相殺した経緯があるかということの質疑に対しては、過去はありませんというふうに所管の担当課は答えました。今後十分気をつけて、総計予算主義に基づくということであります。

２点目の県営土地改良事業の件ですが、今回、事業費の負担金の増額65万円ということで、平成29年度等でもいろいろこの件については議論がされましたが、今回につきましては、65万円の負担金増額ということで、それなりの議論はありませんでした。

３点目の農地耕作条件改善事業ですが、これについて、今日、目につくのが、これで２件目だというふうに私認識しておりますが、１件目は29年度からの深川の寺薗の池の水路がまだ事業が施行されておりませんが、あそこの内容につきましては、工事の内容がなかなかできないということで、金額も補正して繰り越しになって、もう現在7,200万円相当の事業費になっており、地元の人も大変悩み深い状況です。

今回のこの大隅の荒神田の事業に対しましては、資料等に基づきまして、報告しましたように面積が5.5haということ等で、内容が140ｍの水路変更でした。水路を整備するということです。

ただ、質疑のとおり、この事業というのはなかなか今までにはなかったというふうに記憶しておりますし、今回で、近年は２件目だなというふうに認識しております。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

県の予算額は、55％が国です。あと40％が市ですか、県ですか。どこかに記録しております。国県が入っています。国県の事業です。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

これも１回での事業だというふうに……。

（何ごとか言う者あり）

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

この事業については、今申しましたとおり、近年、直近では２件目の事業導入で

すので、今後こういう事業はなかなか条件という名前がついていますので、条件に沿うような事業が当てはまらないし、また、はまるときには今後対応できるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○８番（今鶴治信議員）

文厚委員長と建設経済委員長に１点ずつ質問いたします。

福祉事務所関係の子育て支援センター改修工事費が弥五郎伝説のほうに上がっておりますけれども、これは旧大隅町時代に開設したけど、生きいきセンター内に集約されたとありますけれども、これは職員は市の職員が携わっていかれるのかと、また毎日開かれていくのかを質問いたします。

それと、建設経済委員長の建設課関係で、今回権限移譲される国県道ということで、末吉地域は全線、大隅、財部地域は一部ということで、以前、三反園知事が来られたときもそういう要望が市のほうからも出ていたと思うんですけど、これに伴う予算の権限移譲もあったのか、また、少しは割り増しになったのか、そういう予算的なものは出たのかをお伺いいたします。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

今鶴議員の子育て支援センターについての運営のあり方、これはこれまで御承知のように、生きいきセンター内で市が直営で、職員、非正規を含めて対応していますが、当然のこととして、これを踏まえたあり方となります。ちょっと人数体制が少なくなるようでありますけれども、それを来年度、31年度で予算化したいという答弁でございました。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

今回のこの事業ですが、今質疑にありますように、はっきりという答弁ではありませんが、先般、２月でしたか、三反園知事が来市のときの市内の県道、道路等いろんな陳情が各議員から出たその後に、一応持って帰ってもらって対応されました。それとあわせて、今回のこの事業として上がってきましたので、報告のとおり末吉地区は全線、大隅、財部は一部ということ等ですけど、建設業組合のほうに委託されますので、その都度の対応になるかと思います。

県道の対応ですので、私、委員会として、曽於市の市議としては対応できずに、それなりの議論も聞き出しもなかったと思います。

以上です。

○８番（今鶴治信議員）

今建設経済委員長から説明がございましたけど、どの議員もなんですけど、なかなか県道の路肩の草の管理が悪いということで、今回予算措置のほうはまだはっきりわからないということでございましたけれども、権限移譲で市がされるということで、シルバー等でも市道の場合は作業されているんですけれども、建設業組合に委託されると、これまでもそういう条件、今までもやっておられましたけど、追加として市が権限移譲を受けた場合、予算が伴っても市のほうでも荒れたところは早急的にできるような要因があるかどうかいう、そういう質疑がなかったかどうか、もう一回伺います。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

当然、１回目で答弁すればよかったですが、今後は建設課としても取り組み、勢いですか、誓いですかね出てきたというようなふうな答弁ですので、道路が大いに荒れているという状況を完全に認めております。そして、それに対応していくということが今回の導入ですので、期待ができると思います。

以上です。

（何ごとか言う者あり）

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

先ほどの今鶴議員に、一応質疑があったので、細かく言いますと、末吉は現在正職員が２名、臨時が３名、新たに立ち上げる大隅については、正職員が１人、臨時が２人、財部も予定されておりますけれども、正職員が１人、臨時が２人といった答弁がありました。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

――――――・――・――――――

休憩　午後　２時３４分

再開　午後　２時４６分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――・――・――――――

日程第15　議案第81号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

日程第16　議案第82号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

日程第17　議案第83号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第15、議案第81号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてから、日程第17、議案第83号、平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第３号）についてまでの、以上３件を一括議題といたします。

議案３件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

議案第81号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、議案第82号、平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、議案第83号、平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第３号）について、以上、３議案について、審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告いたします。

まず、曽於市国民健康保険特別会計補正予算について、歳入では前年度繰越金を１億8,756万1,000円追加して、補正後の前年度繰越金は２億4,288万2,000円となり

ます。前年度繰越金は今回が最終であり、ほぼ例年並みとの説明がありました。

歳出では、療養給付費等負担金償還金１億2,287万6,000円については、平成29年度に負担金が多く交付されたための返還分であるとの説明がありました。

前年度繰越金の残り6,468万5,000円を予備費に計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算について、歳入では、前年度からの繰越金391万8,000円、歳出は一般会計の繰り出しが主なものであります。

委員より、平成30年度の本市被保険者の医療費動向、さらに保険料収入の状況について質疑があり、後期高齢者医療は県連合で運営されており、現状での実態はつかめていないとの答弁がありました。

次に、介護保険特別会計補正予算について、歳入では国庫補助金4,661万8,000円の減、基金繰り入れ6,000万円の減、前年度繰越金は１億2,191万6,000円の増で、本年度の繰越金総額は２億8,975万2,000円であります。歳出では、居宅介護サービス給付費5,280万円、施設介護サービス給付費7,200万円、介護予防サービス給付費3,600万円の減が主なものであります。

委員より、本年度の介護保険の運営は、ほぼ順調な財政状態のもとで運営がなされており、余裕のある財源は可能な限り基金の積み立てに回すべきではないかとの意見がありました。

以上、審査を終え、本委員会としては、議案第81号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号について、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○８番（今鶴治信議員）

第81号の国民健康保険特別会計補正予算について、文厚委員長に質問をいたします。

前年度繰越金は例年並みであるということの説明でありましたが、歳出におきまして、療養給付費等負担金償還金が１億2,287万6,000円で、平成29年度に負担金が多く交付されたための返還金であるという説明がありましたけど、これは逆に言いますと、平成29年度のより医療費が抑制されたから、こういう返還金が発生したのか伺います。

○文教厚生常任委員長（徳峰一成）

まさしく前委員長の今鶴議員の言われるとおりであります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第81号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号、平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第82号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号、平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

――――――・――・――――――

日程第18　議案第84号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第19　議案第85号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第20　議案第86号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第21　議案第87号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第18、議案第84号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）についてから、日程第21、議案第87号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）についてまでの、以上、４件を一括議題といたします。

議案４件については、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（宮迫　勝）

議案第85号、平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について、本案は浄化槽施設修繕費の追加によるもので、歳入については、繰越金を54万5,000円追加し、歳出については、施設管理費を54万5,000円追加するものです。

委員より、修繕の内訳の質疑に対し、浄化槽の本体の漏水が３件、ブロワー２件の修繕であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案の通り可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

議案第84号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に係る補正は、一般会計繰入金の減額及び繰越金の追加によるもので、歳入については、繰入金を584万円減額し、繰越金を584万円追加しています。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第86号、平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、本案に係る補正は予備費の追加によるもので、歳入については、繰越金を3,060万6,000円追加し、歳出については、予備費を3,060万6,000円追加しています。

次に、質疑の概要を申し上げます。繰越金を予備費に計上する理由は何かの質疑に対し、平成32年度に水道事業会計への統合を予定しており、企業債約５億円の償還として予備費での対応をしているとの答弁がありました。

委員より、予備費の目的を明確にする必要があるとの意見がありました。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第87号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について、本案に係る補正の収益的支出は、賃金の通勤手当分の追加により賃金を３万3,000円追加しています。

以上、審査を終え本委員会としては、本案について採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（原田賢一郎）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

通告なしですけども、報告をお聞きしての１点、御了解いただきたいと思います。

議案第86号の簡易水道の補正予算について、先日の議案提案でも質問いたしましたが関連いたしまして、委員長報告の中で、平成32年度に水道事業会計の統合を予定しているということでございます。質問でありますけども、32年度とはもう再来年度、もうすぐ始まりますけども、これは笠木簡易水道だけじゃなくて、ほかの簡

易水道も含めて、もう32年度から一気に水道事業会計の統合を予定しているのかどうかです、これが第１点。

それから第２点目、これらを含めた先日の質問の中で、交付税措置が年間約4,000万円前後だったですよね。これがカットされた場合に、これに一般会計からの繰り入れというのが、会計上、無理ではないかと思うんですけども、そうなった場合は、今後、水道事業の財政がより厳しくなる、場合によっては値上げもなりかねないというそういった議論がされていたら報告をしていただきたいと思っております。

○建設経済常任委員長（迫　杉雄）

笠木簡易水道事業のことでございますが、32年度をめどに統合ということで、今、進めておる中での、今報告の中にありましたが、予備費に3,060万6,000円ということで、これについても起債の償還等にも充てるということ等で説明を受け、全体統合については３月議会等で内容を報告するというような流れになっております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第84号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第84号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第86号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第87号を採決いたします。

本案に対する常任委員長の報告は可決であります。本案は常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第22　議案第88号　曽於市特別職の職員の給与に関する条例及び曽於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について

日程第23　議案第89号　曽於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第22、議案第88号、曽於市特別職の職員の給与に関する条例及び曽於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について及び日程第23、議案第89号、曽於市職員の諸給与に関する条例の一部改正についてまでの２件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第22、議案第88号及び日程第23、議案第89号を一括して説明をいたします。

まず、日程第22、議案第88号、曽於市特別職の職員の給与に関する条例及び曽於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正についての説明をいたします。

国は、平成30年８月10日の人事院勧告に対し、平成30年11月６日の閣議によって、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定することを決定し、その後国会で可決成立し法律が公布されました。本市においても、国の給与改定に準じ、曽於市特別職の職員及び議会議員の特別給与の給与改定を行うものであります。

第１条による曽於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と、第３条による曽於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、12月支給する特別職及び議会議員に係る期末手当の支給割合を100分の165から100分の170に0.05月分の引き上げを実施するもので、平成30年度分から適用するものです。

第２条による曽於市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び第４条による曽於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正は、期末手当の支給割合を６月にあっては100分の150から100分の160に、12月にあっては、100分の170から100分の160に改めるもので、平成31年４月１日から施行するものです。

次に、日程第23、議案第89号、曽於市職員の諸給与に関する条例の一部改正について、説明をいたします。

平成30年８月10日の人事院勧告に伴い、一般職の国家公務員の給与の額を改定することが平成30年11月６日に閣議決定され、その後、国会で可決成立し法律が公布されました。平成30年４月分の月例給について、国家公務員給与と民間給与を比較した結果、民間給与が国家公務員給与を上回ったため、昨年度に引き続き、月例給と特別級の勤勉手当を引き上げることになりました。曽於市においても、人事院勧告に準じて給与改定を行うものであります。

第１条による曽於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、同条例第18条第２項に規定する一般職の職員と再任用職員に係る12月期の勤勉手当に係る支給割合を0.05月分引き上げるとともに、行政職給料表を平均改定率0.2％引き上げるため、別表の改正をするもので、公布の日から施行し、平成30年４月１日から適用するものです。

第２条による曽於市職員の諸給与に関する条例の一部改正は、第１条による曽於市職員の諸給与に関する条例の改正により、平成30年12月期の勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げたところですが、この引き上げ分を含めた勤勉手当の支給割合を改正するものであり、平成31年４月１日から施行するものであります。

以上で、日程第22、議案第88号及び日程第23、議案第89号を一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

まず、報酬審議会の開催日と報酬審議会のメンバー、そして審議会の一応報告といいますか答申について答えてください。

第２点目、今回はこの議案第88号で特別職、議員を含めての条例改正でございます。あらかじめ課長からもお聞きいたしておりますが、一応、数字の確認でございます。特別職については、期末手当の引き上げで、0.05掛け５カ月分と受けとめていいのかどうか。午前中にＦＭの問題がありまして、この直後に引き上げというのもちょっと違和感があるんですが、質疑の中でも一応数字の確認をさせてください。

それから、職員については、期末手当と勤勉手当の２つの今回条例改正であって、職員の給料については平均で２％、また勤勉手当については全員0.05カ月の引き上げということで理解していいかどうか、間違いであったら訂正してください。

さらに、３点目、市長報告では、民間との差異が逆転現象が生じたということでありますが、曽於市の場合、民間の場合も非常に給与水準が低いんですけども、それなりのデータ集積、集約は行っていないのかどうかです。もし行っていたら報告してください。行っていなかったらよろしいです。

最後に、臨時職員については引き上げは、これは条例改正事項じゃありませんけども、新年度から、あるいは本年度から考えていないのかどうかです。今現在、臨時職員は何名いるのか、本来だったら何らかの形で賃金の引き上げを含めて同時並行でやっていくべきじゃないかと考えますけれども、臨時職員の現在の数を含めて報告してください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今回の改正に伴う条例の提案に当たりまして、報酬等の審議会のほうにはかけておりません。また、基本的な細かいことについては、担当課長から答弁をさせます。また、地域の民間の給与についても、細かくは調査はしていないところでございます。

○総務課長（今村浩次）

それでは、お答えをいたします。

ただいまの報酬審議会につきましては、市長がおっしゃられたとおりでございますが、その審議会の設置条例におきまして、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を提出するときには、あらかじめその審議会を開かなきゃならないとあります。今回は手当の改正ということでありますので、開いていないところでございます。

それから、特別職、議員、期末手当0.05月の増加ということでございますが、そのとおりでございます。これは、それぞれの金額をという意味……。

（「もういいです」と言う者あり）

○総務課長（今村浩次）

いいですか、はい。0.05月の増でございます。

職員につきましてでございます。２％というふうに言われましたが、給料は0.2％の増でございます。あと、期末手当について0.05月の増というものでございます。

民間との差異は市長が申されたとおりでございます。

臨時職員の人数でございますが、ここに手元に資料は持ってきておりませんが、全体で非常勤職員を含めまして約200名いらっしゃいます。その他で臨時職員、事務筆耕の臨時職員につきましては、50名程度だったというふうに考えておりますが、この賃金につきましては、今年度最低賃金を下回る形になりましたので、本年の９月議会におきまして、10月１日からということで100円引き上げさせていただいたところでございます。現在はその金額で支払いをしているというような状況でございます。

以上です。

○１９番（徳峰一成議員）

市長に１点だけ質問いたします。全国的に自治体を含めたこの非正規臨時職員の労働条件の低さといいますか、問題が出ておりますけども、この最低賃金を下回るそうだから100円引き上げるというのは当然のことでありますが、全体として、特に曽於市が率先していって、臨時職員の賃金だけじゃないですが、労働条件をいい方向で改善する先進例をつくっていくべきじゃないかと個人的に思っております。今後、検討課題として、ぜひ実施していただきたいんですが、考えを示してください。

○市長（五位塚剛）

臨時職員の皆さんたちにも、本当にいろいろとお世話になっているとこでございます。特に、今、ふるさと納税係のところでは、本当に夜遅くまで仕事を手伝ってもらったり、いろいろしております。そういう意味で、臨時職員のあり方についても、検討をずっと今進めておりまして、国のほうからも最終的には法律改正で２年後、32年度から臨時職員の方々の身分保障をする立場から、ボーナス、賞与等の支払いも出てまいりますので、そういう意味で、総合的に今判断をして、そのような方向に今進めているとこでございます。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○１４番（渡辺利治議員）

議案第88号について、質疑をいたします。

今回の人事院勧告の中で出ておりますように、我々議員はどれだけのアップになったか、それが示されておりますけど、私の勉強不足だったら申しわけないんだけど、４役の方々の額が示されておりませんけど、これは示したほうがいいんじゃなかろうかと思いますが、この額を教えていただきたいと思います。

それと、全国統一でありまして、４月１日と30年の12月１日基準となっておりま

すけど、これはこの市の条例が決めることであって、両方とも、31年４月１日に持っていく気はないのか、それを伺います。

○市長（五位塚剛）

数字的なものについては、総務課長のほうから答弁をさせたいと思います。

提案につきましては、私のほうで提案したとおりで進めていきたいというふうに思っております。

○総務課長（今村浩次）

お答えをいたします。

４役の方のアップ額ということで理解をいたしましたので、申し上げたいと思います。市長におきましては、0.05月分ということでございますので、４万8,013円の増額ということになります。両副市長におかれましては、３万7,950円、教育長につきましては、通常であれば３万5,248円でございますが、就任が教育長におかれましては６月27日の就任でございましたので、80％分という計算になりますので、２万8,198円の増ということになるところでございます。

それから、４月１日と12月１日の関係でございますが、人事院勧告そのものが公務員には争議権という団体、どうですかね、それが認められておりませんので、それのかわりにこの人事院勧告というのがあります。人事院勧告の民間の調査におきましては、毎年２月、３月の春闘の結果を受けて、４月から民間は給料が上がったり下がったりするわけでございますが、その４月の時点の調査と比較を、４月の民間、４月の国家公務員の給与を調査して、その差額を設けておりますので、ですので、今回の差額の0.2％分等につきましては、本年、30年４月の差額ということになりますので、これにつきましては、４月１日にさかのぼるというものでございます。

以上で終わります。

○１４番（渡辺利治議員）

４月にさかのぼっての支払いということで、やはり市民目線から見たら、よかなあというような気もいたしかねない実情でございます。やはりこういう御時世でございますので、できましたら、やはり今回これを４月に合わせる、もしくはなしという形での方向が、私としては望ましいと思っておりますが、どのような考えをお持ちでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今回は、人事院勧告に基づきまして、いろいろと協議をされましたけど、そのとおりしたほうがいいのではないかという判断をしたところでございます。

議員各位、いろいろ御意見があると思いますけど、そのあたりは議員の皆さんた

ちの判断にお任せしたいというように思っております。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案２件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案２件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第88号、曽於市特別職の職員の給与に関する条例及び曽於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

○１４番（渡辺利治議員）

今、提案されたものに質疑をいたしましたけど、さきの認定問題にやはり鑑みまして、今回は余りふさわしいことではなかろうと思い、今回の件につきまして、やはり市民感情を逆なでするようなことは避けたい、そういう観点からこの議案第88号については、反対の討論といたします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

○５番（渕合昌昭議員）

議案第88号、曽於市特別職の職員の給与に関する条例及び曽於市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正について、反対をします。

先ほど出ましたけども、やはり市民目線で見ますとなかなか厳しいところがあります。その中でいきますと、やはり議員としては、一応、これを保留と、あるいは反対ということで反対とします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

共産党議員団も議案の88号については反対をいたします。

反対する理由は、今の時世では上げ幅に関係なく引き上げるべきでない、また、４月遡及もよろしくないといった理由からであります。

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第88号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

しばらくまってください。

起立少数であります。よって、議案第88号は否決されました。

次に、議案第89号、曽於市職員の諸給与に関する条例の一部改正についてを討論いたします。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第89号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第24　議案第90号　平成30年度曽於市一般会計補正予算（第７号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第24、議案第90号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第７号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

議案第24、議案第90号、平成30年度曽於市一般会計補正予算（第７号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は歳入歳出予算の総額に1,457万4,000円を追加し、総額を250億2,843万円とするものです。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、１ページをお開きください。

今回の補正予算は特別職等の期末手当、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正並びにコミュニティＦＭ放送局運営負担金過年度返還金による追加であり、歳入から説明をいたしますと、繰入金は財政調整基金繰入金を1,168万3,000円、諸収入は総務費雑入を289万1,000円、それぞれ追加しております。歳出については、給料、職員手当等、共済費、繰出金は1,168万2,000円、思いやりふるさと寄附金推進事業を289万2,000円、それぞれ追加しております。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。

○８番（今鶴治信議員）

ちょうど特別職の条例が否決されたんですけど、この予算説明の中にはそれが含まれているんじゃないですか。このまま続行していいんですか。

○議長（原田賢一郎）

暫時休憩します。

――――――・――・――――――

休憩　午後　３時２４分

再開　午後　３時２５分

――――――・――・――――――

○議長（原田賢一郎）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○６番（上村龍生議員）

２点ほど質問いたします。

まず、歳入のところは、予算説明資料のコミュニティＦＭのところのちょっと内訳の内容を委員会等で質疑された方はわかっていると思うんですが、これは１ページですか、企画課分の諸収入のところのこのＦＭのところの不明金のところは先ほどの委員長説明のところで理解したんですが、その社会保険料のところの24万165円、これの社会保険料は通常は個人負担と会社負担とあると思うんですけども、その両方ともの該当なのか、そしてその内容的には、これを納めるところを、個人が納めずに持っていたために返還として受け入れたのかその確認です。

それから、未収金については、先ほども若干触れておられましたけども、これ以上の29年度分についての未収金についても、もうあとはもうないという理解でよろしいのか、その確認が１点です。

２点目は、歳出全般ですけども、今回の補正は、先ほどの人勧絡みの歳出がほとんどだったのではないかと思うんですが、一部わからないところがあったんですけど、もし、人勧以外の歳出部門で項目が上がっていれば説明お願いします。もし、なければ結構です。

以上です。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

今回、歳入に補正で上げておりますが、まず、内容につきまして若干説明をさせていただきます。

まず、内容につきましては、289万1,156円でございますが、そのうちの145万8,540円、これは監査委員から指摘を受けて、本人の賠償額全体額でありまして、そのうちの29年度分が145万8,540円ですので、その分を返還していただくということになります。

それから、社会保険料24万165円でございます。これにつきましては、広告収入を横領した当該者が経理処理の中で自分の分のを引いていなかったんでありますが、その経理処理の中で、その自分のものを会社負担で払っていたという事実がございます。要するに、その分が会社として支出がされておりましたので、その分を返してもらうという金額でございます。

最後の、未収金119万2,860円でございますが、29年度、先ほど訂正をお願いした金額でございまして、29年度の未収分でございまして、内容につきましては、４月１日から収入された分と現時点での未収金を合わせた合計額になります。

以上で終わります。

○財政課長（上鶴明人）

それでは、今、上村議員から質問のありました歳出におきまして、人事院勧告以外分の歳出があるのかということについて、お答えいたします。

議会委員会説明資料の８ページになります。

この８ページの中で思いやりふるさと寄附金の推進事業費、これに積立金として289万2,000円を積み立てるように、今回予算計上をしております。これは、今回、先ほどもありましたコミュニティＦＭ放送局の運営負担金、これの289万1,000円の返還金があったところでございますが、これが平成29年度の予算編成を行う際に、思いやりふるさと基金を当該事業に充当しておりました。ですから、今回あったものをまたそのまま思いやりふるさと基金に新規で返還分を積み立てるというものでございます。

以上です。

○６番（上村龍生議員）

わかりました。再度確認。その企画課分の社会保険料と未収金のところですが、要するに、社会保険料は個人負担の部分を会社負担にして出していたということなので、内容的には個人負担分という理解でいいのか確認です。

それから、未収金は、もうこれでもう全て29年度分終わりと理解していいのか、その２点の確認です。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

この額は、社会保険料の個人負担分ということでございます。

それから、29年度の未収金、これで全額でございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○８番（今鶴治信議員）

もう一回、最終確認で私のほうも課長に質問いたします。

私がこの前の一般質問でいただいた資料には、平成29年度分でいいますと、96万660円という報告でありましたけど、訂正願いがありましたそれ以前に、以前というのは11月15日現在の収入済み額の23万2,200円を合わした119万2,860円が、29年度分の未収金ということを確認いたします。

それと、実際上、今回のこの未収金の119万2,860円をもって、全てが今度歳入としてまちづくり曽於から入ったということで、実際上は、この前の質問の中では、未収分の私が一般質問のときでは、29年度分は96万円の金額の中の56万8,080円だったということでありましたけど、それが全部回収されているのか、それでなくて

もそういう、どうしてもできない場合は売掛金と計上して上げるという説明もありましたけど、そういうことで対処されたのかを伺います。

それと、最終的には、結局、以前、総務委員会の決算認定に出た数字とまたこの23万2,200円と社会保険料側の個人分の２年も合わせて26万1,974円というのが出てきたということで、最終的には横領金、不明金そして未収金を合わせるとトータルして今回の影響額は464万5,113円で正しいのか。そしてまた、平成29年度分はもう会計が終わっているんですけど、1,800万円の曽於市の負担金が既に支払われているけど、実際上はこれをもろもろを289万1,560円引くと、曽於市の負担金は1,510万8,435円だと、それを払えばよかったのかどうかお伺いいたします。

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず最初に、119万2,860円でございますが、これはこの数字で間違いないところでございます。

それから、今、この額があとどれぐらいになっているか、これはこの訂正申し入れ書で収納額が80万280円入っているというのを報告したところでございますが、この差額39万2,580円を今徴収中でございます。この額につきましては、先日の総務委員会でも、理事長のほうからは３月までに回収したいという形で答えていらっしゃるところでございます。

それから、先ほどの負担金の件でございますが、29年度、市からの補助金は1,800万円支払いましたが、財団のほうが1,700万円を29年度処理、100万円が30年度処理とされておりますが、おっしゃるとおりこの1,500万円、この29年度の不明額を差し引くと、市からの負担金は1,500万円程度でよかったのかなと考えているとこでございます。

以上です。

（「それともう１点。不明金と横領金と未収金が合わせた金額」と言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

お答えいたします。

まず、29年度が30年度合わせまして、先ほど資料お配りしていますが、総額では464万5,113円となるところでございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

○４番（岩水　豊議員）

返還金についてお伺いいたします。

今、ほかの議員の方々から報告はあったとこなんですが、総務委員会のほうでは、

それ、先ほどの午前中にも説明があったわけなんですけど、この23万2,200円というのがどうも明確な説明に思えません。決算時点では広告収入は1,508万4,143円ですよね。そのときの売掛金、３月末で締めたときの、いわば未収金ですね、企業の、ＳＯＯＧｏｏｄＦＭの。131万2,888円と全員協議会でまちづくり曽於の決算の報告をいただいておりますが、今回のこの23万2,200円というのは、この131万2,888円の中から23万2,200円入ってきたということなんですか。それとも、事前に説明を受けていた未請求分、不正を働いた影響で請求をしていない金額が96万660円あったということですが、それが23万2,200円ふえたということなんでしょうか。

それと、社会保険料、２年度分で、２年度分、とりあえず今年度分としてもですが、29年度分で24万165円、30年度分と合わせて26万1,974円というのがありますが、これも厳密に言えば横領金に当たるんじゃないですか、横領金に。横領金の中の売上金と社会保険料個人負担分を横領したということになるんじゃないですか。そこの説明をしてください。

そして、どうもこう二転三転していったということの説明がどうもわかりづらい。最終的に、こういうＦＭのほうの不明金、未収金です、請求をしていなかった分の未収金、もともと請求していた３月末の売掛金、未収金として131万2,000円はあるわけですから、それ以外の額だと思いますが、それを入れたときの広告宣伝収入額は幾らになったのか。まずそこを説明ください。

○企画課長（橋口真人）

それではお答えいたします。

まず、以前、全員協議会にこの会計の決算を報告した数字でございますが、収入額につきましては、広告宣伝収入につきましては、1,508万4,143円でございます。この中には、この貸借対照表の売掛金に計上されている131万2,888円は含まれているところでございます。今回、出てきました23万2,200円ですけども、この決算から全く出てこない、いわゆる未収額という形で追加になるところでございます。

それから、社会保険料、横領ではないのかということでございます。これにつきましては、まちづくり曽於の理事長、放送局長と本人といろいろ話をしたけども、最終的に横領と認めていないということでございました。そういう意味で、本人としては知らなかったということですぐ返還がされたようでございます。そういう経緯はありました。

それから、この説明の額でございますが、この未収金、不明額、これを全部足しますと、29年度の広告収入の額は、この先ほどお配りしました資料の調定額1,773万5,543円になる予定でございます。

以上です。

○４番（岩水　豊議員）

それではお伺いいたしますが、市が出資して設立した団体等については、議会に決算が済んだら報告をいただいておりますが、この一般財団法人まちづくり曽於の修正後の決算書はできているのか、あわせて、修正申告は済んだのか、最終利益は税引き後の繰越金は幾らになったか、議会に報告がないじゃないですか。

返還金だけが先走るようですが、税法上いきますと、税金の申告は自主申告になっております。税務署から督促されてするわけではなく、自分で自主的に申告しなければならないとなっております。その観点からいきますと、修正が発生したということは、まずは売り上げが違ったということがわかったわけです。売り上げが変わったということがあれば、ちゃんとまず税務署に修正申告するべきじゃないんですか。これ、税法に違反しています。

税務署に確定申告をして、その時点の数字をもって市のほうに返還金をどうするかということを検討するべきじゃないんですか。ましてや税理士等のまさか確認をとっていないということはないだろうとは思いますが、一応、念のためにお伺いいたします。

それと、この売り上げが、収入が変わったということでどうすればいいか、税法上のことについて税務署等との指導を受けたか、また、税務署との間で確認がとれているかをお伺いします。

○企画課長（橋口真人）

まず、この不明金、未収金の件でございますが、この件につきましては、税理士とまちづくり曽於の理事長と打ち合わせ等があったところでございますが、基本的には、この額は請求していない、あるいは会社に入る前に横領しているということで、会社に入っていないお金であるということで、税理士からはこのお金は30年度収入として計上され、税務署に申告するということの指導を受けたということでございました。

それから、税務署との協議ですから、私どもとしては、私どもから税務署との協議は行っていないとこでございます。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

そういうことで、この未収金、不明金につきましては、30年度の収入と入ってきますので、29年度の決算書の修正はしないということで税理士とまちづくり曽於の理事長とは打ち合わせがされたというふうに聞いているところです。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

次回の全協等で報告させていただきたいと思います。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。３回目。

○４番（岩水　豊議員）

まだ１回残っておりましたのでさせていただきます。

しっかり確認をしていただきたい。税法上、この収入が売り上げがあって、請求していなくても、３月までに放送したんですよ。売り上げの根拠はできているんです。した分がこうやって現に入っているんです。これは税法上、明らかに違法になります。これは私も確認をとりました。わかっているんだったら、現に収入があって、その分の修正もこうやって確定しているんであれば、これは過年度分の申告になりますと、課長、よう聞いてくださいね、29年度分を30年度にその利益が出た分を申告すると、それに加算税がかかるんですよ。わかりますか、言っていることが。当たり前に申告しないから、おくれた分についての加算税が来るんです。そして、この修正をちゃんとして、そのところでないと最終的なまちづくり曽於の利益金額は確定しないんじゃないですか。税金等も出てまいりますから。

ですから、これを次年度へ処理するということはできないはずなんです。だって、行政もでしょ。今年度出さんにゃならんた出納閉鎖までに、５月までに全部、29年度は30年の５月までに全部精算済ませますがね。だから確定申告も３月締めで５月まで２カ月間の猶予があるんですよ。それがこうやって発覚したということであれば、修正申告すればいいんですよ。修正申告して、最終的利益が確定した中で市の返還金を確定すると。これは市のほうで確認しておりませんちゅうたらそれは無責任じゃないですか。市がお金を補助金を出している団体ですよ。お金を出しているんです、税金を。それをこうして受け取ればいいということではなくて、法律上の問題を全部クリアするためには確認をとるべきじゃないですか。法制係もいるわけでしょ。ちゃんと確認をとって、この修正申告、最終的なでは、その事業年度の分を過年度分の返済と今度は書いてあるんですよ、過年度分と、今度のは。今の話であれば、今年度分を返すことになるじゃないですか。過年度分を今度返還を求めているわけ、協議して過年度分の返還と書いてありますがね。でも、今の話でいけば30年度の分になってしまうじゃないですか。明確な説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

まちづくり曽於も、３月31日で会計検査をもう年度を締めております。市のほうも基本的にはもう決算も終わっております。それを前提として、もう出納閉鎖も終わっておりまして、その後に起きた問題がありまして、このような形で具体的に対応策をしました。ですから、市のほうはまちづくり曽於に対しては、3,000万円の

最高の予算額の中で不足した分について、実績に基づいて市が補填をするという状況の中でやっておりまして、その状況の中で過ちがあって、今確定しました。

当然ながら、税務署の申告というのは、基本的には確定申告をした後に最終的に全部確定した後に修正がわかれば、修正申告というのは別にいつしなければならないということはありません。これはまた税理士のほうとも相談しますけど、今の状況の確定が、今、議会のほうに全部説明はしましたので、これを前提とした修正申告は必ずまちづくり曽於のほうに指示をいたしたいと思います。そのことによって、今言われるような法律違反とかそういうことは、基本的にはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。まだありますか。

○企画課長（橋口真人）

今、市長が申しましたとおり、まちづくり曽於の税理士がいますので、税理士のほうと相談しながら、必要な事項を精査して処理したいと考えております。

（何ごとか言う者あり）

○企画課長（橋口真人）

この不明金、それから社会保険料、それから不明額、この額は確定しておりますので、この額を返していただきたいという形で処理を進めているところでございます。

○議長（原田賢一郎）

ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第90号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案第90号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対の討論はありませんか。

○４番（岩水　豊議員）

今、質疑をいたしましたが、明確な答弁をもらえません。確定申告をして、正確な剰余金が確定した時点で返還金を求めるということであればいいと思います。でも、補助金を出している会社の経営は締めてみないとわからんわけですがね。そういう不明瞭な税法を、先ほど市長が答弁したとおり、修正申告は速やかにしなさいとなっております、確定した場合。行政がそういう態度でよろしいんでしょうか、指導として。自分でわかったら速やかに、早く修正をするというのが基本になっています。いつでもいいんですよじゃないんですよ。そういうことを考えて、今回、このような形での返還金の請求が入った補正予算（第７号）については、反対いたします。

○議長（原田賢一郎）

賛成の討論はありませんか。

○１９番（徳峰一成議員）

議案第７号については、職員の給与が中心であります、金額的にも。先ほど質疑では申し上げていませんでしたけども、職員の労働条件を給料含めて、期末手当を含めて引かれるというのは、共産党議員団、昔から一貫した立場であります。先ほど、今鶴議員の言われるのも一理ありますけども、今後、十分そのあたりは気をつけてスムーズな議会対応ができるようにしていただきたいと思います。賛成です。

○議長（原田賢一郎）

反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立多数であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第25　議案第91号　平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

日程第26　議案第92号　平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

について

日程第27　議案第93号　平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第４号）について

日程第28　議案第94号　平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第29　議案第95号　平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第30　議案第96号　平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第31　議案第97号　平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第４号）について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第25、議案第91号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてから、日程第31、議案第97号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第４号）についてまでの、以上、７件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第25、議案第91号から日程第31、議案第97号まで一括して説明をいたします。

日程第25、議案第91号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は歳入歳出予算の総額に21万4,000円を追加し、総額を56億8,752万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、３ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については、繰入金を21万4,000円、歳出については総務費を21万4,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第26、議案第92号、平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の５ページをお開きください。

第１条は歳入歳出予算の総額に８万8,000円を追加し、総額を５億7,139万5,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、４ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については、繰入金を８万8,000円、歳出については総務費を８万8,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第27、議案第93号、平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第４号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の９ページをお開きください。

第１条は歳入歳出予算の総額に39万1,000円を追加し、総額を56億8,086万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、５ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については、繰入金を39万1,000円、歳出については総務費を39万1,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第28、議案第94号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の13ページをお開きください。

第１条は歳入歳出予算の総額に６万4,000円を追加し、総額を１億9,801万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、６ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については、繰入金を６万4,000円、歳出については公共下水道事業費を６万4,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第29、議案第95号、平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の17ページをお開きください。

第１条は歳入歳出予算の総額に３万2,000円を追加し、総額を１億1,306万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、７ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳入については、繰入金を３万2,000円、歳出については総務費を３万2,000円それぞれ追加しております。

次に、日程第30、議案第96号、平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正

予算（第３号）について説明いたします。

まず、特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第１条は歳入歳出予算の総額を増減なしとし、総額を4,884万円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、８ページをお開きください。

今回の補正予算は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、歳出については簡易水道事業を３万4,000円追加し、予備費を３万4,000円減額しております。

次に、日程第31、議案第97号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第４号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の23ページをお開きください。

第２条は予算第３条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に32万9,000円を追加し、予定額を５億3,492万7,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をいたしますので、９ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、一般職員の給料及び勤勉手当等の改正による追加であり、水道事業費用を32万9,000円追加しております。

以上で、日程第25、議案第91号から日程第31、議案第97号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（原田賢一郎）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案７件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、議案７件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決に入ります。討論、採決は１件ずつ行います。

まず、議案第91号、平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算（第４号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第94号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号、平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号、平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第４号）について、討論を行います。反対の討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

ほかに討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第97号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（原田賢一郎）

起立全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

―――――・――・―――――

日程第32　閉会中の継続審査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第32、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

建設経済常任委員長から、目下、委員会にて審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。建設経済常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、建設経済常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

―――――・――・―――――

日程第33　閉会中の継続調査申出について

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第33、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

――――――・――・――――――

日程第34　議員派遣の件

○議長（原田賢一郎）

次に、日程第34、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣については、会議規則第167条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（原田賢一郎）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

平成30年度の第４回曽於市議会の最終本会議におきまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

先ほどの議会の中で提案をいたしました議案第88号については、私たち特別職やらまた議員の方々の費用弁償、報酬等についての一部改正については残念ながら認めていただけませんでした。これについては、今後もまた真摯に受けとめたいというふうに思っております。

今回は、12月の議会では、特に平成29年度の一般会計の決算認定について途中でＦＭ放送、まちづくり曽於の運営の中で収入の不正、横領が発覚いたしました。このことについては、私たちも非常に驚きました。当然ながら、これの原因の追求と

またその今後の対応策、またＦＭ放送のこれについては、市民の皆様の大切な事業でありますので、運営に支障がないように最大の努力をしてまいりました。結果的に、内容が協議をしよる中で解明をいたしましたので、当然ながら不正なものについては返還をしていただきました。それなりの措置もいたしました。それの受け入れについても、このような形での提案になりました。そういう意味では、非常に変則的な議会になりましたけど、29年度の決算額254億948万4,000円というこの歳入歳出の決算については、私たち４役を初め市の職員354名の職員が一丸となって市民のために暮らしを守るために、市道、農道の整備、また保険事業、また新たなクリーンセンターの事業の中身、学校教育関係の予算を含めて全て９回の補正の中で議会で審議をしていただいて認めていただいた予算であります。それを責任持ってこれについては遂行をいたしました。

まちづくり曽於の過ちについては、これはまた事業は別な中での起きたものでありますので、これは一つの私たちの行政側も一つの戒めとして取り組んでいきたいと思います。

また、300にわたる補助金を支出しておりますので、それについても問題がないように再三、注意勧告も含めて、市の職員のお金の取り扱いについても指導してきました。二度とこのようなことが起きないようにしてまいりたいと思います。そして、今回のＳＯＯＧｏｏｄＦＭについては、市民また議会の皆さん、特にこのＦＭを利用されている人たちに大変な御心配と御迷惑をかけたということについては、本当に道義的な責任を感じておりますので、今後、いろいろ対応しながら職員一同頑張ってまいりますので、議員各位の今後の御支援、御協力をお願い申し上げまして挨拶にかえさせていただきたいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（原田賢一郎）

以上をもちまして、平成30年第４回曽於市議会定例会を閉会いたします。

――――――・――・――――――

閉会　午後　４時１０分

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第６９号	曽於市税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第７３号	指定管理者の指定について（大隅弥五郎伝説の里）	全会一致 可決
議案第８０号	平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第８５号	平成30年度曽於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第２号）について	全会一致 原案可決
認定案第２号	平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）	賛成少数 不認定

文教厚生常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第７４号	指定管理者の指定について（曽於市立恒吉地区診療所）	全会一致 可決
議案第７５号	指定管理者の指定について（財部保健福祉センター）	全会一致 可決
議案第７６号	指定管理者の指定について（大隅デイサービスセンター）	全会一致 可決
議案第７８号	指定管理者の指定について（曽於市立図書館，曽於市立図書館大隅分館及び曽於市立図書館財部分館）	全会一致 可決
議案第７９号	指定管理者の指定について（末吉歴史民俗資料館，大隅郷土館及び財部郷土館）	全会一致 可決
議案第８０号	平成30年度曽於市一般会計補正予算（第６号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第８１号	平成30年度曽於市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について	全会一致 原案可決
議案第８２号	平成30年度曽於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について	全会一致 原案可決

事件の番号	件名	審査の結果
議案第８３号	平成30年度曽於市介護保険特別会計補正予算(第３号)について	全会一致 原案可決
認定案第２号	平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）	全会一致 認定

建設経済常任委員会

事件の番号	件名	審査の結果
議案第７０号	曽於市有住宅条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議案第７１号	字の区域変更について（梶ヶ野東迫地区）	全会一致 可決
議案第７２号	字の区域変更について（立馬地区）	全会一致 可決
議案第７７号	指定管理者の指定について（曽於市ゆず冷凍保管庫）	全会一致 可決
議案第８０号	平成30年度曽於市一般会計補正予算(第６号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議案第８４号	平成30年度曽於市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について	全会一致 原案可決
議案第８６号	平成30年度曽於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について	全会一致 原案可決
議案第８７号	平成30年度曽於市水道事業会計補正予算（第３号）について	全会一致 原案可決
認定案第２号	平成29年度曽於市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）	賛成多数 認定